

学 部 要 覧

——学修と学生生活の手引き——

平成31(2019)年度

入学の当初、学修や学生生活についての指導があるので、必ず出席してください。

この「学部要覧」は新入生にのみ配付されます。とくに学修上の諸規定は、途中で変更されることなく、卒業まで一貫して適用されますので、学年のはじめには読み返すようにした上で、卒業まで大切に保管してください。

日 本 大 学 法 学 部

はしがき

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

皆さんは、日本大学法学部の学生として、これから新たな一步を踏み出すにあたり、心躍らせているのではないかと思います。

この『学部要覧』は、皆さんが日本大学法学部に入学してから卒業するまでに必要な数々の情報を提供するために編集された「ガイドブック」です。

まずは、皆さんが大学で学ぶにあたり、不可欠な履修や学修の方法について知る必要があります。大学で学修し、卒業するために何が必要か、履修や単位の修得はどのように行うか、さらに教育職員免許状などの資格を取るにはどうしたら良いのかなど、大学生活の中で、基本的で重要な情報が、ここでは細かく説明されています。また、この『学部要覧』には、図書館の利用案内や課外講座の案内、各種資格試験の指導部門の紹介、さらには司法科研究室、行政科研究室など学生研究室に関する記載や就職などの進路に関する記述もあります。皆さんは、この要覧をよく読んで、卒業後の進路を見据えて4年間の学修計画を立て、有益な学生生活を送るよう心がけてください。

もちろん、入学したばかりの皆さんは、この『学部要覧』を手にとって眺めてみても、あまりの情報量の多さに戸惑いを感じる人もいるかもしれません。4月早々に始まる各種のガイダンスは、これから大学で学び、生活していくのに必要なことを説明するためにあります。その際には、必ずこの『学部要覧』を持参してください。『学部要覧』を熟読し、ガイダンスを受けても疑問点が氷解しない場合には、ガイダンスを補完する履修相談を有効に活用したり、クラス担任（自主創造の基礎Ⅰ・Ⅱの科目担当教員）に相談したり、あるいは事務局の窓口を訪れてもらいたいと思います。

大学生の学生生活を特徴づけるのは何よりも「自由」です。大学では自分の時間割は自分の責任で作成することが求められています。「何を学びたいのか」「何を学ぶべきか」、それを決めるのは皆さん自身です。そして卒業後に「何を目指すのか」「そのためにはどのような学生生活を送らねばならないのか」、それを決めることができるのも、皆さん自身なのです。もちろん自由の背後には「自己責任の原則」があります。皆さんはこの「自己責任の原則」を十分に自覚して、『学部要覧』を十分に活用しながら実り豊かな学生生活を送ってほしいと思います。

日本大学は、近代国家の成立期にあって、法学普及の重要性を認識した学祖山田顕義伯爵によって、1889年に「日本法律学校」として創立され、「自主創造」を建学の理念としてきました。この日本法律学校から始まる日本大学の歴史は、そのまま法学部の歴史でもあります。法学部は、この長い歴史と輝かしい伝統を誇る日本大学の中にあって、その中核に位置付けられています。皆さんもまた、日本大学の筆頭学部の重要な一員です、その誇りと自覚をもってこれからの学生生活に臨んでほしいと願っています。

も く じ

日本大学法学部	
日本大学の目的および使命	4
日本大学教育憲章	5
法学部（学士（法学））の卒業の認定に関する方針	6
日本大学法学部の教育研究上の目的	7
法学部の沿革と現状	8
学則（抜粋）	11
大学生生活にあたって	14
学修上の注意	17
卒業の単位と授業科目	17
授業科目の登録（履修登録の手続）	21
授業	23
試験	24
法学部追試験実施に伴う取扱い要項	27
学科目の履修と学修	29
共通科目の学修	31
総合科目の学修	34
外国語科目の学修	38
必修外国語（英語）の学修の目的	41
英語科目の特色	41
選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の学修の目的	44
選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の特色	44
選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の履修方法	46
選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）の学習方法	47
外国人留学生の必修外国語「日本語」について	50
随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目の特色	51
随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目の履修方法	51
体育実技科目の学修	56
専門科目の学修	58
法律学科専門科目の学修	59
政治経済学科専門科目の学修	76
新聞学科専門科目の学修	98
経営法学科専門科目の学修	107
公共政策学科専門科目の学修	129
ゼミナール	151
教職課程の履修について	152
学生生活	163
法学部情報ネットワーク（COLNet）について	173
奨学金制度	175
国際交流	178
図書館の利用と概要	182
就職（進路）について	183
大学院法学研究科の概要	187
大学院法務研究科の概要	188
大学院新聞学研究科の概要	189

日本大学の目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき
道統をたつとび 憲章にしたがい
自主創造の気風をやしな
文化の進展をはかり
世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を
育成することを使命とする

日本大学校歌

相馬 御風 作詞
山田 耕筰 作曲

一、日に日に新たに 文化の華の

さかゆく世界の 曠野の上に

朝日と輝く 国の名負いて

巍然と立ちたる 大学日本

正義と自由の 旗標のもとに

集まる学徒の 使命は重し

いざ 讃えん 大学日本

いざ 歌わん われらが理想

二、四海に先んじ 日いづる国に

富嶽とゆるがぬ 建学の基礎

栄ある歴史の 道一すじに

向上息まざる 大学日本

治世の一念 炎と燃ゆる

われらが行く手の 光を見よや

いざ 讃えん 大学日本

いざ 歌わん われらが理想

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

・日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

・社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

<自ら学ぶ>

・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

・世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

<自ら考える>

・論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

・問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

<自ら道をひらく>

・挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

・コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

・リーダーシップ・協働力

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

・省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

法学部（学士（法学））の卒業の認定に関する方針

日本大学法学部は、「日本大学の目的及び使命」を理解し、日本大学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を修得し、「リーガルマインド」を身につけた者に、「学士（法学）」の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。

〔DP〕 ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

日本大学法学部の教育研究上の目的

【第一部】

法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また、高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する。

法律学科

ますます多元化・グローバル化していく社会では、これまでリーガルマインドと称されてきた一定のルールに従いもめごとを解決する能力が、法律家のみならず我々社会人にとって必要不可欠である。このような能力を生かし、社会の様々な領域で中核的存在として活躍する人材を養成する。

政治経済学科

現代社会を理解する上で不可欠な政治・経済・法律などの幅広い知識を基礎に、独自の視点、問題解明能力、判断力などを育成することを通じて、政治の担い手をはじめ、国や地方の公共団体、民間企業、NGO、マスコミ、さらには国際社会などでの分野で実践的能力を発揮するリーダーとなる人材を養成する。

新聞学科

法律学、政治学などの理念を踏まえた上で、新聞・放送などのマス・メディアから広告、コンピュータなどの情報メディアまでを視野に入れ、ジャーナリズム、メディア、コミュニケーション、情報に関する科学的研究を目的とする。こうした理論と実践的な研究を通して、研究者、ジャーナリストやメディア関連企業に従事する人材及びコンピュータを媒介したメディア・コンテンツ制作や情報の管理・運営業務などに携わる人材を養成する。

経営法学科

国際化の進展による企業の法務部門を担う人材、知的財産などの情報要求に対応した外国語の能力がある人材、企業経営にかかわる法知識を実際の経営及び金融に生かせる人材、すなわち、国際化時代における我が国の企業において中核を担う法とビジネスに秀でた人材を養成する。

公共政策学科

法律学により得られる知識を基礎にして、これに経済学、政治学、行政学及び公共政策、社会保障などの行政、経営・管理に関する専門的知識を加え、変化の激しい社会と、新しい公共の要請に応える各種の公務員及び専門家などの養成と、これからの民間企業の場合において十分に活躍できる指導的人材を養成する。

【第二部】

法律学科

ますます多元化・グローバル化していく社会では、これまでリーガルマインドと称されてきた一定のルールに従いもめごとを解決する能力が、法律家のみならず我々社会人にとって必要不可欠である。社会人を含め多様な学生がこのような能力を生かし、社会の様々な領域で中核的存在として活躍する人材を養成する。

法学部の沿革と現状

1. 日本法律学校の創設

日本大学の歴史は、そのまま法学部の歴史でもあります。

1889（明治22）年10月4日、「日本法律学校設立の趣意」に基づいた学校設立が認可され、日本大学の建学の歴史は開かれました。しかし、実質的な研究教育活動は、これに先立って、同年9月21日、麹町区飯田町五丁目8番地の皇典講究所講堂において、総理大臣山県有朋、司法大臣山田顕義、来賓代表ボアソナードほか、政府閣僚高官等数十名参列の下に日本法律学校の開校式が盛大に挙行された時、法学部は教学の府としての歴史を歩み始めたといえます。

日本大学法学部創設の歴史を語るに際し、時の司法大臣山田顕義の名を逸することはできません。山田顕義が「日本法学の振起」を強調し、その使命を日本法律学校の生誕に託したからです。その意味で、日本大学法学部「創立の父」としての榮譽は山田顕義に冠せられます。山田顕義が唱導する「日本法学の振起」の思想は、1889（明治22）年4月3日付「日本法律学校設立趣意書」に詳しく記されています。その趣意は、外来の先進ヨーロッパ諸国の法学思想と、わが国固有の思想との融合調和を目指し、日本独自の法律文化を確立するため、法学教育の機関を創設すべき必要があるとのことでありました。

2. 日本大学の発展

日本法律学校は、初代校長に金子堅太郎を迎え、設立評議員に当時、わが国法曹界の主流をなす、加藤弘之、箕作麟祥、児島惟謙、穂積八束、そして山田顕義を擁して着実な発展を遂げ、1893（明治26）年7月16日、第1回卒業生46名を世に送り出しました。

1897（明治30）年12月22日、日本法律学校は財団法人組織に改組しました。当時、私立の法律学校で財団法人としての組織的近代化をみたのは、本学が最初でありました。一方、同年1月には学術研究機関誌『日本法政新誌』第1号が刊行されました。同誌上に掲載された学術論文の数々が、わが国法学界の発展に寄与した功績は計り知れません。同誌の伝統は、現在、日本大学法学部法学会が定期的に刊行する『日本法学』と『政経研究』などに受け継がれています。

1903（明治36）年8月19日、日本法律学校は校則を改めて大学組織となり、「日本大学」と改称しました。学長には、創設時以来、評議員を務め、明治法曹界の重鎮のひとりである金子校長の後を継いだ第2代校長である松岡康毅が就任しました。松岡康毅は、後に農相も歴任しましたが、その学問的遺業の中には拷問制度の廃止と裁判所構成法を中心とする訴訟制度近代化の提唱などが特筆されています。

財団法人日本大学の発足に伴い、同日を記念して徽章と制服・制帽が制定され、翌1904（明治37）年3月には、従前の大学部法律学科と並んで政治科・商科が併設されました。政治科は1940（昭和15）年4月、当時の時代の要請に応じて政治経済学科に改組され、今日に至っています。ちなみに1904（明治37）年10月、日本大学部法律学科、政治科、商科に在籍する学生総数は1,800名、教員総数約80名でした。

日本大学が大学令による大学組織として発足したのは、1920（大正9）年4月16日のことです。その後、1922（大正11）年3月、学長松岡康毅が総長に昇任し、学長に平沼騏一郎、法文学部長に山岡萬之助がそれぞれ就任しました。平沼騏一郎は1923（大正12）年10月、松岡総長急逝の跡を受けて第2代総長に、そして山岡萬之助は1933（昭和8）年3月、平沼総長勇退の後任として第3代総長にそれぞれ就任しています。いずれも大正・昭和の刑事法学を代表する学界の権威で、彼らの刑法

及び刑事訴訟法関係の著作のひとつひとつが重厚な学風をもって後世に伝えられています。以後、総長は第4代呉文炳^{くれふみあき}、第5代は法学部の永田菊四郎^{ながたきくしろう}、第6代は歯学部^{すずきまさる}の鈴木勝^{たかなしまさゆき}、第7代は法学部の高梨公之^{きのしたしげのり}、第8代は理工学部の木下茂徳、第9代は文理学部の瀬在良男^{せざいよしお}、第10代は医学部の瀬在幸安^{せざいゆきやす}、第11代は理工学部の小嶋勝衛^{こじまかつえ}、第12代に生物資源科学部の酒井健夫が務めてきました。2012（平成24）年に総長制度が廃止され、教学の最高責任者は学長となり、現在は歯学部^{おおつかきちべえ}の大塚吉兵衛が務めています。

3. 戦後の復興と拡充

1948（昭和23）年の学制改革を契機に、わが国教育制度の改革は本格的に進められました。日本大学も翌1949年度以降、新学制の下に再編され、1876（大正9）年以來の法文学部も法学部と文理学部に分離され、法学部は独自の研究教育体制と事務機構を確立しました。これに先立ち、1947（昭和22）年8月31日、新聞学科が増設されましたが、これは言論界に多大の反響を呼び、ジャーナリストを目指す学生は、こぞって新聞学科の扉をたたきました。ここを巣立って、現在ジャーナリズムの第一線で活躍する人々も少なくありません。

1951（昭和26）年4月1日には、新制大学院制度の下で大学院法学研究科が設置されました。さらに1964（昭和39）年には、第一部に経営法学科、管理行政学科、第二部には新聞学科が新設されました。これらはいずれも近代合理主義時代といわれる当時の社会的要請を受けて、既成の学問体系が細分化され、専門領域重視へと進んでいる時、総合的な研究教育の実現を大学教育課程においても具現化が求められたのに対し、対応しようとした成果だといえます。

4. 法学部校舎の沿革

日本大学法学部は、前述のとおり、当初、日本法律学校として皇典講究所内の仮校舎に開校しましたが、1895（明治28）年3月、神田一ツ橋の帝国教育会館に一時移転し、翌1896年6月6日、三崎町校舎が竣工しました。それ以来、千代田区三崎町の地に校舎を構えて現在に至っています。この三崎町校舎は現法学部本館の位置にあり、1920（大正9）年、法文・商科の合同校舎新築に際して解体・再建されました。この合同校舎も同1923（大正12）年9月、関東大震災で焼失し、以後、応急の仮校舎を経て、1927（昭和2）年、三崎町に旧法文学部本館が竣工しました。これらの校舎は老朽化に伴い、1968（昭和43）年、現在の法学部本館に建て替えられました。

このほか2号館が1958（昭和33）年に、3号館が1963（昭和38）年に建築され、三崎町キャンパスの整備が進められました。また、1969（同44）年に埼玉県大宮市（現・さいたま市）に5万坪の敷地を擁する大宮校舎が開設され、1年生の授業がここで行なわれるようになりました。

しかし、その後の大学の都心回帰の流れを背景に、学生の利便性の向上を図るために、三崎町キャンパスの整備が進められることになり、2004（平成15）年に9号館と図書館が竣工しました。特に図書館は、以前より格段に蔵書を増やすとともに、最新の工法を採り入れた柱の少ない開放的な教育空間を確保した建物となっており、パソコンやAV機器等マルチメディア設備をはじめ、最新の設備を備えたものとして法学部のランドマークとなっています。

その後、2009（平成21）年には、4号館と10号館が竣工し、2013（平成25）年には、学生のサークル活動の拠点として6号館が竣工されました。さらに2016（平成28）年には学生の資格取得を目指す学生研究室を備えた5号館が竣工しました。

5. 法学部の現状

法学部は現在、第一部に法律学科、政治経済学科、新聞学科、経営法学科、公共政策学科の5学科を擁し、第二部には法律学科の1学科を有しています。総合的・多角的な学問の研究教育体系を形成し、柔軟かつ高度な学科カリキュラムの下で多くの講義が開講されています。さらに専門的研究のための大学院（法学研究科、新聞学研究科、法務研究科（専門職））も設置されています。今日、これらに合計7,500人にのぼる学生が学んでいます。

法学部のキャンパスは、ヨーロッパの大学に多く見られるように、交通の便の良い、情報社会の最先端に位置する都心型キャンパスになっています。ここ神田三崎町は、東京の中心に位置し、国会、裁判所、官庁、新聞社、放送局、主要企業をはじめ、手が届くほど近くに「生きた」情報や教材があふれ、勉学環境にはこと欠きません。

2014（平成26）年、法学部は、創設125周年を迎えたことを契機として、さらなる教育の充実を目指し、 Semester制の導入を軸とするカリキュラム改訂を行いました。また、校舎の建て替えも進め、快適な環境の中で、学修に、サークル活動に、より満足度の高い大学を目指して、キャンパスの整備も進めています。日本大学法学部は、次の時代に向けて、力強く歩んでいきます。

学 則 (抜粋)

目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしなひ、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

学年・学期及び休業日

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日

③本学創立記念日(10月4日) ④春季休業 ⑤夏季休業 ⑥冬季休業

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

入学・在学・転学・転籍・ 休学・復学・留学・退学及び 除籍

第21条 修業年限は、最低4年とし、在学年数は、8年を超えることができない。

第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部(通信教育部内を含む)へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。なお、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。

4 転部・転科及び転籍を願い出た者については、選考の上許可することがある。この場合、既に修得した授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

第23条 本大学に編入学、転学又は本大学内において転部、転科、若しくは転籍(同一学科間を除く)した者は、その学部に2年以上在学しなければ卒業することができない。ただし、第21条第4項の規定に該当する場合はこの限りではない。

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年数の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

第27条 休学期間は、修業年数に算入しない。

履修規定

- 第27条の2 留学とは、本大学が教育上有益と認めるとき、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。
- 2 留学の期間は、修業年数に算入する。
- 第28条 病気その他やむをえない事由のため、退学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。
- 第29条 正当な理由で退学した者が、当該学部にて再入学を志望したときは、選考の上許可することがある。この場合には、既修授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。
- 第30条 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。
- 第31条 故なくして欠席が長期にわたる者は、これを除籍することができる。
- 第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。
- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 第34条 2 試験には平常試験・定期試験・追試験・再試験及び卒業試験等がある。定期試験は学期末又は学年末に行い、追試験は、やむをえない事故のため定期試験を受けることのできなかつた者のために行い、再試験は受験の結果不合格となった者のためにこれを行う。
- 3 追試験及び再試験は当該学部において必要と認めるときに限り、これを行う。
- 第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C及びDの5種をもってこれを表し、Sは90点以上、Aは80点以上、Bは70点以上、Cは60点以上、Dは59点以下とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。
- 2 成績評価を係数化する必要のある場合は、S、A、B、C及びDをそれぞれ4、3、2、1及び0に換算する。なお、係数化についての事項は別に定める。

学費及び貸給費

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

2 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

大学生活にあたって

自由と責任

「はしがき」でも述べられている通り、大学の学生生活を特徴づけるのは何よりも「自由」です。大学には制服はありませんし、時間割もお仕着せではなく、自分で作ることができます。授業には出席を取らないものもあります。授業の取り方によっては、毎日、大学に来ないこともあり得ます。また、アルバイトも自由にすることができます。まさに「自由」を謳歌することができるのは、大学生の「特権」だとも言われます。

しかし、「自由」といっても、それは気ままな「自由」を意味するものではありません。「自由」という言葉の裏側には「責任」という言葉があることを忘れてはなりません。どのような授業を選択するか、授業にどのように出席するか、日常の学修をいかに行うか等々、多くの「自由」がありますが、そこで問われるのは「自己責任」です。授業や学修を怠けた結果、単位が取れず、卒業できないこともあります。また、授業の取り方を間違えて、社会に出てから後悔することもあります。これらの「責任」は、すべて皆さん自身が負わなければなりません。大学で何を学びたいのか、何を学ぶべきか、将来、何をを目指すのか、そのためにはどのような学生生活を送るべきか、それらを決めるのは、すべて皆さん自身です。

大学生活の4年間は、長いようで短い時間です。皆さんには、「自由」と「責任」を常に意識して、悔いのない大学生活を送ってもらいたいと願っています。

授業の選択と履修

大学の授業は、クラス指定の科目や必ず取らなければならない必修の科目を除くと、多くの科目が、選択になっています。選択科目は、自らの興味や関心あるいは将来の希望などを考え、皆さん自身が自由に選択できる科目です。日本大学法学部では、皆さんのニーズに応えるために、数多くの科目が開設されています。いつ、どの科目をどのように受講するか、十分に考えて、科目を選んで時間割を組むように心がけてください。

大学では、授業を受けるにあたり、受講する科目を「登録」しなければなりません。これを「履修登録」といいます。クラス指定であろうと、必修科目であろうと、また、選択科目であろうと、受講する科目について「履修登録」を行う必要があります。「履修登録」がされていないと、試験を受けられなかったり、成績が付かなかったりすることがあるので、注意してください。「履修登録」は前学期が4月、後学期は9月の年間2回あります。

なお、科目には「履修開始年次」が定められています。たとえば2年次開講科目は1年次では履修できないなどの制約がありますが、1年次開講科目については、いつでも履修が可能です。

ちなみに時間割の都合で、受講したい科目が重なってしまう場合がありますが、その時は「必修科目」を優先するようにしてください。重なってしまった科目は、その年次に履修できなくても、次年度以降、履修が可能です。また、2年次以降で、「必修科目」同士が重なってしまった場合には、教務課へ相談してください。

semester制

日本大学法学部では、2014年度から「semester制」を導入しました。

これは1年を「前学期」と「後学期」に分け、それぞれで授業が完結するような授業形態です。「前学期」は4月から7月、「後学期」は9月から1月が授業期間になっており、それぞれの学期末には、試験が実施され、成績評価が行われます。

単 位 制

大学の科目履修は「単位制」によって行われます。科目を履修し、試験に合格すると、所定の単位が与えられます。

「単位」のあり方は、科目の性格によって異なります。一般的な「講義科目」は1学期で2単位が与えられます。ただし、科目によっては1学期のうちに週に2時間分行われるものもあり、これらについては4単位が与えられます。これに対し、語学や体育実技など「演習」や「実習」科目については、1学期で1単位が与えられることになっています。もっとも、「演習」科目であっても、1学期で2単位が与えられる場合があります。さらに「ゼミナール」については、2年間継続して履修し、ゼミナール論文の審査に合格し、はじめて8単位が与えられます。

卒業に必要な最低単位数は124単位です。ただ、単位を積み重ねればよいというわけではなく、学部や学科が求める「必修」や「選択必修」科目修得の条件を満たすことが求められています。

どのような科目を履修するかについては、皆さんに多くの「自由」が認められていますが、卒業するために、どのような単位が必要なのか、その条件を満たしているかどうか、常に皆さん自身で確認する必要があります。

なお、どの科目にどのような単位が与えられるのかは、科目一覧を参照してください。

履修上限単位と履修下限単位

本学部では、皆さんが無理のない履修を促すために、「履修上限単位」を定めています。「履修上限単位」は1学期あたり23単位となっています。これを超過して履修することはできません。従って、4年間で確実に卒業していくためには、「履修上限単位」を考えて、計画的に履修することが求められます。

なお、4年次生については、「履修下限単位」も定められており、卒業単位を満たしていたとしても、最低、前学期と後学期にそれぞれ4単位を履修しなければなりません。

シラバス

科目の履修にあたっては、その授業が、どのような内容で、いかに授業が展開されるのかを知っておくことが不可欠です。そのために役に立つのが「シラバス」です。

「シラバス」は、それぞれの科目について、授業の目的、授業の具体的な内容、評価の基準、教科書や参考書などが記載されており、科目履修のために最も重要な情報を提供してくれます。科目履修にあたって、是非とも「シラバス」を参照し、有意義な選択をしてもらいたいと願っています。

「シラバス」は法学部ポータルシステムから見るができます。

科目名称

日本大学法学部には、数多くの科目が展開されています。そして科目名称の後にI、IIあるいはA、Bという符号が付されているものがあります。

これらの多くは「前学期」「後学期」に連続して開設されていますが、これは皆さんの先輩たちが「通年」の旧カリキュラムで授業を履修しなければならないため、便宜的に科目を分割したことに由来しています。

I、IIについては、授業の内容が段階的になっており、Iに次いでIIを履修することが望ましい科目となっています。これに対し、A、Bについては、便宜的なもので、Bから先に履修することも可能です。

なお、それぞれの授業の内容については、「シラバス」を参照してください。

試 験

各学期末には、定期試験が行われます。ただし、科目によっては、授業態度などの平常点で評価が行われる場合もありますし、授業内試験やレポートで評価が行われる場合もありますので、注意してください。

試験の成績は90点以上がS、80点～89点がA、70点～79点がB、60点～69点がC、59点以下がDという形で評価がなされ、S、A、B、Cが合格、Dが不合格になります。必修科目については、不合格になった場合、次年度などに再履修をし、再度授業を受講して試験を受けなければなりません。

なお、試験について、詳しくは後述の「試験」の項目を参照してください。

ゼミナール

大学の授業は、比較的大人数で、かつ一方通行で行われるものが多いのが実態ですが、専門的な学修を少人数で行うのが「ゼミナール」です。「ゼミナール」は、最も大学らしい授業といわれ、ここでの仲間は、一生の友人となります。

日本大学法学部では、多くのゼミナールが開講されています。一般的に2年次生の秋に入室試験が行われ、3年次、4年次の2年間、ゼミナールで学修し、最終的にゼミナール論文を作成します。ゼミナールは、2年間継続して履修し、ゼミナール論文の審査に合格し、はじめて8単位が与えられます。

本学のゼミナールは学科に関係なく入室試験を受験することができます。すなわち、学科を越えた幅広い学修が可能になると同時に、幅広い友人関係を作ることができます。皆さんには、これらのゼミナールに積極的に参加し、専門的な研究を行ってほしいと願っています。

どのようなゼミナールが開講され、どのような学修を行っているかについては、教務課ゼミナール掲示板（本館1階学生ホール）などを確認してください。

学修上の注意

卒業の単位と授業科目

法学部の授業科目には、共通科目（Ⅰ群）、総合科目（Ⅱ群）、外国語科目（Ⅲ群）、体育実技科目（Ⅳ群）、専門基幹科目（Ⅴ群）、専門展開科目（Ⅵ群）、専門演習関連科目（Ⅶ群）があります。それぞれの群について、卒業に必要な単位数が定められています。Ⅰ群からⅣ群の授業は、第一部及び第二部のそれぞれ各学科共通に開講されていますが、Ⅴ群からⅦ群の専門的な科目は学科ごとに設置されています。その他、教育職員免許の資格取得志望者のために教職課程に関する科目が設置されています。

卒業の要件

1. 単位制

所定の授業科目を履修し科目ごとに定められている単位を修得し、卒業に必要な単位数を修得する制度を単位制といいます。

① 単位数について

(1) 外国語科目と体育実技科目は、前学期または後学期の1学期、履修し、合格することで1単位が与えられます。

なお、大宮キャンパスで行われる体育実技科目は、1学期、履修し、合格することで、2単位が与えられます。

(2) 共通科目、総合科目、専門基幹科目、専門展開科目、専門演習関連科目は、前学期または後学期の1学期履修し合格することで、2単位が与えられます。

なお、週に2時限分開講される科目については、1学期で4単位が与えられます。

② 単位の認定

履修する授業科目の単位は、各学期の初めに「履修登録」を行い、定められた時間出席し、試験などに合格した場合に認定されます。合格点は60点以上です。また、科目によっては、授業内試験及び受講態度などを含めて、成績を判定する平常評価もあります。

③ 学業成績の判定

学業成績の判定は、S・A・B・C及びDの5種をもってこれを表し、Sは90点以上、Aは80点以上、Bは70点以上、Cは60点以上、Dは59点以下とし、S・A・B・Cが合格、Dが不合格となっています。

2. 卒業単位修得のための履修計画

卒業単位の履修については、「履修登録の手引き及び時間割表」や「シラバス」を活用し、授業の計画を立てることが大切です。

卒業単位とは、卒業するために必要な最低の単位のことですが、実際には、これを上回る単位を修得することが望ましいとされています。

3. 卒業に必要な単位

法学部を卒業する〔学士（法学）の学位を得る〕ためには、4年以上（休学期間は含まない）在学し、『卒業に必要な最低単位数』（各学科の学修にて確認してください）にしたがい、所定単位を修得しなければなりません（早期卒業制度を除く）。卒業年度にあたる4年次生は、3年次までに修得した授業科目と単位を確認しておくことが必要です。

4. 各学科の課程・コースの 選択について

法律学科、政治経済学科、経営法学科、公共政策学科には、それぞれ「課程」または「コース」が設置されています。課程・コースの選択により、卒業に必要な単位数や科目が異なりますので、選択にあたっては、「専門科目の履修」のページを参考にしてください。課程・コース選択開始年次は次のとおりです。

学科名	課程・コース名	選択年次
法律学科	法職課程	—
	総合法コース	
政治経済学科	国際政治経済コース	2年次
	日本政治コース	
	地方行財政コース	
	政治経済理論コース	
新聞学科	—	—
経営法学科	ビジネス法コース	2年次
	国際法務コース	
	知的財産コース	
公共政策学科	行政職課程	1年次
	公共政策総合コース	
	福祉・社会政策コース	

※ 法律学科法職課程及び公共政策学科行政職課程は、在学中の成績等に応じて、その他の課程・コースとの入替を行う場合があります。

5. 日本大学相互履修科目及 び第一部・第二部間の履 修について

① 日本大学では、学生の自主的学修意欲とその多様化に応えるべく、本学の多分野・学際領域にわたる教育・研究上の総合力を発揮して、学生の履修の幅の拡大及び専攻を異にする学生の共同学修による履修の深度の増大と活性化を図るため、全学的に相互履修制度を実施しています。詳細については、年度当初に掲示により周知しますので、それに従って履修手続きをしてください。

② 法学部には、第一部・第二部間での履修を認める制度があります。対象となる授業科目や、履修上限単位数などの詳細については、年度当初に法学部ポータルシステム等で周知しますので、履修登録を行う際に留意して手続きをしてください。

なお、①と②で履修できる単位数は在学中に合計で60単位までです。また、各学年において、その年次に履修登録することができる単位数の上限を超えることはできませんので注意してください。

6. 早期卒業について

法学部には、3年次の3月に卒業を認める早期卒業の制度があります。

① 対象学生について

早期卒業は、法学部に3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者で、日本大学大学院法学研究科、同新聞学研究科、同法務研究科に進学する者を対象とします。

ただし、編入学、再入学及び転科等により学籍を異動した者は、早期卒業の対象としませんので注意してください。

② 早期卒業希望者の認定について

早期卒業を希望する者は、2年次及び3年次の年度始めに、法学部所定の「早期卒業希望届」を教務課を通じ学部長宛てに提出しなければなりません。また、早期卒業の対象となるためには、次に定める要件を満たさなければなりません。

(1) 2年次生については、1年次終了時の学業成績において、別に定める修得単

位数及びGPAの要件（※1参照）を満たし、教授会の審査を経て学部長が認めた者であること。

(2) 上記(1)の要件を満たした3年次生については、2年次終了時の学業成績において、別に定める修得単位数及びGPAの要件（※1参照）を満たし、教授会の審査を経て学部長が認めた者であること。

(3) 上記(2)における修得単位数は、GPAの算定対象となる授業科目の単位とする。

※1 上記「別に定める要件」とは以下のとおりです。

【1年次、2年次及び3年次終了時における修得単位数及びGPA】

・1年次終了時は、次のとおりとする。

修得単位数が42単位以上で、GPAが3.5以上であること。また、1年次配当の専門科目の必修科目を全て修得していること。

・2年次終了時は、次のとおりとする。

修得単位数が84単位以上で、GPAが3.5以上であること。

・3年次終了時は、次のとおりとする。

修得単位数が卒業に必要な単位数を満たし、GPAが3.5以上であること。

③ 授業科目の履修について

(1) 早期卒業適格の認定を受けた者は、2年次及び3年次とも、通年8単位まで、法学部が定めた各学期の履修登録上限単位数を超えて履修することができます。

(2) 履修に当たっては、別に定める上級年次配当授業科目（※2参照）を履修することができます。

※2 上記「別に定める上級年次配当授業科目」については以下のとおりです。

・2年次における3年次配当科目

早期卒業適格の認定を受けた者が在籍する学科・課程・コースにおいて、3年次生が履修できる全ての科目を履修できる。また、ゼミナールを履修する場合は、3年次向けの講義を履修すること。

・3年次における4年次配当科目

早期卒業適格の認定を受けた者が在籍する学科・課程・コースにおいて履修できる全ての科目を履修できる。また、ゼミナールを履修する場合は、4年次向けの講義を履修すること。

④ 早期卒業希望の取下げについて

(1) 「早期卒業希望届」を提出した者が、早期卒業の希望を取り下げるときは、速やかに、法学部所定の「早期卒業希望辞退届」を教務課を通じ学部長宛てに提出しなければなりません。

ただし、3年次における取下げは、12月末日までとします。

(2) 早期卒業希望を取り下げた者は、再び早期卒業の対象となることはできませんので、注意してください。

⑤ 早期卒業の要件について

早期卒業をするためには、3年次終了時において、別に定める要件（※1参照）を含めて124単位以上を優秀な成績をもって修得し、かつ、大学院各研究科が行う入学試験に合格し入学しなければなりません。この要件を満たさない者の早期卒業は認めません。

7. 長期履修学生制度について

法学部第二部法律学科には、職業を有している等の事情により勤務の関係で学修時間が制約され、修業年限（4年間）での卒業が困難な学生を対象とした長期履修学生制度があります。

長期履修学生の手続及び審査は、1年次で入学した4月上旬にのみ実施されます。

① 長期履修学生の資格

法学部第二部法律学科に入学した学生で、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者とします。

② 履修期間

履修期間については5年とします。（在学年数の上限は8年）

③ 履修上限単位数

長期履修学生の各学年における履修上限単位数は以下のとおりです。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
32単位 (各学期16単位)	32単位 (各学期16単位)	32単位 (各学期16単位)	32単位 (各学期16単位)	46単位 (各学期23単位)	174単位

④ 授業料等

長期履修学生と認められた場合の授業料等については、通常の法学部第二部法律学科学生の4年間分の授業料等を、履修年数の5年間で均分した額を年間の納入額とします。

なお、1年次前学期分の授業料等については、長期履修学生として許可された場合、長期履修学生授業料との差額分を後学期授業料等に充当します。

⑤ 長期履修学生の取消し

長期履修学生として許可された者から、相当の理由を記載した願い出が、指定の期限までにあった場合には、長期履修学生の許可を取り消すことができ、通常の第二部法律学科学生（最低修業年限4年）となります。その場合、長期履修学生として減額されていた授業料等の差額分を納入しなければなりませんので注意してください。

手続等の詳細については、掲示等により周知しますので、それに従い手続をしてください。

授業科目の登録（履修登録の手続）

1. 履修登録

履修登録とは、各学期の初めにその学期に履修する開講授業科目を法学部ポータルシステム上で、登録手続きすることを言います。

- ① この手続を行わなかった場合、または科目登録に誤りがあった場合は、授業を受講できず単位となりません。
- ② この履修登録は法学部ポータルシステム上で行うので、「履修登録の手引き及び時間割表」を熟読の上、十分に確認をして、絶対に誤りのないようにしてください。
- ③ 第一部においては、他学科にのみ開設されている授業科目も履修することができます。ただし、学科により一部、受講が制限される授業科目もあるので注意してください。

2. 履修登録の制限

各学年において、その学期に履修登録をすることができる単位数（履修上限単位数）及び履修登録をしなければならない単位数（履修下限単位数）が、それぞれ下表のとおり設定されていますので、それに従い履修登録をしなければなりません。ただし、ゼミナール及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目（概論系科目及び各教科の指導法）」については、学年の履修登録の上限単位数・下限単位数に算入しないので注意してください。

【第一部・第二部共通】

履修上限単位数			履修下限単位数		
学年	前学期	後学期	学年	前学期	後学期
1年	23単位	23単位	1年	設定しない	
2年	23単位	23単位	2年		
3年	23単位	23単位	3年		
4年	23単位	23単位	4年	4単位※	4単位※

※ 本学学則第21条により、修業年限を最低4年（休学期間を除く）と定めていることにより、3年次終了時において卒業に必要な単位を修得した場合でも、4年次において履修登録の手続をする必要があります。

3. 履修登録上の注意

- ① 「履修登録」は、必ず所定の期日までに行ってください。期日後の登録または内容の変更・訂正・追加等は認められません。
- ② 履修登録のできる科目は、自己の年次配当科目及び低年次配当の科目です。ただし、学生番号などで受講対象を特に定めてある科目については、それに従ってください。
- ③ 各学年及び学期における履修登録の上限単位数及び4年次における履修登録の下限単位数がそれぞれ設定されているので、それに従い履修登録してください。
- ④ 「履修登録」は、あくまでも事務上の手続であり、実際の授業は登録期間以前からも進行していくので、早めに履修計画を立て、授業にのぞむ必要があります。科目の特性により、履修が制限される科目（外国語科目・体育実技科目等）があるので留意してください。
- ⑤ 未修得の科目と当該年次で履修すべき科目とが授業時間割上、同一時限に重複している場合は、未修得の科目を優先して履修することをおすすめします。

4. シラバスの公開について

シラバスは法学部ポータルシステムから見ることができます。履修前に、必ずシラバスにて授業内容を確認して履修計画を立てるようにしてください。

なお、Webシラバスは、下記①②のどちらかの方法で確認することができます。

- ① 下記アドレスをブラウザに直接入力して検索画面を開き確認してください。

<http://nulawsyllabus.jp/law/>

- ② 「日本大学法学部ホームページ」(<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>) のトップページより、「在学生の方へ」を開き、「ポータルサイト」をクリック、「法学部シラバス」をクリックしてシラバスの検索画面を開き確認してください。

- ③ (学内PCのみ) 「日本大学法学部ホームページ」(<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>) のトップページより、「在学生の方へ」を開き、「COLNet」をクリック、「シラバス」をクリックしてシラバスの検索画面を開き確認してください。

授 業

1. 授業時間

授業時間は、以下の表のとおりです。

時限	部別	第一部	第二部（月曜日～金曜日）
		第二部（土曜日のみ）	
1	時 限	9：00～10：30	16：20～17：50
2	時 限	10：40～12：10	18：00～19：30
3	時 限	13：00～14：30	19：40～21：10
4	時 限	14：40～16：10	
5	時 限	16：20～17：50	

2. 授業アンケートについて

前学期・後学期の各学期末に、授業の質をより向上させることを目的として、全授業を対象に（ゼミナールを除く）授業アンケートを実施しています。履修者の皆さんには、その目的を理解し、積極的な回答をお願いします。

3. オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員がある曜日・時限を決めて研究室等において、授業の内容や学修上の問題について相談・質問等に応じるため、指定した時間に待機する制度です。この時間帯は、急を要する業務・会議・出張等を除き、学生への対応を優先するため、遠慮なく研究室等指定された場所を訪問し「授業内容」や「学修方法」などについて相談してください。

なお、オフィスアワーは、この時間帯以外の訪問を制限する趣旨で設定しているものではありません。オフィスアワー以外の時間帯でも研究室等を訪ねることは差し支えありませんが、不在等などの理由で対応できない場合があるので、事前にアポイントメントをとることをおすすめします。

オフィスアワー実施教員は、シラバスにおいてお知らせしていますので確認してください。

4. 交通機関運休の場合の取扱い

台風や大雪などにより、次のいずれかの交通機関が運休した場合は、以下のとおり授業を休講することがあります。

JR総武線（千葉－三鷹間）、中央線（東京－高尾間）、山手線

- ① 当日午前6時の時点で運休の場合は、第一部1・2時限目の授業を休講とする。
- ② 当日午前10時の時点で運休の場合は、第一部3～5時限目、第二部1時限目の授業を休講とする。
- ③ 当日午後3時の時点で運休の場合は、第二部2・3時限目の授業を休講とする。

原則として上記の措置を目安としますが、状況判断により適切な措置を講じ法学部ホームページや法学部ポータルシステム等にてお知らせしますので、各自必ず確認してください。

試 験

1. 試験の種類

実施される試験は、次のとおりです。

なお、実施期間及び試験時間割については、別途掲示・ポータルシステムにて周知します。

試験の区分		実施期間	摘 要 (対象者)
定期試験	前学期末試験	前学期末	前学期をもって終了する科目。 1年次生～4年次生 対象
	後学期末試験	後学期末	後学期をもって終了する科目。 1年次生～4年次生 対象
追試験	前学期末試験の追試験(※1)	8月下旬	『法学部追試験実施に伴う取扱い要領』により、受験が許可された科目。 1年次生～4年次生 対象
	後学期末試験の追試験(※1)	2月下旬	
再試験	前学期末試験の再試験(※1)	8月下旬	当該学期において、成績が「D」評価となった科目。 4年次生 対象 (各学期4科目まで)
	後学期末試験の再試験(※1)	2月下旬	

※1 受験に必要な手続や条件、期間等詳細については、別途掲示・ポータルシステムにて周知します。

※2 本学部では、再修者を対象に、9月での卒業を認める制度があります。そのため、前学期末試験により卒業単位が充足した場合、9月の卒業が可能となります。

2. 受験上の注意事項

① 受験できる科目

- (1) 定期試験：当該学期の履修登録のある科目。
- (2) 追 試 験：受験を願い出て、許可された科目（法学部追試験実施に伴う取扱い要項で確認してください）。

② 受験する上での注意事項

- (1) 学 生 証：試験場では学生証を机上に呈示してください。学生証を忘れた者は、教務課で受験票（学生証不携帯者用）の発行を受けてください（発行料300円）。
- (2) 時 間 割：試験時間割と授業時間割は、曜日・時限・講堂等が異なる場合があります。
- (3) 試 験 場：同一科目でも試験場が数講堂に分かれる場合があります。該当する試験場を掲示で確認し受験してください。
- (4) 使用禁止：試験場では、携帯電話及び電子機器等の使用は禁止しています。また、携帯電話・腕時計型端末などを時計として使用することは認めていません。

③ 試験中の注意事項

- (1) 実 施：試験中はすべて試験監督者の指示に従ってください。
- (2) 試 験 場：入場後、試験場の間違いに気がついたら、試験監督者に申し出てください。
- (3) 遅 刻：その科目の試験開始後20分までは受験を許可します。
- (4) 氏名等の記入：試験開始の合図後、答案用紙に学科、学年、学生番号及び氏名を明記してください。この場合、必ずペン書きで記入してください。

- (5) 棄 権：問題解答に着手後、その受験科目を棄権する場合は、答案用紙に大きく斜線を引き、大きく『棄権』と明記し提出してください。棄権した科目は不合格となります。また、GPAの算出にも含まれますので、注意して下さい。
- (6) 参 照：『六法』及び『辞書』の持ち込みが許可された場合、原則として判例・解説つきのもの及び書き込みのあるものは使用できません。また、『教科書』及び『参考書』の持ち込みが許可された場合についても同様に、書き込みのあるものは原則使用できません。ただし、例外としてこれらに書き込み等が認められる場合は、掲示でお知らせしますので、よく確認してください。なお、許可される『六法』の種類が本学部においては定められていますので、掲示で確認してください。また、同一参照物を隣席の者と共同使用してはなりません。
- (7) 答案提出：試験開始後20分を経過しなければ、答案の提出及び退場はできません。

④ 不正行為

試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は、その懲戒の種類にかかわらず、原則として当該学期に履修している全ての科目の成績が無効となります。

- (1) カンニング行為。
- (2) 書き込みのある「六法」や「辞書」を使用（持ち込みを含む）した場合。
- (3) 偽った学科・学年・学生番号・氏名を記入した場合。
- (4) その他、試験施行の妨げになるような行為。

⑤ 受験科目が無効になるとき

- (1) 履修登録・受験届のない科目を受験したとき。
- (2) 試験科目（担当教員・曜日・時限を含む）を間違えたとき。
- (3) 無記名の答案を提出したとき。
- (4) 不正行為が行われたとき。

3. 成 績

① 成績の評価の基準

成績評価基準は以下のとおりです。

判定等	素 点	評価	係数	内 容	成績表示
判 定	100～90点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
	89～80点	A	3	優れた成績を示したもの	A
	79～70点	B	2	妥当と認められたもの	B
	69～60点	C	1	合格と認められるだけの成績を示したもの	C
無判定	不合格	D	0	合格に認められるに足る成績を示さなかったもの	—
	—	E	0	履修登録をしたが成績を示さなかったもの	—
	—	P	—	履修登録後、所定の中止手続きを取ったもの	—
—	—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

② GPA制度

本学では、厳格な成績評価、厳密な履修指導による卒業生の質の保証等を目的として、国際的な成績評価基準であるGPA（Grade Point Average）制度を全学的に導入しています。

なお、科目等履修生はこの制度の対象外となります。

科目ごとの成績は、試験結果のみならず、出席、平常評価などを含めた総合的なもので行われます。科目ごとの成績評価のあり方については、シラバスなどを参照してください。

③ GPAの算出

GPA制度の下では、科目ごとの成績評価に該当する係数に各科目の単位を掛けたものが、科目ごとのポイントとなります。そして、次項の計算式に従って、ポイント数の総計を総履修単位で除したものがGPAの値となります。

なお、GPA算出対象科目は、卒業単位として取り扱う、すべての履修科目となります（認定科目は除く）。

GPAの値は半期ごとに集計しますが、その場合、D（不合格）や試験を受けずに放棄したのも計算式の分母に算入されます。すなわち、むやみに多くの科目を履修し、最終的に試験を受けない、または不合格になった場合、GPAの値は低くなります。従って、科目の履修にあたっては、確実に合格できるか否かを熟慮してください。

④ GPAの計算方法

GPAの計算式は以下の通りです。

$$\frac{(S\text{の修得単位数}\times 4)+(A\text{の修得単位数}\times 3)+(B\text{の修得単位数}\times 2)+(C\text{の修得単位数}\times 1)}{\text{総履修単位数 (D, Eの単位数も含む)}}$$

GPA表記にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効とします。

⑤ その他

- ・履修登録後に履修を取消す場合は、所定の期間に履修登録中止の手続きを行ってください。この期間外での履修登録中止は認められません。
- ・評価がDもしくはEとなり、翌年度以降に同一科目を再履修し合格した場合は、以前の不合格科目の単位数は、GPA算出に際し、総履修単位数の分母に算入しません。

ただし、再履修しない場合、不合格科目の単位数は総履修単位数の分母にそのまま残るので、注意してください。

- ・GPAは半期ごとあるいは学年ごとに算出し、成績通知書及び成績証明書に表記すると共に学修指導の参考に使われます。
- ・卒業時には入学時からの累積のGPAも算出し、最終的なGPAが成績証明書に表記されます。

4. 成績発表

履修登録した科目の成績評価は、1年次生から3年次生については前学期分を9月上旬、後学期分を3月中旬、4年次生については前学期分を8月下旬、後学期分を2月上旬に法学部ポータルシステム上で発表します。

5. 成績評価への質問

各学期末に発表される成績の評価基準や内容等について質問のある場合は、所定の期間内に教務課にて手続をしてください。手続期間等詳細については、別途掲示等にて周知します。手続の対象にならない試験もありますので、掲示等には注意してください。

なお、質問内容が明確でないもの、不適切な内容のもの（救済を願い出るもの等）は受け付けできません。

また、手続期間内外を問わず、授業担当教員に直接問い合わせすることはできません。

法学部追試験実施に伴う取扱い要項

1. 受験要件

追試験は、以下のいずれかの事由により定期試験を受験できなかった場合に限り、願い出て、許可の上受験することができます。ただし、定期試験の試験開始後の棄権は、事由のいかんにかかわらず、追試験の受験を認められません。

- ① 傷病
- ② 交通機関の事故
- ③ 忌引
- ④ 日本大学競技部選手の大会出場
- ⑤ その他、上記の事由と同等と判断される事由

2. 受験許可について

受験の許可については、教務課より通知します。

3. 受験できる科目

定期試験にて実施した科目。

4. 受験料

追試験の受験料は徴収しません。

5. 手続

追試験に必要な手続は、以下のとおりです。

- ① 追試験の受験を希望する者は、事由の発生した日より定期試験期間終了後の指定された期間内（指示による）に、所定の欠席届と事由を証明する次の書類を本人が教務課に提出し、願い出なければなりません。指定された期間後の願い出は、事由のいかんによらず、受理されません。

なお、提出された書類は返却しません。

- 1 傷病：診断書（病状、期日の明記されたもの）または、本学部指定の学校感染症治癒証明書。
- 2 交通機関の事故：交通機関の発行する証明書等。
- 3 忌引：案内状等。
- 4 大会出場：案内状等（期日及び本人の出場が確認できるもの）。
- 5 その他、上記の事由と同等と判断される事由を証明するもの。

※ 上記1～5に記載の書類によって、欠席の事由を客観的かつ明確に証明できない場合は、事実関係を補足説明する為の書類について、追加提出が必要になる場合があります。

- ② 受験が許可された場合は、許可通知を大切に保管し、追試験期間中に持参してください。

6. 試験実施時期

追試験を実施する時期は、以下のとおりです。

- ① 前学期末試験の追試験：8月下旬
- ② 後学期末試験の追試験：2月下旬

学科目の履修と学修

I群 共通科目

II群 総合科目

III群 外国語科目

IV群 体育実技科目

V群 専門基幹科目

VI群 専門展開科目

VII群 専門演習関連科目

共通科目の学修

1. 共通科目の目的

法学部は法律学科、政治経済学科、新聞学科、経営法学科、公共政策学科の5つの学科から構成されています。学生の皆さんは、それぞれの学科に所属して、専門的な学修を行っていきます。同時に、総合科目や外国語科目、体育実技科目のように、専門的な学修とは別に、知識の幅を広げ、教養を深めるための学修も行っていきます。

その一方で、法学部では、専門的あるいは教養的な学修とは別に、豊かで実りある大学生活を送ってもらうための「知の技法」を学んだり、実社会を知り、あるいは体験することを通じて、悔いのない進路を考えることを支援するために共通科目を設置しています。

共通科目では、学科における専門的学修や総合科目などの教養的学修と異なり、大学生として学修することの意味や、その後の進路を考えるための指針を学ぶことを目的としています。

2. 共通科目の特色

共通科目での学修は、法学部におけるその他の学科目の学修とは、趣を異にしています。そこで学ぶことは、「知識」というよりは「知恵」だということができます。また、大学生活を豊かにするための「方法」だということもできるでしょう。

特に1年次で全員が必修となっている「自主創造の基礎Ⅰ」「自主創造の基礎Ⅱ」では、大学とは何か、そこで学ぶことにはどのような意味があるのか、また、いかに学んでいくのかといった「知の技法」を少人数のクラスで、学部共通のシラバスの下で、学修する、まさに「大学入門」というべき科目となっています。

また、「キャリア・デザイン」や「インターンシップ」などのキャリア関連の科目は、学生の皆さん個々の将来の進路を考えるための羅針盤の役割を果たすことが期待されています。

これらの科目は、大学生としての自覚を高め、また、将来の進路を真摯に考える機会を得ることにより、豊かで悔いのない大学生活を送るための大きな助けになるでしょう。

3. 共通科目の学修

共通科目の学修は、専門科目や総合科目のように、特定の分野の学問を探究するというものではありません。むしろそのための指針を示し、学修の一般的な方法を学び、将来の進路を見定めるなどがその目標となります。そこでは、漫然と教えられることを覚えるというのではなく、より積極的に学んだことを活用することが重要です。

たとえば「自主創造の基礎Ⅰ」では、大学で学修していくための具体的な方法などを学びます。しかし、重要なことは、ここで学んだことを、大学での学修の中で、どのように生かしていくかです。その内容を専門的な学修に生かすことができれば、皆さんの大学生活は、より有意義なものになることは間違いありません。その意味では、共通科目の授業は、真面目に出席することは当然として、議論に参加し、教員に疑問をぶつけるなど、積極的な姿勢が大切になります。

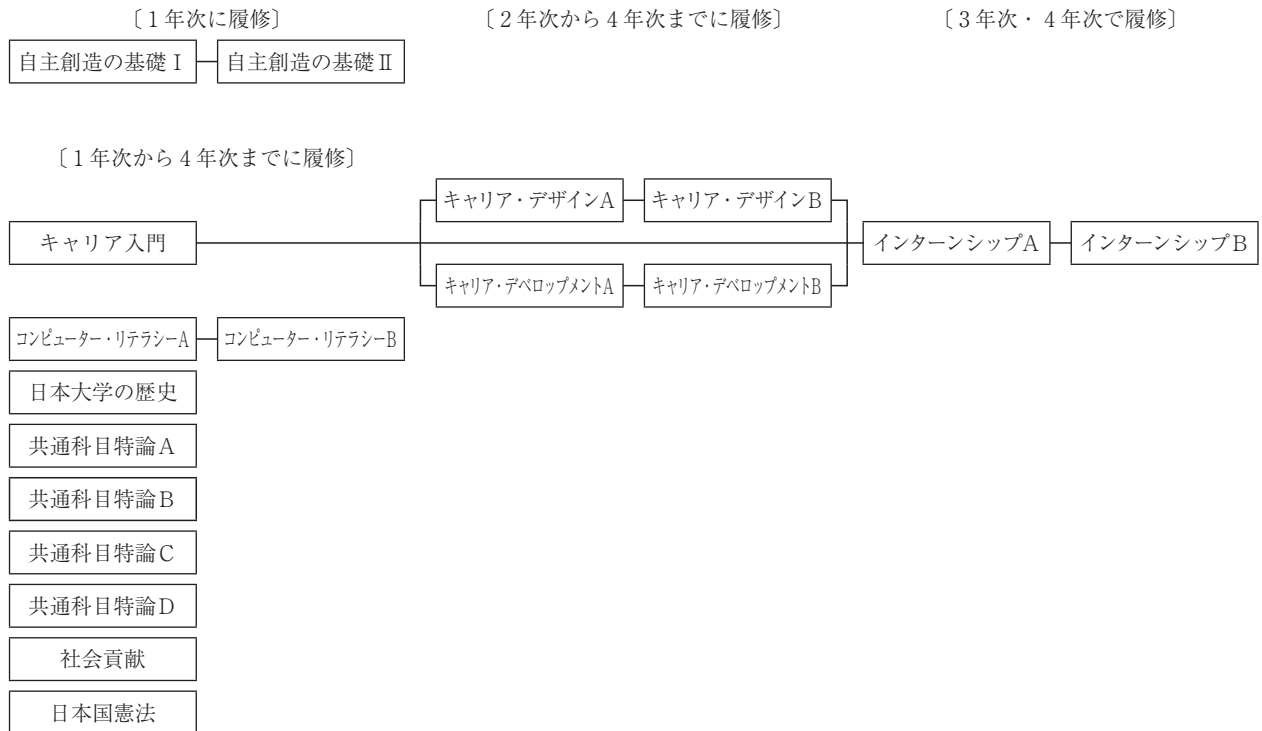
I 群 共通科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目)

授 業 科 目	単位数	履修開始年次				履 修 方 法
		1年	2年	3年	4年	
自主創造の基礎Ⅰ	2	◎				必修4単位を含め、計6単位以上修得しなければならない。
自主創造の基礎Ⅱ	2	◎				
キャリア入門	2	○				
キャリア・デザインA	2		○			
キャリア・デザインB	2		○			
キャリア・デベロップメントA	2		○			
キャリア・デベロップメントB	2		○			
インターンシップA	2			○		
インターンシップB	2			○		
コンピュータ・リテラシーA	2	○				
コンピュータ・リテラシーB	2	○				
日本大学の歴史	2	○				
共通科目特論A	2	○				
共通科目特論B	2	○				
共通科目特論C	2	○				
共通科目特論D	2	○				
社会貢献	2	○				
日本国憲法	2	○				

法学部 全学科共通教育

科目群の学習・教育目標

◆共通科目（必修4単位を含め、計6単位）



学習・教育目標

1. 「知の技法」に習熟し、それらを駆使して、高度な教養・社会科学の学修を遂行し、法令遵守の精神や高い倫理観を涵養し、自分の使命・役割を探究することができる。
2. 日本大学の歴史を知り、本学が世界の中で有する使命・役割を理解した上で、日本および世界における法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みや諸問題を幅広く見渡し、説明することができる。
3. 論理的・科学的・合理的・批判的考察の重要さや仕方を理解・習得し、社会科学の基礎的知識を基に、これらの思考力を活かし、文章作成や口頭発表によって新たな「知」の創造に挑むことができる。
4. 問題解決型思考力の大切さやその思考力を社会で活かす技法を学び、今日の社会・共同体の諸問題への解決策を自ら考案しながら、社会人として社会活動に積極的に参加することができる。
5. 理想的な社会へのビジョンを持つことの大切さや、自分の専門知識の活かし方、未知未踏のものに取り組む勇気などを学び、自分自身のキャリアを設計・計画していくことができる。
6. 最新のコンピュータ・リテラシーを活用する技法を修得して積極的に国内外の人々とコミュニケーションを実践し、自分とは異なる気質や感性、価値観を有する他者の考えや立場を理解・尊重しつつ、自らの考えを伝えることができる。
7. 長期的なキャリア・プラン作成において自ら決定していく力を発揮し、そのプランや科目の履修等によって得たビジョンにそって、より良い社会・共同体の建設のために率先して行動することができる。
8. リーガルマインドの研鑽に絶えず励むとともに、社会等が抱える諸問題の解決には、他者の提言や批判を謙虚に受け止める必要があることを理解し、より良い社会・共同体の創造のためにそれらの提言や批判を活かすことができる。

総合科目の学修

1. 総合科目の目的

人は死に向かって確実に歩を進めている存在であり、しかも明日死ぬかも知れない存在でもある。そう考えると、生きるという営みが単に何かの機能や手段に終わっていいはずがない。つまり人間らしく生きることそれ自体が人の生きる目的なのだと考えなければならない。

しかしながら人は孤立して生きられるわけではなく、人が生きるということには社会とのかかわりが含まれる。そしてまた人は自らの内に生老病死をかかえこみ、地球上の限られた環境の中でのみ生きる自然的存在でもある。

さらに人は時には自らの心の底を戦慄しながら覗きこまざるをえない存在でもある。たとえば文学は言葉によって、ひとりの個としての人間の根源に迫り、人間のあり方を総合的に把握するすぐれた方法の一つである。たとえば歴史は個としての人々がいかに生きて来たかということの積み重ねであり、人が未来に向かって生き、行動するための貴重な指針となりうる。

総合科目はこのような人間のあり方を根底から問いかけるような講義とともに、ますます複雑化し不透明化する社会に対応するために、専門科目とも相互に関連する高度で学際的な講義を多数設置しています。

これらの講義を通して、諸学における多様なものの見方や考え方に触れ、そこで投げかけられる「問い」に応答しようとする中で、幅広い視野と、柔軟かつ主体的な思考力、総合的な判断力や高い倫理観、豊かな感性や未来を創造しようとする気概、そうした知性や人間性が養われることでありましょう。このような総合的な知性や人間性を高めていくことこそが教養です。

総合科目は、この教養を力にして現代社会の様々な問題に立ち向かうことのできる市民の育成を目的としています。

2. 総合科目の特色

総合科目の各講義では、いかに生き、いかなる社会を目指すべきか、自他の文化や社会をいかに理解し、他者との共生をいかに実現するのか、人間と自然の調和をいかに図るのか、といった人間と自然や社会に関する根本的な「問い」について考えていきます。この学修経験は、専門科目の学修に奥行きと深さを与えていくでしょう。またこうした「問い」の重要性は、専門科目の学修を通じてあらためて意識されてくるに違いないでしょう。専門科目とのそうした関連性を見据えながら、総合科目のカリキュラムは、4年間にわたってそれぞれの専門性を高めていくプロセスと並行して、前述したような意味での教養が身につけられるように設計されています。

総合科目には2つの科目群が設置されています。ひとつは**基幹科目群**で、人文科学・社会科学・自然科学の各分野にわたり、以下の5つの分類に応じて、教養の基幹となるべき科目が置かれています。

- ① 主として「いかに生きるか」を考える科目
- ② 主として「いかに生きてきたか」を考える科目
- ③ 主として「どのような暮らしや生き方があるか」を考える科目
- ④ 主として「人間存在と科学の関わり」を考える科目
- ⑤ 主として「科学固有の論理」を考える科目

もうひとつは**探究科目群**で、基幹科目の学修を踏まえつつ、専門科目と相互に関連

関させることで、教養の進展・充実化を目指す科目群です。より高度、より学際的、より実践的なテーマを探究する**発展教養**、**学際教養**、**実践教養**という3つの講義科目、少人数による演習を通じて教養の深化を図る**教養演習**、ひとつのテーマをめぐって、さまざまな学問分野からアプローチするオムニバス形式の**総合講座**からなります。自らの関心にもとづいて、探究科目群の講義で取り上げられるテーマの探究に参加していくことで、教養をより豊かにしていくことができるでしょう。

発展教養：総合科目が扱う学問分野の中から、自らが興味を持った分野に関して、より専門的に学ぶことを目的とする科目です。特定のテーマについてユニークな切り口から掘り下げる講義や基幹科目での内容よりも発展的な内容に踏み込んだ講義が組まれています。

学際教養：グローバル化した現代社会においては、既存の学問分野の枠を超えた取り組みを必要とするような課題が山積しています。こうした複合的なテーマを取り上げて、問題の所在を明らかにし、課題への向き合い方や解決への糸口について、さまざまな角度から探究していきます。

実践教養：教室での講義形式の学びに限定せず、講義で学んだ理論や研究方法を実践する能動的・主体的な学修を通じて、問題解決能力を身に付けることを目的とする科目です。芸術作品の鑑賞や、フィールドワークによる調査などへの参加を通じた、実践的な学びが特色です。

教養演習：専任教員による少人数の演習形式で進められる科目です。特定のテーマに関する調査・研究と発表を中心に、教員との対話、学生どうしの切磋琢磨とあわせて、教養の深化を図ることが目的です。演習での研究テーマについては、専門科目の学修との連関を意識しながら設定します。

総合講座：ひとつのテーマについて、分野の異なる複数の担当教員がそれぞれの学問的視点から論じていくオムニバス形式の講義です。

なお、**外国人留学生のための講義科目**も用意されており、日本の文化、社会、自然に関する基本的な知識を習得できます。

3. 総合科目の学修

- (1) 総合科目は「Ⅱ群 総合科目履修表」の中から自由に選択することができます。総合科目として**20単位の修得が必要**ですが、これは**卒業のための最低条件**であって、これに加え任意科目として総合科目の単位を取得すれば、学科ごとの上限まで卒業必要単位に算入することができます。**総合科目を幅広く積極的に履修**し、市民として必要な教養を完成させてほしいものです。
- (2) 科目の選択に際しては、**必ずシラバスを参照して**、その年度における具体的な講義内容を調べる必要があります。基幹科目群については上記①～⑤の分類を参考にし、探求科目群についてはシラバスの内容を確認し、自らの興味関心や志望する専攻分野を考慮して選択してください。
- (3) 総合科目は**4年間にわたり履修することができます**が、基幹科目群は1年次に、探究科目群は2・3年次に履修することが望まれます。
- (4) 日本の文化A・B、日本の社会A・B、日本の自然A・Bは、外国人留学生のみを対象とした科目です。

Ⅱ群 総合科目履修表 (各学科共通)

基幹科目群

授 業 科 目	単 位 数	履修開始年次			
		1 年	2 年	3 年	4 年
主として「いかに生きるか」を考える					
哲学Ⅰ	2	○			
哲学Ⅱ	2	○			
論理学Ⅰ	2	○			
論理学Ⅱ	2	○			
倫理学Ⅰ	2	○			
倫理学Ⅱ	2	○			
宗教学Ⅰ	2	○			
宗教学Ⅱ	2	○			
日本文学Ⅰ	2	○			
日本文学Ⅱ	2	○			
東アジアの文学Ⅰ	2	○			
東アジアの文学Ⅱ	2	○			
世界文学Ⅰ	2	○			
世界文学Ⅱ	2	○			
文章表現法Ⅰ	2	○			
文章表現法Ⅱ	2	○			
芸術論Ⅰ	2	○			
芸術論Ⅱ	2	○			
主として「いかに生きてきたか」を考える					
日本の前近代Ⅰ	2	○			
日本の前近代Ⅱ	2	○			
日本の近現代Ⅰ	2	○			
日本の近現代Ⅱ	2	○			
アジアの歴史Ⅰ	2	○			
アジアの歴史Ⅱ	2	○			
西洋の歴史Ⅰ	2	○			
西洋の歴史Ⅱ	2	○			
社会思想の歴史Ⅰ	2	○			
社会思想の歴史Ⅱ	2	○			
科学の歴史Ⅰ	2	○			
科学の歴史Ⅱ	2	○			
主として「どのような暮らしや生き方があるか」を考える					
社会学Ⅰ	2	○			
社会学Ⅱ	2	○			
文化人類学Ⅰ	2	○			
文化人類学Ⅱ	2	○			
地理学Ⅰ	2	○			
地理学Ⅱ	2	○			
環境論Ⅰ	2	○			
環境論Ⅱ	2	○			
教育学Ⅰ	2	○			
教育学Ⅱ	2	○			
主として「人間存在と科学の関わり」を考える					
心理学Ⅰ	2	○			
心理学Ⅱ	2	○			
精神分析学Ⅰ	2	○			
精神分析学Ⅱ	2	○			
自然人類学Ⅰ	2	○			
自然人類学Ⅱ	2	○			
健康科学Ⅰ	2	○			
健康科学Ⅱ	2	○			
体育スポーツ科学Ⅰ	2	○			
体育スポーツ科学Ⅱ	2	○			
主として「科学固有の論理」を考える					
数学Ⅰ	2	○			
数学Ⅱ	2	○			
統計学Ⅰ	2	○			
統計学Ⅱ	2	○			
地球科学Ⅰ	2	○			
地球科学Ⅱ	2	○			
生命の科学Ⅰ	2	○			
生命の科学Ⅱ	2	○			
外国人留学生のための講義科目					
日本の文化A	2	○			
日本の文化B	2	○			
日本の社会A	2	○			
日本の社会B	2	○			
日本の自然A	2	○			
日本の自然B	2	○			

探究科目群

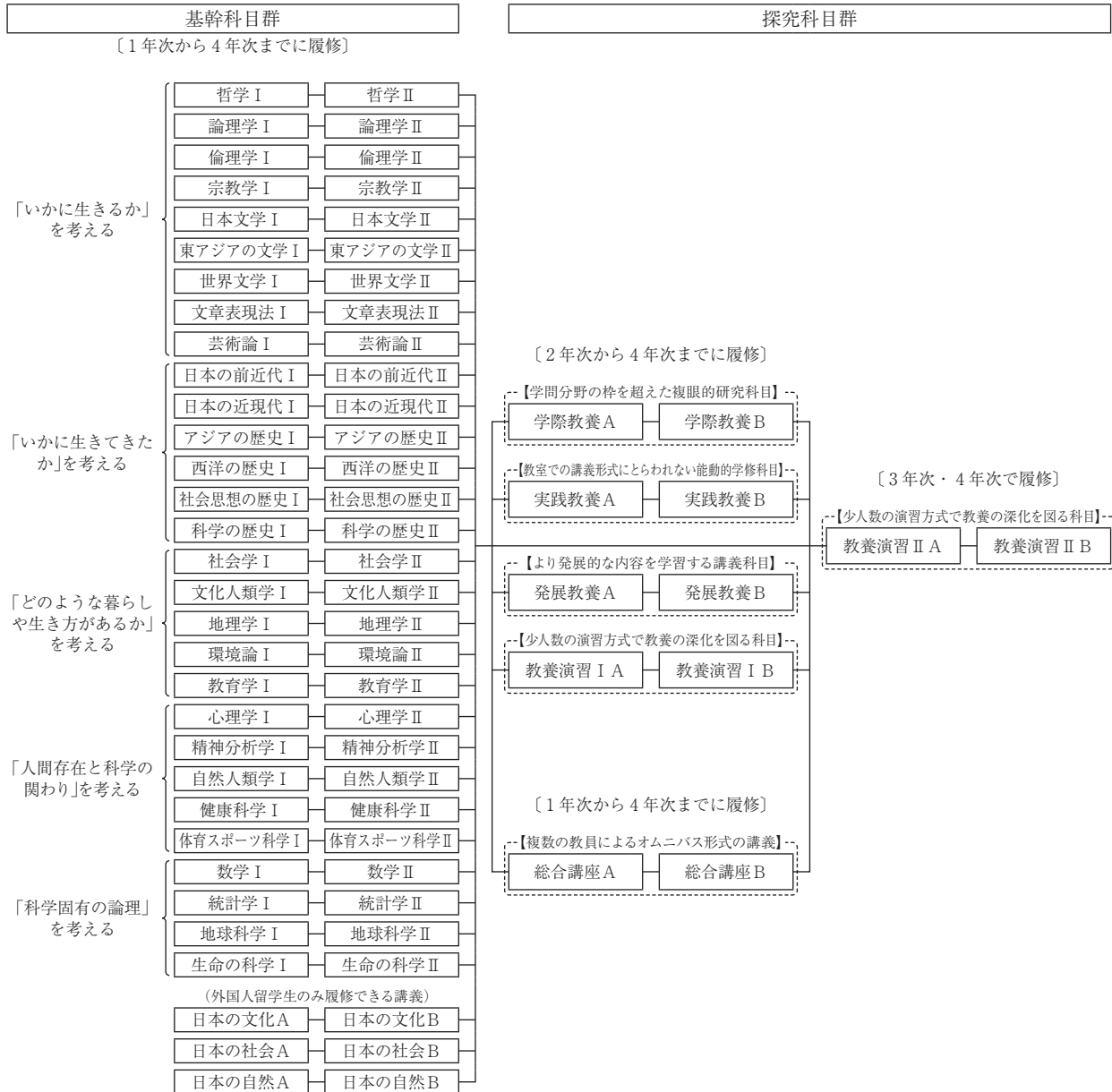
授 業 科 目	単 位 数	履修開始年次			
		1 年	2 年	3 年	4 年
総合講座A	2	○			
総合講座B	2	○			
学際教養A	2		○		
学際教養B	2		○		
発展教養A	2		○		
発展教養B	2		○		
実践教養A	2		○		
実践教養B	2		○		
教養演習ⅠA	2		○		
教養演習ⅠB	2		○		
教養演習ⅡA	2			○	
教養演習ⅡB	2			○	

※ この表全体（基幹科目群・探究科目群）より、20単位以上修得しなければならない。

◆総合科目（基幹科目群・探究科目群から計20単位以上）

学習・教育目標

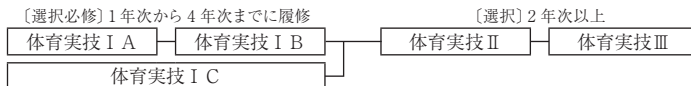
1. 人文・社会・自然の各分野にわたる「知」を主体的に学び、豊かな人間性と強靱な思考力、健康な身体、そして高い倫理観を養い、自らの持ち場で適切に判断を下して行動することができる。
2. それぞれの社会の歴史と文化の上に社会システムが形成されていることをふまえ、直面する問題を根源的に考察し、その理解を適切に整理・表現することができる。
3. 諸事象や既成の言説について批判的な精神を葆ち、自らの持つ文化や価値観をも相対化しながら、確かなエビデンスと合理的な推論に基づき、あらたな「知」の創造に参与することができる。
4. 過去に学ぶことで、未来を創造する当事者としての責任感・使命感をもち、現代社会の諸事象について主体的に考察し、問題の所在を明らかにして、その解決策を提案することができる。
5. 人文・社会・自然諸科学の各分野にわたって身につけた学識と教養に対する自信と誇りの上に立ち、社会の改革や価値の創造にむけて、主体的に取り組む勇気と粘り強さを発揮することができる。
6. 差別や偏見を払拭し、社会・文化・意識の多様性を尊重する開かれた態度をもって、豊かなコミュニケーションを図り、自ら成長するとともに、新たな価値を創造・伝達することができる。
7. 学習活動における協働作業のなかで、自己の成長や問題解決の経験、協働することの喜びを積み重ね、他者との協働の技法や集団の力を引き出すリーダーの役割を理解し、積極的・主体的に協働に参画することができる。
8. 他者による評価に謙虚に耳を傾けながら、自己の達成を確認し、問題点を明らかにして、次なる課題や目標を定め、成長に結びつけることができる。



◆体育実技科目（I系から計2単位必修）

学習・教育目標

身体活動は人間の生きる基本である。身体活動を通じて脳機能を発達させ身体を自在に動かせるよう神経系を覚醒し、栄養と睡眠の効果を最大限発揮させながら心身ともに健康な身体を作り、また、身体の知を出発点として、自己表現力やコミュニケーション力を身につける。



外国語科目の学修

外国語学習の意義

21世紀はグローバル化が拡大し、世界の時間と空間が縮小化されていく時代であり、そこでは異なる言語文化を有する者同士でコミュニケーションを図ることがますます重要になってきています。このようにボーダーレス化した社会を生き抜くためには、外国語（世界共通語としての英語だけでなく、国際言語であるドイツ語・フランス語・中国語など）の修得は必須条件と言えます。これは研究活動であれ、ビジネスや社会活動であれ、同じです。

外国語の修得は、いわゆる外国語学部や国際学部などの学部だけでなく、法学部の学生である皆さんにとっても有意義であることを認識してほしいと思います。なぜなら、外国語を修得することによって、これから法学部で専門の知識を身に付け、それを基盤として世界に羽ばたく真の「国際人」を目指すことが可能になるからです。

法学部では、こうした志を実現するために必要なカリキュラムとスタッフを十分に備えています。大学での外国語学修では、「言語を学ぶ」ことから「言語で学ぶ」ことへの転換を目指します。言語を学んだ先には、専門的な知識を吸収したり考えを発信したりするために、その言語を道具として応用することを学びます。言語を学ぶことは、ただその言語の仕組みを知ることにとどまらず、その言語の向こう側にある文化を学ぶことにもなるのです。

必修外国語（英語）も選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）も皆さん一人一人の進路や目標に合わせて様々な科目が設置されており、自ら計画を立てて履修できるようになっています。さらに随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）も履修でき、多言語・多文化の学修が可能なシステムとなっています。

法学部での外国語学修は、これから学ぶ皆さんが真の「国際人」として社会に飛び出すために必要な土台となります。大学4年間でしっかりと土台を築き、世界に羽ばたいていくことを願っています。

Ⅲ群 外国語科目履修表（各学科共通）

区分	言語	授 業 科 目	単位数	履修開始年次	履 修 方 法	
必修	英語	英語A～H	各1	1	必修外国語として英語8単位以上、選択必修外国語としてドイツ語・フランス語・中国語の中から1か国語6単位以上、計14単位以上修得しなければならない。	
		英語演習A～H	各1	1		
		英検/IELTS I A～IV B	各1	1		
		TOEFL I A～IV B	各1	1		
		TOEIC I A～IV B	各1	1		
		Listening & Speaking I A～IV B	各1	1		
		Reading I A～IV B	各1	1		
		Writing I A～IV B	各1	1		
		国際研修（英）I A・I B	各1	1		
		国際研修（英）II～VIII	各2	1		
選択必修	ドイツ語	ドイツ語基礎表現A・B	各1	1	スペイン語・韓国語・ロシア語（外国人留学生は母語を除く）は、外国語科目としては認定しないが、学科によっては卒業単位数に算入することができる。	
		ドイツ語基礎文法A・B	各1	1		
		ドイツ語演習A～H	各1	1		
		ドイツ語資格試験対策I A～IV B	各1	1		
		国際研修（独）I A～II B	各1	1		
		国際研修（独）III・IV	各2	1		
		スピーキング・リスニング（独）I A～III B	各1	1		
		リーディング・ライティング（独）I A～II B	各1	1		
	フランス語	フランス語基礎表現A・B	各1	1		
		フランス語基礎文法A・B	各1	1		
		フランス語演習A～H	各1	1		
		フランス語資格試験対策I A～IV B	各1	1		
		国際研修（仏）I A～II B	各1	1		
		国際研修（仏）III・IV	各2	1		
		スピーキング・リスニング（仏）I A～III B	各1	1		
		リーディング・ライティング（仏）I A～II B	各1	1		
	中国語	中国語基礎表現A・B	各1	1		
		中国語基礎文法A・B	各1	1		
		中国語演習A～H	各1	1		
		中国語資格試験対策I A～IV B	各1	1		
		国際研修（中）I A～II B	各1	1		
		国際研修（中）III・IV	各2	1		
		スピーキング・リスニング（中）I A～III B	各1	1		
		リーディング・ライティング（中）I A～II B	各1	1		
	随意	スペイン語	スペイン語I A～IV B	各1		1
			国際研修（西）I A・I B	各1		1
			国際研修（西）II・III	各2		1
		韓国語	韓国語I A～IV B	各1		1
国際研修（韓）I A・I B			各1	1		
国際研修（韓）II・III			各2	1		
ロシア語		ロシア語I A～IV B	各1	1		
		国際研修（露）I A・I B	各1	1		
		国際研修（露）II・III	各2	1		

Ⅲ群 外国語科目履修表（各学科共通）

【留学生】

区分	言語	授 業 科 目	単位数	履修開始年次	履 修 方 法
必修	日本語	日本語Ⅰ～Ⅳ	各1	1	必修外国語として日本語8単位以上、選択必修外国語として英語・ドイツ語・フランス語・中国語の中から1か国語（母語を除く）6単位以上、計14単位以上修得しなければならない。
		日本語Ⅴ～Ⅹ	各1	2	
選択必修	英語	英語A～H	各1	1	
		英語演習A～H	各1	1	
		英検／IELTSⅠA～ⅣB	各1	1	
		TOEFLⅠA～ⅣB	各1	1	
		TOEICⅠA～ⅣB	各1	1	
		Listening & SpeakingⅠA～ⅣB	各1	1	
		ReadingⅠA～ⅣB	各1	1	
		WritingⅠA～ⅣB	各1	1	
		国際研修（英）ⅠA・ⅠB	各1	1	
	国際研修（英）Ⅱ～Ⅷ	各2	1		
	ドイツ語	ドイツ語基礎表現A・B	各1	1	
		ドイツ語基礎文法A・B	各1	1	
		ドイツ語演習A～H	各1	1	
		ドイツ語資格試験対策ⅠA～ⅣB	各1	1	
		国際研修（独）ⅠA～ⅡB	各1	1	
		国際研修（独）Ⅲ・Ⅳ	各2	1	
		スピーキング・リスニング（独）ⅠA～ⅢB	各1	1	
	リーディング・ライティング（独）ⅠA～ⅡB	各1	1		
	フランス語	フランス語基礎表現A・B	各1	1	
		フランス語基礎文法A・B	各1	1	
		フランス語演習A～H	各1	1	
		フランス語資格試験対策ⅠA～ⅣB	各1	1	
		国際研修（仏）ⅠA～ⅡB	各1	1	
		国際研修（仏）Ⅲ・Ⅳ	各2	1	
		スピーキング・リスニング（仏）ⅠA～ⅢB	各1	1	
		リーディング・ライティング（仏）ⅠA～ⅡB	各1	1	
	中国語	中国語基礎表現A・B	各1	1	
		中国語基礎文法A・B	各1	1	
中国語演習A～H		各1	1		
中国語資格試験対策ⅠA～ⅣB		各1	1		
国際研修（中）ⅠA～ⅡB		各1	1		
国際研修（中）Ⅲ・Ⅳ		各2	1		
スピーキング・リスニング（中）ⅠA～ⅢB		各1	1		
リーディング・ライティング（中）ⅠA～ⅡB		各1	1		
随意	スペイン語	スペイン語ⅠA～ⅣB	各1	1	スペイン語・韓国語・ロシア語（母語を除く）は、外国語科目としては認定しないが、学科によっては卒業単位数に算入することができる。
		国際研修（西）ⅠA・ⅠB	各1	1	
		国際研修（西）Ⅱ・Ⅲ	各2	1	
	韓国語	韓国語ⅠA～ⅣB	各1	1	
		国際研修（韓）ⅠA・ⅠB	各1	1	
		国際研修（韓）Ⅱ・Ⅲ	各2	1	
	ロシア語	ロシア語ⅠA～ⅣB	各1	1	
		国際研修（露）ⅠA・ⅠB	各1	1	
		国際研修（露）Ⅱ・Ⅲ	各2	1	

必修外国語（英語）の学修の目的

「英語を学ぶ」から「英語で学ぶ」へ！

英語は多くの国や地域で公用語として使われる世界共通語となっています。就職や進学の際に、英語の資格試験の結果やスコアが求められるなど、ますます英語力が求められるようになっていくことは皆さんもお気づきでしょう。国家公務員試験でも英語資格試験の結果が点数に加算されることになっています。また就職した後も企業が英語を社内公用語化したり、昇進の条件として資格試験のスコアが義務付けられるなど、英語の力を必要とされる機会が増えているのです。

こうした社会のニーズを考えると、これからは単に資格試験の結果で英語力を示すばかりでなく、身につけた英語で発信する力も問われてくるでしょう。つまり、英語をコミュニケーションのツールとして、ディスカッションやディベートやプレゼンテーションを行ったり、論文やリサーチ・プロジェクトを英語で書いたりすることです。またゼミナールなどで専門領域を学ぶ上でも必要な英語基礎力をつけていかななくてはなりません。

皆さんは、1年次生のうちから3年後の就職活動や進学までにどの程度の力が必要とされるのかを見極め、4年間の学修計画を立てた上で学修に励んでください。

英語科目の特色

I. ベーシック・イングリッシュ

Basic English Skills

(A～Hはそれぞれ1単位)

英語A～D

英語E～H（Sコースのみ）

英語の4スキルの基本の基礎固めを目的とする1年次生共通英語クラスです。1年次生は、原則として前学期セメスター・後学期セメスターともに学科指定科目の英語A（前学期）・英語B（後学期）〈リーディング・文法等〉と、英語C（前学期）・英語D（後学期）〈リスニング・スピーキング等〉を受講します。第二部の学生は、英語A・英語Bのみ、学科指定科目になります。

クラスは4月のガイダンス中に実施されるプレイスメント・テスト（TOEIC Bridge）で決められます。

Sコース（第一部のみ）は英語を徹底的に集中的に学修したいと考える学生向けの特別選抜による精鋭コースです。ガイダンス中に受験するプレイスメント・テストの成績上位者で本コースを希望する学生（30名程度）は、Sコース専用科目を履修することができます。通常の学科指定科目（英語A～D）に加えて、Sコースの学生だけに履修が許可される科目（1年次には英語E・F、2年次にはG・H）を週1回受けます。

II. アカデミック・イングリッシュ

English for Academic Purposes

(A～Hはそれぞれ1単位)

英語演習A～H

A・Bが「言語 哲学」、C・Dが「文学 思想」、E・Fが「芸術 文化」、G・Hが「歴史 社会」に関する科目です。A～Hに示されるのは内容にかかわる記号であり、レベルを示すものではありません。原則としてA、C、E、Gが前学期に、そしてB、D、F、Hが後学期に開講されます。

たとえば「言語 哲学」のAを前学期に受講した場合、後学期のBは発展的な内容になるので、続けて通年で受講することが望ましいでしょう。授業では、人文・社会科学に関わる英語文献をテキストに用い、発表・発言・意見交換等を行います。幅広い視野と教養を身につけ、読解力はもとより対話（コミュニケーション）力・判断力・思考力を養います。

Ⅲ. キャリア・イングリッシュ
English for Careers
(A, Bはそれぞれ1単位)

英検/IELTS I A・B～IV A・B
TOEFL I A・B～IV A・B
TOEIC I A・B～IV A・B

英語資格試験対策のクラスです。就職にはTOEICや英検を、そして留学希望者にはTOEFLやIELTSを受講するとよいでしょう。それぞれの資格試験クラスは初級Iから上級IVの4レベルに分かれています。前学期はA、そして後学期はBですが、原則として通年で受講してください。

Ⅳ. スキルアップ・イングリッシュ
English Skills
(A, Bはそれぞれ1単位)

Listening & Speaking I A・B～IV A・B
Reading I A・B～IV A・B
Writing I A・B～IV A・B

「話す」、「聞く」、「書く」、「読む」の英語4技能をさらに磨くために初級Iから上級IVまで4レベルに分かれています。Listening & Speakingクラスではインターアクティブな授業のなかで発信力を磨きます。Readingクラスは多読で速読力を養うクラス、またはメディア関連の英語を読む力を養う授業などがあります。Writingクラスは簡単な英文を書くクラス、仕事に役立つEメールを書くクラス、そしてTOEFLやTOEIC Speaking & Writingなどの資格試験に対応するための英語のエッセイを書く力を養成するクラスなどが含まれます。

なお、Listening & Speakingの上級レベルに該当する授業は英語のみで授業を行います。

Ⅴ. スタディー・アブロード
Study Abroad Programs

国際研修 I A・I B (A, Bはそれぞれ1単位)
国際研修 II～III: ダブリンシティ大学 (アイルランド)
国際研修 IV～V: 春季語学研修 (国内)
国際研修 VI: ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ (英国)
国際研修 VII: エリザベスタウン・カレッジ (米国)
国際研修 VIII: ボンド大学 (オーストラリア)
* II～VIIIはそれぞれ2単位

法学部では、英語の実践的能力を向上させることを目的として、短期語学研修の単位認定をしています。短期語学研修には法学部が実施するものと、日本大学本部が実施するものがあります。法学部では、ダブリンシティ大学夏期語学研修(アイルランド)、短期集中英語研修(国内)を実施しています。また日本大学本部では、ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ(英国)、エリザベスタウン・カレッジ(米国)、ボンド大学(オーストラリア)での1か月間の研修を実施しています。それぞれ2単位が認定されます。さらに、これらの研修や1年間の交換留学を目指す学生を対象とした留学準備のための通常の授業科目(国際研修 I A・I B)も設置されています。

【履修の方法と注意】

1. 英語は8単位が必修です。
2. 英語A～D(II部はA・Bのみ)は、1年次生の学科指定クラスで、ガイダンス時のプレイスメント・テストによりクラスが決定されます。1年次生は原則としてこれらのクラスを履修してください。Sコースを希望する学生も英語A・Bと英語C・Dを合わせて履修してください。
3. 科目名の後ろのA・Bは前学期・後学期を表します。原則として、どの科目もA, Bを通して通年で履修をしてください。

4. キャリア・イングリッシュ、及びスキルアップ・イングリッシュの授業科目に付されたⅠ～Ⅳは、レベルを表わします。アカデミック・イングリッシュのA～Hとスタディー・アブロードのⅠ～Ⅷは内容でわかれています。
5. 1年次生の学科指定クラス以外の科目は、2年次生以上の履修を優先しています。2年次生からはプレイスメント・テストの結果によって、Webで履修申込をすることができます。ただし、1年次生の学科指定クラス以外の科目をさらに履修したい場合、担当教員の許可が得られれば履修できます。希望する学生は、第1回目の授業で行われるガイダンスに出席してください。
6. 日本大学の交換留学を目指す場合は、TOEFLのスコア（iBT61点、ITP550点程度）が必要です。

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の学修の目的

どうして英語以外の外国語を学ぶのでしょうか。その問いに対する答えは、「皆さんは大学生だから」です。グローバル化の現代にあって、母語以外にたった一つの言語にしか触れたことのない人々が中核をなす国は、世界とのコンタクトにおいてハンディを負うことになるでしょう。なぜなら言語はコミュニケーションの手段であるとともに、異文化を深く理解し受容するために不可欠のものであるからです。それに異文化を知ることなくしては、自国の文化を真に理解することも難しいでしょう。EUを例にとってみましょう。EUの言語政策の目的は、「複数言語能力の育成」と「多文化理解」にあります。それによって政治的・経済的成功がもたらされ、異文化圏に属する人々の間につながりが生まれ、偏見やレイシズム（人種差別）を根絶し、よりよい社会を創ることができる、との確信がその背景にあります。この言語観は、人権や民主主義の考え方と通底しているといえます。

我が国においては、英語の必要性がさかんに喧伝けんでんされていますが、やがて社会人として指導的役割を担って活躍する皆さんには、英語だけでは不十分です。+αの知識が要求されるでしょう。グローバル化の潮流の中で、日本国内でもさまざまな国籍の外国人と接する機会が多くあり、駐在員として諸外国で生活する人も増えています。つまり、多くの外国語を知る人はそれだけ活躍の場を広げることができます。さらに研究者を目指す人には、2つ以上の外国語の知識が必要なはいうまでもありません。もちろん、言語学習にはこのような有用性ととともに、人間の多様性を受け入れ他者を理解できる柔軟な精神を獲得し、世界の平和と協調に貢献できる人材になるという目的もあります。

皆さんの大部分にとって、ドイツ語・フランス語・中国語は初めて学ぶ言語のはずです。誰もがゼロからの出発ですから、新たな気持ちで取り組んでください。興味をもって学修することが成果につながります。本学部においては、高度なレベルの言語能力が身につくよう、以下に見るとおり多彩な科目が設置されています。

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の特色

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）のカリキュラムは、以下の5つのジャンルで構成されています。

- <1> ドイツ語・フランス語・中国語 基礎文法A/B
ドイツ語・フランス語・中国語 基礎表現A/B
- <2> ドイツ語・フランス語・中国語 演習A/B, C/D, E/F, G/H
- <3> ドイツ語・フランス語・中国語 スピーキング・リスニングⅠA/B～ⅢA/B
ドイツ語・フランス語・中国語 リーディング・ライティングⅠA/B・ⅡA/B
- <4> ドイツ語・フランス語・中国語 資格試験対策ⅠA/B～ⅣA/B
- <5> ドイツ語・フランス語・中国語 国際研修ⅠA/B・ⅡA/B・Ⅲ・Ⅳ

（注1）原則として、Aは前学期に、Bは後学期に開講。同一教員、同一曜日・時間帯でA、Bを履修することが望ましい。

（注2）演習のA/B, C/D, E/F, G/Hは、レベルを示すものではありません。

上記の各ジャンル設置科目の目的・特徴は以下の通り。

- <1> 基礎文法A/B・基礎表現A/B（A、Bはそれぞれ1単位）
「基礎文法」では、「聞く・話す・読む・書く」能力の基礎となる文法を学びます。「基礎表現」では「聞く・話す・読む・書く」能力を養成するための初歩的演習を行います。
- <2> 演習A/B, C/D, E/F, G/H（それぞれ1単位）
A/Bが「言語と哲学」、C/Dが「文学と思想」、E/Fが「芸術と文化」、G・Hが「歴史と社会」に関する科目です。「基礎文法」「基礎表現」で得た知識をもとに各外国語の読解能力の涵養ばかりでなく、各国の

過去・現在の諸相について総合的な知識の獲得を目指します。

原則としてA, C, E, Gが前学期に, B, D, F, Hが後学期に開講されます。A/B, C/D, E/F, G/Hは内容とかかわる記号であってレベルを示すものではありません。ただし, たとえば“言語・哲学”に興味をもってAを選択した場合, AからBへより発展的な内容となるので, 同一教員, 同一曜日・時間帯でさらにBを受講することを勧めます。

< 3 > **スピーキング・リスニング I A/B～III A/B・リーディング・ライティング I A/B・II A/B** (A, Bはそれぞれ1単位)

スピーキング・リスニングは, いわゆる「会話」の科目です。IからIIIまで難易度別に, I:入門, II:初級, III:中級。このジャンルの担当者は原則としてネイティブ・スピーカー。基本的に「聞く・話す」能力の涵養を目指します。IIIまで履修して, 日常会話で意思疎通がスムーズにできるレベルに到達しましょう。

「聞く・話す」という口頭の訓練だけでは, 広範なコミュニケーション能力は身につけません。よりレベルの高いコミュニケーション実践のためにリーディング・ライティング科目があり, 「読む・書く」能力の涵養を目指します。原則としてIは日本人, IIはネイティブ・スピーカーが担当します。

< 4 > **資格試験対策 I A/B～IV A/B** (A, Bはそれぞれ1単位)

ドイツ語・フランス語・中国語それぞれに語学検定試験があり, このジャンルは, それらの試験に合格するための準備科目です。さまざまな資格を有することで多彩な能力の証明ができ, 就職に有利に働きます。語学検定試験の重要度はますます増大しています。

< 5 > **国際研修 I A/B・II A/B・III・IV** (A, Bはそれぞれ1単位) *III・IVはそれぞれ2単位

ドイツ語ではウィーン大学, フランス語ではアヴィニョン大学, 中国語では中国科技大学で短期語学研修を実施します。それらの研修に参加するための準備およびアフターケアをするための科目が, このジャンルに設置されています。また上記の語学研修で修得した単位(2単位)もこのジャンルで認定されます。

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）科目の履修方法

上に掲げた＜1＞～＜5＞の科目はすべて受講可能であり、また、修得した単位はすべて認定されます。ただし卒業単位（卒業に必要な単位）としては、選択必修外国語の必修単位である6単位のほかⅠ群からⅦ群までの中から選択する単位数（学科によって異なる）の範囲内での認定となります。これは第一部、第二部、各学科共通です。

どの科目も制度的には1年次から履修できますが、ドイツ語・フランス語・中国語でそれぞれに履修に関する留意点があるので、以下を参照してください。

原則として、Aは前学期に、Bは後学期に開講されます。

ドイツ語：学修1年目では**基礎文法A／B**と**基礎表現A／B**の「基礎」ドイツ語科目、4単位を履修してください。その上で**スピーキング・リスニングⅠA／B**または**資格試験対策ⅠA／B**を履修することが望ましいです。なお、**基礎文法A／B**と**基礎表現A／B**を修得できなかった場合は、翌年度に**基礎文法A／B**と**基礎表現A／B**を履修してください。

フランス語：学修1年目では「フランス語基礎8科目」（**基礎文法A／B**、**基礎表現A／B**、**スピーキング・リスニングⅠA／B**、**資格試験対策ⅠA／B**）の中から任意で2～6単位を履修してください（4単位履修を推奨）。1年目に「基礎8科目」のいずれかを履修できたならば、翌年度はできるだけ「基礎8科目」以外の科目を履修するようにしてください。なお、1年目に「基礎8科目」をまったく履修できなかった場合は、翌年度に履修してください。

中国語：学修1年目では「中国語基礎8科目」（**基礎文法A／B**、**基礎表現A／B**、**スピーキング・リスニングⅠA／B**、**資格試験対策ⅠA／B**）の中から任意で2～6単位を履修してください（4単位履修を推奨）。1年目に「基礎8科目」のいずれかを履修できたならば、翌年度はできるだけ「基礎8科目」以外の科目を履修するようにしてください。なお、1年目に「基礎8科目」の単位をまったく履修できなかった場合は、翌年度に履修してください。

選択必修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）の学習方法

ドイツ語の学習方法

関口存男（1894-1958）というドイツ語の大学者が、参考書の中でドイツ語の初級者のために「**語学上達の秘訣10箇条**」を掲げています。特別に公開しましょう。

- | | |
|------|-------|
| 第1条 | 慣れること |
| 第2条 | 慣れること |
| 第3条 | 慣れること |
| 第4条 | 慣れること |
| 第5条 | 慣れること |
| 第6条 | 慣れること |
| 第7条 | 慣れること |
| 第8条 | 慣れること |
| 第9条 | 慣れること |
| 第10条 | 慣れること |

「**先ず慣れる**、その次には**慣れる**、それからまた**慣れる**、慣れてしまったら今度は**慣れる**、そうしてから後でまた**慣れる**、それからまた改めて**慣れる**、それからまた更に**慣れる**、すると今度は**慣れる**、ついには断然**慣れる**、その上もう一つ**慣れる**。

これよりほかに**語学に上達する秘訣はありません**。頭の良し悪しなんてことは全然関係しない。慣れれば誰だって頭が良くなるのです。しかし、並や大抵の慣れ方では駄目です。」
（『関口・初等ドイツ語講座』三修社）

この「**慣れる**」とはどういうことかと言えば、「**量**」と関係があると思われます。実際、語学の進歩はその語学の習得のためにかけた時間と分量に正比例すると言われますが、これは間違いのないでしょう。

あと、もう一人ドイツの商人で、考古学者でもあるシュリーマン（1822-90）の勉強法を紹介しておきたいと思います。彼は少年の頃、ふとしたことからホメロス（前9世紀頃のギリシアの詩人）の叙事詩の朗誦を耳にし、言葉は分からないながらも、その美しさに魅了され、そこから「**暗記**」による彼の外国語の習得が始まります。後に、2年間で英語、フランス語、オランダ語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語を物にし、それから、ロシア語、ギリシア語もそれぞれ6週間でやっつけます。その勉強法は、**大声での音読と暗記暗誦**によって記憶力を強めていくやり方です。

上に挙げた2人は、語学の天才ですが、習得法は大いに参考になります。要するに、ドイツ語にいかに多く接し、そして、その「**量**」をどれだけ多く「**覚える**」かが大切なのです。

あえてドイツ語の勉強の**コツ**を一つ挙げるとしたら、「**文法**」をゆるがせにしないことだと言えます。「**文法**」は家に例えれば、骨組みです。ドイツ語は、「**文法**」が体系的で、英語よりもがっちりしていますから、「**文法**」を知れば知るほど、文の構造が分かって、あとはますますドイツ語の学習が楽になってきます。無論、理屈が分った上での「**暗記**」が大切なのは言うまでもありません。

以上がドイツ語の学習方法の秘訣です。ぜひ実践してみてください。

1) 英語の知識を活用しよう

restaurant, menu, table, salon, machine, police, culture, civilisation, action, union, second, minute, secret, date...

これらはみな、フランス語からの借用語です。英語の語彙の40%近くがラテン語・フランス語起源であると言われていました。また文の構造上もフランス語と英語は似かよっています。ですからフランス語学習には英語の知識が役立ちます。一方、多くの仏和学習辞典には対応する英単語が載っていますから、フランス語を学習しつつ英語の知識を確実にしていくことができます。

2) 論理的に考える習慣をつけよう

「明快でないものは、フランス語でない」と言われるように、フランス語は17世紀以来、客観的規範性を保とうとする努力によって、絶えず整備が行われてきました。

つまりある意味「人工的な言語」なのです。ですから、まる覚えではなく常に「どうしてこうなるのか?」と問う習慣をつけましょう。そして必ず質問すること。皆さんの質問は、教員にとっても大変参考になります。

3) 綴り字の読み方は「習うより慣れる」

仏単語の読み方は規則的で、初級教科書冒頭の2, 3ページ分の規則をマスターすれば容易に読むことができます。「習うより慣れる」で、単語を見たら「どう読むのだろう」と興味をもって自問自答することが大切です。教科書の単語を音読してみて、付属のCDで確認することを勧めます。

4) 発音は少しずつ正確に

フランス語は日本語より母音数が多いものの、日本人はそれと知らずにそれらほとんどの母音を発しています。とはいえ、最初からネイティブのように発音できないのは当たり前。教科書付属のCDなど、オーディオ教材を最大限に利用して、正確な発音を少しずつ身につけていきましょう。授業外でも、「耳に心地よい言葉」と定評のあるフランス語の音に親しむ時間をもってください。

5) 仏検で学習の成果をはかる

キャリアデザインへの意識が高まり、資格を持つことが就職に有利に働く状況の中、ぜひフランス語実用技能検定試験（仏検）に挑戦してみましょう。4, 5級から始めて着実に学習していけば、フランス語を「聞く・話す・読む・書く」ための総合的な力を身につけることができます。

- (1) ここで言う中国語とは北京標準語（普通話）のことです。中国語学習初歩段階における最重要事が発音の習得です。中国語には「拼音字母（ピンインツームー）」と呼ばれるローマ字式発音記号が存在しますが、読み方が英語や日本語ローマ字のそれと少々異なるため、繰り返し発音練習を行い、しっかりと拼音字母を習得することが肝要です。さらに中国語は「声調」というアクセントを持つ言語で、4種類の声調が存在します（第1声・第2声・第3声・第4声）。拼音字母で表される個々の発音に声調をつけて発声しても、乱れずにしっかりと発音できるように繰り返し発音練習を行ってください。
- (2) 初歩段階における発音練習では声を出し継続して練習することが大事です。拼音字母の字面を目で追うだけでなく、音としてしっかりと把握してください。学習1年目の諸君はそのために設置した「中国語基礎8科目（基礎文法A/B、基礎表現A/B、スピーキング・リスニングI A/B、資格試験対策I A/B）」を履修して教員の指示に従って発音練習を進めましょう。
- (3) 初歩段階を終えたら、徐々に単語を覚え始めてください。語彙数が不足すると、何もできません。日中・中日辞典の購入については各教員の指示を参考にし、自分に合ったものを選んで購入してください。
- (4) 中国語文法についてですが、日本語に似ている面も英語に似ている面も見受けられます。しかし中国語は基本的に日本語とも英語とも別系統の言語ですので、類似点の存在は認めても、全く同様であると誤解してはいけません。中国語は中国語として理解すべきです。文法を習得・把握する上で重要なことが例文や表現を覚えることです。このような知識的貯蓄がないと、文法を習得・把握できません。材料が無いと、料理が作れないのと同じ道理です。
- (5) また中国語学習の進展具合を確認する指標として「中国語検定試験」の受験を勧めています。その資格を持っていると就職活動時に有用なこともありますので、奮って受験してください。「中国語資格試験対策I～IV A/B」はその対策のために設置された科目ですので、受験希望者は履修することを勧めます。
- (6) 中国大陸で使用される漢字の字体は「簡体字」と呼ばれ、日本の字体や旧字体とも異なる簡略化された独特の字体です。例えば「橋－桥」「飯－饭」「葉－叶」……という具合です。
- (7) 日中関係のいかんにかかわらず、中国語は非常に有用な言語です。多くの諸君にその学習を勧めます。

外国人留学生の必修外国語「日本語」について

日本語の履修方法

法学部では、日本語Ⅰ～Ⅹまで開講しています。Ⅹに近づくほど、レベルが高い内容になっています。そのため、1年次は日本語Ⅰ～Ⅳを必ず履修しましょう。2年次以降は日本語Ⅴ～Ⅹを段階的に履修してください。また、1科目1単位であり、卒業に必要な単位数は8単位です。取りこぼしのないように、注意しましょう。

日本語の学習方法

日本語をもう少し意識してみよう！

例えば「さすが」という日本語は、「さすがに……だ」と使われます。一般的に評価の高い事物に対してそれを裏づけるような何かがあったとき、今更のように感心したことを表す場合に用いられます。また、そうは言うもののやはり……、予想していたとおりはり……、などの意味もあります。さらに、「さすがの横綱も怪我我には勝てない」のように、実力のあるものが評価通りに力を発揮できなかった時にも用いられるように、多様な用法をもつ言葉と言えます。

「さすが」については、こんなエピソードがあります。中国の南北朝時代、晋の孫楚^{そんそ}という男が隠居する時、知人に「石に漱^{くす}ぎ流れに枕して生活をする」（「漱石枕流」）と話したのです。その時、知人は、「石に枕して流れに漱ぐ」（「枕石漱流」）の間違いではないかと問うと、孫楚は「石に漱いで歯を洗い、流れに枕して耳を洗うためだ」と、とっさに答えたので、知人は「さすがに孫楚だ」と言ったといわれます。それで、矛盾をとりつくろうさまを「流石^{りうせき}」と言うようになったとされています。現在の日本語で、「さすが」が「流石」という借字で表記されることがあるのも、こうした中国の故事が元になっているからです。

しかし、今はこのように「とりつくろう」場合には用いられません。先に述べたように「さすがに孫楚だ」と、相手の実力や価値を再認識するときに用いられることが多いのです。このように日本語の中には、中国の故事に由来する表現があります。しかも、語源とは違う意味で用いられていることもあります。ちなみに、夏目漱石の「漱石」も、この故事に基づいています。

一方、韓国語と同じように使用される日本語も存在します。例えば、八世紀の歌集である『万葉集』などに見られる「オモ」がそうです。母父の意味で、「おもしし」という形で使われたりします。この「オモ」は韓国語の「オモニ」と同源であるとする説があります。また、海の神の意である「海神^{わたつみ}」の「ワタ」も韓国語「バダ」からきているとする説があります。八世紀に成立した歴史書である『日本書紀』には、唐や新羅、百済に関する記事が多く見られ、当時国際交流が盛んであったことがわかります。古代から、日本と中国、韓国は人の交流と共に言葉の交流がありました。言い換えれば、日本と中国、韓国は一つの文化圏であると言ってもいいでしょう。日本語の中に中国語や韓国語と関係の深い言葉があるのも当然のことです。だからこそ、異質さに目を向けるばかりでなく、同質性にも目を向ける必要があるのです。

以上のように日本語を学習する際は、その言葉の元々の意味を知ることが大切です。それを知っていると、誤用についても、それが誤用である理由を明確に認識できます。また、日本語への興味もさらに増すことでしょう。これからは、日本語の語彙を増やすだけでなく、なぜそのような言い方、使い方をするのだろうか、と、ちょっと意識してみたいと思います。そうすれば、あなたの日本語能力はさらに向上するに違いありません。

随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目の特色

国際交流の進展にかんがみ、スペイン語・韓国語・ロシア語を随意選択外国語として設置しています。この随意選択外国語は、それぞれ最多で8科目（Ⅰ～ⅣA/Bで、Aが前学期、Bが後学期、各1単位）8単位（1×8）まで履修できます。

随意選択外国語で修得した単位は卒業単位に算入できますが、必修外国語や選択必修外国語の単位としては認定されないため、要注意です。随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目には以下のような科目が設置されています。

(1) スペイン語・韓国語・ロシア語ⅠA/B

ⅠA/Bは入門クラスで、それぞれの外国語の基礎的構造を文法学習や教本講読を通じて学修し、さらに初歩的な会話練習も行います。

(2) スペイン語・韓国語・ロシア語ⅡA/B

ⅡA/Bは初級クラスであり、それぞれの外国語のⅠA・Bで得た知識を基礎としてさらに高度な語学力を身につけるものです。

(3) スペイン語・韓国語・ロシア語ⅢA/B

ⅢA/Bは中級クラスで、それぞれの外国語のⅠA/BとⅡA/Bで得た知識を基礎としてさらに高度で総合的な語学力を養うものです。

(4) スペイン語・韓国語・ロシア語ⅣA/B

ⅣA/Bは上級クラスです。それぞれの外国語のⅠ～ⅢA/Bで得た知識を基礎としてさらに高度でより総合的かつ実践的な語学力を身につけるとともに、その国の文化・歴史についても学んでいきます。

随意選択外国語（スペイン語・韓国語・ロシア語）科目の履修方法

何年次で履修するかは諸君の裁量に任せられていますが、外国語を学ぶのは早い方が良い訳で、1年次より挑戦することが望ましいと言えます。ただしⅠ～ⅣA/Bはレベル別になっていますので、ⅠA/Bより順に受講することが必要です。多くの諸君が意欲的に履修するよう期待しています。

随意選択外国語はそれぞれ最多で8科目（Ⅰ～ⅣA/Bで、Aが前学期、Bが後学期、各1単位）8単位（1×8）まで履修できますが、その修得単位は卒業単位に算入できるものの、必修外国語や選択必修外国語の単位としては認定されないため、要注意です。

スペイン語の学習方法

英語はビジネスのための言葉、フランス語は愛を語る言葉、そしてスペイン語は神様と話す言葉であると何度か聞いたことがあります。英語はてきぱきした響きがあり、フランス語はロマンチックな響き、スペイン語は荘厳な感じがするのかもしれませんが。初めてスペイン語を聞いたなら、なんてほのぼのとした愛嬌のある暖かい感じの言葉だと思うでしょう。ディアマンテ、エル・ニーニョ、からムーチョ（「から」はもちろん日本語）……日本でよく見かけるスペイン語ですが、親近感が沸く響きでしょう。しかもスペイン語の発音は、英語よりもずっと簡単です。いくつかのスペイン語独特なものを除いてローマ字読みとほぼ同じです。だから、g, j, ll, n, rなどスペイン語独特の発音さえマスターしてしまえば、せっかく覚えたフレーズを旅先で言ったのに、通じないということはないでしょう。学習した表現をどんだん声に出してみましよう。

韓国語の学習方法

文法は初め覚えることが多く、躊躇するかもしれません。名詞には男性形と女性形があります。形容詞は名詞にあわせて語尾が変化します。そしてスペイン語の最難関は動詞の活用です。これは繰り返し練習するしかないでしょう。「学問に王道なしNo hay atajo sin trabajo」です。とはいえ、これもスペイン語の動詞には基本的に語尾が-ar, -er, irの3つのグループがあることを踏まえ、体系的に覚えれば恐れるほどのものではありません。

また、どんな外国語の勉強にもあてはまることですが、必ず辞書を用意すること。そして辞書を引く労を惜しまないようにすることが大切です。スペイン語圏はスペイン本国だけではなく、中南米、アフリカの赤道ギニアなど広範であり、スペイン語人口は4億人とも5億人とも言われています。したがって国連の公用語のひとつにもなっており、実用的であり、その文化も多種多様です。フラメンコ、サルサ、サッカー、ピカソ、ガウディ、パエリヤ、タコス、遺跡などなど興味深いことがたくさんあります。それらの情報はインターネットを通じて簡単に手に入れることができます。Ricky MartinやEnrique Iglesiasなどスペイン語で歌っている歌手のCDも手軽に手に入りますし、最近はスペイン語圏の映画もよく上映されるようになってきました。是非、言葉だけではなく、その後ろにあるものにも触れてみましょう。そして楽しく勉強していきましょう。

日本語話者にとって、韓国語は当然ながら外国語にはほかなりません。韓国語の音や文字を耳にしたことのある人は、激しい音や抑揚、四角(□)と丸(○)に縦横の線と点の組み合わせで形成されている文字(ハングル)に戸惑いをおぼえるかもしれません。

その一方で、韓国語の音声と文字について、自発的に興味を持ち、一度でもその仕組みについて学んだことのある人ならば、これだけ日本語に類似し、学びやすい言語も多くないと実感したはずです。同じ言語系統に属し、漢語を媒介として語彙の八割以上を共有しているからこそでしょう。つまり欧米語学習のように、語順の複雑な置き換えが不要なのはいうまでもなく、全く異なった概念に対処しなければならないということもなく、頭脳の煩雑な作業が省かれて済むのです。これを欧米語間の関係にたとえると、英語とドイツ語との比に近いものでしょう。

しかしながら、韓国語は総じて学習しやすいかもしれませんが、やさしい言語では決してありません。というのも、日本語に比べ、かなり複雑な音韻体系を有しているからだけでなく、実は奇しくも日本語と大変似通っている言語だけに難解さが存在するのです。つまり言語に必然的に溶け込んでいる人々の感情や、言葉の何気ない意味作用、ひいてはそれを基に絶え間なく行われる(日常・非日常を問わず)コミュニケーションのあり方において、韓国語と日本語の間には少なからざるギャップが散見されるので、時にはそのことが意思疎通の大きな妨げにもなりかねないのです。少し複雑だと思われるかもしれませんが、ここにこそ日本語話者の韓国語学習に対する醍醐味が存在する訳です。そのことは、韓国語話者の日本語学習のケースでも同じであることはいうまでもありません。また、さらには今日の日本と韓国との間に横たわる諸問題を考える上でも、これは有効かつ重要な要素を含んでいると思われるのです。

ズドラーストヴィチェ！皆さん今日は！ロシア語が世界で重要な言語の1つであることは皆さんもよくご存知でしょう。世界で約2億5千万人の人々に話されており、これは日本語の約2倍にあたります。なるほど、ロシア語は今日本ではかつてほど人気がないかもしれませんが、今後ロシアが政治的にも経済的にも世界に対して影響力をもってくることは間違いありません。今こそロシア語を学ぶ絶好の好機と言えましょう。

ロシア語は「インド・ヨーロッパ語族」に属しており、これはインドからヨーロッパにかけて広く分布しています。ヨーロッパでのこの語族の1つは英語・ドイツ語などの「ゲルマン語」、もう1つはフランス語・スペイン語などの「イタリック・ケルト語」、そして更に「スラブ語」です。このスラブ語にはロシア語・ウクライナ語・ベラルーシ語、ポーランド語、チェコ語、スロバキア語、ブルガリア語、セルボ・クロアチア語などがあります。ロシア語はこのスラブ語の中の代表的な存在です。

ロシア語は入口がとて難解です。強調しても強調しすぎることはないのですが、最初はとて難しく感じるでしょう。しかし、それを乗り越えれば後は楽です。まず、発音をきちんと覚えることです。正しい発音ができれば、リスニングはそう難しくはないはずです。英語やフランス語の聞き取りづらさに比べるとはるかに易しいと言えるでしょう。これはロシア語の最大の利点です。

ロシア語の文字は「キリル文字」といって、ギリシア語に由来しています。私たちは英語に慣れ親しんでいるので、最初は違和感を覚えるでしょう。しかし、これは慣れの問題です。小学校でひらがな・カタカナを覚えたとき払った努力を思い出せば、キリル文字を覚えるのはそれほど難しくはないと思います。

外国語はどれでも最初は違和感があります。それを克服したとき、外国語を学ぶ喜びを知ることができます。学べば学ぶほど、新鮮な驚きと喜びを感じると同時に視野が広がります。新しい外国語を学ぶたびに、地平線が広がっていくのを感じるでしょう。そのような広い視野を持った人間が21世紀をリードして行くのです。どうぞ果敢に挑戦してみて欲しいと思います。

外国語科目領域 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	[DP-1] 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	[CP-1] ・人文科学系外国語文献の読解（言語文化の理解）を通じ、国際人に必須の多様な価値を許容する倫理観を養い、国際交流に貢献できる人材を育成する。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	[DP-2] 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	[CP-2] ・社会科学系外国語文献の読解（言語文化の理解）を通じ、自国の社会システムを相対的に捉える視点を養い、世界の問題を複眼的に理解することができる人材を育成する。
論理的・批判的思考力	[DP-3] 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	[CP-3] ・他国の「言語・哲学」に関する外国語文献の読解（言語文化の理解）を通じ、論理的思考を養い、人間（社会）について批判的に考える力を養成する。
問題発見・解決力	[DP-4] 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	[CP-4] ・他国の「芸術・文学・思想」に関する外国語文献の読解（言語文化の理解）を通じ、想像力と発想力を養い、独創的な視点から問題を発見し解決策を提案することができる人材を養成する。
挑戦力	[DP-5] 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	[CP-5] ・資格試験の受験や海外研修への参加を通じ、積極的かつ自主的に行動する習慣を身につけ、学生生活・就職活動等において、果敢にさまざまな挑戦できる人材を育成する。
コミュニケーション力	[DP-6] 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	[CP-6] ・複数言語の学習を通じ、自国の言語文化を相対化する視点を養い、自国の文化を世界に発信できる人材を育成する。
リーダーシップ・協働力	[DP-7] 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	[CP-7] ・演習や海外研修への参加を通じ、他国の人々や他の研修参加者と積極的に協働するなかで、他者の長所を見出し、支援できる人材を育成する。
省察力	[DP-8] 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	[CP-8] ・演習や海外研修における他者との関わりを客観的に振り返ることを通じて、自己がどのように変化したかを省察し、多様な価値観を許容するグローバルな視野を確立することができる力を養成する。

[CP] カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

[DP] ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

外国語科目 履修系統図

科目群の学習・教育目標

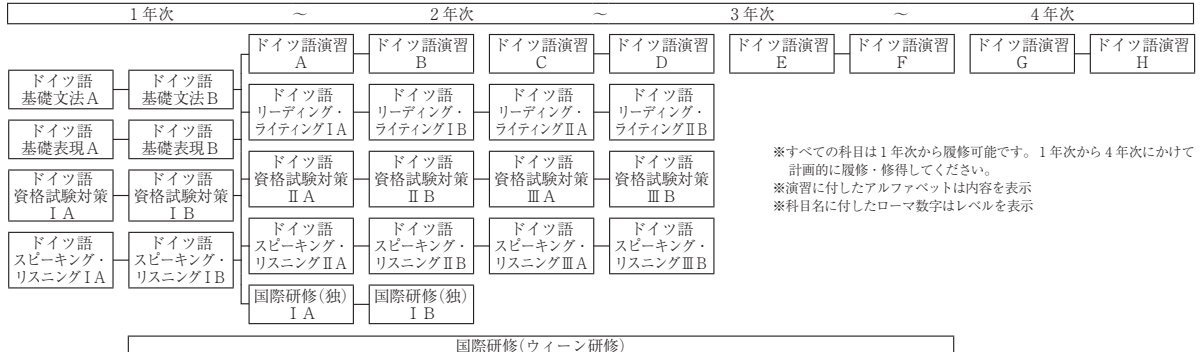
・英語

1年生指定クラスでは、資格試験や専門分野の学習に必要なリーディング・文法(英語A/B)、スピーキング・リスニング(英語C/D)等の基礎を固める。2年次以降では、その応用として、個別の技能(Reading, Writing, Listening & Speaking)や資格試験(英検/IELTS, TOEFL, TOEIC)に特化した科目、および人文学を演習形態で学ぶ科目(英語演習)を任意に選び、国際的教養人に相応しい能力と素養を身に付ける。



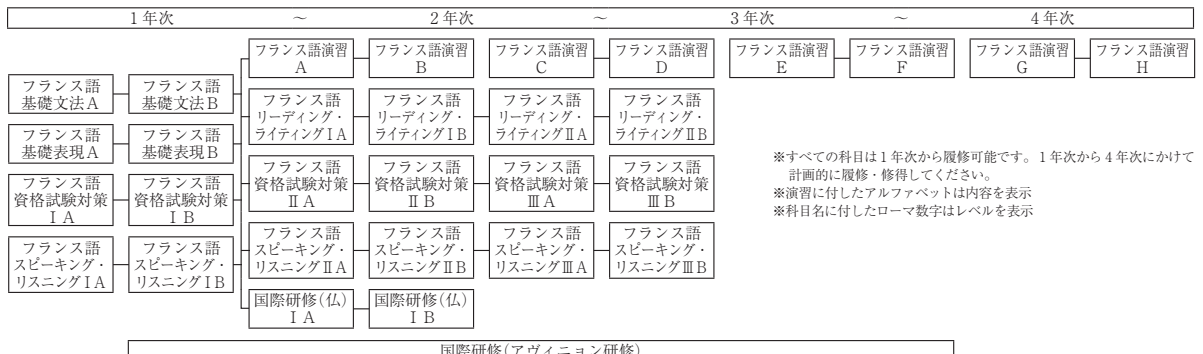
・ドイツ語

・言語習得を通して英語圏以外の文化に対する理解を深める。
・専門文献を読むための読解力を身につける。
・就職のために英語以外の語学能力を証明する資格を取得する。
・グローバル化に対応した高度なコミュニケーション能力を身につける。



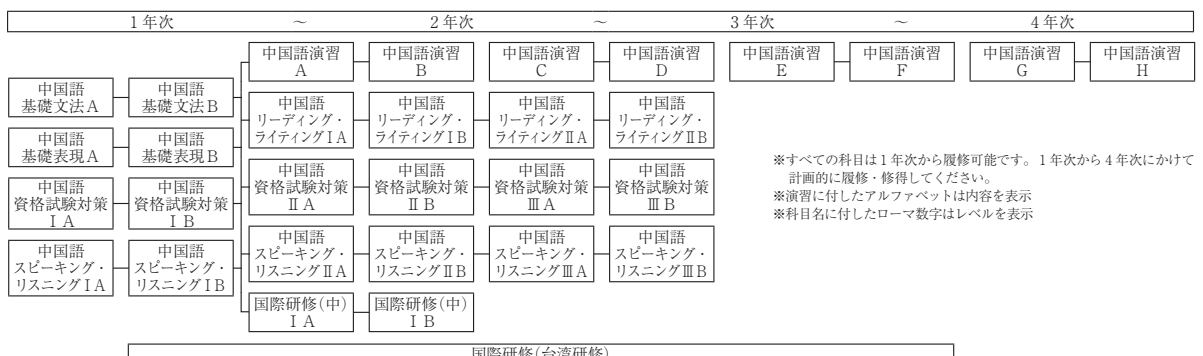
・フランス語

・言語習得を通して英語圏以外の文化に対する理解を深める。
・専門文献を読むための読解力を身につける。
・就職のために英語以外の語学能力を証明する資格を取得する。
・グローバル化に対応した高度なコミュニケーション能力を身につける。



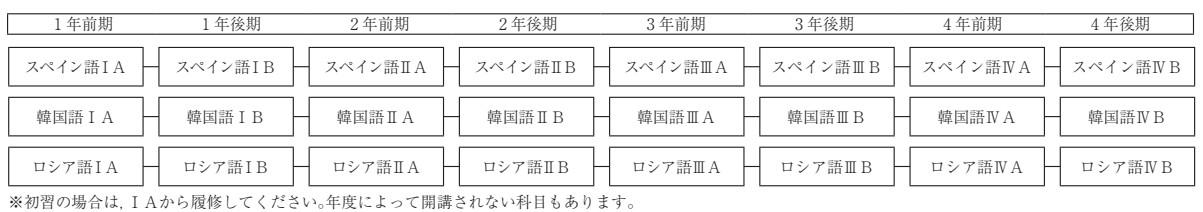
・中国語

・言語習得を通して英語圏以外の文化に対する理解を深める。
・専門文献を読むための読解力を身につける。
・就職のために英語以外の語学能力を証明する資格を取得する。
・グローバル化に対応した高度なコミュニケーション能力を身につける。



・随意外国語

第三の外国語を習得することで、より幅広いコミュニケーション能力を獲得する。多くの言語を学ぶことにより、多文化理解の素地を養い、国際人として活躍できる基盤とする。



体育実技科目の学修

1. 体育実技科目の目的

現代人の脳と身体の構造は200年前の人間とは異なるでしょうか。また、五千年前の人間からどれ程の進化を遂げたのでしょうか。結論は構造の進化は無く、時代が大きく変わっても人間の身体的基本は変わっていません。

人間が生存するための基本は身体であり、そのためには運動・栄養・休養をバランスよく取り入れることが重要です。運動すなわち身体活動は、我々人間にとって生き延びる為だけではなく芸術を高め文化を発展させ、美しさへの憧れを持ち、優しさに満ちた人間へと脳を覚醒してきました。

人間はこれらを長い年月をかけて教育として発展させてきました。教育の三大要素は知育・徳育・体育といわれ、そこには身体と精神がバランスよく発達することの必要性が示されています。

体育の目的は、第一に筋肉・骨格・内臓に生存と活動に必要なエネルギーを蓄積させること。第二に身体活動により脳の神経系を発達させて、筋肉に伝達し様々な動きや技を記憶させながら適応能力を向上させること。第三に社会性や他者に対する思い遣り、あるいは克己心を成長させること等です。これらをまとめると、体育実技科目は「身体運動を通しての人間教育である」といえます。体育実技科目における学びは、人間存在の基本である身体に運動が不可欠であることを知り、健康的な人生を十分に享受できるようにすることへ繋がります。

2. 体育実技科目の特色

法学部の体育実技科目は「体育実技ⅠA」・「体育実技ⅠB」・「体育実技ⅠC」・「体育実技Ⅱ」・「体育実技Ⅲ」を開講しています。「体育実技ⅠA」・「体育実技ⅠB」・「体育実技ⅠC」は1年次開講の選択必修科目として、「体育実技Ⅱ」および「体育実技Ⅲ」は2年次開講の選択科目として配置しています。

実技内容は多種にわたる運動内容を配列し、体育の教育効果が十分に達成されるよう配慮しています。体育実技は、「健康運動系」「スポーツ系」「生涯運動系」の3つに分類し、各人が自己の体力水準や興味・経験などを考慮して選択できるようにしています。更にスポーツ系では経験・未経験者を対象とした講義、健康運動系では運動が苦手な学生の為の講義等も開講しています。

「体育実技ⅠA」・「体育実技ⅠB」は神田三崎町キャンパスで開講され、健康の維持・増進を目的とした「健康運動系」の実技を行います。「体育実技ⅠA」では基本的な運動を行い、「体育実技ⅠB」では限られたスペースで行う球技やその他スポーツ等、様々な運動を行います。また、「体育実技ⅠC」は大宮キャンパスで開講され、専用の体育施設を使って「スポーツ系」と「生涯運動系」の実技を行います。ご自身の経験したスポーツをさらに深める、あるいは大学生になり新しいスポーツにチャレンジする、多くの仲間と出会うといった、様々な機会を持つことができます。

「体育実技Ⅱ」・「体育実技Ⅲ」は2年次以上の選択科目で、健康の維持・増進、あるいは体力の向上を目的とする身体運動を希望する学生の為に開講しています。

3. 体育実技科目の学修

① 授業時間、評価等

神田三崎町キャンパスの授業時間は、1時限・90分です。大宮キャンパスの授業時間は、2時限連続・180分です。大宮キャンパスの授業開始時間は受講生の移動時間を考慮して、1時限目を午前9時30分から開始し2時限目の終了は午後12時35

分までとし、3時限目は午後1時40分から開始し4時限目の終了を午後4時45分までとしています。(時限間で5分の休憩)

神田三崎町キャンパスと大宮キャンパスの具体的な授業内容は『シラバス』を熟読し選択の参考にしてください。

なお、大宮キャンパスを受講する場合は交通費が自己負担となります。

実技・実習は授業態度が評価の重要な要素となります。「体育実技ⅠA」と「体育実技ⅠB」は、半期完結で、各々半期1単位の講義です。「体育実技ⅠC」は2時限連続の半期完結で2単位の講義です。

「体育実技ⅠA」と「体育実技ⅠB」は各々の授業出席10回(20時間)、「体育実技ⅠC」は10回(40時間)が評価の最低条件です。欠席しないことはもちろんのこと、積極的に参加する意欲が必要です。また、体育実技は信頼できる友人や楽しい仲間作りの場としても活用できるので自分に合った履修方法やスポーツ種目、時限を選択してください。

「体育実技Ⅱ」と「体育実技Ⅲ」は2年次以上の選択科目で、それぞれ1単位が認定されますが、「体育実技ⅠA」・「体育実技ⅠB」・「体育実技ⅠC」の代替としては認められません。

② 履修方法

第一部・第二部の学生は、以下の二つの履修方法から選択します。

- ① 神田三崎町キャンパスでの「体育実技ⅠA」と「体育実技ⅠB」を前・後学期履修して計2単位修得する。
- ② 大宮キャンパスでの「体育実技ⅠC(前学期または後学期)」を2時限連続受講で半期2単位修得する。

皆さんは原則いずれかの履修方法から講義を選択し履修してください。

(但し、第一部の学生は、第二部開講の授業は受講できません。)

卒業には「体育実技ⅠA」「体育実技ⅠB」「体育実技ⅠC」から計2単位の修得が必要です。

1年次で上記のいずれかの履修方法で単位を修得することが望ましいでしょう。

Ⅳ群 体育実技科目履修表(各学科共通) (○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

授 業 科 目	単位数	履 修 年 次				履 修 方 法
		1年	2年	3年	4年	
体育実技ⅠA	1	○				2単位以上修得しなければならない。
体育実技ⅠB	1	○				
体育実技ⅠC	2	○				
体育実技Ⅱ	1		●			
体育実技Ⅲ	1		●			

4. その他

体育実技は体育スポーツ科学の理論を踏まえた教育の実践ですが、関連する講義として「体育スポーツ科学Ⅰ・Ⅱ」及び「健康科学Ⅰ・Ⅱ」を総合科目群で開講しています。

専門科目の学修

法学部の学生の皆さんは、法律学科、政治経済学科、新聞学科、経営法学科、公共政策学科の5学科に所属しています。そしてそれぞれの学科ごとに専門的な知識を身につけるために、専門科目の学修を行っていきます。法学部では、1年次から総合科目や外国語科目などと並んで、専門科目が展開されており、学年が進むごとに専門科目が占めるウェイトが高まっていくカリキュラムになっています。

専門科目は、学科ごとに、特徴ある科目が開講されていますが、V群の専門基幹科目、VI群の専門展開科目、VII群の専門演習関連科目に大別されます。

[専門基幹科目]

専門基幹科目とは、各学科における学修のうち、基幹となるべき重要な科目を意味します。学科やコースごとに設置状況は異なっていますが、そのほとんどが「必修」または「選択必修」となっています。まさに専門基幹科目は、各学科の学修の基礎をなすと同時に、その中核的な科目だといえることができます。

なお、専門基幹科目は、それぞれの学科固有の科目が多いですが、他学科の学生が履修し、卒業単位に含むことができる科目もあります。

[専門展開科目]

専門基幹科目を学んだ上で、各学科におけるそれぞれの専門的な知識に対するニーズに応えるために、学科ごとに広く開講されている科目が専門展開科目です。その多くは「選択」科目となっており、学生の皆さんの関心に応じて、自由に組み合わせ履修することができます。

専門展開科目は、学科ごとに設置されていますが、他学科の科目が当該学科の専門展開科目として位置づけられている場合もあり、本学のカリキュラムの特徴である「相互乗り入れ」の良さが発揮されているのもこの科目群です。この専門展開科目を履修することを通じて、学生の皆さんの知識が、深く、広く、まさに展開することが期待されます。

[専門演習関連科目]

専門展開科目に類似した科目ですが、専門演習関連科目は、「演習」という言葉が示す通り、少人数で、専門的な理解をより深めることを目的に設置されている科目です。科目の内容的には、専門性が極めて高いことが特徴ですが、科目によっては、授業の内容を固定せず、毎年、授業内容が変わるものもあります。

また、この科目には、「ゼミナール」も含まれています。ゼミナールは原則として、どの学科の系統のものも応募することができます。それぞれゼミナールを受験し、合格すれば、学科の系統が異なるゼミナールで学ぶことが許されています。

以下では、学科ごとの学修について説明していきます。

法律学科専門科目の学修

1. 法律学科の卒業に必要な最低単位数

【法職課程】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
選択必修外国語	6単位
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	62単位
VI群 専門展開科目	8単位
VII群 専門演習関連科目	12単位
I群からVII群までの中から選択する科目	一単位

【総合法コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
選択必修外国語	6単位
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	38単位
VI群 専門展開科目	40単位
VII群 専門演習関連科目	4単位
I群からVII群までの中から選択する科目	一単位

2. 法律学科の目的

法律学科は、これまで多くの法曹・準法曹を輩出してきたのみならず、リーガルマインドを有する良質な人材を社会に送り出してきた「司法の日大」の伝統を受け継ぐ法学部の中心学科です。一定のルールに従い紛争を解決する能力は、法律家に限らず、社会生活を営む上で不可欠な能力であり、社会に網の目のように張り巡らされている法は、社会のルールの代表的なものです。法を用いて紛争や問題を解決する能力を「リーガルマインド」と呼ぶとすれば、法律学科の目的はリーガルマインドの涵養にあるといつてよいでしょう。

法科大学院（ロースクール）の発足・裁判員制度の創設など、司法制度は大きな変革を受けました。学生のニーズが多様化しているだけでなく、司法制度が大きく変化した中、法律学科としては、これらに臨機応変に対応し、法曹等法律専門家養成に力を入れるだけでなく、リーガルマインドを有する良質な人材を社会に送り出していかなければなりません。

このような状況に対応するため、法律学科では、法職課程を設置し、法律専門家養成に対応するとともに、総合法コースにおいて法的資質を有する社会人の育成に力を入れることにしています。

3. 法律学科の特色

① 法職課程（第一部のみ設置）

法律学科の学生は、入学試験の時の希望に従って、法職課程・総合法コースのいずれかに所属することになっています。

法職課程は、もともと司法試験・司法書士試験などの難易度の高い資格試験にチャレンジして、法曹（裁判官、検察官、弁護士）・準法曹（司法書士など）といった法律専門職を目指そうとする学生、さらには、各種の国家試験（国家・地方公務員試験や他の資格試験）への挑戦を志す学生を対象として設置されたものです。現在、法曹資格を取得するためには、原則として、学部から法科大学院を経由して司法試験を受験することになっているので、法科大学院（法学既習者コース）進学を目指す学生が対象に据えられています。もっとも、例外的に法科大学院を経由しないで司法試験の受験資格を与える「予備試験」制度も設けられています。そこで、法職課程では予備試験受験を目指す学生の皆さんもその対象としています。

法職課程の特徴は、端的にいうと、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法（会社法）、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）について、集中的に法解釈学の技法をしっかりと学ぶところにあります。これらの科目は、各種試験の合格に必要なだけでなく、法曹・準法曹として実務に携わる上で「コア」となる知識だからです。

そのため法職課程では、①法律基本科目を必修科目・選択必修科目とした上で、そのうちの大部分の科目について、法職課程の学生専用の講義が開講され、②各種特殊講義において、判例・設問など具体的事例を素材に解釈学のドリルを行うといった、かなりかっちりしたカリキュラムを用意しています。

したがって、法職課程に在籍する学生の皆さんには、1年次から目標とする試験を具体的に定め、在学中の合格あるいは、法科大学院入試へ向けて日々研鑽を積むだけの強い決意と意志が求められます。これは、学生の皆さんにとってはかなり厳しい要求ですが、これを乗り越えてこそ、法律のプロとしての道が開けると確信しています。これまで法曹等の道に進んだ大部分の先輩が法職課程で学んだ方であることを忘れてはなりません。

② 総合法コース（第一部・第二部併置）

総合法コースは、一部・二部に開設し、法学教育の基本コースとして、幅広い法分野科目の知識・技能を修得し、リーガルマインドを有し、社会の様々な職域に対応できる柔軟性に富んだ職業人を養成することを目標としています。また、法職課程とは異なり、法学部のカリキュラム特徴である「相互乗り入れ」として他学科関連科目をも設置しています。所属の学生は、各自の職業意識に基づき独自のカリキュラムを設定し、各種資格取得を含め、法学部に進学した目標を達成することが可能です。総合法コースでは、科目履修において必修科目単位数が法職課程の半分程となっていることから、その自由度が高くなっていますので、志望職業等に向けていくつかのモデルカリキュラムを示し、所属学生の皆さんが各学年において段階的に職業意識に応じた履修ができるように配慮されています。当然ですが、総合法コースでも法曹・準法曹を目指す科目履修が可能です。

総合法コースのカリキュラムの科目には、他学科所属の学生と共に講義を受けることもあります。つまり、学科横断的履修が実行され、学生は、学科の枠を越えた一体となった法学部生活を体験できます。そこで知り合った友とのコミュニケーションにより、リーガルマインドをもった更に高度な職業意識を身に付けることができるでしょう。

4. 法律学科の学修

法律学科においては、法職課程、綜合法コースのいずれを選択するかによって、卒業に必要な専門科目の単位数中の内訳が変わってくるので、履修にあたっては、よく注意する必要があります。法律学科卒業に必要な専門科目単位数、必修単位数、選択必修単位数、選択単位数は、下図のとおりです。

	卒業に必要な 専門科目単位数	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
法 職 課 程	82単位	66単位	4単位	12単位
綜 合 法 コ ー ス	82単位	30単位	20単位	32単位

以下、法律学科専門科目の学修のポイントにつき述べていきます。

1. 法職課程

法職課程においては、専門的な科目82単位中、必修科目は66単位で、法学Ⅰ、憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（統治機構）、行政法Ⅰ、民法Ⅰ（民法総則）、民法Ⅱ（物権法）、民法Ⅲ（担保物権法）、民法Ⅳ（債権法総論）、民法Ⅴ（債権法各論）、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、商法Ⅰ（会社法）、商法Ⅲ（支払システム法）、民事訴訟法、刑事訴訟法Ⅰを履修し、さらに法律基幹科目の基本知識の履修で得られた知識を、より確かにするために、公法特殊講義Ⅰ（憲法）A、民事法特殊講義Ⅰ（要件事実）A、民事法特殊講義Ⅲ（会社法）A、刑事法特殊講義ⅠAを履修しなければなりません。そして残りの16単位が選択必修科目4単位・選択科目12単位となっています。

このように法職課程においては、綜合法コースよりも専門科目の必修単位数が多く、しかも、その科目の大部分が六法＋行政法といった法律基本科目とされているのが特徴となっています。これは、法職課程が法律専門職や各種の国家試験（国家・地方公務員試験や他の資格試験）への挑戦を志す皆さんを対象としているためです。逆にいえば、法職課程で用意されている科目をしっかりと学ぶことで、法律専門職や各種の国家試験に合格できるようにカリキュラムが組まれています。

2. 綜合法コース

綜合法コースにおいては、専門科目82単位中、まず必修科目（30単位）として、法学Ⅰ、憲法Ⅰ（人権）、行政法Ⅰ、民法Ⅰ（民法総則）、刑法Ⅰ、商法Ⅰ（会社法）、民事訴訟法、刑事訴訟法Ⅰを履修しなければなりません。綜合法コースは、履修に関する自由度がもっとも高いコースですが、これらの科目は、他の科目の前提となる基本的な科目であり、しっかりと理解しておかないと、ほかの法律専門科目を学修する上で重大な支障を生ずるため、あえて必修科目とされています。後の学年に積み残さず、配当されている年次に単位取得できるように心がけるようにしてください。

次に、選択必修科目（20単位）として、専門基幹科目（Ⅴ群）から8単位以上を、専門展開科目（Ⅵ群）のⅠ類（基礎法）、Ⅱ類（外国法）、Ⅲ類（法律基本科目以外の主な法律科目）から各4単位（計12単位）以上を選ぶ必要があります。これは法律一般を広く履修するという観点から、法律の各分野についてまんべんなく学ぶことが要求されているのです。

さらに、選択科目として、32単位分について、自由に選び、履修できるようになっています。綜合法コースにおいては、選択科目の単位数が多く、どのような

科目を選ぶかは、学生皆さんの自由な判断に委ねられています。学部としては、学生皆さんの進路に応じた履修ができるように、目的とする資格ごとにきめ細やかなモデルカリキュラムを用意しています。履修に当たっては、これらを参考にしてください。

なお、以下の点に留意してください。

刑事訴訟法Ⅱについては、選択必修科目となっていますが、以下の理由から刑事訴訟法Ⅰとともに履修することを強く奨めます。①Ⅰは、犯罪発覚を踏まえ、犯人を逮捕したり証拠を収集するにあたり、いかにデュー・プロセスに基づいた「捜査」がなされるかが課題となっています。Ⅱは、「公訴の提起（起訴）」と「公判」が中心であり、起訴された被告人について証拠に基づいて有罪・無罪を判断する手続です。②捜査は公判を目指してなされ、公判は捜査に基づいて構成された検察官の犯罪事実についての主張の真否を判断する手続になっています。このように両者は密接に関連するので、両方を学修して初めて刑事訴訟法全体の理解につながると言えます。③とりわけ、法科大学院に進む者には両方を履修することが実際上も必要となります。

5. 法職課程と総合法コースとの間の移動

法職課程での学修を希望する、勉学意欲ある学生の皆さんは、全員法職課程に受け入れたいところですが、この課程専用の講義を設けているため、残念ながら、人数制限を設けざるを得ません。そのため、入学試験の時に選抜が行われています。

しかし、入学試験時点で法職課程に入れなかった皆さんでも、1年次の成績や面接によって、2年進級時に法職課程へ移籍する道を設けています。成績次第では、法職課程から総合法コースへ移ることもありますし、進路変更のため、自らの意志で総合法コースへ移ることも可能となっています。

V・VI・VII群 法律学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【法職課程】

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 学 期								履 修 方 法	
				1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期		
V群 (専門基幹科目)	—	法学Ⅰ	2	◎									V群より、必修58単位、○印の科目より4単位、計62単位以上修得しなければならない。
		憲法Ⅰ(人権)	4	◎									
		憲法Ⅱ(統治機構)	4		◎								
		行政法Ⅰ	4				◎						
		行政法Ⅱ	4					○					
		民法Ⅰ(民法総則)	4	◎									
		民法Ⅱ(物権法)	4		◎								
		民法Ⅲ(担保物権法)	4				◎						
		民法Ⅳ(債権法総論)	4			◎							
		民法Ⅴ(債権法各論)	4			◎							
		民法Ⅵ(親族法)	2		○								
		民法Ⅶ(相続法)	2				○						
		商法Ⅰ(会社法)	4			◎							
		商法Ⅱ(商取引法)	2				○						
		商法Ⅲ(支払システム法)	4					◎					
		商法Ⅳ(保険法)	4				○						
		商法Ⅴ(運送法)	2				○						
		民事訴訟法	4				◎						
		民事執行・保全法	4					○					
		刑法Ⅰ	4		◎								
刑法Ⅱ	4			◎									
刑事訴訟法Ⅰ	4				◎								
刑事訴訟法Ⅱ	4					○							
VI群 (専門展開科目)	I類	法哲学Ⅰ	2					●				I類～V類より、8単位以上修得しなければならない。	
		法哲学Ⅱ	2						●				
		ローマ法Ⅰ	2					●					
		ローマ法Ⅱ	2						●				
		日本法制史Ⅰ	2					●					
		日本法制史Ⅱ	2						●				
		東洋法制史Ⅰ	2					●					
		東洋法制史Ⅱ	2						●				
		西洋法制史Ⅰ	2					●					
		西洋法制史Ⅱ	2						●				
	法思想史Ⅰ	2					●						
	法思想史Ⅱ	2						●					
	II類	外国法A(英米)Ⅰ	2					●					
		外国法A(英米)Ⅱ	2						●				
		外国法A(独)Ⅰ	2					●					
		外国法A(独)Ⅱ	2						●				
		外国法A(仏)Ⅰ	2					●					
		外国法A(仏)Ⅱ	2						●				
		外国法A(EU)Ⅰ	2					●					
		外国法A(EU)Ⅱ	2						●				
外国法A(アジア)Ⅰ		2					●						
外国法A(アジア)Ⅱ		2						●					
外国法B(英米)Ⅰ	2					●							
外国法B(英米)Ⅱ	2						●						
外国法B(独)Ⅰ	2					●							
外国法B(独)Ⅱ	2						●						
外国法B(仏)Ⅰ	2					●							
外国法B(仏)Ⅱ	2						●						
外国法B(EU)Ⅰ	2					●							
外国法B(EU)Ⅱ	2						●						
外国法B(アジア)Ⅰ	2					●							
外国法B(アジア)Ⅱ	2						●						

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履修開始学期								履 修 方 法	
				1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期		
III 類	税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			●								
	税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				●							
	税法ⅡA（所得税法）	2					●						
	税法ⅡB（法人税法）	2						●					
	税法ⅢA（資産税法）	2						●					
	税法ⅢB（消費・諸税法）	2					●						
	国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			●								
	国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				●							
	国際関係法〔公法系〕BⅠ	2					●						
	国際関係法〔公法系〕BⅡ	2						●					
	国際関係法〔私法系〕AⅠ	2			●								
	国際関係法〔私法系〕AⅡ	2				●							
	国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					●						
	国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						●					
	倒産法Ⅰ	2					●						
	倒産法Ⅱ	2						●					
	労働法Ⅰ	2			●								
	労働法Ⅱ	2				●							
	経済法Ⅰ	2			●								
	経済法Ⅱ	2				●							
	知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2			●								
	知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2				●							
	知的財産法B（意匠）	2			●								
	知的財産法C（商標・不正競争）	2				●							
	知的財産法D（著作権）Ⅰ	2			●								
	知的財産法D（著作権）Ⅱ	2				●							
	知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2			●								
	知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2				●							
	地方自治法Ⅰ	2					●						
	地方自治法Ⅱ	2						●					
	比較憲法Ⅰ	2					●						
	比較憲法Ⅱ	2						●					
	経済刑法Ⅰ	2					●						
	経済刑法Ⅱ	2						●					
	少年法Ⅰ	2					●						
	少年法Ⅱ	2						●					
	刑事政策Ⅰ	2					●						
	刑事政策Ⅱ	2						●					
	経済行政法Ⅰ	2			●								
	経済行政法Ⅱ	2				●							
	社会保障法Ⅰ	2					●						
	社会保障法Ⅱ	2						●					
金融商品取引法Ⅰ	2					●							
金融商品取引法Ⅱ	2						●						
金融法Ⅰ	2					●							
金融法Ⅱ	2						●						
メディア法Ⅰ	2			●									
メディア法Ⅱ	2				●								
情報法Ⅰ	2			●									
情報法Ⅱ	2				●								
法律外国語AⅠ	1		●										
法律外国語AⅡ	1			●									
法律外国語BⅠ	1			●									
法律外国語BⅡ	1				●								
法律外国語CⅠ	1					●							
法律外国語CⅡ	1						●						
IV 類	地方自治法Ⅰ	2				●							
	地方自治法Ⅱ	2					●						
	比較憲法Ⅰ	2					●						
	比較憲法Ⅱ	2						●					
	経済刑法Ⅰ	2					●						
	経済刑法Ⅱ	2						●					
	少年法Ⅰ	2					●						
	少年法Ⅱ	2						●					
	刑事政策Ⅰ	2					●						
	刑事政策Ⅱ	2						●					
	経済行政法Ⅰ	2			●								
	経済行政法Ⅱ	2				●							
	社会保障法Ⅰ	2					●						
	社会保障法Ⅱ	2						●					
	金融商品取引法Ⅰ	2					●						
	金融商品取引法Ⅱ	2						●					
	金融法Ⅰ	2					●						
	金融法Ⅱ	2						●					
メディア法Ⅰ	2			●									
メディア法Ⅱ	2				●								
情報法Ⅰ	2			●									
情報法Ⅱ	2				●								
法律外国語AⅠ	1		●										
法律外国語AⅡ	1			●									
法律外国語BⅠ	1			●									
法律外国語BⅡ	1				●								
法律外国語CⅠ	1					●							
法律外国語CⅡ	1						●						

区分	群	類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 学 期								履 修 方 法				
					1 年 前 期	1 年 後 期	2 年 前 期	2 年 後 期	3 年 前 期	3 年 後 期	4 年 前 期	4 年 後 期					
VI 群 (専門展開科目)	V 類		法医学 I	2	●												
			法医学 II	2		●											
			会計学 I	2			●										
			会計学 II	2				●									
			簿記原理 I	2	●												
			簿記原理 II	2		●											
VII 群 (専門演習関連科目)	—		法学特殊講義 (ジェンダーと法) I	2			●									VII 群より、必修8単位、●印の科目より4単位、計12単位以上、修得しなければならない。	
			法学特殊講義 (ジェンダーと法) II	2				●									
			法学特殊講義 (現代不法行為と法) I	2			●										
			法学特殊講義 (現代不法行為と法) II	2				●									
			法学演習 A I	2	●												
			法学演習 A II	2		●											
			法学演習 B I	2	●												
			法学演習 B II	2		●											
			法学演習 C I	2	●												
			法学演習 C II	2		●											
			法学演習 D I	2			●										
			法学演習 D II	2				●									
			法学演習 E I	2			●										
			法学演習 E II	2				●									
			公法特殊講義 I (憲法) A	2						◎							
			公法特殊講義 I (憲法) B	2							●						
			公法特殊講義 II (行政法) A	2						●							
			公法特殊講義 II (行政法) B	2							●						
			民事法特殊講義 I (要件事実) A	2						◎							
			民事法特殊講義 I (要件事実) B	2							●						
			民事法特殊講義 II (判例演習) A	2								●					
			民事法特殊講義 II (判例演習) B	2									●				
			民事法特殊講義 III (会社法) A	2						◎							
			民事法特殊講義 III (会社法) B	2							●						
			民事法特殊講義 IV (商法) A	2						●							
			民事法特殊講義 IV (商法) B	2							●						
			民事法特殊講義 V (不動産登記法)	2			●										
			民事法特殊講義 VI (商業登記法)	2				●									
			民事法特殊講義 VII (民事手続法) A	2						●							
			民事法特殊講義 VII (民事手続法) B	2							●						
			刑事法特殊講義 I A	2						◎							
			刑事法特殊講義 I B	2							●						
			刑事法特殊講義 II A	2						●							
			刑事法特殊講義 II B	2							●						
	刑事法特殊講義 III A	2						●									
	刑事法特殊講義 III B	2							●								
	刑事法特殊講義 IV A	2						●									
	刑事法特殊講義 IV B	2							●								
	ゼミナール	8						●									

※ ゼミナールは、2年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。

V・VI・VII群 法律学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【総合法コース】

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 学 期								履 修 方 法	
				1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期		
V群 (専門 基幹科目)	—	法学 I	2	◎									V群より、必修30単位、○印の科目より8単位、計38単位以上修得しなければならない。
		憲法 I (人権)	4		◎								
		憲法 II (統治機構)	4			○							
		行政法 I	4				◎						
		行政法 II	4					○					
		民法 I (民法総則)	4		◎								
		民法 II (物権法)	4			○							
		民法 III (担保物権法)	4					○					
		民法 IV (債権法総論)	4				○						
		民法 V (債権法各論)	4				○						
		民法 VI (親族法)	2			○							
		民法 VII (相続法)	2					○					
		商法 I (会社法)	4			◎							
		商法 II (商取引法)	2					○					
		商法 III (支払システム法)	4					○					
		商法 IV (保険法)	4					○					
		商法 V (運送法)	2					○					
		民事訴訟法	4				◎						
		民事執行・保全法	4					○					
		刑法 I	4		◎								
刑法 II	4			○									
刑事訴訟法 I	4				◎								
刑事訴訟法 II	4					○							
I類	—	法哲学 I	2					○				I類より、4単位以上修得しなければならない。	
		法哲学 II	2						○				
		ローマ法 I	2					○					
		ローマ法 II	2						○				
		日本法制史 I	2			○							
		日本法制史 II	2				○						
		東洋法制史 I	2					○					
		東洋法制史 II	2						○				
		西洋法制史 I	2			○							
		西洋法制史 II	2				○						
		法思想史 I	2					○					
		法思想史 II	2						○				
VI群 (専門 展開科目)	I類	外国法 A (英米) I	2			○						II類より、4単位以上修得しなければならない。	
		外国法 A (英米) II	2				○						
		外国法 A (独) I	2			○							
		外国法 A (独) II	2				○						
		外国法 A (仏) I	2			○							
		外国法 A (仏) II	2				○						
		外国法 A (EU) I	2			○							
		外国法 A (EU) II	2				○						
		外国法 A (アジア) I	2			○							
		外国法 A (アジア) II	2				○						
	II類	外国法 B (英米) I	2			○							
		外国法 B (英米) II	2				○						
		外国法 B (独) I	2			○							
		外国法 B (独) II	2				○						
		外国法 B (仏) I	2			○							
		外国法 B (仏) II	2				○						
		外国法 B (EU) I	2			○							
		外国法 B (EU) II	2				○						
		外国法 B (アジア) I	2			○							
		外国法 B (アジア) II	2				○						

区分 群 類	授 業 科 目	単位数	履修開始学期								履 修 方 法			
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期				
III 類	税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			○							Ⅲ類より、4単位以上 修得しなければならない。 い。		
	税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				○								
	税法ⅡA（所得税法）	2					○							
	税法ⅡB（法人税法）	2						○						
	税法ⅢA（資産税法）	2						○						
	税法ⅢB（消費・諸税法）	2					○							
	国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			○									
	国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				○								
	国際関係法〔公法系〕BⅠ	2					○							
	国際関係法〔公法系〕BⅡ	2						○						
	国際関係法〔私法系〕AⅠ	2					○							
	国際関係法〔私法系〕AⅡ	2						○						
	国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					○							
	国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						○						
	倒産法Ⅰ	2					○							
	倒産法Ⅱ	2						○						
	労働法Ⅰ	2			○									
	労働法Ⅱ	2				○								
	経済法Ⅰ	2			○									
	経済法Ⅱ	2				○								
	知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2			○									
	知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2				○								
	知的財産法B（意匠）	2			○									
	知的財産法C（商標・不正競争）	2				○								
	知的財産法D（著作権）Ⅰ	2			○									
	知的財産法D（著作権）Ⅱ	2				○								
	知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2			○									
	知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2				○								
	VI 群（専門展開科目）	地方自治法Ⅰ	2			●								
		地方自治法Ⅱ	2				●							
比較憲法Ⅰ		2			●									
比較憲法Ⅱ		2				●								
経済刑法Ⅰ		2					●							
経済刑法Ⅱ		2						●						
少年法Ⅰ		2					●							
少年法Ⅱ		2						●						
刑事政策Ⅰ		2					●							
刑事政策Ⅱ		2						●						
経済行政法Ⅰ		2			●									
経済行政法Ⅱ		2				●								
社会保障法Ⅰ		2					●							
社会保障法Ⅱ		2						●						
金融商品取引法Ⅰ		2					●							
金融商品取引法Ⅱ		2						●						
金融法Ⅰ		2					●							
金融法Ⅱ		2						●						
メディア法Ⅰ		2			●									
メディア法Ⅱ		2				●								
情報法Ⅰ		2			●									
情報法Ⅱ		2				●								
法律外国語AⅠ		1	●											
法律外国語AⅡ		1		●										
法律外国語BⅠ		1			●									
法律外国語BⅡ		1				●								
法律外国語CⅠ	1					●								
法律外国語CⅡ	1						●							
IV 類	地方自治法Ⅰ	2			●									
	地方自治法Ⅱ	2				●								
	比較憲法Ⅰ	2			●									
	比較憲法Ⅱ	2				●								
	経済刑法Ⅰ	2					●							
	経済刑法Ⅱ	2						●						
	少年法Ⅰ	2					●							
	少年法Ⅱ	2						●						
	刑事政策Ⅰ	2					●							
	刑事政策Ⅱ	2						●						
	経済行政法Ⅰ	2			●									
	経済行政法Ⅱ	2				●								
	社会保障法Ⅰ	2					●							
	社会保障法Ⅱ	2						●						

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履修開始学期								履 修 方 法				
				1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期					
VI群 (専門展開科目)	V類	法医学Ⅰ	2	●												
		法医学Ⅱ	2		●											
		政治学原論	2			●										
		現代政治理論	2				●									
		ミクロ経済学Ⅰ	2			●										
		マクロ経済学Ⅰ	2			●										
		経営学Ⅰ	2			●										
		経営学Ⅱ	2				●									
		会計学Ⅰ	2			●										
		会計学Ⅱ	2				●									
		簿記原理Ⅰ	2	●												
		簿記原理Ⅱ	2		●											
		行政学Ⅰ	2						●							
		行政学Ⅱ	2							●						
		財政学Ⅰ	2			●										
		財政学Ⅱ	2				●									
		社会保障論Ⅰ	2						●							
		社会保障論Ⅱ	2							●						
		国際経済論Ⅰ	2			●										
		国際経済論Ⅱ	2				●									
VII群 (専門演習関連科目)	—	法学特殊講義(ジェンダーと法)Ⅰ	2			●								VII群より、4単位以上 修得しなければならない。 ※ ゼミナールは、2 年間継続して履修 し、論文を提出しな ければならない。		
		法学特殊講義(ジェンダーと法)Ⅱ	2				●									
		法学特殊講義(現代不法行為と法)Ⅰ	2			●										
		法学特殊講義(現代不法行為と法)Ⅱ	2				●									
		法学演習AⅠ	2	●												
		法学演習AⅡ	2		●											
		法学演習BⅠ	2	●												
		法学演習BⅡ	2		●											
		法学演習CⅠ	2	●												
		法学演習CⅡ	2		●											
		法学演習DⅠ	2			●										
		法学演習DⅡ	2				●									
		法学演習EⅠ	2			●										
		法学演習EⅡ	2				●									
		公法特殊講義Ⅰ(憲法)A	2						●							
		公法特殊講義Ⅰ(憲法)B	2							●						
		公法特殊講義Ⅱ(行政法)A	2								●					
		公法特殊講義Ⅱ(行政法)B	2									●				
		民事法特殊講義Ⅰ(要件事実)A	2									●				
		民事法特殊講義Ⅰ(要件事実)B	2										●			
		民事法特殊講義Ⅱ(判例演習)A	2									●				
		民事法特殊講義Ⅱ(判例演習)B	2										●			
		民事法特殊講義Ⅲ(会社法)A	2									●				
		民事法特殊講義Ⅲ(会社法)B	2										●			
		民事法特殊講義Ⅳ(商法)A	2						●							
		民事法特殊講義Ⅳ(商法)B	2							●						
		民事法特殊講義Ⅴ(不動産登記法)	2						●							
		民事法特殊講義Ⅵ(商業登記法)	2							●						
		民事法特殊講義Ⅶ(民事手続法)A	2								●					
		民事法特殊講義Ⅶ(民事手続法)B	2									●				
		刑事法特殊講義ⅠA	2						●							
		刑事法特殊講義ⅠB	2							●						
		刑事法特殊講義ⅡA	2								●					
		刑事法特殊講義ⅡB	2									●				
刑事法特殊講義ⅢA	2									●						
刑事法特殊講義ⅢB	2										●					
刑事法特殊講義ⅣA	2									●						
刑事法特殊講義ⅣB	2										●					
ゼミナール	8							●								
備考	上記の履修方法により、修得しなければならない単位(54単位)のほか、VI群より28単位以上、合計82単位以上を修得しなければならない。															

総合法コース標準モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ	・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ ・刑法Ⅰ	・商法Ⅰ	・行政法Ⅰ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・他の法律基本 科目から1科 目	・他の法律基本 科目から1科 目	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から1科目（各Ⅰ＋Ⅱ） ・他の専門演習関連科目（Ⅶ群） から1科目（各A＋B）	
				・基礎法（Ⅵ群Ⅰ類）から1科目 （各Ⅰ＋Ⅱ） ・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から6科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	・ゼミナール		

総合法コースは、各自の興味により幅広く選択する余地がある点が特色である。

1・2年次における学修の成果に従い、3・4年次における科目選択は、各自で行ってほしい。

法職課程標準モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・公法特殊講義 ⅠA ・民事法特殊講 義ⅠA ・民事法特殊講 義ⅢA ・刑事法特殊講 義ⅠA	・他の法律基本 科目（Ⅴ群） から1科目 ・他の専門演習 関連科目（Ⅶ 群）から2科 目（各B）	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から2科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	
				・ゼミナール			

司法試験受験モデル（ロースクール進学・予備試験受験モデル）

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・刑事訴訟法Ⅱ ・公法特殊講義 ⅠA ・民事法特殊講 義ⅠA ・民事法特殊講 義ⅢA ・刑事法特殊講 義ⅠA	・行政法Ⅱ ・他の専門演習 関連科目（Ⅶ 群）から2科 目（各B）	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から2科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	
				・ゼミナール			

司法書士試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・公法特殊講義 ⅠA ・民事法特殊講 義ⅠA ・民事法特殊講 義ⅢA ・民事法特殊講 義Ⅴ ・刑事法特殊講 義ⅠA	・民事執行・保 全法 ・民事法特殊講 義Ⅵ ・他の専門演習 関連科目（Ⅶ 群）から1科 目（各B）	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から2科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	
				・ゼミナール			

弁理士試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
<ul style="list-style-type: none"> ・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・商法Ⅲ ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA ・知的財産法AⅠ ・知的財産法B 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅱ ・知的財産法AⅡ ・知的財産法C ・他の専門演習関連科目（Ⅶ群）から2科目（各B） 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産法D（Ⅰ＋Ⅱ） ・知的財産法E（Ⅰ＋Ⅱ） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼミナール（知的財産法） 							

税理士試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
<ul style="list-style-type: none"> ・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・商法Ⅲ ・税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ） ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅱ ・税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ） ・他の専門演習関連科目（Ⅶ群）から2科目（各B） 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法Ⅱ（A＋B） ・税法Ⅲ（A＋B） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼミナール（税法） 							

公認会計士試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
<ul style="list-style-type: none"> ・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・商法Ⅲ ・税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ） ・会計学Ⅰ ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の法律基本科目（Ⅴ群）から1科目 ・税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ） ・会計学Ⅱ ・他の専門演習関連科目（Ⅶ群）から2科目（各B） 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法Ⅱ（A＋B） ・税法Ⅲ（A＋B） ・金融商品取引法（Ⅰ＋Ⅱ） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼミナール 							

国家公務員総合職試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA	・行政法Ⅱ ・他の専門演習関連科目（Ⅶ群）から2科目（各B）	・国際関係法〔公法系〕A（Ⅰ＋Ⅱ） ・労働法（Ⅰ＋Ⅱ）	
・ゼミナール							

総合職試験の試験区分は「政治・国際」「法律」「経済」などに区分されています。上記モデルは「法律」区分を受験することを想定し例示しています。法律区分の専門試験の試験科目は、多岐選択式の必須問題（計31題）として憲法・行政法・民法、選択問題（全18題から9題選択）として商法・刑法・労働法・国際法・経済学・財政学があり、記述式は、憲法・行政法・民法・国際法・公共政策の5科目から3科目選択となっています。専門試験に加えて基礎能力試験・政策論文試験・人物試験が実施されるので、それに備えることを忘れないようにしてください。

国家公務員一般職試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA	・行政法Ⅱ ・他の専門演習関連科目（Ⅶ群）から2科目（各B）	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～Ⅴ類）から2科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	
・ゼミナール							

一般職試験の試験区分は「行政」ほかに区分されている。上記モデルは「行政」区分を受験することを想定しています。その専門試験の試験科目は多岐選択式によって行われ、政治学、行政学、憲法、行政法、民法（総則及び物権）、民法（債権、親族及び相続）、ミクロ経済学、マクロ経済学、財政学・経済事情、経営学、国際関係、社会学、心理学、教育学、英語（基礎）、英語（一般）のうちから8科目を選択する方法によって行われます。それゆえ、全科目について受験準備をするのではなく、ある程度範囲を絞って学習をすることが考えられます。受験準備という側面から例示された科目から目的に応じて任意取捨選択をし、あわせて受験科目以外の学問分野に関心をむけて学ぶことも充分可能です。当然、国家公務員総合職試験と併願することもできます。専門試験に加えて基礎能力試験・一般論文試験・人物試験が実施されるので、それに備えることを忘れてはいけません。

ところで、「法曹を除けば、法律学科卒業生の大多数は法に直接かかわる職業に就くわけではない」と考えられがちですが、実際には、他にも、法の執行に携わる仕事や法に関する深い理解が要求される多くの職業があり、法律を専門的に学んだ人材は、「法化社会」の進展とともに今後ますます活躍の場を広げていくことが予想されます。

こころみに刑事司法に関係する領域に目を向けてみましょう。まず、犯罪・非行と最初に向かい合うのは警察官です。はじめに被害者と出会うのも、加害者と接するのも捜査機関であって、その意味で警察官という職業は刑事司法の最前線に立つものといつてよいでしょう。検察官を補佐し、被疑者の逮捕・取調べなど重要な役割を担うのは検察事務官（代表的な準法曹であり、副検事への登用のみちも開かれている）です。裁判員制度の開始によってより身近になった感がありますが、裁判所には、裁判の進行を支える仕事全般に係る裁判所事務官や、非行少年の調査等に当たる家庭裁判所調査官などの裁判所職員がおかれています。そして矯正の現場では刑務官と法務教官が、更生保護の領域では保護観察官が、それぞれ専門家として、犯罪に陥った人や非行のあった少年を社会復帰へと導く仕事に取り

組んでいます。ほかにも、出入国管理法違反事件の調査・処理等に従事する入国警備官や、皇族の警護等にあたる皇宮護衛官、労働関係法令違反に関し司法警察職員としての職務を行う労働基準監督官、規制薬物に関する法令違反の取締を任務とする麻薬取締官など種々の職業があり、多くの官公庁が有能な人材を求めています。

このような職業を目指す者は、まず「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」という必修科目により法律学の堅牢な基礎を築いたうえで、希望する職業に向けて柔軟な法的思考能力を鍛える必要があります。同時に、専門的応用的な法律知識の習得をはからなければなりません。それには、基礎法科目（Ⅰ類）や六法を中心とする各種実定法科目（Ⅱ～Ⅳ類）、その他応用的な法律関係科目（Ⅴ類～）全般にわたりある程度幅広い学修が求められます。法の執行、公権力の行使に関わる職業には、法制度の全体像の把握とともに、人権をめぐる問題状況等についての基本的な理解が不可欠だからです。他方、自身の目指す職業とかかわりの深い科目を十分に学ばなければならないことはいうまでもありません。刑事司法に携わる職種であれば、「刑法」や「刑事訴訟法」を掘り下げて学ぶべきですし、「刑事政策」を避けて通ることはできません。必要に応じて「少年法」を履修することや、刑事関係のテーマを扱うゼミナールへの参加も有益です。法律学科には、このように各自の目的に適った効果的学修ができるよう、多様な履修プログラムの組み立てが可能なメニューが用意されています。

法律学科 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 ・現代社会における法の役割を理解し、説明することができる。 ・高い倫理観と優れた人格を備えて、適切かつ責任ある行動をとることができる。 ・他者の人格を尊重し、常に敬意を払って接することができる。 ・日本大学の学則に従って学生生活を過ごすことができる。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 ・日本及び世界の法の仕組みを理解し、的確に説明することができる。 ・社会における法的問題を認識し、それにどのように取り組むべきかを述べるすることができる。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 ・法学の基礎的知識を身につけ、新たな知見を生み出すことができる。 ・法学の基礎的知識に基づいて、物事を論理的、合理的かつ批判的に考察することができる。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 ・社会における問題の解決にとって必要な情報を積極的に収集・分析し、それを解決策に役立てることができる。 ・社会における法的問題を抽出し、専門的知識に基づく具体的な解決方法を示すことができる。 ・法学に関する体系的知識を修得し、法的観点に立って問題を解決することができる。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 ・法学の専門的知識を基に、自らが取り組むべき課題を探求することができる。 ・専門的知識・能力を社会の様々な領域に応用することにより、社会に貢献することができる。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 ・コミュニケーション能力を高め、自らの考えを的確に伝えることができる。 ・世界に発信できる語学力を身につけることにより、社会の中で積極的にコミュニケーションを図ることができる。 ・他者とのコミュニケーションを通じて、多様な価値観を理解・尊重することができる。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ・リーダーとしての役割を理解し、社会の中でリーダーシップを発揮することができる。 ・他者を尊重し、信頼関係を構築することにより、協働して問題解決に取り組むことができる。 ・問題解決のために話し合いの場を設け、自主的に問題を解決することができる。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 ・他者の意見を謙虚に受け入れ、自己の達成度を客観的に分析した上で、さらなる目標を定めて、それを達成するために積極的に取り組むことができる。

〔C P〕 カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕 ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

法律学科【法職課程】履修系統図

	1年		2年		3年		4年		
	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	
V群(専門基幹科目)	◎法学Ⅰ②								
<p>V群(専門基幹科目)には法律学科の専門科目の基礎となる基本的な科目を、必修科目・選択必修科目として(憲法、民法、商法、刑法、民訴法、刑訴法)を中心に配置しています。必修科目(○印)58単位、選択必修科目(○印)4単位、計62単位以上修得が必要です。基幹科目は配置学年学期にて単位取得するよう心がけ、後学年に残さないようにすべきです。</p> <p>V群(専門基幹科目)はV群(専門展開科目)およびⅥ群(専門演習関連科目)の基礎となる科目群です。それゆえ、法学の基本を学習し、法律専門職の資格試験等で要請される法解釈学の技法を熟知し、広範な法学分野への基礎アプローチができるように学習するよう努めてください。</p> <p>法学部生に重要な法的思考能力、リーガルマインドを早く身に付けましょう。</p>	◎憲法Ⅰ(人権)④	◎憲法Ⅱ(統治機構)④	◎行政法Ⅰ④		○行政法Ⅱ④		(公法系)		
	◎民法Ⅰ(民法総則)④	◎民法Ⅱ(物権法)④	◎民法Ⅳ(債権法総論)④	◎民法Ⅲ(担保物権法)④	◎民法Ⅴ(債権法各論)④		○民法Ⅵ(相続法)②		(民事法系)
					◎民事訴訟法④	○民事執行・保全法④			
			◎商法Ⅰ(会社法)④	○商法Ⅱ(商取引法)②	◎商法Ⅲ(支払システム法)④				(商事法系)
				○商法Ⅳ(保険法)④	○商法Ⅴ(運送法)②				
		◎刑法Ⅰ④	◎刑法Ⅱ④	◎刑事訴訟法Ⅰ④	○刑事訴訟法Ⅱ④			(刑事法系)	
Ⅵ群(専門展開科目)									
<p>V群(専門基幹科目)を学んだ上で専門的ニーズに対応できるように幅広い法分野科目等を配置し、また法学部カリキュラムの特徴である「相互乗り入れ」としての他学専攻科目を配置しています。</p> <p>I類(基礎法) 基礎法に属する科目を配置しています。これら科目は実定法(制定法)の理解を深めるためのものです。法の高度、法の歴史などを学び、法的思考能力を身に付けましょう。</p> <p>II類(外国法) 外国法を配置しています。日本の法制度は、欧米諸国法の継受の歴史を持っています。また、現代のグローバル社会では、日本法のみばかりでなく、多くの外国法の知識も必要とされています。国際的教養人として、国際的法律専門家としての基本を修得してください。</p>			●法哲学Ⅰ②	●法哲学Ⅱ②					
					●ローマ法Ⅰ②	●ローマ法Ⅱ②			
				●日本法制史Ⅰ②	●日本法制史Ⅱ②				
				●東洋法制史Ⅰ②	●東洋法制史Ⅱ②				
				●西洋法制史Ⅰ②	●西洋法制史Ⅱ②				
				●法思想史Ⅰ②	●法思想史Ⅱ②				
				●外国法A(英米)Ⅰ②	●外国法A(英米)Ⅱ②				
				●外国法A(独)Ⅰ②	●外国法A(独)Ⅱ②				
				●外国法A(仏)Ⅰ②	●外国法A(仏)Ⅱ②				
				●外国法A(EU)Ⅰ②	●外国法A(EU)Ⅱ②				
				●外国法A(アジア)Ⅰ②	●外国法A(アジア)Ⅱ②				
				●外国法B(英米)Ⅰ②	●外国法B(英米)Ⅱ②				
				●外国法B(独)Ⅰ②	●外国法B(独)Ⅱ②				
				●外国法B(仏)Ⅰ②	●外国法B(仏)Ⅱ②				
				●外国法B(EU)Ⅰ②	●外国法B(EU)Ⅱ②				
				●外国法B(アジア)Ⅰ②	●外国法B(アジア)Ⅱ②				
<p>III類(主な展開諸法) 基幹科目以外の法律科目のうち、多様な資格試験、公務員試験に対応する科目を配置しています。税理士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士等の資格取得を目指す学生は、それに対応する科目の履修をしてください。</p> <p>IV類(法律外国語、諸法) III類(主な展開諸法)のほか、現代社会のニーズに応じた諸法を配置しています。また、国際的教養人に必要な法律外国語の科目も配置しています。</p> <p>V類(関連科目) V類は法学分野と関連する科目を配置しています。</p>	(公法系)		●税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)②	●税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)②	●税法ⅡA(所得税法)②	●税法ⅡB(法人税法)②	<p>国の見方 一実線接続または直接に接続している科目は関係性が強く、学生の段階的履修を勧めます。また公法系、民事法系、商事法系、刑事法系としてグループ化される科目は、系統的履修を勧める科目です。</p> <p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 卒業に必要な専門科目単位数は82単位、そのうち必修単位数は66単位、選択必修単位数は4単位、選択単位数は12単位となっています。 科目にI、IIと付されているものは、基本的には、授業内容が段階的になっていきます。Iからの履修が望ましいです。A、Bについては、優先などはありません。科目の前◎は必修、○は選択必修、●は選択の科目を表示しています。科目の後ろの①等の数字は単位数を表しています。 『学部要覧』に各自の進路や目的とする資格ごとに履修モデルが掲載されています。履修にあたり参考にしてください。 選択科目は、各年度の履修状況等により、開講しない場合があります。 		
	(民事法系)		●国際関係法(公法系)AⅠ②	●国際関係法(公法系)AⅡ②	●国際関係法(私法系)BⅠ②	●国際関係法(私法系)BⅡ②			
	(社会法・諸法)		●労働法Ⅰ②	●労働法Ⅱ②					
			●経済法Ⅰ②	●経済法Ⅱ②					
			●知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ②	●知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ②					
			●知的財産法B(意匠)②	●知的財産法C(商標・不正競争)②					
			●知的財産法D(著作権)Ⅰ②	●知的財産法D(著作権)Ⅱ②					
			●知的財産法E(関連条約)Ⅰ②	●知的財産法E(関連条約)Ⅱ②					
					●地方自治法Ⅰ②	●地方自治法Ⅱ②		(公法系)	
					●比較憲法Ⅰ②	●比較憲法Ⅱ②			
				●金融商品取引法Ⅰ②	●金融商品取引法Ⅱ②	(商事法系)			
				●金融法Ⅰ②	●金融法Ⅱ②				
				●経済刑法Ⅰ②	●経済刑法Ⅱ②	(刑事法系)			
				●少年法Ⅰ②	●少年法Ⅱ②				
				●刑事政策Ⅰ②	●刑事政策Ⅱ②				
				●社会保障法Ⅰ②	●社会保障法Ⅱ②	(社会法・諸法)			
				●メディア法Ⅰ②	●メディア法Ⅱ②				
				●情報法Ⅰ②	●情報法Ⅱ②				
		●法律外国語AⅠ①	●法律外国語AⅡ①	●法律外国語BⅠ①	●法律外国語BⅡ①	●法律外国語CⅠ①	●法律外国語CⅡ①		
		●法医学Ⅰ②	●法医学Ⅱ②						
		●簿記原理Ⅰ②	●簿記原理Ⅱ②	●会計学Ⅰ②	●会計学Ⅱ②				
Ⅶ群(専門演習関連科目)									
<p>Ⅶ群(専門演習関連科目)では、V群(専門基幹科目)とⅥ群(専門展開科目)での科目講義にて修得した法学知識(法解釈学技法)を踏まえて、演習として、少人数で、専門的理解を深めることを目的とする科目です。法学は、科学ですが、実学でもあります。法律の知識を基礎として、高水準の実践的演習を行い、高い倫理観と優れた人格を備えた法的思考能力、リーガルマインドを身に付け、高度な職業意識と専門的能力を実践的に研鑽してください。必修8単位、選択4単位、計12単位以上修得が必要です。ゼミナールは学部横断的科目です。2年間継続履修し、論文提出が要求されます。</p>	●法学演習AⅠ②		●法学演習AⅡ②	●法学演習DⅠ②	●法学演習DⅡ②				
					●法学演習EⅠ②	●法学演習EⅡ②			
					●法学演習CⅠ②	●法学演習CⅡ②			
	(公法系)		●法学特殊講義Ⅰ②		●法学特殊講義Ⅱ②				
	(民事法系)		●法学特殊講義Ⅰ②		●法学特殊講義Ⅱ②		◎民法特殊講義Ⅰ(憲法)A②	◎民法特殊講義Ⅰ(憲法)B②	
			●民法特殊講義Ⅴ(不動産登記法)②		◎民法特殊講義Ⅱ(行政法)A②		◎民法特殊講義Ⅱ(行政法)B②		
	(商事法系)				◎民法特殊講義Ⅰ(要件事実)A②		◎民法特殊講義Ⅰ(要件事実)B②	●民事法特殊講義Ⅱ(判例演習)A②	
					◎民法特殊講義Ⅶ(民事手続法)A②		◎民法特殊講義Ⅶ(民事手続法)B②	●民事法特殊講義Ⅱ(判例演習)B②	
	(刑事法系)		●民法特殊講義Ⅵ(商業登記法)②		◎民法特殊講義Ⅲ(会社法)A②		◎民法特殊講義Ⅲ(会社法)B②		
					◎民法特殊講義Ⅳ(商法)A②		◎民法特殊講義Ⅳ(商法)B②		
				◎刑法特殊講義ⅠA②		◎刑法特殊講義ⅠB②			
				◎刑法特殊講義ⅡA②		◎刑法特殊講義ⅡB②			
				◎刑法特殊講義ⅢA②		◎刑法特殊講義ⅢB②			
				◎刑法特殊講義ⅣA②		◎刑法特殊講義ⅣB②			
				●ゼミナール⑧					

法律学科【総合法コース】履修系統図

	1年		2年		3年		4年			
	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)		
V群(専門基礎科目)	◎法学Ⅰ②									
<p>V群(専門基礎科目)には法律学科の専門科目の基礎前提となる基本的な科目を、必修科目・選択必修科目として(憲法・民法・刑法・民法訴訟法・刑法訴訟法)を中心に配置しています。総合法コースでは必修科目30単位、選択必修科目8単位、計38単位以上修得しなければなりません。</p> <p>基礎科目は配置学年学期に単位取得するよう心がけ、後学年に残さないようにすべきです。</p> <p>V群(専門基礎科目)はⅠ群(専門展開科目)およびⅡ群(専門演習関連科目)の基礎となる科目群です。それゆえ、この群の配置科目により、法学の基本を学習し、法学部生に要請される法解釈学の技法を熟知し、広範な法学分野への基礎アプローチができるように努めてください。</p> <p>法学部生に重要な法的思考力、リーガルマインドを早く身に付けましょう。</p>	(公法系)	◎憲法Ⅰ(人権)④	◎憲法Ⅱ(統治機構)④	◎行政法Ⅰ④	◎行政法Ⅱ④					
	(民事法系)	◎民法Ⅰ(民法総則)④	◎民法Ⅱ(物権法)④	◎民法Ⅳ(債権法総論)④	◎民法Ⅲ(担保物権法)④					
	(商事法系)		◎民法Ⅴ(債権法各論)④	◎民法Ⅵ(親族法)②	◎民法Ⅶ(相続法)②	◎民法Ⅷ(相続法)②				
	(刑事法系)	◎刑法Ⅰ④	◎刑法Ⅱ④	◎刑事訴訟法④	◎民事執行・保全法④	◎商法Ⅱ(商取引法)②	◎商法Ⅲ(支払システム法)④	◎商法Ⅳ(保険法)④	◎商法Ⅴ(運送法)②	
Ⅵ群(専門展開科目)										
<p>V群(専門基礎科目)を学んだ上で専門的ニーズに対応できるように幅広い法分野科目等を配置し、また法学部カリキュラムの特徴である「相互乗り入れ」としての他学科専門科目を配置しています。</p> <p>Ⅰ類4単位以上、Ⅱ類4単位以上、Ⅲ類4単位以上のほか、この群より28単位以上修得が必要です。</p> <p>Ⅰ類は基礎法科目、Ⅱ類は外国法科目、Ⅲ類は法律基本科目以外の主な法律科目、Ⅳ類は法律外国語と諸法語科目を配置しています。</p> <p>基礎科目以外の法律科目のうち、多様な資格試験、公務員試験に対応する主な法律科目を配置しています。4単位以上修得が必要です。</p> <p>Ⅰ類は公認会計士、弁理士、社会保険労務士等の資格取得を目指す学生は、それに対応する科目の履修をしてください。</p>		◎日本法制史Ⅰ②	◎日本法制史Ⅱ②	◎法哲学Ⅰ②	◎法哲学Ⅱ②					
		◎西洋法制史Ⅰ②	◎西洋法制史Ⅱ②	◎ローマ法Ⅰ②	◎ローマ法Ⅱ②	◎東洋法制史Ⅰ②	◎東洋法制史Ⅱ②	◎法思想史Ⅰ②	◎法思想史Ⅱ②	
		◎外国法A(英米)Ⅰ②	◎外国法A(英米)Ⅱ②	◎外国法A(独)Ⅰ②	◎外国法A(独)Ⅱ②	◎外国法A(仏)Ⅰ②	◎外国法A(仏)Ⅱ②	◎外国法A(EU)Ⅰ②	◎外国法A(EU)Ⅱ②	
		◎外国法A(アジア)Ⅰ②	◎外国法A(アジア)Ⅱ②	◎外国法B(英米)Ⅰ②	◎外国法B(英米)Ⅱ②	◎外国法B(独)Ⅰ②	◎外国法B(独)Ⅱ②	◎外国法B(仏)Ⅰ②	◎外国法B(仏)Ⅱ②	
		◎外国法B(EU)Ⅰ②	◎外国法B(EU)Ⅱ②	◎外国法B(アジア)Ⅰ②	◎外国法B(アジア)Ⅱ②					
	(公法系)	◎税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)②	◎税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)②	◎税法ⅡA(所得税法)②	◎税法ⅡB(法人税法)②	◎税法ⅢA(消費・諸税法)②	◎税法ⅢB(資産税法)②			
	(民事法系)	◎国際関係法(公法系)AⅠ②	◎国際関係法(公法系)AⅡ②	◎国際関係法(私法系)BⅠ②	◎国際関係法(私法系)BⅡ②					
	(社会法・諸法)	◎労働法Ⅰ②	◎労働法Ⅱ②	◎経済法Ⅰ②	◎経済法Ⅱ②					
		◎知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ②	◎知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ②	◎知的財産法B(意匠)②	◎知的財産法C(商標・不正競争)②	◎知的財産法D(著作権)Ⅰ②	◎知的財産法D(著作権)Ⅱ②	◎知的財産法E(関連条約)Ⅰ②	◎知的財産法E(関連条約)Ⅱ②	
Ⅳ類(法律外国語・諸法)	(公法系)	◎地方自治法Ⅰ②	◎地方自治法Ⅱ②	◎比較憲法Ⅰ②	◎比較憲法Ⅱ②	◎経済行政法Ⅰ②	◎経済行政法Ⅱ②			
<p>Ⅲ類(主な展開諸法)のほか、現代社会のニーズに応じた諸法を配置しています。また、国際的教養人に必要な法律外国語の科目も配置しています。</p>	(商事法系)	◎金融商品取引法Ⅰ②	◎金融商品取引法Ⅱ②	◎金融法Ⅰ②	◎金融法Ⅱ②					
	(刑事法系)	◎経済刑法Ⅰ②	◎経済刑法Ⅱ②	◎少年法Ⅰ②	◎少年法Ⅱ②	◎刑事政策Ⅰ②	◎刑事政策Ⅱ②			
	(社会法・諸法)	◎情報法Ⅰ②	◎情報法Ⅱ②	◎メディア法Ⅰ②	◎メディア法Ⅱ②	◎社会保障法Ⅰ②	◎社会保障法Ⅱ②			
		◎法律外国語AⅠ①	◎法律外国語AⅡ①	◎法律外国語BⅠ①	◎法律外国語BⅡ①	◎法律外国語CⅠ①	◎法律外国語CⅡ①			
Ⅴ類(関連科目)	◎法医学Ⅰ②	◎法医学Ⅱ②	◎簿記原理Ⅰ②	◎簿記原理Ⅱ②	◎会計学Ⅰ②	◎会計学Ⅱ②	◎経営学Ⅰ②	◎経営学Ⅱ②		
<p>V群は法学分野と関連する科目を配置しています。総合法コースでは、この類に配置されている科目が多様であり、コースの特徴の一つです。</p>	(政治・経済系)	◎政治学原論②	◎現代政治理論②	◎行政学Ⅰ②	◎行政学Ⅱ②					
		◎ミクロ経済学Ⅰ②	◎マクロ経済学Ⅰ②	◎財政学Ⅰ②	◎財政学Ⅱ②	◎社会保障論Ⅰ②	◎社会保障論Ⅱ②			
		◎国際経済論Ⅰ②	◎国際経済論Ⅱ②							
Ⅶ群(専門演習関連科目)										
<p>V群(専門演習関連科目)では、V群(専門基礎科目)とⅥ群(専門展開科目)の科目講義にて修得した法学知識(法解釈学技法等)を踏まえて、演習として、少人数で、専門的理解を深めることを目的とする科目です。法学は、科学ですが、実学でもあります。法律の知識を基礎として、高水準の実践的演習を行い、高い倫理観と優れた人格を備えた法的思考力、リーガルマインドを身に付け、高度な職業意識と専門的能力を実践的に研鑽してください。</p> <p>4単位以上の修得が必要です。ゼミナールは学部横断的科目です。2年間継続履修し、論文提出が要求されます。</p>	(公法系)	◎法学演習AⅠ②	◎法学演習AⅡ②	◎法学演習DⅠ②	◎法学演習DⅡ②	◎法学特殊講義Ⅰ(憲法)A②	◎法学特殊講義Ⅰ(憲法)B②	◎公法特殊講義Ⅱ(行政法)B②	◎公法特殊講義Ⅱ(行政法)A②	
	(民事法系)	◎法学演習BⅠ②	◎法学演習BⅡ②	◎法学演習EⅠ②	◎法学演習EⅡ②	◎法学特殊講義Ⅱ	◎法学特殊講義Ⅱ	◎民法特殊講義Ⅴ(不動産登記法)②	◎民法特殊講義Ⅴ(要件事実)A②	◎民法特殊講義Ⅴ(要件事実)B②
	(商事法系)	◎法学演習CⅠ②	◎法学演習CⅡ②			◎民法特殊講義Ⅵ(商法)A②	◎民法特殊講義Ⅵ(商法)B②	◎民法特殊講義Ⅲ(会社法)A②	◎民法特殊講義Ⅲ(会社法)B②	
	(刑事法系)					◎民法特殊講義Ⅳ(商法)A②	◎民法特殊講義Ⅳ(商法)B②	◎刑事法特殊講義ⅠA②	◎刑事法特殊講義ⅠB②	
							◎刑事法特殊講義ⅡA②	◎刑事法特殊講義ⅡB②		
							◎刑事法特殊講義ⅢA②	◎刑事法特殊講義ⅢB②		
							◎刑事法特殊講義ⅣA②	◎刑事法特殊講義ⅣB②		
								◎ゼミナール⑧		

国の見方
一実線接続または直接に接続している科目は関係性が強く、学生の段階的履修を勧めます。また公法系、民事法系、商事法系、刑事法系としてグループ化される科目は、系統的履修を勧める科目です。

注意
1. 卒業に必要な専門科目単位数は82単位、そのうち必修単位数は30単位、選択必修単位数は20単位、選択単位数は32単位となっています。
2. 科目にⅠ、Ⅱと付されているものは、基本的に、授業内容が段階的になっています。Ⅰからの履修が望ましいです。A、Bについては、優先などはありません。科目の前◎は必修、○は選択必修、●は選択の科目を表示します。科目の後ろの①等の数字は単位数を表しています。
3. 「学部要覧」に各自の進路や目的とする資格ごとに履修モデルが掲載されています。履修にあたり参考にしてください。
4. 選択科目は、各年度の履修状況等により、開講しない場合があります。

政治経済学科専門科目の学修

1. 政治経済学科の卒業に必要な最低単位数

【全コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
	選択必修外国語
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	28単位
VI群 専門展開科目	36単位
VII群 専門演習関連科目	6単位
I群からVII群までの中から選択する科目	12単位

2. 政治経済学科の目的

日本大学に政治科が設置されたのは、日本法律学校が日本大学に改組された翌年、1904（明治37）年のことでした。この政治科は、その後、政治学科に改組され、さらに1940（昭和15）年に政治経済学科と名称を変更しました。すなわち、政治経済学科には70年以上の歴史があり、さらにその前身である政治科まで視野に入れると、110年を超える伝統があります。

こうした歴史と伝統を踏まえつつ、政治経済学科は常に新たな時代に対応するため、改革に取り組んできました。2014（平成26）年に導入された新カリキュラムも、そうした努力の成果といえます。

政治経済学科に設置された専門科目の多くは、いわゆる「パンのための学問」（Brotwissenschaft）ではないため、資格などの取得を通じて、直接的に特定の職業と結び付くことはありません。したがって政治経済学科は職業訓練機関というより、知的訓練機関としての色彩が濃いといえます。

政治とは集団における意思決定プロセスであり、社会にとって不可欠の機能です。政治経済学科ではそうした政治現象を体系的に教授することにより、意思決定プロセスにおいて主導的な役割を果たし得る人材を育成しています。そしてその政治現象と不可分の関係にあるのが経済現象です。

政治経済学科は、複雑に絡み合っ展開される政治現象と経済現象を、独自の視点で読み解く能力を開発することを目的のひとつとしています。政治経済学科でこのような知的訓練を受けた学生は、将来、いかなる職業に就くに際しても求められる人材でしょう。ここで学ぶことによって育まれた、自ら判断し意思表示のできる、自立した社会人としての資質を身につけた人材は、社会のあらゆる分野で歓迎されることは間違いありません。

3. 政治経済学科の特色

政治経済学科における教育の特色は、学生一人ひとりの顔が識別できるきめ細かい個人指導と、学生の体系的な学修を助けるコース制です。

きめ細かい個人指導については、3、4年次の「ゼミナール」「政治経済原書研究」「政治経済専門研究」、そして各コースの「特殊講義」を中心に展開されています。前述のように、政治経済学科は、特定の職業のための訓練機関ではありませんが、学生一人ひとりのキャリア・デザインに応じて、専任教員がきめ細かい指導を行う体制を整えています。

政治・経済現象が展開される場として、Global・National・Localなレベルが想定されています。政治経済学科ではこれらの「場」に応じて3つのコースを、そしてこれらのいずれの「場」においても共通してみられる、普遍的な政治・経済現象を理論的に研究するコースを設けています。

① 国際政治経済コース

国際政治経済コースは、Globalな政治経済現象を研究対象としています。このコースは、外務省など政府機関および国際機関はもとより、国際社会で幅広く活動するNGO、民間企業の国際部門などで指導的役割を演じることのできる人材の育成を目的としています。ここでは国際政治経済の理論的分析をはじめ、国際関係の歴史的展開過程、国際関係の法的規制、国際機関の仕組み、アジア・アメリカ・ヨーロッパなどの地域研究、比較研究などが主たる内容となっています。このコースで学ぶ学生は、国際社会で活躍するため必要とされる実践的外国語の習得が求められるので、TOEICのスコア獲得が奨励されます。

② 日本政治コース

日本政治コースは、わが国のNationalなレベルの政治現象を研究対象としますが、もとより政治現象の研究に経済学の知識は不可欠なので、政治現象の理解に必須の経済学の学習が要請されています。このコースは、国家機関はもとより、全国的規模で展開する民間企業において指導的役割を果たす人材の育成を目的としています。ここでは日本政治の理論的分析をはじめ、政治史的背景、法律的・制度的枠組み、諸外国との比較分析などが主たる内容となりますが、これらは国政の場に身を置くという大志を抱いている学生にも必須であるといえます。

③ 地方行財政コース

地方行財政コースは、Localなレベルの現象を研究対象としています。このコースは、地方自治体はもとより、地域に密着した民間企業で指導的な役割を果たし、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目的としています。ここでは地方政治・地方行政・地方財政の理論的分析、地方行財政をめぐる法的問題、地域経済研究などが主たる内容となりますが、これらは将来、地方政治の場で活躍することを目指す学生にも必須と思われるます。

④ 政治経済理論コース

政治経済理論コースは、政治学・経済学の歴史・思想・制度・理論など、学問研究の基盤となる諸分野を徹底して学習することにより、政治・経済現象の体系的な研究を目指す学生のために設けられています。

また、このコースで学ぶ学生には学問研究の遂行に必要とされる語学能力の涵養が要求され、将来の海外研修に備えてTOEFLのスコア獲得が奨励されています。

政治経済学科の学生は、2年次の履修登録の際に、以上の4コースの中から1つを選択して登録しなければなりません。ただし、3年次の履修登録の際には、登録したコースを変更することも可能です。

4. 政治経済学科の学修

政治経済学科の卒業に必要な単位数は124単位であり、その概要は前出の「卒業に必要な最低単位数」に示されています。ただし各年次における履修単位数の上限は1学期あたり23単位、年間46単位です。

(1) 第1年次における履修

第1年次における履修に際しては、まず第1に次年度のコース選択を、さらには卒業後の進路を視野に入れて慎重に検討しなければなりません。以下に示すのはあくまでも標準的な指標です。

I群の共通科目からは、「自主創造の基礎Ⅰ・Ⅱ」のほか、コンピュータ・リテラシーなど6単位以上を履修しなければなりません。20単位以上が必要なⅡ群の総合科目では、2年次において国際政治経済コースを希望している皆さんは、アジアや西洋の歴史、世界文学などを積極的に履修しておくことと有益でしょう。また、日本政治コースや地方行財政コースを希望している学生には日本の近現代、日本文学などが、政治経済理論コースを希望している学生には哲学系の科目や歴史系の科目が有益です。さらに教員採用試験を目指している皆さんは教育学を履修しておくことを勧めます。

Ⅲ群の外国語科目からは、必修外国語8単位以上、選択必修外国語6単位以上を履修しなければなりません。外国語科目の履修に際しては「外国語科目の学修」の項を熟読してください。特に、国際政治経済コースを希望する学生は第1年次末までにTOEIC450点以上を、政治経済理論コースを希望する学生は第1年次末までにTOEFL450点以上を、目標にしてほしいと思います。また、いずれのコースに進むにせよ、大学卒業までに英語検定試験の準1級以上の合格を目標にすることを勧めます。

なお、公務員試験の受験を目指している皆さんは、英検/IELTSを履修するとよいでしょう。

選択必修外国語でもそれぞれ検定試験に向けた指導が行われているので、各自の関心、希望進路に応じて第1年次には4級合格を目標にしてほしいと思います。

Ⅳ群の体育実技科目では、2単位が必修であり、必ず第1年次で履修しておいてください。

Ⅴ群の専門基幹科目は、すべて必修です。1年次では「政治学Ⅰ・Ⅱ」「経済学Ⅰ・Ⅱ」「国際政治学Ⅰ・Ⅱ」「日本政治論Ⅰ・Ⅱ」「地方自治論Ⅰ・Ⅱ」を履修しなければなりません。Ⅵ群の専門展開科目では、とりわけⅤ類の「憲法A（人権）」「憲法B（統治機構）」が必修となっています。さらに公務員試験、教員採用試験の受験を希望している皆さんは「法学Ⅰ」の履修も必要となります。

専門展開科目からは、36単位以上を履修しなければなりません。その際、各コースに必修科目が設定されています。後述の各コース標準履修モデルを参考にするとよいでしょう。

(2) 第2年次における履修

[各コース共通]

第2年次の履修登録に際しては、前述したようにコース登録をしなければなりません。各自の希望進路・関心領域などを考慮しつつ、慎重に履修計画を立ててください。

I群、Ⅱ群、Ⅲ群からは、各自の選択するコースとの関連も考慮して選択するとよいでしょう。ただし、Ⅲ群の外国語科目については、何よりも卒業に必要な最低単位数を充足するように履修しなければなりません。

第2年次以降の履修の中心は専門的な科目となりますが、以下の事項に留意してください。

Ⅴ群で、政治経済学科の専門基幹科目を学び、Ⅵ群では、それぞれを応用、展開する

専門展開科目が用意されています。まず、V群V類の必修科目「政治学原論」「現代政治理論」「ミクロ経済学Ⅰ」「マクロ経済学Ⅰ」を2年次に履修しなければなりません。

VI群はそれぞれのコースの専門的科目ですが、各コース共、卒業に必要な最低単位数（16単位）を充足していれば、他のコースの科目を履修してもさしつかえありません。後述するように、各自のコースと密接に関連した科目が他に配置されていることもあるので、積極的に履修してほしいと思います。

V類の法律科目は、選択コースにかかわらず、少なくとも六法科目を履修することを勧めます。

公務員試験を受験する皆さんは、憲法、行政法、民法などをまんべんなく学ぶことが求められます。

また、2年次の秋には、VII群の「ゼミナール」の募集が実施されるので、教務課の掲示等には十分留意してください。ゼミナールは大学生活の中心ともいえるものですから、各自のコース・希望進路などを考慮に入れつつ、積極的に参加するとよいでしょう。

[国際政治経済コースの履修]

まずII群の外国語科目に関して、必修外国語ではTOEIC500点以上を、また選択必修外国語の検定試験では3級合格を目標にしてほしいと思います。

VI群専門展開科目のI類には国際政治経済コースの専門科目が配置されています。コース必修科目「国際関係論Ⅰ」「国際関係史Ⅰ」「西洋政治史Ⅰ・Ⅱ」の8単位、選択必修科目8単位を含めて、16単位以上を履修しなければなりません。履修開始年次を考慮して、少なくとも8単位以上履修するようにしてください。

また、IV類の「比較政治学」、V類の「国際関係法〔公法系〕AⅠ・AⅡ」なども選択コースの専門科目と密接に関連しています。

[日本政治コースの履修]

まず、VI群専門展開科目のII類は日本政治コースの必修科目です。ここでは「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」「日本政治思想史Ⅰ」「経済史」の8単位、選択必修科目8単位を含めて16単位以上を履修しなければなりません。

III類の「地方財政論Ⅰ・Ⅱ」、IV類の「政治過程論」、V類の「行政法Ⅰ」などは選択コースの専門科目と密接に関連しています。

[地方行財政コースの履修]

VI群専門展開科目のIII類には地方行財政コースの専門科目が配置されています。この中からコース必修科目の「行政学Ⅰ」「公共経済学Ⅰ」「地方財政論Ⅰ・Ⅱ」の8単位、選択必修科目8単位を含めて16単位以上を履修しなければなりません。そしてI、II、IV類から少なくとも8単位以上履修してください。

またII類の「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」「日本経済論Ⅰ・Ⅱ」「経済史」、IV類の「政治過程論」「財政学Ⅰ・Ⅱ」、V類の「行政法Ⅰ」などは選択コースの専門科目と密接に関連しています。

[政治経済理論コース]

1年次でVI群の「西洋政治史Ⅰ・Ⅱ」、II類の「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」を履修しなかった皆さんは、是非、これらを2年次で履修するようにしてください。

VI群専門科目のIV類には、政治経済理論コースの専門科目が配置されています。コース必修科目の「西欧政治思想史Ⅰ・Ⅱ」「比較政治学」「財政学Ⅰ」の8単位、

選択必修科目8単位を含めて、16単位以上を履修しなければなりません。そしてⅠ、Ⅱ、Ⅲ類から少なくとも8単位以上、履修する必要があります。また、Ⅱ類の「日本政治思想史Ⅰ・Ⅱ」、Ⅳ類の「立法過程論」「選挙制度論」「計量政治学」、Ⅲ類の「公共選択論」なども履修するとよいでしょう。

必修外国語については、将来の留学などを考えればTOEFL500点以上を、また選択必修外国の検定試験では3級合格を目指してほしいと思います。

(3) 第3年次における履修

[各コース共通]

第3年次の履修登録に際しては、第2年次で登録したコースを変更することができます。コース変更は第4年次では認められないので、各人の希望進路・関心領域などを考慮して、慎重に検討してください。

第3年次の履修登録で留意すべき点は、履修開始年次が4年次となっている科目を除いて、卒業に必要な最低条件を充足させることです。

第3年次からは「ゼミナール」での専門的な研究も始まります。各コースとも、Ⅶ群から6単位以上を履修しなければなりません。なお、ゼミナールを履修しなかった学生は3年次において「政治経済原書研究A」「政治経済専門研究A」を履修しなければなりません。

各コース別の留意事項は前項（第2年次における履修）を参照してください。外国語科目に関しては、必修外国語では、国際政治経済コースの皆さんは、TOEIC550点以上を、政治経済理論コースの学生はTOEFL550点以上を目標として努力してほしいと思います。また、選択必修外国語の検定試験では両コース共2級合格を目指してください。さらに政治経済理論コースの学生は「政治経済原書研究A・B」を履修して専門書を読み解くことのできる語学力を身につけてほしいと思います。

(4) 第4年次における履修

政治経済学科の学生は、第3年次までに卒業に必要なほとんどの単位を取得することが可能ですが、これまでの単位取得状況を再確認して、卒業に必要な科目はもちろん、卒業後の希望進路に見合った科目を積極的に履修しなければなりません。4年次における履修単位の下限は8単位なので、それを上回る履修が要求されます。ただし「ゼミナール」は履修登録の上限単位数にも下限単位数にも算入されないため、留意してください。

「ゼミナール」に参加している学生は大学生生活の総決算ともいえるべきゼミナール論文の完成にむけて努力することになりますが、「ゼミナール」を履修していない学生は「政治経済原書研究B」「政治経済専門研究B」を履修しなければなりません。

(5) 他学科の専門科目の履修について

政治経済学科の専門科目の多くは学際的性格を有しています。そのため、政治経済学科の専門科目をより深く研究していくため、また、専門的知識を幅広く身に付けるためにも、積極的に他学科の科目を履修し、知識を広げる努力をしてほしいと思います。なお、他学科の専門科目の取得単位は、12単位を限度として卒業単位に含めることができるようになっています。

(6) 他学部との相互履修制度について

日本大学には学部間の相互履修制度があります。経済学部のような隣接分野の学部はもとより、まったく専門が異なる学部の専門科目に触れることによって、より幅広い視野に立って社会を見ることができるようになるでしょう。総合大学としての日本大学のメリットを活かすべきです。

V・VI・VII群 政治経済学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【国際政治経済コース】

区分	授業科目	単位	履修開始年次				履修方法
			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門基幹科目)	I類	政治学Ⅰ	2	◎			V群より、必修28単位を修得しなければならない。
		政治学Ⅱ	2	◎			
		経済学Ⅰ	2	◎			
		経済学Ⅱ	2	◎			
	II類	国際政治学Ⅰ	2	◎			
		国際政治学Ⅱ	2	◎			
	III類	日本政治論Ⅰ	2	◎			
		日本政治論Ⅱ	2	◎			
	IV類	地方自治論Ⅰ	2	◎			
		地方自治論Ⅱ	2	◎			
	V類	政治学原論	2		◎		
		現代政治理論	2		◎		
		ミクロ経済学Ⅰ	2		◎		
マクロ経済学Ⅰ		2		◎			
VI群 (専門展開科目)	I類	国際関係論Ⅰ	2		◎	I類より、必修8単位、○印の科目から8単位修得しなければならない。	
		国際関係論Ⅱ	2		○		
		平和学	2		○		
		国際関係史Ⅰ	2				◎
		国際関係史Ⅱ	2				○
		国際経済論Ⅰ	2		○		
		国際経済論Ⅱ	2		○		
		国際金融論Ⅰ	2				○
		国際金融論Ⅱ	2				○
		西洋政治史Ⅰ	2	◎			
		西洋政治史Ⅱ	2	◎			
		アメリカ政治論	2		○		
		アメリカ経済論	2		○		
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2		○		
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2		○		
		ヨーロッパ経済論	2		○		
		東アジア政治論Ⅰ	2		○		
		東アジア政治論Ⅱ	2		○		
		東アジア経済論	2		○		
		国際政治経済特殊講義A	2				●
国際政治経済特殊講義B	2			●			
国際政治経済特殊講義C	2			●			
国際政治経済特殊講義D	2			●			
II類	日本政治史Ⅰ	2	●			II～IV類から8単位以上修得しなければならない。	
	日本政治史Ⅱ	2	●				
	日本政治思想史Ⅰ	2		●			
	日本政治思想史Ⅱ	2		●			
	日本政治過程論	2		●			
	国会論	2		●			
	日本経済論Ⅰ	2		●			
	日本経済論Ⅱ	2		●			
	経済史	2			●		
	日本政治特殊講義A	2			●		
	日本政治特殊講義B	2			●		
	日本政治特殊講義C	2			●		
	日本政治特殊講義D	2			●		

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
III 類	行政学Ⅰ	2	●				Ⅱ～Ⅳ類から8単位以上修得しなければならない。
	行政学Ⅱ	2	●				
	現代公共論	2		●			
	公共選択論	2		●			
	教育行政学	2		●			
	公共経済学Ⅰ	2			●		
	公共経済学Ⅱ	2			●		
	地方財政論Ⅰ	2			●		
	地方財政論Ⅱ	2			●		
	経済政策論	2			●		
	地域開発論	2		●			
	産業立地論	2		●			
	地方行財政特殊講義A	2			●		
	地方行財政特殊講義B	2			●		
	地方行財政特殊講義C	2			●		
地方行財政特殊講義D	2			●			
IV 類	西欧政治思想史Ⅰ	2		●			Ⅱ～Ⅳ類から8単位以上修得しなければならない。
	西欧政治思想史Ⅱ	2		●			
	比較政治学	2		●			
	政治制度論	2		●			
	選挙制度論	2			●		
	政治過程論	2		●			
	立法過程論	2		●			
	政治哲学	2			●		
	計量政治学	2		●			
	ミクロ経済学Ⅱ	2		●			
	マクロ経済学Ⅱ	2		●			
	財政学Ⅰ	2		●			
	財政学Ⅱ	2		●			
	経済思想史Ⅰ	2		●			
	経済思想史Ⅱ	2		●			
	計量経済学	2		●			
	政治経済理論特殊講義A	2		●			
	政治経済理論特殊講義B	2		●			
政治経済理論特殊講義C	2			●			
政治経済理論特殊講義D	2			●			
V 類	法学Ⅰ	2	●				V類より、必修を含め12単位以上修得しなければならない。
	憲法A（人権）	2	◎				
	憲法B（統治機構）	2	◎				
	行政法Ⅰ	4		○			
	行政法Ⅱ	4			○		
	刑事法Ⅰ	2		○			
	刑事法Ⅱ	2		○			
	民法総則	2		○			
	物権・担保物権法	2		○			
	債権法総論	2			○		
	債権法各論	2			○		
	民法Ⅵ（親族法）	2			○		
	民法Ⅶ（相続法）	2			○		
	商法Ⅰ（会社法）	4		○			
	国際関係法〔公法系〕AⅠ	2		○			
	国際関係法〔公法系〕AⅡ	2		○			
地方自治法Ⅰ	2			○			
地方自治法Ⅱ	2			○			

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
Ⅶ （専門演習関連科目）	政治経済原書研究A	2			○		Ⅶ群より、6単位以上修得しなければならない。 ※ ゼミナールは、2年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。
	政治経済原書研究B	2				○	
	政治経済専門研究A	2			○		
	政治経済専門研究B	2				○	
	ゼミナール	8			○		

V・VI・VII群 政治経済学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【日本政治コース】

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
V 群 (専門基幹科目)	I 類	政治学 I	2	◎			V 群より、必修28単位を修得しなければならない。
		政治学 II	2	◎			
		経済学 I	2	◎			
		経済学 II	2	◎			
	II 類	国際政治学 I	2	◎			
		国際政治学 II	2	◎			
	III 類	日本政治論 I	2	◎			
		日本政治論 II	2	◎			
	IV 類	地方自治論 I	2	◎			
		地方自治論 II	2	◎			
V 類	政治学原論	2		◎			
	現代政治理論	2		◎			
	ミクロ経済学 I	2		◎			
	マクロ経済学 I	2		◎			
VI 群 (専門展開科目)	I 類	国際関係論 I	2		●		I・III・IV類から8単位以上修得しなければならない。
		国際関係論 II	2		●		
		平和学	2		●		
		国際関係史 I	2			●	
		国際関係史 II	2			●	
		国際経済論 I	2		●		
		国際経済論 II	2		●		
		国際金融論 I	2			●	
		国際金融論 II	2			●	
		西洋政治史 I	2	●			
		西洋政治史 II	2	●			
		アメリカ政治論	2		●		
		アメリカ経済論	2		●		
		ヨーロッパ政治論 I	2		●		
		ヨーロッパ政治論 II	2		●		
		ヨーロッパ経済論	2		●		
		東アジア政治論 I	2		●		
		東アジア政治論 II	2		●		
		東アジア経済論	2		●		
		国際政治経済特殊講義 A	2			●	
国際政治経済特殊講義 B	2			●			
国際政治経済特殊講義 C	2			●			
国際政治経済特殊講義 D	2			●			
II 類	日本政治史 I	2	◎			II類より、必修8単位、○印の科目から8単位修得しなければならない。	
	日本政治史 II	2	◎				
	日本政治思想史 I	2		◎			
	日本政治思想史 II	2		○			
	日本政治過程論	2		○			
	国会論	2		○			
	日本経済論 I	2		○			
	日本経済論 II	2		○			
	経済史	2			◎		
	日本政治特殊講義 A	2			●		
	日本政治特殊講義 B	2			●		
	日本政治特殊講義 C	2			●		
日本政治特殊講義 D	2			●			

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
III 類	行政学 I	2	●				I・III・IV類から8単位以上修得しなければならない。
	行政学 II	2	●				
	現代公共論	2		●			
	公共選択論	2		●			
	教育行政学	2		●			
	公共経済学 I	2			●		
	公共経済学 II	2			●		
	地方財政論 I	2			●		
	地方財政論 II	2			●		
	経済政策論	2			●		
	地域開発論	2		●			
	産業立地論	2		●			
	地方行財政特殊講義 A	2			●		
	地方行財政特殊講義 B	2			●		
	地方行財政特殊講義 C	2			●		
地方行財政特殊講義 D	2			●			
IV 類	西欧政治思想史 I	2		●			I・III・IV類から8単位以上修得しなければならない。
	西欧政治思想史 II	2		●			
	比較政治学	2		●			
	政治制度論	2		●			
	選挙制度論	2			●		
	政治過程論	2		●			
	立法過程論	2		●			
	政治哲学	2			●		
	計量政治学	2		●			
	ミクロ経済学 II	2		●			
	マクロ経済学 II	2		●			
	財政学 I	2		●			
	財政学 II	2		●			
	経済思想史 I	2		●			
	経済思想史 II	2		●			
	計量経済学	2		●			
	政治経済理論特殊講義 A	2		●			
	政治経済理論特殊講義 B	2		●			
政治経済理論特殊講義 C	2			●			
政治経済理論特殊講義 D	2			●			
V 類	法学 I	2	●				V類より、必修を含め12単位以上修得しなければならない。
	憲法 A (人権)	2	◎				
	憲法 B (統治機構)	2	◎				
	行政法 I	4		○			
	行政法 II	4			○		
	刑事法 I	2		○			
	刑事法 II	2		○			
	民法総則	2		○			
	物権・担保物権法	2		○			
	債権法総論	2			○		
	債権法各論	2			○		
	民法 VI (親族法)	2			○		
	民法 VII (相続法)	2			○		
	商法 I (会社法)	4		○			
	国際関係法〔公法系〕A I	2		○			
	国際関係法〔公法系〕A II	2		○			
	地方自治法 I	2			○		
地方自治法 II	2			○			

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
Ⅶ (専門演習関連科目)	政治経済原書研究A	2			○		Ⅶ群より、6単位以上修得しなければならない。 ※ ゼミナールは、2年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。
	政治経済原書研究B	2				○	
	政治経済専門研究A	2			○		
	政治経済専門研究B	2				○	
	ゼミナール	8			○		

V・VI・VII群 政治経済学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【地方行財政コース】

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
V 群 (専門基幹科目)	I 類	政治学Ⅰ	2	◎			V群より、必修28単位を修得しなければならない。
		政治学Ⅱ	2	◎			
		経済学Ⅰ	2	◎			
		経済学Ⅱ	2	◎			
	II 類	国際政治学Ⅰ	2	◎			
		国際政治学Ⅱ	2	◎			
	III 類	日本政治論Ⅰ	2	◎			
		日本政治論Ⅱ	2	◎			
	IV 類	地方自治論Ⅰ	2	◎			
		地方自治論Ⅱ	2	◎			
V 類	政治学原論	2		◎			
	現代政治理論	2		◎			
	ミクロ経済学Ⅰ	2		◎			
	マクロ経済学Ⅰ	2		◎			
VI 群 (専門展開科目)	I 類	国際関係論Ⅰ	2		●		I・II・IV類から8単位以上修得しなければならない。
		国際関係論Ⅱ	2		●		
		平和学	2		●		
		国際関係史Ⅰ	2			●	
		国際関係史Ⅱ	2			●	
		国際経済論Ⅰ	2		●		
		国際経済論Ⅱ	2		●		
		国際金融論Ⅰ	2			●	
		国際金融論Ⅱ	2			●	
		西洋政治史Ⅰ	2	●			
		西洋政治史Ⅱ	2	●			
		アメリカ政治論	2		●		
		アメリカ経済論	2		●		
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2		●		
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2		●		
		ヨーロッパ経済論	2		●		
		東アジア政治論Ⅰ	2		●		
		東アジア政治論Ⅱ	2		●		
		東アジア経済論	2		●		
		国際政治経済特殊講義A	2			●	
国際政治経済特殊講義B	2			●			
国際政治経済特殊講義C	2			●			
国際政治経済特殊講義D	2			●			
II 類	日本政治史Ⅰ	2	●			I・II・IV類から8単位以上修得しなければならない。	
	日本政治史Ⅱ	2	●				
	日本政治思想史Ⅰ	2		●			
	日本政治思想史Ⅱ	2		●			
	日本政治過程論	2		●			
	国会論	2		●			
	日本経済論Ⅰ	2		●			
	日本経済論Ⅱ	2		●			
	経済史	2			●		
	日本政治特殊講義A	2			●		
	日本政治特殊講義B	2			●		
	日本政治特殊講義C	2			●		
日本政治特殊講義D	2			●			

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
Ⅲ 類	行政学Ⅰ	2	◎				Ⅲ類より、必修8単位、○印の科目から8単位修得しなければならない。
	行政学Ⅱ	2	○				
	現代公共論	2		○			
	公共選択論	2		○			
	教育行政学	2		○			
	公共経済学Ⅰ	2			◎		
	公共経済学Ⅱ	2			○		
	地方財政論Ⅰ	2			◎		
	地方財政論Ⅱ	2			◎		
	経済政策論	2			○		
	地域開発論	2		○			
	産業立地論	2		○			
	地方行政特殊講義A	2			●		
	地方行政特殊講義B	2			●		
	地方行政特殊講義C	2			●		
地方行政特殊講義D	2			●			
Ⅳ 類	西欧政治思想史Ⅰ	2		●			Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ類から8単位以上修得しなければならない。
	西欧政治思想史Ⅱ	2		●			
	比較政治学	2		●			
	政治制度論	2		●			
	選挙制度論	2			●		
	政治過程論	2		●			
	立法過程論	2		●			
	政治哲学	2			●		
	計量政治学	2		●			
	ミクロ経済学Ⅱ	2		●			
	マクロ経済学Ⅱ	2		●			
	財政学Ⅰ	2		●			
	財政学Ⅱ	2		●			
	経済思想史Ⅰ	2		●			
	経済思想史Ⅱ	2		●			
	計量経済学	2		●			
	政治経済理論特殊講義A	2		●			
	政治経済理論特殊講義B	2		●			
政治経済理論特殊講義C	2			●			
政治経済理論特殊講義D	2			●			
Ⅴ 類	法学Ⅰ	2	●				Ⅴ類より、必修を含め12単位以上修得しなければならない。
	憲法A（人権）	2	◎				
	憲法B（統治機構）	2	◎				
	行政法Ⅰ	4		○			
	行政法Ⅱ	4			○		
	刑事法Ⅰ	2		○			
	刑事法Ⅱ	2		○			
	民法総則	2		○			
	物権・担保物権法	2		○			
	債権法総論	2			○		
	債権法各論	2			○		
	民法Ⅵ（親族法）	2			○		
	民法Ⅶ（相続法）	2			○		
	商法Ⅰ（会社法）	4		○			
	国際関係法〔公法系〕AⅠ	2		○			
	国際関係法〔公法系〕AⅡ	2		○			
	地方自治法Ⅰ	2			○		
地方自治法Ⅱ	2			○			

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
Ⅶ (専門演習関連科目)	政治経済原書研究A	2			○		Ⅶ群より、6単位以上修得しなければならない。 ※ ゼミナールは、2年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。
	政治経済原書研究B	2				○	
	政治経済専門研究A	2			○		
	政治経済専門研究B	2				○	
	ゼミナール	8			○		

V・VI・VII群 政治経済学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【政治経済理論コース】

区分	授業科目	単位	履修開始年次				履修方法
			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門基幹科目)	I類	政治学Ⅰ	2	◎			V群より、必修28単位を修得しなければならない。
		政治学Ⅱ	2	◎			
		経済学Ⅰ	2	◎			
		経済学Ⅱ	2	◎			
	II類	国際政治学Ⅰ	2	◎			
		国際政治学Ⅱ	2	◎			
	III類	日本政治論Ⅰ	2	◎			
		日本政治論Ⅱ	2	◎			
	IV類	地方自治論Ⅰ	2	◎			
		地方自治論Ⅱ	2	◎			
	V類	政治学原論	2		◎		
		現代政治理論	2		◎		
		ミクロ経済学Ⅰ	2		◎		
マクロ経済学Ⅰ		2		◎			
VI群 (専門展開科目)	I類	国際関係論Ⅰ	2		●		I～III類から8単位以上修得しなければならない。
		国際関係論Ⅱ	2		●		
		平和学	2		●		
		国際関係史Ⅰ	2			●	
		国際関係史Ⅱ	2			●	
		国際経済論Ⅰ	2		●		
		国際経済論Ⅱ	2		●		
		国際金融論Ⅰ	2			●	
		国際金融論Ⅱ	2			●	
		西洋政治史Ⅰ	2	●			
		西洋政治史Ⅱ	2	●			
		アメリカ政治論	2		●		
		アメリカ経済論	2		●		
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2		●		
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2		●		
		ヨーロッパ経済論	2		●		
		東アジア政治論Ⅰ	2		●		
		東アジア政治論Ⅱ	2		●		
		東アジア経済論	2		●		
		国際政治経済特殊講義A	2			●	
		国際政治経済特殊講義B	2			●	
国際政治経済特殊講義C	2			●			
国際政治経済特殊講義D	2			●			
II類	日本政治史Ⅰ	2	●			I～III類から8単位以上修得しなければならない。	
	日本政治史Ⅱ	2	●				
	日本政治思想史Ⅰ	2		●			
	日本政治思想史Ⅱ	2		●			
	日本政治過程論	2		●			
	国会論	2		●			
	日本経済論Ⅰ	2		●			
	日本経済論Ⅱ	2		●			
	経済史	2			●		
	日本政治特殊講義A	2			●		
	日本政治特殊講義B	2			●		
	日本政治特殊講義C	2			●		
	日本政治特殊講義D	2			●		

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
Ⅲ 類	行政学Ⅰ	2	●				Ⅰ～Ⅲ類から8単位以上修得しなければならない。
	行政学Ⅱ	2	●				
	現代公共論	2		●			
	公共選択論	2		●			
	教育行政学	2		●			
	公共経済学Ⅰ	2			●		
	公共経済学Ⅱ	2			●		
	地方財政論Ⅰ	2			●		
	地方財政論Ⅱ	2			●		
	経済政策論	2			●		
	地域開発論	2		●			
	産業立地論	2		●			
	地方行政特殊講義A	2			●		
	地方行政特殊講義B	2			●		
	地方行政特殊講義C	2			●		
地方行政特殊講義D	2			●			
Ⅳ 類	西欧政治思想史Ⅰ	2		◎			Ⅳ類より、必修8単位、○印の科目から8単位修得しなければならない。
	西欧政治思想史Ⅱ	2		◎			
	比較政治学	2		◎			
	政治制度論	2		○			
	選挙制度論	2			○		
	政治過程論	2		○			
	立法過程論	2		○			
	政治哲学	2			○		
	計量政治学	2		○			
	ミクロ経済学Ⅱ	2		○			
	マクロ経済学Ⅱ	2		○			
	財政学Ⅰ	2		◎			
	財政学Ⅱ	2		○			
	経済思想史Ⅰ	2		○			
	経済思想史Ⅱ	2		○			
	計量経済学	2		○			
	政治経済理論特殊講義A	2		●			
	政治経済理論特殊講義B	2		●			
政治経済理論特殊講義C	2			●			
政治経済理論特殊講義D	2			●			
Ⅴ 類	法学Ⅰ	2	●				Ⅴ類より、必修を含め12単位以上修得しなければならない。
	憲法A（人権）	2	◎				
	憲法B（統治機構）	2	◎				
	行政法Ⅰ	4		○			
	行政法Ⅱ	4			○		
	刑事法Ⅰ	2		○			
	刑事法Ⅱ	2		○			
	民法総則	2		○			
	物権・担保物権法	2		○			
	債権法総論	2			○		
	債権法各論	2			○		
	民法Ⅵ（親族法）	2			○		
	民法Ⅶ（相続法）	2			○		
	商法Ⅰ（会社法）	4		○			
	国際関係法〔公法系〕AⅠ	2		○			
	国際関係法〔公法系〕AⅡ	2		○			
	地方自治法Ⅰ	2			○		
地方自治法Ⅱ	2			○			

区分 群 類	授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
			1 年	2 年	3 年	4 年	
Ⅶ (専門演習関連科目)	政治経済原書研究A	2			○		Ⅶ群より、6単位以上修得しなければならない。 ※ ゼミナールは、2年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。
	政治経済原書研究B	2				○	
	政治経済専門研究A	2			○		
	政治経済専門研究B	2				○	
	ゼミナール	8			○		

政治経済学科 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 ・社会における政治と経済の役割を理解し、説明することができる。 ・法律、社会道德及び日本大学の学則に従って学生生活を過ごすことができる。 ・高い倫理観に基づいて、政治・経済分野での自らの使命・役割を果たすことができる。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 ・日本と世界の政治や経済の仕組みや現状を分析し、説明することができる。 ・日本や世界が直面する政治的・経済的問題を的確に把握し、理解することができる。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 ・社会の政治現象や経済活動を客観的・批判的に観察し、その本質を把握することができる。 ・政治と経済に関する学問的知識を基に、社会現象を科学的・論理的に分析することができる。 ・政治と経済に関する新たな知見を生み出すことができる。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 ・政治活動や経済活動に積極的に参加することができる。 ・社会の現状を観察し、政治や経済に関する問題を発見することができる。 ・政治的・経済的問題に対する解決策を提案することができる。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 ・社会の抱える政治的・経済的課題に継続的に取り組むことができる。 ・よりよい社会の創造に向けて、政治的・経済的問題の解決に果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを实践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 ・政治や経済に関する他者の意見を理解・尊重することができる。 ・政治や経済に関する学問的知識を活用して、論理的にコミュニケーションを図ることができる。 ・政治や経済に関する自らの考えを正確に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ・政治活動や経済活動に参加するにあたり、多様な考えをもつ人々と協力しあうことができる。 ・社会において、政治や経済に関する学問的知識を応用して、リーダーシップを発揮するとともに、協働者を支えることができる。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 ・政治や経済に関する他者の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止めることができる。 ・自らの政治活動や経済活動への参加状況や貢献度合いを振り返り、客観的に評価することができる。 ・生涯にわたり社会に貢献できるよう、日頃から政治や経済の新しい知識の獲得に励むことができる。

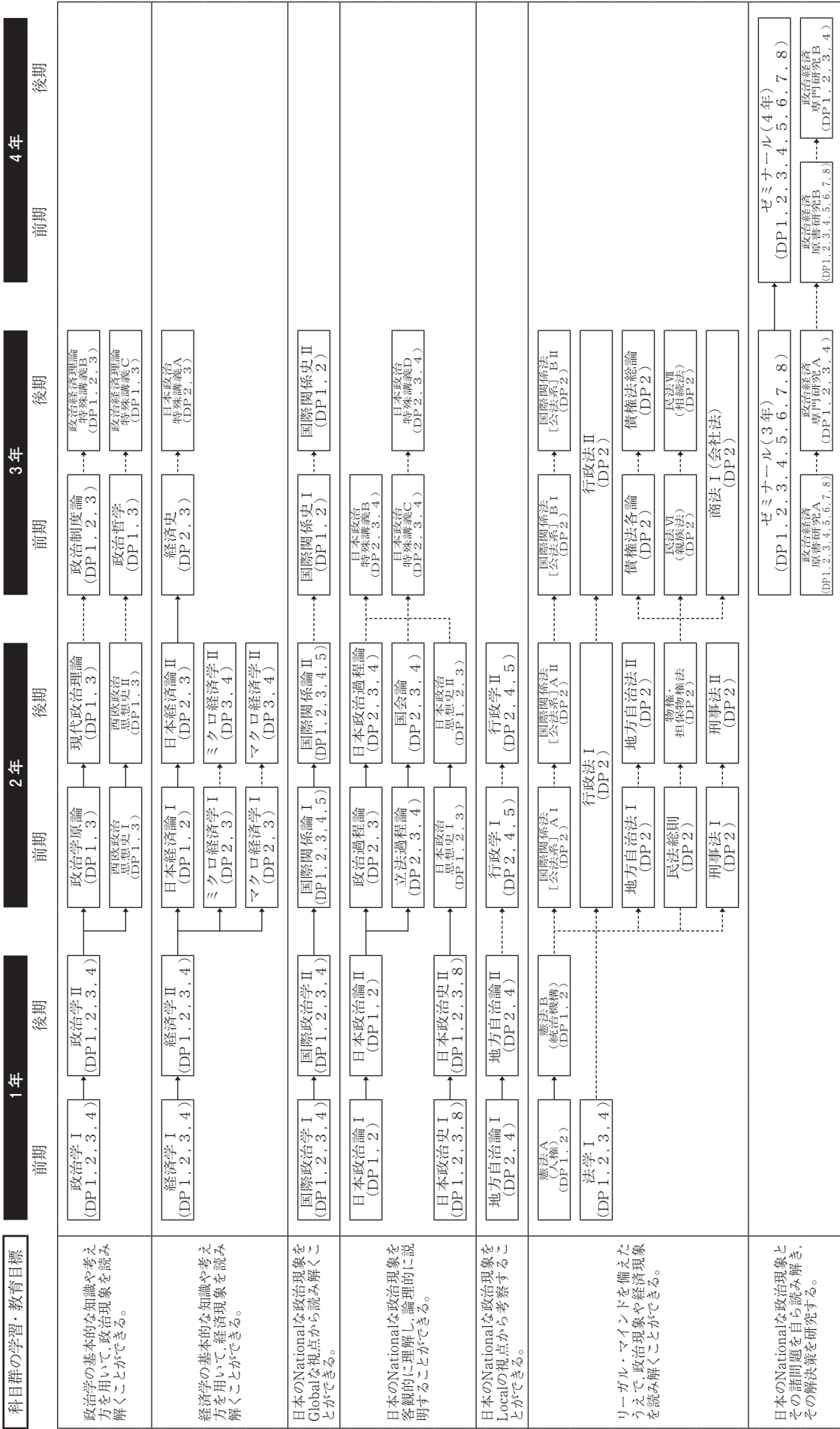
〔C P〕 カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕 ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

A 国際政治経済コース 履修系統図

	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
政治学の基本的な知識や考え方をを用いて、政治現象を読み解くことができる。	政治学 I (DP1.2.3.4)	政治学 II (DP1.2.3.4)	政治学原論 (DP1.3)	現代政治理論 (DP1.3)	比較政治学 (DP2.3.4)	政治経済理論 特殊講義 A (DP2.3.4)		
経済学の基本的な知識や考え方をを用いて、経済現象を読み解くことができる。	経済学 I (DP1.2.3.4)	経済学 II (DP1.2.3.4)	国際経済論 I (DP2.3.4.5.8)	国際経済論 II (DP2.3.4.5.8)	国際金融論 I (DP2.3.4.5.8)	国際金融論 II (DP2.3.4.5.8)		
Globalな政治経済現象を客観的に理解し、論理的に説明することができる。	国際政治学 I (DP1.2.3.4)	国際政治学 II (DP1.2.3.4)	国際関係論 I (DP1.2.3.4.5)	国際関係論 II (DP1.2.3.4.5)	国際関係論 I (DP1.2)	国際関係論 II (DP1.2)		
Regionalレベルの政治現象と経済現象に関する知識に基づいて、Globalな政治経済現象を多角的に捉えることができる。	西洋政治史 I (DP2.3.4.6.8)	西洋政治史 II (DP2.3.4.6.8)	アメリカ政治論 (DP2.4.6)	国際政治経済 特殊講義 B (DP2.4.6)	アメリカ経済論 (DP2.4.6)	アメリカ経済論 (DP2.4.6)		
Globalな政治経済現象を日本の問題点を踏まえて考察することができる。	日本政治論 I (DP1.2)	日本政治論 II (DP1.2)						
Globalな政治経済現象を Localな視点から考察することができる。	地方自治論 I (DP2.4)	地方自治論 II (DP2.4)	行政学 I (DP2.4.5)	行政学 II (DP2.4.5)				
リーガル・マインドを備え、たううえで、政治現象や経済現象を読み解くことができる。	憲法 A (人権) (DP1.2)	憲法 B (統治機構) (DP1.2)	国際関係法 [公法系] A I (DP2)	国際関係法 [公法系] A II (DP2)	国際関係法 [公法系] B I (DP2)	国際関係法 [公法系] B II (DP2)		
Globalな政治経済現象とその諸問題を自ら読み解き、その解決策を研究することができる。	法学 I (DP1.2.3.4)		地方自治法 I (DP2)	地方自治法 II (DP2)	債権法各論 (DP2)	債権法総論 (DP2)		
			民法総則 (DP2)	民法 (相続法) (DP2)	民法 VI (相続法) (DP2)	民法 VII (相続法) (DP2)		
			刑事法 I (DP2)	刑事法 II (DP2)	商法 I (会社法) (DP2)			
					ゼミナール(3年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)	ゼミナール(3年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)		
					政治経済 原書研究 A (DP1.2.3.4)	政治経済 原書研究 B (DP1.2.3.4)		
							政治経済 専門研究 B (DP1.2.3.4)	
							政治経済 専門研究 A (DP1.2.3.4)	
							ゼミナール(4年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)	

B 日本政治コース 履修系統図



C 地方行政コース 履修系統図

科目群の学習・教育目標	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
政治学の基本的な知識や考え方をを用いて、政治現象を読み解くことができる。	政治学Ⅰ (DP1.2.3.4)	政治学Ⅱ (DP1.2.3.4)	政治学原論 (DP1.3)	現代政治理論 (DP1.3)	立法過程論 (DP2.3.4)	国会論 (DP2.3.4)	立法過程論 (DP2.3.4)	国会論 (DP2.3.4)
経済学の基本的な知識や考え方をを用いて、経済現象を読み解くことができる。	経済学Ⅰ (DP1.2.3.4)	経済学Ⅱ (DP1.2.3.4)	地域開発論 (DP2.4.5)	産業立地論 (DP2.3.4.5)	政治過程論 (DP2.3)	日本政治過程論 (DP2.3)	政治経済理論 特殊講義D (DP2.3.4)	政治経済理論 特殊講義D (DP2.3.4)
地方行政が直面する諸問題を把握・理解することができる。	行政学Ⅰ (DP2.4.5)	行政学Ⅱ (DP2.4.5)	財政学Ⅰ (DP3.4)	財政学Ⅱ (DP3.4)	選挙制度論 (DP2.3.4)	地方財政論Ⅰ (DP2.4.5)	地方財政論Ⅱ (DP2.4.5)	地方財政論Ⅱ (DP2.4.5)
Localな現象を客観的に理解し、論理的に説明することができる。	地方自治論Ⅰ (DP2.4)	地方自治論Ⅱ (DP2.4)	ミクロ経済学Ⅰ (DP2.3)	ミクロ経済学Ⅱ (DP3.4)	公共経済学Ⅰ (DP4.5)	公共経済学Ⅱ (DP4.5)	公共経済学Ⅱ (DP4.5)	公共経済学Ⅱ (DP4.5)
Localな現象をGlobalな視点から考察することができる。	国際政治学Ⅰ (DP1.2.3.4)	国際政治学Ⅱ (DP1.2.3.4)	マクロ経済学Ⅰ (DP3.4)	マクロ経済学Ⅱ (DP3.4)	経済政策論 (DP2.3.4.5)	経済政策論 (DP2.3.4.5)	経済政策論 (DP2.3.4.5)	経済政策論 (DP2.3.4.5)
地方行政の抱える諸問題を日本のNationalな政治現象を踏まえうえで考察することができる。	日本政治論Ⅰ (DP1.2)	日本政治論Ⅱ (DP1.2)	教育行政学 (DP1.2.6.7.8)	教育行政学 (DP1.2.6.7.8)	地方行政 特殊講義A (DP2.3.4)	地方行政 特殊講義B (DP2.3.4)	地方行政 特殊講義C (DP2.3.4)	地方行政 特殊講義D (DP2.3.4)
リーガル・マインドを備えたうえで、政治現象や経済現象を読み解くことができる。	憲法A (A種) (DP1.2)	憲法B (B種) (DP1.2)	行政学Ⅰ (DP1.2.3.4)	行政学Ⅱ (DP1.2.3.4)	日本政治 思想史 (DP1.2.3)	日本政治 思想史 (DP1.2.3)	日本政治 思想史 (DP1.2.3)	日本政治 思想史 (DP1.2.3)
地域社会が直面する諸問題を自ら読み解き、その解決策を研究することができる。	法学Ⅰ (DP1.2.3.4)	法学Ⅱ (DP1.2.3.4)	国際関係法 [公法系]Ⅰ (DP2)	国際関係法 [公法系]Ⅱ (DP2)	行政法Ⅰ (DP2)	行政法Ⅱ (DP2)	行政法Ⅰ (DP2)	行政法Ⅱ (DP2)
			地方自治法Ⅰ (DP2)	地方自治法Ⅱ (DP2)	債権法各論 (DP2)	債権法各論 (DP2)	債権法各論 (DP2)	債権法各論 (DP2)
			民法総則 (DP2)	民法Ⅵ 担保物権法 (DP2)	民法Ⅶ (相続法) (DP2)	民法Ⅷ (相続法) (DP2)	民法Ⅷ (相続法) (DP2)	民法Ⅷ (相続法) (DP2)
			刑事法Ⅰ (DP2)	刑事法Ⅱ (DP2)	商法Ⅰ (会社法) (DP2)	商法Ⅰ (会社法) (DP2)	商法Ⅰ (会社法) (DP2)	商法Ⅰ (会社法) (DP2)
			ゼミナール(3年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)	ゼミナール(3年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)	ゼミナール(4年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)	ゼミナール(4年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)	ゼミナール(4年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)	ゼミナール(4年) (DP1.2.3.4.5.6.7.8)
			政治経済 原書研究A (DP1.2.3.4)	政治経済 原書研究A (DP1.2.3.4)	政治経済 原書研究B (DP1.2.3.4)	政治経済 原書研究B (DP1.2.3.4)	政治経済 原書研究B (DP1.2.3.4)	政治経済 原書研究B (DP1.2.3.4)

新聞学科専門科目の学修

1. 新聞学科の卒業に必要な最低単位数

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
選択必修外国語	6単位
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	36単位
VI群 専門展開科目	26単位
VII群 専門演習関連科目	8単位
I群からVII群までの中から選択する科目	12単位

2. 新聞学科の目的

新聞学科は、「平和国家として又、文化国家として更正する日本の現状及将来にとって、新聞の担う使命の重大さに鑑み、新聞に関する科学的研究と新聞人として活躍せんとする人材の育成を主眼とする」という社会的使命に基づいて、1947（昭和22）年に設置されました。時代の変遷に伴い、研究・教育の対象とするメディアは当初想定されていた新聞のみならず出版物やテレビなどマス・メディア全体、広義のメディアに大きく拡張しています。しかしながら、その社会的使命はいささかも揺らぐことなく追求され、むしろ拡大・深化しています。

70年余の年月を経て、新聞学科は伝統的なマス・メディアの世界で活躍するジャーナリスト、メディア人養成は言うに及ばず、広く社会とメディアについての総合的理解を踏まえたコミュニケーターの養成をも視野に入れています。したがって、設置している科目はジャーナリストやメディア人養成のための理論、演習的な科目ではありません。メディア間の境界を越えて融合現象を示し始めた伝統的メディア（マス・メディア）やデジタル化によって急速に発展し続けている双方向性を持った情報メディア（マルチ・メディアなど）、さらにそれらをつなぐ役割を持つ広報や広告の機能や役割をアップ・トゥー・デートに理解できる科目が設置されています。

3. 新聞学科の特色

新聞学科のカリキュラムは、1年次に必修を多くし、上位学年になるにつれ、個々の学生の目標に合わせられるように、選択の幅を大きく構成しています。したがって、2年次から始まるようなコースの設定はありません。1年次では、「目標」といっても具体的なイメージが持ちにくいかもしれませんので、いくつかの代表的な履修モデルを設定していますが、これらは目安で、拘束するものではありません。一人一人の目標に応じて、将来的に有益になるであろう科目を紹介して、独自のモデルを作ることになります。しかしながら、近年のメディア環境・情報環境は、たとえば「放送通信」というように、メディアやコンテンツなどが複雑に絡み合い、融合し、連携、連関しています。そのため、ジャーナリズムやメディアを多角的に学ぶ必要があるため、2年次からは、履修モデルは目安のモデルとして、選択を組み合わせながら履修することを勧めます。

4. 新聞学科の学修

☆第1学期（1年生前学期）で履修すべき単位数は23単位です。

(1) 共通科目（I群～IV群）

I群は「自主創造の基礎Ⅰ」が必修になっています。これは法学部にとどまらず、日本大学全体として1年次生の重要な科目と位置づけているゼミ形式の科目です。第1学期（1年生前学期）で必ず単位を修得しなければなりません。

II群に関しては、第3学期（2年生前学期）以降の記述で説明します。

III群は英語関連科目から2科目2単位、選択必修外国語科目（独・仏・中）の中から1カ国語を選び2科目2単位が必修となっています。

IV群は体育科目1科目1単位が必修です。

(2) 専門科目

V群はI類からIII類に分かれています。

I類は「現代メディア社会論Ⅰ」が必修です。

II類は「コミュニケーションの科学A」「メディア・コミュニケーションの科学A」「ジャーナリズム・スタディーズⅠ」「比較ジャーナリズム史」「メディア法Ⅰ」「映像／デジタル・ジャーナリズムⅠ」が必修となっています。

III類は「メディア・テキストの基礎Ⅰ」が必修です。これは新聞学科の学生が学科専門科目を学ぶための大前提となる科目です。第1学期で必ず単位を修得しなければなりません。

VI群、VII群には第1学期の担当科目はありません。

☆第2学期（1年生後学期）で履修すべき単位数は23単位です。

(1) 共通科目（I群～IV群）

I群は「自主創造の基礎Ⅱ」が必修となっています。法学部にとどまらず、日本大学全体として1年次生の重要な科目と位置づけているゼミ形式の科目です。第2学期で必ず単位を修得しなければなりません。

II群に関しては第3学期以降の記述で説明します。

III群は英語関連科目から2単位、選択必修外国語科目（独・仏・中）の中から1カ国語を選び2単位を必修とします。

IV群は体育科目1単位を必修とします。

(2) 専門科目

V群I類は「現代メディア社会論Ⅱ」が必修になっています。

II類は「コミュニケーションの科学B」「メディア・コミュニケーションの科学B」「ジャーナリズム・スタディーズⅡ」「社会調査概論」「日本ジャーナリズム史Ⅰ」「情報の科学Ⅰ」が必修になっています。

III類は「メディア・テキストの基礎Ⅱ」が必修です。これは新聞学科の学生が学科専門科目を学ぶための大前提となる科目です。第2学期で必ず単位を修得しなければなりません。なお、この科目では、将来的な目標に沿ったモデルなどに基づき、第3学期以降の履修科目を決定するので、担当専任教員と、コミュニケーションを密にする必要があります。

VI群、VII群には第2学期の担当科目はありません。

☆第3学期（2年生前学期）で履修すべき単位数は23単位です。

(1) 共通科目（I群～IV群）

II群は、「文章表現法Ⅰ」と、専任教員と相談の上皆さんの将来の目標や関心にあった科目1科目2単位の計2科目4単位を履修するのが望ましいでしょう。

Ⅲ群は英語関連科目から2単位、選択必修外国語科目（独・仏・中）の中から1カ国語を選び1単位を必修とします。

(2) 専門科目

V群Ⅲ類は「ニュース英語Ⅰ」が必修です。

VI群Ⅰ類は5つの区分に分かれた科目から各区分1科目ずつ必修になっており、さらに1科目いずれかの区分から1つ選択して、12単位が必修になっています。この類の科目選択は皆さんにとって目標や関心に沿った「最適のカリキュラム」を設定するのに一番重要な専門展開科目ですので、第2学期の段階で専任教員と履修科目を相談しておく必要があります。

Ⅱ類は第3学期の配当科目はありませんが、第2学期で取得できなかった科目は、なるべく早く取得することが好ましいでしょう。

Ⅲ類は「憲法A」が必修です。

VII群は第3学期の配当科目はありませんが、第2学期で取得できなかった科目は、なるべく早く取得することが好ましいでしょう。

☆第4学期（2年生後学期）で履修すべき単位数は23単位です。

(1) 共通科目（Ⅰ群～Ⅳ群）

Ⅰ群は、キャリア関係科目を履修するのが望ましいと考えますが、各々の目的や関心にしたがって専任教員に確認してください。

Ⅱ群は、「文章表現法Ⅱ」と、専任教員と相談の上皆さんのカリキュラムにあった科目2単位の計2科目4単位を履修してください。

Ⅲ群は英語関連科目から2単位、選択必修外国語科目（独・仏・中）の中から1カ国語を選び1単位を必修とします。

(2) 専門科目

V群Ⅲ類は「ニュース英語Ⅱ」が必修です。

VI群Ⅱ類は2単位が必修となっています。この類の科目選択は皆さんにとって目標や関心に沿った「最適のカリキュラム」を設定することになります。第2学期の段階で専任教員と履修科目を相談しておく必要があります。

Ⅲ類は「憲法B」を必修とします。さらに、「法学」「政治学」「経済学」「公共政策論」等の各専門基幹科目を中心に、4科目8単位を必修とします。目標や関心に沿った「最適のカリキュラム」を設定するにあたり、VI群Ⅲ類は体系的に履修する必要があるため、第2学期の段階で専任教員と相談の上、履修科目を決定することが望ましいでしょう。

VII群は第4学期の配当科目はありません。

☆第5学期（3年生前学期）以降

第4学期（11月頃）に行われるゼミナール入室試験を受け、自らの関心のある領域を担当されているゼミナールに入室することを勧めます。ゼミナールによっては、第2次選考を行うところもありますので、よく考えて下さい。

VII群のゼミナールに入室した皆さんは、これ以降、ゼミナールの指導教員と相談しながら履修科目を決定してください。

ゼミナールに入室していない皆さんは、専任教員及びVII群Ⅰ類のリサーチ・ペーパー担当教員と相談しながら履修科目を決定してください。

なお、第4学期までの説明通りに92単位を取得したとすると、第5学期以降の卒業に必要な最低単位数は以下の通りです。

Ⅱ群 6科目12単位

Ⅶ群 8単位

I群からⅦ群までの中から選択する科目12単位

第4学期までの単位数よりも少ないので、一見、楽になるように見えるかもしれませんが、高度な研究を必要とする科目がⅦ群に置かれていることと、就職活動があること、さらには留学等の選択肢をもてるようにすることを考慮したことなどから単位数を少なめに設定しています。第5学期～第8学期は大学生生活の最も重要な期間です。ゼミナールの指導教員やリサーチ・ペーパー担当教員と相談をしながら学生生活の設計をすることが大切です。

V・VI・VII群 新聞学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

区分		授 業 科 目	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門基幹科目)	I類	現代メディア社会論Ⅰ	2	◎				V群より、必修36単位修得しなければならない。
		現代メディア社会論Ⅱ	2	◎				
	II類	社会調査概論	2	◎				
		コミュニケーションの科学A	2	◎				
		コミュニケーションの科学B	2	◎				
		メディア・コミュニケーションの科学A	2	◎				
		メディア・コミュニケーションの科学B	2	◎				
		情報の科学Ⅰ	2	◎				
		ジャーナリズム・スタディーズⅠ	2	◎				
		ジャーナリズム・スタディーズⅡ	2	◎				
		比較ジャーナリズム史	2	◎				
		日本ジャーナリズム史Ⅰ	2	◎				
	メディア法Ⅰ	2	◎					
	映像/デジタル・ジャーナリズムⅠ	2	◎					
	III類	メディア・テキストの基礎Ⅰ	2	◎				
メディア・テキストの基礎Ⅱ		2	◎					
ニュース英語Ⅰ		2		◎				
		ニュース英語Ⅱ	2		◎			
VI群 (専門展開科目)	①	メディア・テキストの基礎Ⅲ	2		○			I類①～⑤の区分から各2単位以上、計12単位以上履修しなければならない。
		メディア調査	2		○			
		コミュニケーション調査	2		○			
		メディア理論	2		○			
		政治コミュニケーション	2		○			
	②	地域コミュニケーションA	2		○			
		地域コミュニケーションB	2		○			
		グローバル・コミュニケーションⅠ	2		○			
	③	異文化メディア	2		○			
		外国ジャーナリズム史A	2		○			
		外国ジャーナリズム史B	2		○			
		メディア史	2		○			
	④	日本ジャーナリズム史Ⅱ	2		○			
		情報の科学Ⅱ	2		○			
		ジャーナリズム倫理Ⅰ	2		○			
		メディア法Ⅱ	2		○			
		情報法Ⅰ	2		○			
	⑤	メディア/情報産業Ⅰ	2		○			
		出版メディアⅠ	2		○			
		広告コミュニケーションⅠ	2		○			
		映像/デジタル・ジャーナリズムⅡ	2		○			
	II類	ローカル/コミュニティ・メディアⅠ	2		○			
		ジャーナリズム倫理Ⅱ	2		○			
		出版メディアⅡ	2		○			
		メディア/情報産業Ⅱ	2		○			
		広告コミュニケーションⅡ	2		○			
		ローカル/コミュニティ・メディアⅡ	2		○			
グローバル・コミュニケーションⅡ		2		○				
フォト・ジャーナリズム		2		○				
調査ジャーナリズム		2		○				
メディア・ビジネス		2		○				
リスク・コミュニケーション		2		○				
情報法Ⅱ		2		○				

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	III 類	法学 I	2		○			III類より、必修を含め12単位以上履修しなければならない。
		政治学 I	2		○			
		政治学 II	2		○			
		経済学 I	2		○			
		経済学 II	2		○			
		公共政策論	2		○			
		憲法 A (人権)	2		◎			
		憲法 B (統治機構)	2		◎			
		比較憲法 I	2		○			
		比較憲法 II	2		○			
		行政法 I	4		○			
		刑事法 I	2		○			
		刑事法 II	2		○			
		刑事訴訟法 I	4		○			
		民法総則	2		○			
		物権・担保物権法	2		○			
		債権法総論	2			○		
		債権法各論	2			○		
		民法 VI (親族法)	2		○			
		民法 VII (相続法)	2			○		
		民事訴訟法	4		○			
		商法 I (会社法)	4		○			
		国際関係法〔公法系〕A I	2		○			
		国際関係法〔公法系〕A II	2		○			
		知的財産法 A (特許・実用新案) I	2		○			
		知的財産法 A (特許・実用新案) II	2		○			
		知的財産法 B (意匠)	2		○			
		知的財産法 C (商標・不正競争)	2		○			
		知的財産法 D (著作権) I	2		○			
		知的財産法 D (著作権) II	2		○			
		知的財産法 E (関連条約) I	2		○			
		知的財産法 E (関連条約) II	2		○			
		政治学原論	2		○			
		現代政治理論	2		○			
		国際政治学 I	2		○			
		国際政治学 II	2		○			
		日本政治論 I	2		○			
		日本政治論 II	2		○			
		日本政治史 I	2		○			
		日本政治史 II	2		○			
		比較政治学	2		○			
		政治制度論	2		○			
		立法過程論	2		○			
国会論	2		○					
ミクロ経済学 I	2		○					
マクロ経済学 I	2		○					
国際経済論 I	2		○					
国際経済論 II	2		○					
経営学 I	2		○					
経営学 II	2		○					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	III 類	マーケティング論 I	2		○			
		マーケティング論 II	2		○			
		マーケティング戦略論 I	2		○			
		マーケティング戦略論 II	2		○			
		インベスター・リレーションズ I	2			○		
		インベスター・リレーションズ II	2			○		
		行政学 I	2		○			
		行政学 II	2		○			
		地方自治論 I	2		○			
		地方自治論 II	2		○			
		行政広報論	2		○			
		行政広報研究	2		○			
情報通信政策	2		○					
VII 群 (専門演習関連科目)	-	リサーチ・ペーパー (メディアと文化)	2			○		VII 群より、8 単位以上履修しなければならない。
		リサーチ・ペーパー (メディアと社会)	2			○		
		リサーチ・ペーパー (政治行動論)	2			○		
		リサーチ・ペーパー (情報と社会)	2			○		
		リサーチ・ペーパー (メディア史)	2			○		
		ジャーナリズム演習 I	2			○		
		ジャーナリズム演習 II	2				○	
		ジャーナリズム演習 III	2				○	
		メディア演習 I	2			○		
		メディア演習 II	2				○	
		メディア演習 III	2				○	
		コミュニケーション演習 I	2			○		
		コミュニケーション演習 II	2				○	
		コミュニケーション演習 III	2				○	
		広報広告コミュニケーション演習 I	2			○		
		広報広告コミュニケーション演習 II	2				○	
		広報広告コミュニケーション演習 III	2				○	
		地域コミュニケーション演習 I	2			○		
		地域コミュニケーション演習 II	2				○	
		地域コミュニケーション演習 III	2				○	
		メディア文化演習 I	2			○		
		メディア文化演習 II	2				○	
		メディア文化演習 III	2				○	
		メディア社会演習 I	2			○		
		メディア社会演習 II	2				○	
		メディア社会演習 III	2				○	
ゼミナール	8			○				

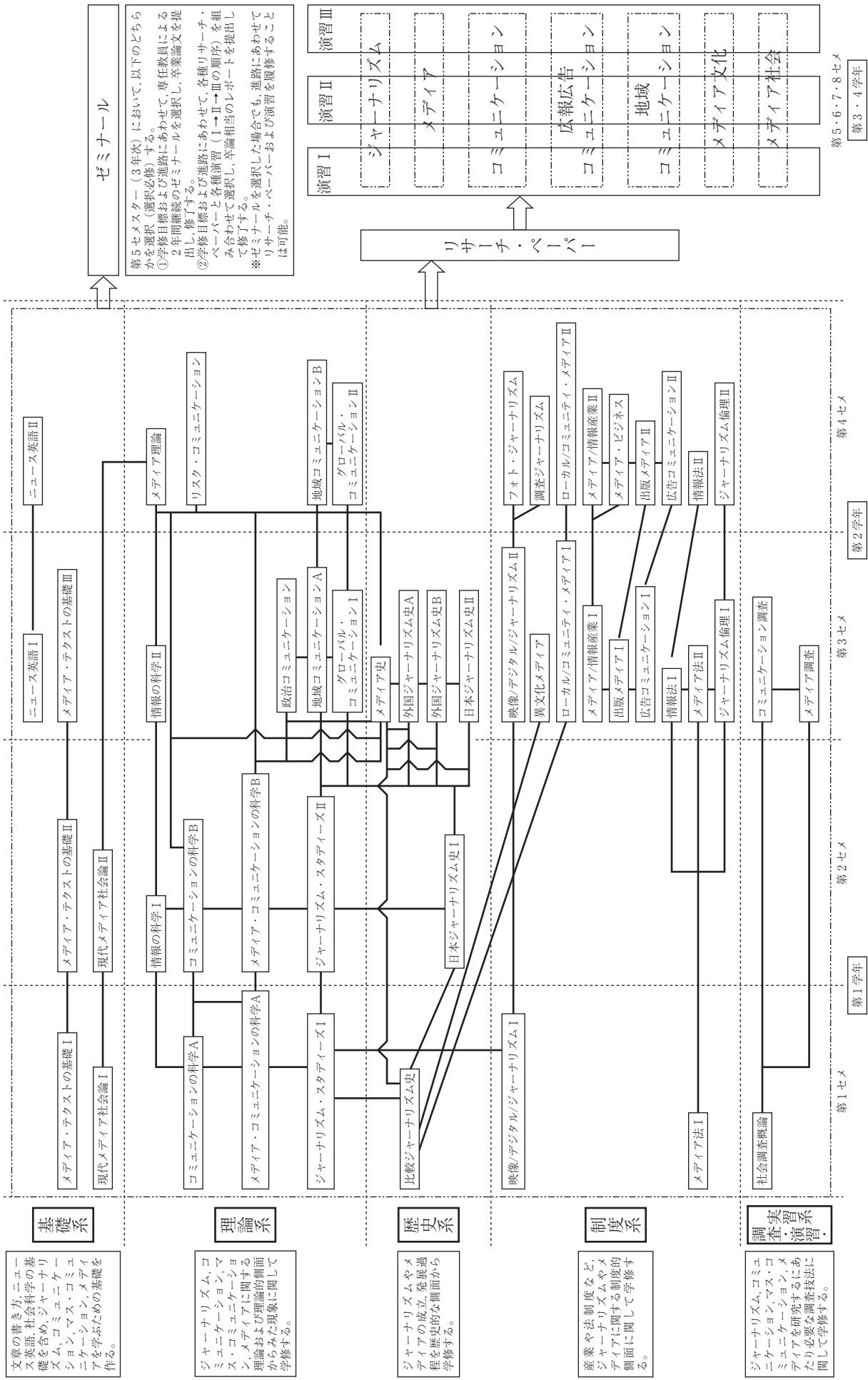
新聞学科 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 ・現代社会を多角的に捉えるための教養と、「ジャーナリズム」「メディア」「コミュニケーション」をめぐる学問（以下、「新聞学」という）に係る専門的な知識を修得し、規範と高い倫理観に基づいて情報を取り扱うことができる。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 ・日本及び世界における新聞学に係る諸問題を理解し、説明することができる。 ・ジャーナリズムの社会的機能について理解し、説明することができる。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 ・社会のあらゆる事象を客観的かつ批判的に捉えて考察し、論理的に結論を導き出すことができる。 ・新聞学の知識に基づいて自ら考え、社会に役立つ新たな知見を提供することができる。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 ・新聞学の領域において、自ら問題を発見することができる。 ・問題に対する解決策を考え、積極的に提案することができる。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 ・新聞学に係る専門的な知識を基に、率先してより良い社会の構築に寄与することができる。 ・大きな課題に対しても、中・長期的視座に立ち、継続して問題に取り組むことができる。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 ・他者を尊重し、ジャーナリズムやメディアに係る現場など、実社会において適切なコミュニケーションを実践することができる。 ・新聞学に関する自らの考えを、正確に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ・ジャーナリズムやメディアに係る現場などの実社会において、自らすすんで協働することができる。 ・あらゆる場面において、率先してリーダーシップを発揮して、より良い成果をあげるよう尽力することができる。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 ・自ら行動すべきことを計画し実践することができ、自らの行動を振り返ることで、自己目標を実現しようとたゆまずに努力することができる。 ・生涯にわたり社会人としての自己を高めるために何をすべきかを考え、自ら実践することができる。

〔C P〕 カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕 ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

新聞学科 履修系統図



ゼミナール
 第5セメスター(3年次)において、以下のどちらかを選択(選択必修)する。
 ①学修目標および進路にあわせて、専任教員による2年間継続のゼミナールを選択し、卒業論文を提出し、修了する。
 ②学修目標および進路にあわせて、各専任サー・ペーパーと各種演習(Ⅰ→Ⅱの順序)を組み合わせて修了する。
 ※ゼミナールを選択した場合でも、進路にあわせてリサーチ・ペーパーおよび演習を履修することは可能。

第5・6・7・8セメ
 第3・4学年

経営法学科専門科目の学修

1. 経営法学科の卒業に必要な最低単位数

【ビジネス法コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
選択必修外国語	6単位
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	36単位
VI群 専門展開科目	34単位
VII群 専門演習関連科目	6単位
I群からVII群までの中から選択する科目	6単位

【国際法務コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
選択必修外国語	6単位
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	34単位
VI群 専門展開科目	36単位
VII群 専門演習関連科目	6単位
I群からVII群までの中から選択する科目	6単位

【知的財産コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
選択必修外国語	6単位
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	32単位
VI群 専門展開科目	38単位
VII群 専門演習関連科目	6単位
I群からVII群までの中から選択する科目	6単位

2. 経営法学科の目的

世界的な国際取引の進展と情報化技術の著しい発展によって、経済のグローバル化が急速に進んでいます。経済のグローバル化は、我が国の企業にとって、ビジネス活動を行う上で大きな変革をもたらしていることから、M&A（企業の合併・買収）、コンプライアンス（企業活動における法令遵守）・コーポレートガバナンス（企業統治）、知的財産の保護、海外販売・製造拠点の設置等の様々な問題への的確かつ迅速な対応が求められています。

以上の実態を受け、大学における法学教育の場においても、こうした時代の要請に応えることが出来る人材の育成が求められています。そこで、経営法学科では、高度な職業意識や専門的な能力と同時に、高い倫理観と優れた人格を兼ね備えた人材の育成に必要な教育システムを提供することによって、時代の変化を読み取り、企業が直面する様々な問題に適切に対応できるグローバルな企業人の養成を目的としたカリキュラムが構成されています。

3. 経営法学科の特色と学修

1. 経営法学科の特色

1) 特色

経営法学科では学生皆さんのキャリア・デザイン（将来設計）に合わせて体系的な学修ができるように3コース制が導入されています。つまり、経営法学科の学生の皆さんは、1年次に自分の未来像を具体的に描き、その未来像に到達するために、2年次より、所定の手続に従って「ビジネス法コース」・「国際法務コース」・「知的財産コース」の中からいずれかのコースを選択しなければなりません。各コースには、希望する将来の進路に合わせて適切な種々の科目が配置されています。選択したコースは3年次に変更することもできますが、1年次の間に自己の将来を考えしっかりとキャリア・デザインを描いた上で、慎重にコースを選択してもらいたいと思います。

経営法学科の各コースは、時代の要請に対応できる人材を養成するために、以下のような観点からカリキュラムが編成されています。

- ① 国内外の企業や組織間の取引および人的交流に関わるシステムの理解と法知識の修得
- ② 企業が果たすべき社会的責任の拡大化および国際化における経営・金融に関するシステムの理解と法知識の修得
- ③ 近年の知的財産の重要性に対応し、知的財産の創造・保護・活用システムの理解と法知識の修得
- ④ 国際的企業取引における紛争の処理および事前的紛争予防の法的手法並びにM&A（企業買収）等に関する事象、アメリカ企業改革法やコーポレート・ガバナンスなどについての理解と法知識の修得
- ⑤ 専門科目の英語での講義の理解、英語での質疑など国際的感覚の向上

大学において学問をなす期間は、実質的にはわずか3年余であることを忘れてはいけません。3年次の後半より、否応なく激烈な就職戦線に押し出され、また国家試験などの準備も終盤に至るのが現実です。それ故、短期間で体系的かつ効率的に科目を修め、本学科で学ぶ目的を実現するためにも、自らが強い決意で達成度の高い学修を心がける必要があります。

2) 3コース制

経営法学科において採用されている3コースには、それぞれ独自の「コース目標」と「主な進路目標」があります。以下を参考にして、自己の進路に最も適したコースを選択して欲しいと思います。

(1) ビジネス法コース

コース目標：経営・金融のシステムの理解と法知識の修得を目指す。

主な進路目標：企業における法務部門を中心とした様々なセクションのスタッフ、中小企業の経営者、経営コンサルタント、経営・証券アナリスト、さらに、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士などの資格取得、国税専門官その他の公務員など。

ビジネス法コースは、様々な企業で必要とされる法律や企業リスクに関する専門知識のみならず、企業会計やマーケティング等を学ぶことによって、企業経営にかかわる法知識のプロを目指す皆さんのコースです。従って、将来の進路として、法務部門を中心とした企業のスタッフや中小企業の経営者だけでなく、公認会計士、税理士や中小企業診断士などの資格が必要とされる職業や国税専門官などの公務員を目指す皆さんに適しています。

このコースには、学生皆さんの将来のビジネス・キャリアの形成に役立つよ

うに配慮し、ビジネスの現場で必要とされる法的知識を得ることができる「民法」「商法」「企業法務」「金融商品取引法」「税法」などの法律学系統の科目および、経営・金融のシステムの知識の修得を目指して、「簿記原理Ⅰ・Ⅱ」「マーケティング論」「会計学Ⅰ・Ⅱ」「企業不祥事論Ⅰ・Ⅱ」「コーポレートガバナンス論」といった経営学系統の科目など、多様な科目が配置されています。

(2) 国際法務コース

コース目標：国際的な企業で活躍するために必要な法的知識の修得を目指す。

主な進路目標：外資系企業、商社、日本企業の国際事業セクションにおける国際法務や外国取引担当者、国際弁護士、通関士及び国際的団体職員など。

国際法務コースは、国際取引、国際契約、国際民事紛争処理などについての深い法知識を修得することで、国際的な企業の法務担当者として活躍できる力を身につけ、日本を越えてグローバルなビジネスの場で働くことを目指す皆さんのために設置されたコースです。従って、将来、外資系企業や国際的に取引を行う日本企業において国際法務担当者や外国取引担当者として活躍する希望を持っている皆さん、通関士、海外のビジネス・スクールやロー・スクールへの留学を経て国際企業人や国際弁護士となることを目指す皆さん、更に国際連合や赤十字及び国際的NGOなどの国際的団体及び政府系の国際協力団体において活躍することを目標とした皆さんなどに適したコースです。

このコースには、「民法」や「商法」「民事訴訟法」などの我が国における基礎的な法律系統の科目だけでなく、国際的に活躍できるビジネス・キャリアを形成するために必要な基礎的科目として、「法律外国語AⅠ・Ⅱ」「国際取引法AⅠ・Ⅱ」「国際関係法〔私法系〕AⅠ・Ⅱ」「外国法A（英米）Ⅰ・Ⅱ/A（独）Ⅰ・Ⅱ/A（仏）Ⅰ・Ⅱ/A（EU）Ⅰ・Ⅱ/A（アジア）Ⅰ・Ⅱ」「ビジネスロー文献講読Ⅰ・Ⅱ」など、更には、国際取引や国際的紛争の処理に関するより深い知識を得るための科目として、「国際契約法Ⅰ・Ⅱ」「国際民事紛争処理法Ⅰ・Ⅱ」「国際経営法学Ⅰ・Ⅱ」などが配置されています。なお、これらの専門科目の一部については、英語での講義の受講及び英語で質疑を行うことも予定しています。

(3) 知的財産コース

コース目標：特許や著作権などの知的財産権制度の理解と法知識の修得を目指す。

主な進路目標：企業の知的財産部や法務部内スタッフまたは知的財産業務担当者、弁理士、公務員など。

知的財産コースは、近年その重要性が強く指摘されている特許や著作権などの知的財産の創造・保護・活用システムの理解と知識を修得したスペシャリストを育成することを目的とするコースです。したがって、企業の知的財産部や法務部内のスタッフとして、または知的財産業務担当者として活躍することを目指す皆さんおよび、特許や商標などに関する登録出願の代理もしくは鑑定などを業とする国家資格である弁理士を目指す皆さんに適したコースです。また、知的財産権に関わる専門知識と実務スキルを修得し即戦力の知財専門家を目指す皆さんには、日本大学大学院法学研究科私法学専攻知的財産コースへの進学の道もあります。

このコースには、「民法」「商法」「民事訴訟法」などの法律系統科目の他に、知的財産の基礎科目として、「知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ・Ⅱ」「知的財産法B（意匠）」「知的財産法C（商標・不正競争）」「知的財産法D（著作権）Ⅰ・Ⅱ」「知的財産英語」など、また、その展開科目である「知的財産政策」「イノベーションと知的財産Ⅰ・Ⅱ」など、更には、最先端技術を法文系の学生でもわかりやすく学ぶことができる「産業技術と知財C（バイオ・環境化学）Ⅰ・Ⅱ」「産業技術と知財F（エレクトロニクス）Ⅰ・Ⅱ」などの科目が配置されています。

2. 経営法学科の学修

1) 卒業に必要な単位数と学年履修単位数

卒業に必要な単位数と学年履修単位数は、以下の表の通りです。これは「ビジネス法」「国際法務」「知的財産」の3コースに共通しています。しかし、総合科目や外国語科目等が配置されているⅠ群～Ⅳ群まではコースによって選択できる科目に差異はありませんが、学科の専門科目が配置されているⅤ群～Ⅶ群中の科目はどのコースに属しているかによって選択できる科目が異なりますので、留意して履修計画を立てる必要があります。そのためには、1年次にしっかりとキャリア・デザインを描き、2年次以降において、そのデザインを実現するために必要な科目をより効果的に学修することができるように考えながら適切に選択履修することが肝要になります。

なお、取得単位の合計が卒業に必要なとされる124単位以上であっても、Ⅰ群～Ⅳ群及びⅤ～Ⅶ群中に定められている必要最低単位数を取得していなければ卒業は認められませんので、注意しなければなりません。

※ゼミナール（8単位）は、学年の履修登録の上限単位数・下限単位数に算入しません。

2) 各学年における履修方法

以下に述べる学修の指針は、各年次に履修すべき科目の目安です。これを参考にして、自らが描いたキャリア・デザインの実現に最も適した科目を選択して欲しいと思います。

(1) 1年次における履修

1年次における履修単位数の上限（46単位）に留意しつつ、2年次以降に希望する進路コースやキャリア・デザインをも考慮して履修計画を立ててください。コース選択は2年次に行われますが、入学当初より既に選択するコースを決めている学生の皆さんに配慮して、コースによってはⅤ～Ⅶ群の専門科目中の幾つかの科目について1年次から選択できるように配置されています。そのような皆さんは、専門科目を1年次から積極的に履修することを薦めます。ただし選択するコースが決まっていない場合であっても、そのような専門科目を2年次以降に履修しても、余裕を持って4年間で卒業単位が取得できるように科目は配置されているので安心してほしいと思います。

外国語は、国際化が一層進展しつつある現代においてはその知識が必要不可欠であり、単位取得のためという消極的な態度ではなく、それを駆使して実社会で役立てられるよう真剣に学修する必要があります。さらに、英語のTOEICやTOEFLなどの高いスコアは、就職に有利に働くことも少なくありません。キャリア・デザインを実現するためにも、大学4年間を通じてできるだけ多くの同一外国語科目を計画的・継続的に履修することが求められます。特に国際法務コースに進むことを希望する皆さんは「TOEIC演習」、「Listening

& Speaking」を中心に、海外のビジネス・スクールやロー・スクールへの留学を目指す皆さんはTOEFLのスコアが重要となりますので、「TOEFL演習」を中心に履修して欲しいと思います。

経営法学科の専門科目は、V～VII群の中に展開されています。その中でもV群には、2年次以降の専門科目を学修する為の基礎となる科目が配置され、その多くは必修科目となっていますので、できるだけ低学年次に履修することを薦めます。また、VI群のI・III・V・VI類とVII群にも1年次から学修できる科目がいくつか配置されていますので、それらの科目を履修することも可能です。

専門科目について1年次にどの科目を履修するのが望ましいかは、2年次以降にどのコースに進むかによって異なります。どのコースに進路をとるかまだ決めていない場合には、どのコースにも共通に配置されている法律学系統の基礎科目である「法学I・II」「憲法A（人権）・B（統治機構）」「民法I（民法総則）」、経営学系統の基礎科目である「経営学I・II」の科目の中から履修することを強く薦めます。既に1年次の履修登録の時点でどのコースに進むかを決めている皆さんは、V群の中の1年次から選択できる各コース別の科目を積極的に履修するとよいと思います。とくに、ビジネスコースでは「マーケティング論I・II」「簿記原理I・II」が、国際法務コースでは「国際取引法A I・II」「法律外国語A I・II」が、知的財産コースでは「知的財産法A（特許・実用新案）I・II」が必修科目となっていますので、1年次においては、これらの科目を中心に、4～5科目（16単位～20単位）程度を履修することを薦めます。また、VI群I類～VI類とVII群の中の1年次から選択できる科目の中で興味のあるものを履修するとよいと思います。

(2) 2年次における履修

2年次の履修登録に際しては、上述した「ビジネス法」、「国際法務」「知的財産」のいずれかにコース登録をしなければなりません。V群～VII群の専門科目の本格的な履修は、この2年次からとなりますので、履修上限単位（46単位）を考慮に入れながら、以下の説明を参考にして科目を慎重に選択履修してください。また、1年次に取得できなかった単位を再度履修しなければならないことにも留意しなければいけません。

なお、3年次から開始されるゼミナールの選択が2年次の11月下旬に行われるので、その前に教務課から出される案内に注目してください。ゼミナールは、少人数のクラス編成で特定の専門分野について深く掘り下げて研究を行うもので、大学における学修の中心をなすものといえます。就職活動や将来のキャリア・パス（職業経路）の形成に影響を与えることも少なくありませんので、是非いずれかのゼミナールに入室して、積極的に専門的研究を行って欲しいと思います。また、多くのゼミナールが入室試験の際に2年次前学期までの成績を参考に行っているといわれていますので、単位を取りこぼすことがないように注意してください。

I群～IV群の必要最低単位は、2年次においてその取得を済ませておいてください。また、外国語能力を高め就職を有利にしようとする皆さん、国際法務コースの皆さん及び海外留学を希望する皆さんは、外国語の修得には「継続すること」が非常に大切であることを肝に銘じ、必要単位数にこだわらないで2年次生以降も特に必修外国語（英語）を積極的に履修して欲しいと思います。

V群～VII群の専門科目ですが、V群の学科専門基礎科目については、できる

だけ2年次のうちに履修条件を満たすようにしてください。VI群のI類（法律学系統の専門科目）、V類（経営学系統の専門科目）、VI類（応用的科目）は、各コースに共通して配置されています。VII群の「情報システム論Ⅰ・Ⅱ」と「法情報学Ⅰ・Ⅱ」は、専門科目を学修する上で有用なコンピュータ・スキルを提供するものなので、履修することを薦めます。それに対し、VI群のII類はビジネス法、III類は国際法務、IV類は知的財産の各コースの学生を対象にして配置されている科目群です。V群～VII群では、以下の各コースの説明を参考に、2年次のうちに4科目16単位以上を選択履修してください。

なお、V群～VII群専門科目の中には、必修科目、選択必修科目、選択科目の3種があり、必修科目は必ず取得しなければならず、選択必修科目は一定の科目の中から指定された単位以上を取得しなければならないことに留意する必要があります。

〔ビジネス法コース〕

V群とVI群のI類、II類、V類、VI類を中心に、各類の必要単位数を勘案しながら、基礎的な科目から履修することが望ましいと言えます。加えて、特にV群及びVI群のII類とV類の中には、企業で活躍するのに必要となる法的専門知識や企業経営に関する専門知識を得ることができるように様々な科目が配置されていますので、既にキャリア・デザインを描いている皆さんは、それに基づいて科目を選択し履修することが求められます。例えば、企業の法務セクションを希望する皆さんは、「民法Ⅳ（債権法総論）」「民法Ⅴ（債権法各論）」「民事訴訟法」「企業法務Ⅰ・Ⅱ」「企業不祥事論Ⅰ・Ⅱ」などの中から、公認会計士を目指す皆さんは、「会計学Ⅰ・Ⅱ」「税法Ⅰ（基礎理論）Ⅰ・Ⅱ」「財務諸表論Ⅰ・Ⅱ」「監査論Ⅰ・Ⅱ」などから履修するという具合です。もちろん、V群とVI群のIII類やIV類中の科目も選択することが可能なので、積極的に履修して欲しいと思います。たとえば、現在の様に国際化が進展し、知的財産権の重要性が認識される状況においては、V群の「国際取引法AⅠ・Ⅱ」、VI群III類の「国際取引法BⅠ・Ⅱ」「国際関係法〔私法系〕AⅠ・Ⅱ」、またV群の「知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ・Ⅱ」「知的財産法B（意匠）」「知的財産法C（商標・不正競争）」「知的財産法D（著作権）Ⅰ・Ⅱ」などが取り扱う知識は企業だけでなく個人にとっても不可欠なものとなっているからです。

〔国際法務コース〕

V群とVI群のI類、III類、V類、VI類を中心に、各類の必要単位数を勘案しながら、基礎的な科目から履修することが求められます。特にVI群III類の中には、国際取引や国際契約等についての法知識を修得し、国際的な企業の法務担当者として活躍できる力を身につけることができるように配慮された科目が設置されています。V群の「商法Ⅰ（会社法）」「民事訴訟法」「国際関係法〔私法系〕AⅠ・Ⅱ」「法律外国法AⅠ・Ⅱ」が2年次から履修できる必修科目となります。1年次から履修できる必修科目の「国際取引法AⅠ・Ⅱ」などとともに、できるだけ必修科目は2年次のうちに履修するようにしてください。また、VI群のIII類の中では、「国際契約法Ⅰ」「国際取引法BⅠ・Ⅱ」の他に「外国法A（英米）Ⅰ・Ⅱ/A（独）Ⅰ・Ⅱ/A（仏）Ⅰ・Ⅱ/A（EU）Ⅰ・Ⅱ/A（アジア）Ⅰ・Ⅱ」が基礎科目といえます。「国際経営法学Ⅰ・Ⅱ」はグローバル企業経営とも重なる科目です。また、外国語の継続的学修と法律英語に慣れるという観点から、「法律外国語BⅠ・Ⅱ」、IV群の「ビジネスロー文献講読Ⅰ・Ⅱ」も積極的に履修して欲しいと思います。もちろん、II類やIV類

中の科目も選択履修することが可能です。たとえば、Ⅱ類の「企業法務Ⅰ・Ⅱ」「経済行政法Ⅰ・Ⅱ」「経済法Ⅰ・Ⅱ」「金融法Ⅰ」などや、Ⅳ類の「知的財産法E（関連条約）Ⅰ・Ⅱ」は、国際取引を学修する上でも必要となる基礎的な知識を提供してくれます。

〔知的財産コース〕

V群とⅥ群のⅠ類、Ⅳ類、Ⅴ類、Ⅵ類を中心に、各類の必要単位数を勘案しながら、基礎的な科目から履修することが求められます。特にⅣ類の中には、特許や著作権などの知的財産のスペシャリストとして活躍するための準備に必要な科目が多く設置されています。V群の中には、必修科目として「知的財産法B（意匠）」「知的財産法C（商標・不正競争）」「知的財産法D（著作権）Ⅰ・Ⅱ」などが置かれていますので、2年次のうちに履修すべきです。また、Ⅵ群のⅤ類中には選択必修科目が少なくないので、これらのうち1～2科目（4～8単位）を2年次のうちに選択履修することを薦めます。もちろん、V群やⅥ群のⅡ類やⅢ類中の科目も選択履修することが可能です。たとえば、近年の知的財産権に関するグローバルな問題に対応できる知識を深めるために、V群の「国際取引法AⅠ・Ⅱ」「国際関係法〔私法系〕AⅠ・Ⅱ」、Ⅵ群のⅡ類の「経済行政法Ⅰ・Ⅱ」、Ⅲ類の「経済法Ⅰ・Ⅱ」やⅢ類の「国際取引法BⅠ・Ⅱ」「国際経営法学Ⅰ・Ⅱ」などを学ぶことは、知的財産権法を学修する上で大いに参考になる科目です。

(3) 3年次における履修

3年次においては、2年次までに履修しなかった専門的な科目を中心に、履修上限単位数（46単位）内で履修することになりますが、1年次と2年次において単位を取得することができなかったⅠ群～Ⅳ群の科目は、できるだけ3年次のうちに単位の取得を済ませるべきであることも忘れて欲しいと思います。また、外国語は、その習得には「継続性」が重要であること、TOEICやTOEFLなどの高いスコアが就職に有利に働くことを考慮すると、3年次においてもⅡ群から外国語4単位程度を履修することが望ましいと考えます。特に国際法務コースの学生は「TOEIC」「Listening & Speaking」「法律外国語CⅠ・Ⅱ」を中心に、また留学を希望している学生は「TOEFL」「Listening & Speaking」その他の留学先国の外国語の科目を、必要単位数にこだわらないで積極的に履修すべきです。

専門の科目からは、自らが属するコースと描いているキャリア・デザインを考慮しつつ8科目32単位以上を選択履修することが求められます。しかし、属するコースによって必修科目や選択必修科目が異なり、また各類における必要単位数にも違いがあることに留意して慎重に履修計画を立てて欲しいと思います。

前述したように、3年次から専門的研究を行うゼミナール（8単位）が開始されます。ゼミナールは、大学における最も中心をなす科目であるので、積極的に参加すべきです。なお、ゼミナールは、2年間継続して履修し、4年次の終了時に論文を提出し、審査に合格することによってその単位が認定されることに留意する必要があります。

(4) 4年次における履修

経営法学科では、3年次までで卒業要件を満たすに必要な単位を修得することが可能です。しかし、4年次には下限単位数（8単位）が設けられているので、少なくともそれ以上の単位数を履修しなければなりません。なお、ゼミ

ナールは、履修登録の上限単位数・下限単位数に算入されないため、その履修の有無にかかわらず、少なくとも8単位以上履修しなければならないことに留意する必要があります。

4年次では、これまでに学んだコースについて再検討し、自らが描いたキャリア・デザインにもとづき、より一層専門性を高めるための系統だった学問をさらに深めることが必要です。

3. 専門科目履修系統図

128ページにある履修系統図は、経営法学科の履修に必要な専門科目を、科目群の特徴ごとに示したものです。キャリア・デザインがしっかりと描けるよう、選択すべきコースに関連する専門科目がわかるようになっています。

4. 他学科の専門科目の履修について

経営法学科の皆さんは、他の学科に配置されている専門科目も履修することができます。専門知識を身につけ、学際的考察を可能にするためにも、積極的にこうした制度を利用すべきです。他学科の専門科目の取得単位は、6単位を限度として卒業単位に含めることができます。

なお、他学科設置科目の中には、経営法学科学生にとって履修が望ましい専門科目（刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、倒産法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、経済学Ⅰ・Ⅱ等）があります。

5. 他学部の相互履修制度について

日本大学には学部間の相互履修制度があります。経営法学科の学生で経済学・会計学関連の科目をより幅広く学修することを希望する場合には、この制度を活用して欲しいと思います。

V・Ⅵ・Ⅶ群 経営法学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【ビジネス法コース】

区分		授 業 科 目	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門基幹科目)	-	法学Ⅰ	2	◎				必修単位を含め、36単位以上を修得しなければならない。
		法学Ⅱ	2	◎				
		憲法A(人権)	2	◎				
		憲法B(統治機構)	2	◎				
		民法Ⅰ(民法総則)	4	◎				
		商法Ⅰ(会社法)	4		◎			
		民事訴訟法	4		◎			
		国際関係法〔私法系〕AⅠ	2		●			
		国際関係法〔私法系〕AⅡ	2		●			
		国際取引法AⅠ	2	●				
		国際取引法AⅡ	2	●				
		法律外国語AⅠ	1	●				
		法律外国語AⅡ	1	●				
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	●				
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	●				
		知的財産法B(意匠)	2		●			
		知的財産法C(商標・不正競争)	2		●			
		知的財産法D(著作権)Ⅰ	2		●			
		知的財産法D(著作権)Ⅱ	2		●			
		経営学Ⅰ	2	◎				
		経営学Ⅱ	2	◎				
		マーケティング論Ⅰ	2	◎				
		マーケティング論Ⅱ	2	◎				
簿記原理Ⅰ	2	◎						
簿記原理Ⅱ	2	◎						
会計学Ⅰ	2		◎					
会計学Ⅱ	2		◎					
Ⅵ群 (専門展開科目)	Ⅰ類	民法Ⅱ(物権法)	4		○			Ⅰ類より、8単位以上修得しなければならない。
		民法Ⅲ(担保物権法)	4		○			
		民法Ⅳ(債権法総論)	4		○			
		民法Ⅴ(債権法各論)	4			○		
		民法Ⅵ(親族法)	2		○			
		民法Ⅶ(相続法)	2			○		
		商法Ⅱ(商取引法)	2			○		
		商法Ⅲ(支払システム法)	4			○		
		商法Ⅳ(保険法)	4			○		
		商法Ⅴ(運送法)	2			○		
		民事執行・保全法	4		○			
		刑事法Ⅰ	2	○				
		刑事法Ⅱ	2	○				
	国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			○			
	国際関係法〔公法系〕AⅡ	2			○			
	Ⅱ類	労働法Ⅰ	2		○			Ⅱ類より、12単位以上修得しなければならない。
		労働法Ⅱ	2		○			
		企業法務Ⅰ	2		○			
		企業法務Ⅱ	2		○			
		経済行政法Ⅰ	2		○			
経済行政法Ⅱ	2		○					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	II 類	経済法 I	2		○			
		経済法 II	2		○			
		金融商品取引法 I	2			○		
		金融商品取引法 II	2			○		
		金融法 I	2			○		
		金融法 II	2			○		
		企業会計法 I	2		○			
		企業会計法 II	2		○			
		経営訴訟法 I	2		○			
		経営訴訟法 II	2		○			
		経済刑法 I	2			○		
		経済刑法 II	2			○		
		税法 I (基礎理論 I)	2		○			
		税法 I (基礎理論 II)	2		○			
		税法 II A (所得税法)	2			○		
		税法 II B (法人税法)	2			○		
		税法 III A (資産税法)	2			○		
		税法 III B (消費・諸税法)	2			○		
		倒産法 I	2			○		
	倒産法 II	2			○			
	III 類	外国法 A (英米) I	2		●			
		外国法 A (英米) II	2		●			
		外国法 A (独) I	2		●			
		外国法 A (独) II	2		●			
		外国法 A (仏) I	2		●			
		外国法 A (仏) II	2		●			
		外国法 A (EU) I	2		●			
		外国法 A (EU) II	2		●			
		外国法 A (アジア) I	2		●			
		外国法 A (アジア) II	2		●			
		外国法 B (英米) I	2		●			
		外国法 B (英米) II	2		●			
		外国法 B (独) I	2		●			
外国法 B (独) II		2		●				
外国法 B (仏) I	2		●					
外国法 B (仏) II	2		●					
外国法 B (EU) I	2		●					
外国法 B (EU) II	2		●					
外国法 B (アジア) I	2		●					
外国法 B (アジア) II	2		●					
外国法 C (英米) I	2			●				
外国法 C (英米) II	2			●				
外国法 C (独) I	2			●				
外国法 C (独) II	2			●				
外国法 C (仏) I	2			●				
外国法 C (仏) II	2			●				
外国法 C (EU) I	2			●				
外国法 C (EU) II	2			●				
国際契約法 I	2		●					
国際契約法 II	2		●					

区分		授 業 科 目	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
VI群 (専門展開科目)	III類	国際関係法〔私法系〕B I	2			●		V類より、14単位以上修得しなければならない。
		国際関係法〔私法系〕B II	2			●		
		国際経済法 I	2	●				
		国際経済法 II	2	●				
		国際経営法学 I	2		●			
		国際経営法学 II	2		●			
		国際取引法 B I	2		●			
		国際取引法 B II	2		●			
		国際税法 I	2			●		
		国際税法 II	2			●		
		国際民事紛争処理法 I	2			●		
		国際民事紛争処理法 II	2			●		
		国際経営論 I	2			●		
		国際経営論 II	2			●		
		法律外国語 B I	1		●			
		法律外国語 B II	1		●			
		法律外国語 C I	1			●		
		法律外国語 C II	1			●		
	IV類	知的財産法 E (関連条約) I	2		●			
		知的財産法 E (関連条約) II	2		●			
		知的財産政策	2			●		
		産学連携と知的財産 I	2			●		
		産学連携と知的財産 II	2			●		
		イノベーションと知的財産 I	2			●		
		イノベーションと知的財産 II	2			●		
		産業技術と知財 A (情報通信) I	2		●			
		産業技術と知財 A (情報通信) II	2		●			
		産業技術と知財 B (機械・エネルギー) I	2		●			
		産業技術と知財 B (機械・エネルギー) II	2		●			
		産業技術と知財 C (バイオ・環境化学) I	2		●			
		産業技術と知財 C (バイオ・環境化学) II	2		●			
		産業技術と知財 D (コンテンツ) I	2		●			
		産業技術と知財 D (コンテンツ) II	2		●			
		産業技術と知財 E (都市工学) I	2		●			
		産業技術と知財 E (都市工学) II	2		●			
		産業技術と知財 F (エレクトロニクス) I	2		●			
	産業技術と知財 F (エレクトロニクス) II	2		●				
	知的財産英語	2			●			
	V類	マーケティング戦略論 I	2		○			
マーケティング戦略論 II		2		○				
インベスター・リレーションズ I		2			○			
インベスター・リレーションズ II		2			○			
企業評価論 I		2			○			
企業評価論 II		2			○			
企業不祥事論 I		2		○				
企業不祥事論 II		2		○				
資本市場論 I		2		○				
資本市場論 II		2		○				
コーポレート・ガバナンス論 I		2	○					
コーポレート・ガバナンス論 II		2	○					

区分		授 業 科 目	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門展開科目)	V類	財務諸表論Ⅰ	2		○			
		財務諸表論Ⅱ	2		○			
		上級簿記論Ⅰ	2		○			
		上級簿記論Ⅱ	2		○			
		監査論Ⅰ	2		○			
		監査論Ⅱ	2		○			
		管理会計論Ⅰ	2		○			
		管理会計論Ⅱ	2		○			
		原価計算論Ⅰ	2		○			
	原価計算論Ⅱ	2		○				
	VI類	ミクロ経済学Ⅰ	2		●			
		マクロ経済学Ⅰ	2		●			
		国際経済論Ⅰ	2		●			
		国際経済論Ⅱ	2		●			
		国際金融論Ⅰ	2		●			
		国際金融論Ⅱ	2		●			
		情報法Ⅰ	2		●			
		情報法Ⅱ	2		●			
		国際関係論Ⅰ	2		●			
		国際関係論Ⅱ	2		●			
		社会政策論Ⅰ	2	●				
		社会政策論Ⅱ	2	●				
		人材マネジメント論Ⅰ	2		●			
		人材マネジメント論Ⅱ	2		●			
		経営組織論	2		●			
		経営組織研究	2		●			
		労働事情	2		●			
		財務管理論	2		●			
		経営分析論	2		●			
		コミュニケーションの科学A	2	●				
		コミュニケーションの科学B	2	●				
		メディア法Ⅰ	2	●				
		メディア法Ⅱ	2		●			
VII群 (専門演習関連科目)		-	法情報学Ⅰ	2		○		VII群より、6単位以上修得しなければならない。
	法情報学Ⅱ		2		○			
	サイバー法Ⅰ		2				○	
	サイバー法Ⅱ		2				○	
	情報システム論Ⅰ		2		○			
	情報システム論Ⅱ		2		○			
	ビジネスロー文献講読Ⅰ		2		○			
	ビジネスロー文献講読Ⅱ		2		○			
	ビジネス・キャリア演習Ⅰ		2		○			
	ビジネス・キャリア演習Ⅱ		2		○			
	経営法学特殊講義(ビジネス法学入門)Ⅰ		2	○				
	経営法学特殊講義(ビジネス法学入門)Ⅱ		2	○				
	経営法学特殊講義(企業と労働)Ⅰ		2	○				
	経営法学特殊講義(企業と労働)Ⅱ		2	○				
ゼミナール	8			○		※ゼミナールは、2年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。		

V・VI・VII群 経営法学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【国際法務コース】

区分		科目名称 (新セメ)	単位	履修開始年次				履修方法	
群	類			1年	2年	3年	4年		
V群 (専門基幹科目)	-	法学Ⅰ	2	◎				必修単位を含め、34単位以上を修得しなければならない。	
		法学Ⅱ	2	◎					
		憲法A (人権)	2	◎					
		憲法B (統治機構)	2	◎					
		民法Ⅰ (民法総則)	4	◎					
		商法Ⅰ (会社法)	4		◎				
		民事訴訟法	4		◎				
		国際関係法〔私法系〕AⅠ	2		◎				
		国際関係法〔私法系〕AⅡ	2		◎				
		国際取引法AⅠ	2	◎					
		国際取引法AⅡ	2	◎					
		法律外国語AⅠ	1	◎					
		法律外国語AⅡ	1	◎					
		知的財産法A (特許・実用新案)Ⅰ	2	○					
		知的財産法A (特許・実用新案)Ⅱ	2	○					
		知的財産法B (意匠)	2		○				
		知的財産法C (商標・不正競争)	2		○				
		知的財産法D (著作権)Ⅰ	2		○				
		知的財産法D (著作権)Ⅱ	2		○				
		経営学Ⅰ	2	◎					
		経営学Ⅱ	2	◎					
		マーケティング論Ⅰ	2	○					
		マーケティング論Ⅱ	2	○					
簿記原理Ⅰ	2	○							
簿記原理Ⅱ	2	○							
会計学Ⅰ	2		○						
会計学Ⅱ	2		○						
VI群 (専門展開科目)	I類	民法Ⅱ (物権法)	4		○			I類より、8単位以上修得しなければならない。	
		民法Ⅲ (担保物権法)	4		○				
		民法Ⅳ (債権法総論)	4		○				
		民法Ⅴ (債権法各論)	4			○			
		民法Ⅵ (親族法)	2		○				
		民法Ⅶ (相続法)	2			○			
		商法Ⅱ (商取引法)	2			○			
		商法Ⅲ (支払システム法)	4			○			
		商法Ⅳ (保険法)	4			○			
		商法Ⅴ (運送法)	2			○			
		民事執行・保全法	4		○				
		刑事法Ⅰ	2	○					
		刑事法Ⅱ	2	○					
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			○			
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2			○			
		II類	労働法Ⅰ	2		●			
			労働法Ⅱ	2		●			
			企業法務Ⅰ	2		●			
企業法務Ⅱ	2			●					
経済行政法Ⅰ	2			●					

区分		科目名称 (新セメ)	単位	履修開始年次				履修方法
群	類			1年	2年	3年	4年	
VI群 (専門展開科目)	II類	経済行政法Ⅱ	2		●			III類より、14単位以上修得しなければならない。
		経済法Ⅰ	2		●			
		経済法Ⅱ	2		●			
		金融商品取引法Ⅰ	2			●		
		金融商品取引法Ⅱ	2			●		
		金融法Ⅰ	2			●		
		金融法Ⅱ	2			●		
		企業会計法Ⅰ	2		●			
		企業会計法Ⅱ	2		●			
		経営訴訟法Ⅰ	2		●			
		経営訴訟法Ⅱ	2		●			
		経済刑法Ⅰ	2			●		
		経済刑法Ⅱ	2			●		
		税法Ⅰ (基礎理論Ⅰ)	2		●			
		税法Ⅰ (基礎理論Ⅱ)	2		●			
		税法Ⅱ A (所得税法)	2			●		
		税法Ⅱ B (法人税法)	2			●		
		税法Ⅲ A (資産税法)	2			●		
		税法Ⅲ B (消費・諸税法)	2			●		
		倒産法Ⅰ	2			●		
		倒産法Ⅱ	2			●		
	外国法 A (英米) Ⅰ	2		○				
	外国法 A (英米) Ⅱ	2		○				
	外国法 A (独) Ⅰ	2		○				
	外国法 A (独) Ⅱ	2		○				
	外国法 A (仏) Ⅰ	2		○				
	外国法 A (仏) Ⅱ	2		○				
	外国法 A (EU) Ⅰ	2		○				
	外国法 A (EU) Ⅱ	2		○				
	外国法 A (アジア) Ⅰ	2		○				
	外国法 A (アジア) Ⅱ	2		○				
	外国法 B (英米) Ⅰ	2		○				
	外国法 B (英米) Ⅱ	2		○				
外国法 B (独) Ⅰ	2		○					
外国法 B (独) Ⅱ	2		○					
外国法 B (仏) Ⅰ	2		○					
外国法 B (仏) Ⅱ	2		○					
外国法 B (EU) Ⅰ	2		○					
外国法 B (EU) Ⅱ	2		○					
外国法 B (アジア) Ⅰ	2		○					
外国法 B (アジア) Ⅱ	2		○					
外国法 C (英米) Ⅰ	2			○				
外国法 C (英米) Ⅱ	2			○				
外国法 C (独) Ⅰ	2			○				
外国法 C (独) Ⅱ	2			○				
外国法 C (仏) Ⅰ	2			○				
外国法 C (仏) Ⅱ	2			○				
外国法 C (EU) Ⅰ	2			○				
外国法 C (EU) Ⅱ	2			○				
国際契約法Ⅰ	2		○					

区分		科目名称 (新セメ)	単位	履修開始年次				履修方法
群	類			1年	2年	3年	4年	
VI群 (専門展開科目)	III類	国際契約法Ⅱ	2		○			V類より、14単位以上修得しなければならない。
		国際関係法〔私法系〕BⅠ	2			○		
		国際関係法〔私法系〕BⅡ	2			○		
		国際経済法Ⅰ	2	○				
		国際経済法Ⅱ	2	○				
		国際経営法学Ⅰ	2		○			
		国際経営法学Ⅱ	2		○			
		国際取引法BⅠ	2		○			
		国際取引法BⅡ	2		○			
		国際税法Ⅰ	2			○		
		国際税法Ⅱ	2			○		
		国際民事紛争処理法Ⅰ	2			○		
		国際民事紛争処理法Ⅱ	2			○		
		国際経営論Ⅰ	2			○		
		国際経営論Ⅱ	2			○		
		法律外国語BⅠ	1		○			
		法律外国語BⅡ	1		○			
		法律外国語CⅠ	1			○		
		法律外国語CⅡ	1			○		
	IV類	知的財産法E (関連条約)Ⅰ	2		●			
		知的財産法E (関連条約)Ⅱ	2		●			
		知的財産政策	2			●		
		産学連携と知的財産Ⅰ	2			●		
		産学連携と知的財産Ⅱ	2			●		
		イノベーションと知的財産Ⅰ	2			●		
		イノベーションと知的財産Ⅱ	2			●		
		産業技術と知財A (情報通信)Ⅰ	2		●			
		産業技術と知財A (情報通信)Ⅱ	2		●			
		産業技術と知財B (機械・エネルギー)Ⅰ	2		●			
		産業技術と知財B (機械・エネルギー)Ⅱ	2		●			
		産業技術と知財C (バイオ・環境化学)Ⅰ	2		●			
		産業技術と知財C (バイオ・環境化学)Ⅱ	2		●			
		産業技術と知財D (コンテンツ)Ⅰ	2		●			
		産業技術と知財D (コンテンツ)Ⅱ	2		●			
		産業技術と知財E (都市工学)Ⅰ	2		●			
		産業技術と知財E (都市工学)Ⅱ	2		●			
		産業技術と知財F (エレクトロニクス)Ⅰ	2		●			
		産業技術と知財F (エレクトロニクス)Ⅱ	2		●			
	知的財産英語	2			●			
	V類	マーケティング戦略論Ⅰ	2		○			
		マーケティング戦略論Ⅱ	2		○			
インベスター・リレーションズⅠ		2			○			
インベスター・リレーションズⅡ		2			○			
企業評価論Ⅰ		2			○			
企業評価論Ⅱ		2			○			
企業不祥事論Ⅰ		2		○				
企業不祥事論Ⅱ		2		○				
資本市場論Ⅰ		2		○				
資本市場論Ⅱ		2		○				
コーポレート・ガバナンス論Ⅰ		2	○					

区分		科目名称 (新セメ)	単位	履修開始年次				履修方法
群	類			1年	2年	3年	4年	
VI群 (専門展開科目)	V類	コーポレート・ガバナンス論Ⅱ	2	○				
		財務諸表論Ⅰ	2		○			
		財務諸表論Ⅱ	2		○			
		上級簿記論Ⅰ	2		○			
		上級簿記論Ⅱ	2		○			
		監査論Ⅰ	2		○			
		監査論Ⅱ	2		○			
		管理会計論Ⅰ	2		○			
		管理会計論Ⅱ	2		○			
		原価計算論Ⅰ	2		○			
		原価計算論Ⅱ	2		○			
	VI類	ミクロ経済学Ⅰ	2		●			
		マクロ経済学Ⅰ	2		●			
		国際経済論Ⅰ	2		●			
		国際経済論Ⅱ	2		●			
		国際金融論Ⅰ	2		●			
		国際金融論Ⅱ	2		●			
		情報法Ⅰ	2		●			
		情報法Ⅱ	2		●			
		国際関係論Ⅰ	2		●			
		国際関係論Ⅱ	2		●			
		社会政策論Ⅰ	2	●				
		社会政策論Ⅱ	2	●				
		人材マネジメント論Ⅰ	2		●			
		人材マネジメント論Ⅱ	2		●			
		経営組織論	2		●			
		経営組織研究	2		●			
		労働事情	2		●			
		財務管理論	2		●			
		経営分析論	2		●			
		コミュニケーションの科学A	2	●				
		コミュニケーションの科学B	2	●				
		メディア法Ⅰ	2	●				
メディア法Ⅱ	2		●					
VII群 (専門演習関連科目)	-	法情報学Ⅰ	2		○		VII群より、6単位以上修得しなければならない。	
		法情報学Ⅱ	2		○			
		サイバー法Ⅰ	2					○
		サイバー法Ⅱ	2					○
		情報システム論Ⅰ	2		○			
		情報システム論Ⅱ	2		○			
		ビジネスロー文献講読Ⅰ	2		○			
		ビジネスロー文献講読Ⅱ	2		○			
		ビジネス・キャリア演習Ⅰ	2		○			
		ビジネス・キャリア演習Ⅱ	2		○			
		経営法学特殊講義(ビジネス法学入門)Ⅰ	2	○				
		経営法学特殊講義(ビジネス法学入門)Ⅱ	2	○				
		経営法学特殊講義(企業と労働)Ⅰ	2	○				
		経営法学特殊講義(企業と労働)Ⅱ	2	○				
		ゼミナール	8			○		

V・VI・VII群 経営法学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【知的財産コース】

区分		授 業 科 目	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門基幹科目)	-	法学Ⅰ	2	◎				必修単位を含め、32単位以上を修得しなければならない。
		法学Ⅱ	2	◎				
		憲法A(人権)	2	◎				
		憲法B(統治機構)	2	◎				
		民法Ⅰ(民法総則)	4	◎				
		商法Ⅰ(会社法)	4		○			
		民事訴訟法	4		◎			
		国際関係法〔私法系〕AⅠ	2		○			
		国際関係法〔私法系〕AⅡ	2		○			
		国際取引法AⅠ	2	○				
		国際取引法AⅡ	2	○				
		法律外国語AⅠ	1	○				
		法律外国語AⅡ	1	○				
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	◎				
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	◎				
		知的財産法B(意匠)	2		◎			
		知的財産法C(商標・不正競争)	2		◎			
		知的財産法D(著作権)Ⅰ	2		◎			
		知的財産法D(著作権)Ⅱ	2		◎			
		経営学Ⅰ	2	◎				
		経営学Ⅱ	2	◎				
		マーケティング論Ⅰ	2	○				
		マーケティング論Ⅱ	2	○				
簿記原理Ⅰ	2	○						
簿記原理Ⅱ	2	○						
会計学Ⅰ	2		○					
会計学Ⅱ	2		○					
VI群 (専門展開科目)	I類	民法Ⅱ(物権法)	4		○			I類より、8単位以上修得しなければならない。
		民法Ⅲ(担保物権法)	4		○			
		民法Ⅳ(債権法総論)	4		○			
		民法Ⅴ(債権法各論)	4			○		
		民法Ⅵ(親族法)	2		○			
		民法Ⅶ(相続法)	2			○		
		商法Ⅱ(商取引法)	2			○		
		商法Ⅲ(支払システム法)	4			○		
		商法Ⅳ(保険法)	4			○		
		商法Ⅴ(運送法)	2			○		
		民事執行・保全法	4		○			
		刑事法Ⅰ	2	○				
		刑事法Ⅱ	2	○				
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			○		
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2			○		
	II類	労働法Ⅰ	2		●			
		労働法Ⅱ	2		●			
		企業法務Ⅰ	2		●			
		企業法務Ⅱ	2		●			
		経済行政法Ⅰ	2		●			

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	II 類	経済行政法Ⅱ	2		●			
		経済法Ⅰ	2		●			
		経済法Ⅱ	2		●			
		金融商品取引法Ⅰ	2			●		
		金融商品取引法Ⅱ	2			●		
		金融法Ⅰ	2			●		
		金融法Ⅱ	2			●		
		企業会計法Ⅰ	2		●			
		企業会計法Ⅱ	2		●			
		経営訴訟法Ⅰ	2		●			
		経営訴訟法Ⅱ	2		●			
		経済刑法Ⅰ	2			●		
		経済刑法Ⅱ	2			●		
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)	2		●			
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)	2		●			
		税法ⅡA(所得税法)	2			●		
		税法ⅡB(法人税法)	2			●		
		税法ⅢA(資産税法)	2			●		
		税法ⅢB(消費・諸税法)	2			●		
		倒産法Ⅰ	2			●		
		倒産法Ⅱ	2			●		
	III 類	外国法A(英米)Ⅰ	2		●			
		外国法A(英米)Ⅱ	2		●			
		外国法A(独)Ⅰ	2		●			
		外国法A(独)Ⅱ	2		●			
		外国法A(仏)Ⅰ	2		●			
		外国法A(仏)Ⅱ	2		●			
		外国法A(EU)Ⅰ	2		●			
		外国法A(EU)Ⅱ	2		●			
		外国法A(アジア)Ⅰ	2		●			
		外国法A(アジア)Ⅱ	2		●			
		外国法B(英米)Ⅰ	2		●			
		外国法B(英米)Ⅱ	2		●			
		外国法B(独)Ⅰ	2		●			
外国法B(独)Ⅱ		2		●				
外国法B(仏)Ⅰ		2		●				
外国法B(仏)Ⅱ		2		●				
外国法B(EU)Ⅰ		2		●				
外国法B(EU)Ⅱ		2		●				
外国法B(アジア)Ⅰ		2		●				
外国法B(アジア)Ⅱ		2		●				
外国法C(英米)Ⅰ		2			●			
外国法C(英米)Ⅱ		2			●			
外国法C(独)Ⅰ		2			●			
外国法C(独)Ⅱ	2			●				
外国法C(仏)Ⅰ	2			●				
外国法C(仏)Ⅱ	2			●				
外国法C(EU)Ⅰ	2			●				
外国法C(EU)Ⅱ	2			●				
国際契約法Ⅰ	2		●					

区分		授 業 科 目	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
VI群 (専門展開科目)	III類	国際契約法Ⅱ	2		●			
		国際関係法〔私法系〕BⅠ	2			●		
		国際関係法〔私法系〕BⅡ	2			●		
		国際経済法Ⅰ	2	●				
		国際経済法Ⅱ	2	●				
		国際経営法学Ⅰ	2		●			
		国際経営法学Ⅱ	2		●			
		国際取引法BⅠ	2		●			
		国際取引法BⅡ	2		●			
		国際税法Ⅰ	2			●		
		国際税法Ⅱ	2			●		
		国際民事紛争処理法Ⅰ	2			●		
		国際民事紛争処理法Ⅱ	2			●		
		国際経営論Ⅰ	2			●		
		国際経営論Ⅱ	2			●		
		法律外国語BⅠ	1		●			
		法律外国語BⅡ	1		●			
		法律外国語CⅠ	1			●		
		法律外国語CⅡ	1			●		
	IV類	知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2		○			IV類より、16単位以上修得しなければならない。
		知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2		○			
		知的財産政策	2			○		
		産学連携と知的財産Ⅰ	2			○		
		産学連携と知的財産Ⅱ	2			○		
		イノベーションと知的財産Ⅰ	2			○		
		イノベーションと知的財産Ⅱ	2			○		
		産業技術と知財A（情報通信）Ⅰ	2		○			
		産業技術と知財A（情報通信）Ⅱ	2		○			
		産業技術と知財B（機械・エネルギー）Ⅰ	2		○			
		産業技術と知財B（機械・エネルギー）Ⅱ	2		○			
		産業技術と知財C（バイオ・環境化学）Ⅰ	2		○			
		産業技術と知財C（バイオ・環境化学）Ⅱ	2		○			
		産業技術と知財D（コンテンツ）Ⅰ	2		○			
		産業技術と知財D（コンテンツ）Ⅱ	2		○			
		産業技術と知財E（都市工学）Ⅰ	2		○			
		産業技術と知財E（都市工学）Ⅱ	2		○			
		産業技術と知財F（エレクトロニクス）Ⅰ	2		○			
		産業技術と知財F（エレクトロニクス）Ⅱ	2		○			
	知的財産英語	2			○			
	V類	マーケティング戦略論Ⅰ	2		○			V類より、14単位以上修得しなければならない。
		マーケティング戦略論Ⅱ	2		○			
インベスター・リレーションズⅠ		2			○			
インベスター・リレーションズⅡ		2			○			
企業評価論Ⅰ		2			○			
企業評価論Ⅱ		2			○			
企業不祥事論Ⅰ		2		○				
企業不祥事論Ⅱ		2		○				
資本市場論Ⅰ		2		○				
資本市場論Ⅱ		2		○				
コーポレート・ガバナンス論Ⅰ		2	○					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	V 類	コーポレート・ガバナンス論Ⅱ	2	○				VII 群より、6 単位以上修得しなければならない。 ※ゼミナールは、2 年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。
		財務諸表論Ⅰ	2		○			
		財務諸表論Ⅱ	2		○			
		上級簿記論Ⅰ	2		○			
		上級簿記論Ⅱ	2		○			
		監査論Ⅰ	2		○			
		監査論Ⅱ	2		○			
		管理会計論Ⅰ	2		○			
		管理会計論Ⅱ	2		○			
		原価計算論Ⅰ	2		○			
		原価計算論Ⅱ	2		○			
	VI 類	ミクロ経済学Ⅰ	2		●			
		マクロ経済学Ⅰ	2		●			
		国際経済論Ⅰ	2		●			
		国際経済論Ⅱ	2		●			
		国際金融論Ⅰ	2		●			
		国際金融論Ⅱ	2		●			
		情報法Ⅰ	2		●			
		情報法Ⅱ	2		●			
		国際関係論Ⅰ	2		●			
		国際関係論Ⅱ	2		●			
		社会政策論Ⅰ	2	●				
		社会政策論Ⅱ	2	●				
		人材マネジメント論Ⅰ	2		●			
		人材マネジメント論Ⅱ	2		●			
		経営組織論	2		●			
		経営組織研究	2		●			
		労働事情	2		●			
		財務管理論	2		●			
		経営分析論	2		●			
		コミュニケーションの科学A	2	●				
		コミュニケーションの科学B	2	●				
		メディア法Ⅰ	2	●				
メディア法Ⅱ	2		●					
VII 群 (専門演習関連科目)	-	法情報学Ⅰ	2		○			
		法情報学Ⅱ	2		○			
		サイバー法Ⅰ	2				○	
		サイバー法Ⅱ	2				○	
		情報システム論Ⅰ	2		○			
		情報システム論Ⅱ	2		○			
		ビジネスロー文献講読Ⅰ	2		○			
		ビジネスロー文献講読Ⅱ	2		○			
		ビジネス・キャリア演習Ⅰ	2		○			
		ビジネス・キャリア演習Ⅱ	2		○			
		経営法学特殊講義(ビジネス法学入門)Ⅰ	2	○				
		経営法学特殊講義(ビジネス法学入門)Ⅱ	2	○				
		経営法学特殊講義(企業と労働)Ⅰ	2	○				
		経営法学特殊講義(企業と労働)Ⅱ	2	○				
		ゼミナール	8			○		

経営法学科 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンシ)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	[DP-1] 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	[CP-1] ・社会における法と企業の役割を理解し説明することができる。 ・日本大学の学則に従って学生生活を過ごすことができる。 ・適切な言葉遣い、態度、行動をとることができる。 ・他者の人格を尊重し、常に敬意を払って接することができる。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	[DP-2] 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	[CP-2] ・国内外の経営活動・企業活動の現状を理解し、経営と法の視点からそれらの内容を分析し説明することができる。 ・情報収集により得た新しい知見を基に、国内外の経営活動・企業活動をめぐる社会的問題について、説明することができる。 ・国内外の裁判手続及び裁判外紛争解決手段に関する基本的知識を身につけ説明することができる。
論理的・批判的思考力	[DP-3] 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	[CP-3] ・国内外の経営活動・企業活動に必要な基礎的知識を積極的に身につけ、論理的かつ批判的に評価することができる。 ・国内外の経営活動・企業活動に関する倫理的問題を把握し、倫理的原則に基づいてビジネスプランを立案することができる。 ・常に学問に対して前向きな姿勢を忘れず、生涯にわたり向上を図ることができる。 ・国内外の経営活動・企業活動の基礎的知識を身につけ、新たな知見とイノベーションを生み出すことができる。
問題発見・解決力	[DP-4] 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	[CP-4] ・国内外の経営活動・企業活動における経営と法に関する体系的知識を修得し、実務的観点に立って問題を解決することができる。 ・国内外の経営活動・企業活動における経営と法に関する基礎的知識に基づいて、事業が直面しうる問題点を評価し、その改善計画を立案することができる。 ・国内外の経営活動・企業活動における経営と法に関する情報を収集・分析し、得られた情報をもとに問題点を抽出することができる。 ・国内外の経営活動・企業活動について、経営と法の視点からみた問題点に共通する事象を抽出・発見し、列挙することができる。
挑戦力	[DP-5] 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	[CP-5] ・最新の国内外の経営活動・企業活動における問題点に関する知識を修得し、未来を見据え自らが取り組むべき課題を探求することができる。
コミュニケーション力	[DP-6] 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	[CP-6] ・国内外の経営活動・企業活動に参加した際に直面する課題について、どのように対応すべきかを具体的に述べ、実践することができる。 ・世界に発信できる語学力を身につけ、コミュニケーション能力を高めることができる。 ・国内外の経営活動・企業活動の発展に貢献することの必要性を理解し、自らの考えを述べることができる。
リーダーシップ・協働力	[DP-7] 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	[CP-7] ・国内外の経営活動・企業活動における協働プロジェクトを実践するために、外部の協働事業者との信頼関係を形成することができる。 ・経営強化と予防法務に貢献する者として、幅広い教養と豊かな感性を身につけることができる。
省察力	[DP-8] 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができたかを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	[CP-8] ・他者や専門職からの助言を受け容れ、自己学習への意欲を高め、生涯にわたって向上を図ることの必要性と方法を説明することができる。

[C P] カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

[D P] ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

公共政策学科専門科目の学修

1. 公共政策学科の卒業に必要な最低単位数

【行政職課程】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	6 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育実技科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	26単位
VI 群 専門展開科目	44単位
VII 群 専門演習関連科目	12単位
I 群からVII 群までの中から選択する科目	一単位

【公共政策総合コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	6 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育実技科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	26単位
VI 群 専門展開科目	40単位
VII 群 専門演習関連科目	4 単位
I 群からVII 群までの中から選択する科目	12単位

【福祉・社会政策コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I 群 共通科目	6 単位
II 群 総合科目	20単位
III 群 必修外国語	8 単位
選択必修外国語	6 単位
IV 群 体育実技科目	2 単位
V 群 専門基幹科目	26単位
VI 群 専門展開科目	40単位
VII 群 専門演習関連科目	8 単位
I 群からVII 群までの中から選択する科目	8 単位

2. 公共政策学科の目的

現代社会においては、時代が直面している課題を適切に把握・認識し、その対応策を構築、評価できる高度な能力が、公務員および民間企業で働く者に広く求められています。公共政策学科で取り扱う公共の概念は、いわゆる「新しい公共」の概念です。今日、「公共」概念の拡大、官民の役割分担・領域の変化、NPOをはじめとする公共部門で活躍する新しいアクターの登場や民間セクターの台頭、諸種のアクター間での新たなネットワークの構築などといった社会システムの変容が見られます。

そこで、公共政策学科では、公共政策学に加え行政学、法律学、政治学、経済学の知識を基礎として、公共に関わる分野、国および地方自治体の機能、政策の分析方法・技法に関する知識・理解の上に、公共政策の立案や政策の効果を分析する能

力を養成します。すでに公務員をはじめとして、さまざまな分野における公共政策に係る優秀な人材を多数輩出しています。これらの高い実績を踏まえ、公共政策学科は将来、国および地方の行政組織で活躍する公務員、民間企業や「新しい公共」の担い手となる諸団体（NPO法人、福祉団体、学校・教育機関などの非営利団体や民間企業）でリーダーシップを発揮できる人材を引き続き養成、輩出していきます。

3. 公共政策学科の学修

公共政策学科では、政治・外交といった「国家レベル」から福祉といった「生活レベル」まで、幅広い視野で社会を分析し、行政学、法律学、政治学、経済学の視点から問題を提起し、解決しうる能力を涵養します。

国家公務員については、法律の知識を基礎に政策形成能力を身に付けながら、各省庁の幹部職員、地方出先機関の幹部職員として活躍できる人材を育成していきます。

地方公務員については、地方分権が進展するなかで、これまでも増して地域における課題を的確にとらえ、これを政策に高め、主体的に実践することが求められます。このような状況の下で法律学の知識を基礎に政策形成能力・政策遂行能力を有して、地方自治体の幹部職員として活躍することのできる人材を育成しています。

民間企業や諸団体に関しては、各分野の公共政策の意義を的確にとらえるとともに、当該政策を最も効率的に実践することのできる人材を育成しています。

上に掲げたような人材の育成のために、公共政策学科では、行政学、法律学、政治学、経済学関連の専門講義科目のほか、演習科目、行政実務演習科目等を開講し、きめこまかな教育を基本に、実務に直結する政策形成能力を有した学士（法学）を養成する科目群を配当しています。

配当科目は以下のような考え方で構成されています。

V群I・II類では、公務員、公共に関わる民間企業および非営利団体等の職員として、必須となる基幹的知識を修得するため、各コースに必修科目・選択必修科目を設置し体系的な知識の修得に配慮しています。具体的には、基幹的必修科目と選択必修科目、さらにその他の選択科目でカリキュラムを構成しています。

「公共政策総合コース」では、公共政策に関する総合的視点や、関心に応じて幅広く学修する機会を提供することを重視し、他のコースに比べて、必修科目数を少なくしています。一方、「行政職課程」と「福祉・社会政策コース」については、より専門性に特化するという観点から、行政関連科目あるいは公共経営科目などの科目を必修あるいは選択必修として、体系的なカリキュラムを構成しています。

VI群I・II類では、政策に関する知識の修得と応用能力を修得するために、さまざまな分野の政策に関する科目を配当しています。いずれも選択必修科目あるいは選択科目として、学生の関心に応じた履修を可能にしています。

VI群III類では、政治学および経済学に関する科目を配当しています。

VI群IV類では、法律学に関する科目を配当していますが、公安関係や厚生労働行政に職を求める学生のニーズに応じて、その関連科目を配当しています。

VII群では、より高い専門能力や応用能力を修得するために演習科目、行政実務演習、ゼミナールを配当しています。

V・Ⅵ・Ⅶ群 公共政策学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【行政職課程】

区分		科目名称 (新セメ)	単位	履修開始年次				履修方法
群	類			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門基幹科目)	I類	行政学Ⅰ	2	◎				I類より、必修を含め8単位以上修得しなければならない。
		行政学Ⅱ	2	◎				
		経営学Ⅰ	2	●				
		経営学Ⅱ	2	●				
		政治学Ⅰ	2	●				
		政治学Ⅱ	2	●				
		経済学Ⅰ	2	●				
		経済学Ⅱ	2	●				
		法学Ⅰ	2	●				
	II類	公共政策論	2	◎				II類より、必修4単位、選択必修8単位を含め、計18単位以上修得しなければならない。
		公共政策基礎演習	2	◎				
		地方自治論Ⅰ	2	○				
		地方自治論Ⅱ	2	○				
		社会保障論Ⅰ	2		●			
		社会保障論Ⅱ	2		●			
		社会政策論Ⅰ	2		●			
		社会政策論Ⅱ	2		●			
		現代行政論Ⅰ	2	●				
		現代行政論Ⅱ	2	●				
		会計学Ⅰ	2		●			
		会計学Ⅱ	2		●			
		人材マネジメント論Ⅰ	2		●			
		人材マネジメント論Ⅱ	2		●			
		経営情報システム論Ⅰ	2		●			
		経営情報システム論Ⅱ	2		●			
		行政管理論	2		○			
		行政組織論	2		○			
		行政広報論	2		○			
		政策過程論	2		○			
		政策評価論	2		○			
		政策法務論	2		○			
		比較行政論	2		○			
		公務員制度論	2		○			
ガバナンス論	2		○					
ソーシャル・キャピタル論	2		○					
男女共同参画論	2		○					
福祉契約論	2		○					
社会保障行政論	2		○					
公共経営論	2		○					
経営管理論	2		●					
経営組織論	2		●					
社会情報システム論	2		○					
労働事情	2		●					
金融マネジメント論	2		●					
Ⅵ	I	福祉政策	2		○			I類より、10単位以上修得しなければならない。
		教育政策	2		○			
		都市政策	2		○			

区分		科目名称 (新セメ)	単位	履修開始年次				履修方法	
群	類			1年	2年	3年	4年		
VI群 (専門展開科目)	I類	地域政策	2		○				
		環境政策	2		○				
		農業政策	2		○				
		労働政策	2		○				
		外交政策	2		○				
		警察政策	2		○				
		情報通信政策	2		○				
		経済・産業政策	2		○				
		運輸政策	2		○				
		観光政策	2		○				
		防衛政策	2		○				
	消防政策	2		○					
	II類	行政管理研究	2		○				II類より、選択必修4単位を含め、計10単位以上修得しなければならない。
		行政組織研究	2		○				
		行政広報研究	2		○				
		経営管理研究	2		●				
		経営組織研究	2		●				
		社会情報システム研究	2		○				
		財務管理論	2		●				
		経営分析論	2		●				
		公会計論	2		○				
		金融マネジメント研究	2		●				
		犯罪心理学	2		●				
		政策研究A	2		●				
		政策研究B	2		●				
		専門研究A	2		●				
	専門研究B	2		●					
	公共政策特殊講義A	2		●					
	公共政策特殊講義B	2		●					
	III類	政治学原論	2		○				III類より、12単位以上修得しなければならない。
		現代政治理論	2		○				
		政治哲学	2			○			
		日本政治思想史I	2		○				
		日本政治思想史II	2		○				
		西欧政治思想史I	2		○				
		西欧政治思想史II	2		○				
日本政治史I		2		○					
日本政治史II		2		○					
西洋政治史I		2		○					
西洋政治史II		2		○					
政治制度論		2		○					
政治過程論		2		○					
日本政治過程論		2			○				
国際政治学I		2		○					
国際政治学II		2		○					
国際関係論I		2		○					
国際関係論II	2		○						
国際関係史I	2			○					
国際関係史II	2			○					

区分		科目名称 (新セメ)	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
VI 群 (専門展開科目)	III 類	国際機構論	2		○			IV類より、必修4単位を含め、計12単位以上修得しなければならない。
		国際文化論	2		○			
		国際公務員論	2		○			
		ミクロ経済学 I	2		○			
		マクロ経済学 I	2		○			
		経済思想史 I	2		○			
		経済思想史 II	2		○			
		経済史	2		○			
		財政学 I	2		○			
		財政学 II	2		○			
		公共経済学 I	2			○		
		公共経済学 II	2			○		
		地方財政論 I	2			○		
		地方財政論 II	2			○		
		国際経済論 I	2		○			
		国際経済論 II	2		○			
		国際金融論 I	2			○		
		国際金融論 II	2			○		
	経済政策論	2		○				
	IV 類	憲法 A (人権)	2	◎				
		憲法 B (統治機構)	2	◎				
		行政法 I	4		○			
		行政法 II	4			○		
		地方自治法 I	2		○			
		地方自治法 II	2		○			
		刑法 I	4		○			
		刑法 II	4		○			
		刑事政策 I	2		○			
		刑事政策 II	2		○			
		少年法 I	2		○			
		少年法 II	2		○			
		民法 I (民法総則)	4	○				
		民法 II (物権法)	4		○			
		民法 III (担保物権法)	4			○		
民法 IV (債権法総論)		4		○				
民法 V (債権法各論)	4		○					
民法 VI (親族法)	2		○					
民法 VII (相続法)	2			○				
商法 I (会社法)	4		○					
商法 II (商取引法)	2			○				
商法 III (支払システム法)	4			○				
商法 IV (保険法)	4			○				
商法 V (運送法)	2			○				
国際関係法〔公法系〕 A I	2		○					
国際関係法〔公法系〕 A II	2		○					
税法 I (基礎理論 I)	2		○					
税法 I (基礎理論 II)	2		○					
経済行政法 I	2		○					
経済行政法 II	2		○					

区分		科目名称 (新セメ)	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
VI群 (専門展開科目)	IV類	経済法 I	2		○			
		経済法 II	2		○			
		知的財産法 A (特許・実用新案) I	2		○			
		知的財産法 A (特許・実用新案) II	2		○			
		知的財産法 B (意匠)	2		○			
		知的財産法 C (商標・不正競争)	2		○			
		社会保障法 I	2			○		
		社会保障法 II	2			○		
		法医学 I	2		○			
		法医学 II	2		○			
		労働法 I	2		○			
労働法 II	2		○					
VII群 (専門演習関連科目)	—	行政実務演習	2			◎		VII群より、必修2単位を含め、計12単位以上修得しなければならない。 ※ゼミナールは、2年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。
		専門演習 A	2		○			
		専門演習 B	2		○			
		専門演習 C	2		○			
		専門演習 D	2			○		
		専門演習 E	2			○		
		専門演習 F	2			○		
		ゼミナール	8			○		

(1) 行政職課程の選択指針

行政職課程は、より難関な公務員試験に合格し、将来幹部職員として職に就こうとする者を対象とする特別な課程です。

行政職課程は、国家公務員総合職試験、地方公務員上級試験等の合格を目標とする者に対し、試験合格のみならず、採用後も有益となり得る知識の修得を目的としています。すなわち、法律学の基礎知識とともに、政策形成能力を持ち、公共の課題を解決する手法・手続をめぐる法務に精通し、制度設計に関する能力をも備えた人材を養成することを目的としています。

一口に公務員といってもその種類は多く、また試験内容も異なるので、自らが志望する公務員の仕事の内容、給与（俸給）、勤務地、勤務条件等の諸条件を詳細に調べ、職種を決定し、自分が志望する試験の準備のため、1年次より計画的に勉強をすすめていくことが必要となります。参考までに、行政職課程の学生に係する主な公務員試験は次のとおりです。

国家公務員総合職（政治・国際，法律，経済，教養）	各都道府県上級（Ⅰ類）
国家公務員一般職（行政）	政令指定都市大卒程度
衆議院事務局Ⅰ種・Ⅱ種	参議院事務局Ⅰ種・Ⅱ種
国立国会図書館職員Ⅰ種・Ⅱ種	裁判所事務官Ⅰ種・Ⅱ種

なるべく早い段階で試験内容（基礎能力試験，専門試験多肢選択式・記述式，試験科目等）や合格水準を熟知し，試験対策をおこなうことが合格への近道です。そのためには，1年次に，総合科目や外国語，専門基幹科目である公共政策論，行政学，それに憲法A・Bなどいくつかの専門科目を履修し，教養科目および専門科目の基礎学力を身につけることが必要です。2年次以降は，行政科目を中心に法律，政治，経済の各科目を履修し，試験に合格できる実力と，公務員としての資質や応用力を養うことも求められます。Ⅴ群Ⅰ類では，行政学を必ず履修するほか行政系科目等の理論を修得します。Ⅱ類では，公共政策論，公共政策基礎演習（コースごとに指定されている時限）を必ず履修し，関心のある選択必修科目を履修する必要があります。また，Ⅵ群Ⅰ類の各種政策系科目やⅡ類の各種研究科目などを履修し，Ⅶ群の専門演習で専門性を深めます。Ⅲ類およびⅣ類の政治・経済系の科目や法律系の科目についても，受験する公務員試験や，自らの学問関心に合わせて履修するとよいでしょう。3年次に，必修科目である行政実務演習で現場体験することは，職業意識や採用試験の合格へのモチベーションを高めるうえで有効です。そのほか，3年次には専門科目の応用力を身に付けるのに役に立つゼミナールがはじまります。ゼミナールの入室試験は，例年2年次の11月に実施されるので，それまでに自分の専攻したい分野を考えておくことも必要なことです。

また，政経研究所には行政科研究室が設置され，入室登録した学生に年間を通じて受験指導を実施しています。加えて，法学部や大学本部それぞれが公務員試験課外講座を開設しているので大いに利用すべきでしょう。

次に行政職課程の学生のための専門科目履修モデルを掲げておきますので，専門科目履修時に参考としてください。なお，各学年の履修登録においては，履修上限単位数（各学期23単位，各学年46単位）が定められているので，履修モデルに掲げた科目のなかから上限単位数の範囲内で適宜選択することになります。

国家公務員総合職受験モデル（専門試験：政治・国際）

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 法学 I 政治学 I・II 経済学 I・II 現代行政論 I・II 経営学 I・II 公共政策基礎演習 行政学 I・II 心理学 I・II 教育学 I・II 社会政策論 I・II	地方自治論 I・II 公務員制度論 社会情報システム論 政治学原論 マクロ経済学 I 行政法 I 民法 I 民法 II 民法 IV 民法 V 専門演習	行政管理論 行政組織論 政策過程論 行政法 II 地方自治法 I・II 行政実務演習	行政広報論 比較行政論 地域政策 公会計論
	ゼミナール，専門演習		
	公務員試験受験科目に応じて 2，3 年次で選択履修 社会保障論 I・II，政治哲学，日本政治思想史 I・II，西欧政治思想史 I・II，国際文化論，国際政治学 I・II，国際関係論 I・II，経済思想史 I・II，経済史，財政学 I・II，公共経済学 I・II，国際経済論 I・II，国際金融論 I・II，経済政策論，国際関係法〔公法系〕A I，A II		

第 1 次試験

・基礎能力試験（多肢選択式）

知能分野 27 題：文章理解①，判断・数的推理（資料解釈を含む。）⑩

知識分野 13 題：自然・人文・社会⑬（時事を含む。）

・専門試験（多肢選択式）

48 題出題 40 題解答

必須問題：政治学・国際関係⑩，憲法・行政法⑩，民法（担保物権，親族及び相続を除く。）③，経済学・財政学⑥，経済政策③の計 32 題

選択問題：次の選択 A，B（各 8 題）から一つを選択。選択 A 政治学・行政学⑧，選択 B 国際関係・国際法⑧

第 2 次試験

専門試験（記述式）

選択問題 3 題：次の 6 科目から 3 科目選択

政治学，行政学，憲法，国際関係，国際法，公共政策（2 題）

（注）公共政策を含む選択をする場合にあっては，2 科目又は 3 科目

政策論文試験

人物試験

* なお，試験科目は変更されることがあるので，人事院の発表に注意する必要がある。

地方公務員上級試験等受験モデル

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 法学 I 政治学 I・II 経済学 I・II 現代行政論 I・II 経営学 I・II 公共政策基礎演習 行政学 I・II 心理学 I・II 教育学 I・II	公務員制度論 政治学原論 日本政治史 I・II 西洋政治史 I・II 国際文化論 マクロ経済学 I 経済史 刑法 I 行政法 I 民法 I 民法 II 民法 IV 商法 I 税法 I 知的財産権法 A I 専門演習	政策法務論 政策評価論 行政管理論 行政組織論 地方自治論 I・II 社会政策論 I・II 地域政策 公共経済学 I・II 社会保障論 I・II 社会情報システム論 国際政治学 I・II 国際関係論 I・II 財政学 I・II 国際経済論 I・II 行政法 II 商法 II 地方自治法 I・II 民法 III 国際関係法〔公法系〕 A I 行政実務演習	行政広報論 比較行政論 労働事情 人材マネジメント論 I・II 地方財政論 I・II 公会計論 ガバナンス論 ソーシャルキャピタル論
		ゼミナール，専門演習	

試験科目については受験する都道府県，政令指定都市の人事委員会の発表に注意する必要がある。

V・Ⅵ・Ⅶ群 公共政策学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【公共政策総合コース】

区分		授 業 科 目	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門基幹科目)	I類	行政学Ⅰ	2	○				I類より、選択必修4単位を含め、計8単位以上修得しなければならない。
		行政学Ⅱ	2	○				
		経営学Ⅰ	2	○				
		経営学Ⅱ	2	○				
		政治学Ⅰ	2	●				
		政治学Ⅱ	2	●				
		経済学Ⅰ	2	●				
		経済学Ⅱ	2	●				
		法学Ⅰ	2	●				
	II類	公共政策論	2	◎				II類より、必修4単位、選択必修8単位を含め、計18単位以上修得しなければならない。
		公共政策基礎演習	2	◎				
		地方自治論Ⅰ	2		○			
		地方自治論Ⅱ	2		○			
		社会保障論Ⅰ	2		○			
		社会保障論Ⅱ	2		○			
		社会政策論Ⅰ	2	○				
		社会政策論Ⅱ	2	○				
		現代行政論Ⅰ	2	○				
		現代行政論Ⅱ	2	○				
		会計学Ⅰ	2		○			
		会計学Ⅱ	2		○			
		人材マネジメント論Ⅰ	2		○			
		人材マネジメント論Ⅱ	2		○			
		経営情報システム論Ⅰ	2		○			
		経営情報システム論Ⅱ	2		○			
		行政管理論	2		●			
		行政組織論	2		●			
		行政広報論	2		●			
		政策過程論	2		●			
		政策評価論	2		●			
		政策法務論	2		●			
		比較行政論	2		●			
		公務員制度論	2		●			
ガバナンス論	2		●					
ソーシャル・キャピタル論	2		●					
男女共同参画論	2		●					
福祉契約論	2		●					
社会保障行政論	2		●					
公共経営論	2		○					
経営管理論	2		○					
経営組織論	2		○					
社会情報システム論	2		○					
労働事情	2		○					
金融マネジメント論	2		○					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	I 類	福祉政策	2		○			I 類より、10単位以上修得しなければならない。
		教育政策	2		○			
		都市政策	2		○			
		地域政策	2		○			
		環境政策	2		○			
		農業政策	2		○			
		労働政策	2		○			
		外交政策	2		○			
		警察政策	2		○			
		情報通信政策	2		○			
		経済・産業政策	2		○			
		運輸政策	2		○			
		観光政策	2		○			
		防衛政策	2		○			
		消防政策	2		○			
	II 類	行政管理研究	2		●			II 類より、選択必修4単位を含め、計10単位以上修得しなければならない。
		行政組織研究	2		●			
		行政広報研究	2		●			
		経営管理研究	2		○			
		経営組織研究	2		○			
		社会情報システム研究	2		○			
		財務管理論	2		○			
		経営分析論	2		○			
		公会計論	2		●			
		金融マネジメント研究	2		○			
		犯罪心理学	2		●			
		政策研究A	2		●			
		政策研究B	2		●			
		専門研究A	2		●			
		専門研究B	2		●			
	公共政策特殊講義A	2		●				
	公共政策特殊講義B	2		●				
	III 類	政治学原論	2		○			III 類より、10単位以上修得しなければならない。
		現代政治理論	2		○			
		政治哲学	2			○		
		日本政治思想史 I	2		○			
		日本政治思想史 II	2		○			
		西欧政治思想史 I	2		○			
		西欧政治思想史 II	2		○			
		日本政治史 I	2		○			
		日本政治史 II	2		○			
		西洋政治史 I	2		○			
		西洋政治史 II	2		○			
		政治制度論	2		○			
		政治過程論	2		○			
日本政治過程論		2			○			
国際政治学 I		2		○				
国際政治学 II	2		○					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	III 類	国際関係論 I	2		○			IV類より、必修4単位を含め10単位以上修得しなければならない。
		国際関係論 II	2		○			
		国際関係史 I	2			○		
		国際関係史 II	2			○		
		国際機構論	2		○			
		国際文化論	2		○			
		国際公務員論	2		○			
		ミクロ経済学 I	2		○			
		マクロ経済学 I	2		○			
		経済思想史 I	2		○			
		経済思想史 II	2		○			
		経済史	2		○			
		財政学 I	2		○			
		財政学 II	2		○			
		公共経済学 I	2			○		
		公共経済学 II	2			○		
		地方財政論 I	2			○		
		地方財政論 II	2			○		
		国際経済論 I	2		○			
		国際経済論 II	2		○			
		国際金融論 I	2			○		
		国際金融論 II	2			○		
		経済政策論	2		○			
	IV 類	憲法 A (人権)	2	◎				
		憲法 B (統治機構)	2	◎				
		行政法 I	4		○			
		行政法 II	4			○		
		地方自治法 I	2		○			
		地方自治法 II	2		○			
		刑法 I	4		○			
		刑法 II	4		○			
		刑事政策 I	2		○			
		刑事政策 II	2		○			
		少年法 I	2		○			
		少年法 II	2		○			
		民法 I (民法総則)	4	○				
		民法 II (物権法)	4		○			
		民法 III (担保物権法)	4			○		
民法 IV (債権法総論)	4		○					
民法 V (債権法各論)	4		○					
民法 VI (親族法)	2		○					
民法 VII (相続法)	2			○				
商法 I (会社法)	4		○					
商法 II (商取引法)	2			○				
商法 III (支払システム法)	4			○				
商法 IV (保険法)	4			○				
商法 V (運送法)	2			○				
国際関係法〔公法系〕A I	2		○					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	IV 類	国際関係法〔公法系〕A II	2		○			
		税法 I (基礎理論 I)	2		○			
		税法 I (基礎理論 II)	2		○			
		経済行政法 I	2		○			
		経済行政法 II	2		○			
		経済法 I	2		○			
		経済法 II	2		○			
		知的財産法 A (特許・実用新案) I	2		○			
		知的財産法 A (特許・実用新案) II	2		○			
		知的財産法 B (意匠)	2		○			
		知的財産法 C (商標・不正競争)	2		○			
		社会保障法 I	2			○		
		社会保障法 II	2			○		
		法医学 I	2		○			
		法医学 II	2		○			
		労働法 I	2		○			
労働法 II	2		○					
VII 群 (専門演習関連科目)	—	行政実務演習	2			○		VII 群より、4 単位以上修得しなければならない。 ※ゼミナールは、2 年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。
		専門演習 A	2		○			
		専門演習 B	2		○			
		専門演習 C	2		○			
		専門演習 D	2			○		
		専門演習 E	2			○		
		専門演習 F	2			○		
		ゼミナール	8			○		

(2) 公共政策総合コースの選択指針

公共政策総合コースの目的は、「新しい公共」という視点に立って、公共政策を客観的に評価・分析し、活用・応用できる能力を備えた、実務に強い人材を育成することです。いわば公共政策学科の基本コースといえます。

「新しい公共」の領域は広大です。本コースは、「新しい公共」の分野で活動する各種組織・団体（公益組織、非営利団体）の職員や経営層、公益サービスに関係する民間企業の管理職や経営者、それに地方自治体の職員（警察官、消防官、教員も含む）など、多方面でリーダーとして活躍できる人材を育成します。

したがって、本コースでは特定の領域に限定されず、多様な分野を学ぶことが可能です。幅広い知識と視野を身につけるため、専門科目履修表のとおり公共政策学科には行政から経営、政治、経済、法律など広範な分野に及ぶ多彩な科目が開講されていますが、本コースの学生はかなり自由に履修科目を選択できます。

これらの中から、学生自身が興味のある分野、専門としたい領域を絞り込み、主体的に履修科目を構成できるのが特長といえます。たとえば、企業経営、会計・財務、労働、教育、環境、まちづくり、国際など専門分野にできる領域は数多くあります。

第1学年では、総合科目や外国語のほか、一部の専門科目を履修しながら教養を高め、基礎能力を身につけておき、第2学年以降で、行政あるいは経営、政治、経済、法律の各科目を履修することによって、本格的に専門的能力を高めていきます。ある程度の専門分野が絞り込めたら、あるいは専門領域を絞り込むために、Ⅵ群Ⅰ類の各種政策系科目やⅡ類の研究科目を履修し、Ⅶ群の専門演習で専門性を深めます。さらに関連するゼミナールに入室して、応用力をみがくことも必要です。また、国や地方自治体での行政実務演習（インターンシップ、ボランティア）も役に立ちます。

なお、「新しい公共」の分野で活躍するためには、地方自治法はもちろん、憲法、民法、商法、労働法などの法律知識（Ⅵ群Ⅳ類）が不可欠であることを忘れてはなりません。これが、法学部に公共政策学科が設置された理由です。また、今後は民間の経営管理手法が、「新しい公共」分野においても確実に重視されます。行政管理のほか、経営管理的能力、計数能力、語学力、情報リテラシーなどについて幅広く学修し、身につける必要があることも、履修にあたって認識すべきです。こうして4年間の充実した学生生活により、視野の広い国際感覚にもあふれた人材に成長することが期待されます。

次に、公共政策総合コースの専門科目履修モデルを掲げておくので、参考にしてください。なお、「標準モデル」については科目をやや多く提示してあります。履修登録にあたっては、専門科目以外も含めた履修上限単位数（各学期23単位、各学年46単位）の範囲内で、時間割表上の可能性も考慮しながら選択する必要があります。

公共政策総合コース標準モデル

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 公共政策基礎演習 法学 I 経済学 I・II 現代行政論 I・II 経営学 I・II 憲法 A・B	行政学 I・II 地方自治論 I・II 社会保障論 I・II 会計学 I・II 公共経営論 経営管理論 経営組織論 社会情報システム論 労働事情 ○○政策（VI群 I 類の各種政策科目） 経済史 財政学 I・II 地方自治法 I・II 民法 I 専門演習	社会政策論 I・II 人材マネジメント論 I・II 政策過程論 政策評価論 ガバナンス論 経営情報システム論 I・II 財務管理論 経営分析論 公会計論 ○○政策（VI群 I 類の各種政策科目） 公共経済学 I・II 商法 I 労働法 I・II 政策研究 専門演習 ゼミナール	政策法務論 ソーシャル・キャピタル論 ○○政策（VI群 I 類の各種政策科目） 地方財政論 I・II 国際経済論 I・II 経済政策論 経済行政法 I・II 政策研究 専門演習 ゼミナール

警察官受験モデル

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 公共政策基礎演習 法学 I 政治学 I・II 経済学 I・II 現代行政論 I・II 憲法 A・B	行政学 I・II 地方自治論 I・II 政策過程論 社会情報システム論 都市政策 政治学原論 行政法 I 地方自治法 I・II 刑法 I 専門演習	人材マネジメント論 I・II 行政管理論 行政組織論 政策評価論 少年法 ガバナンス論 ソーシャル・キャピタル論 地域政策 警察政策 刑法 II 社会保障論 I・II 政策研究 刑事政策 専門演習 ゼミナール	行政広報論 地方財政論 I・II 経済行政法 I・II 法医学 I・II 政策研究 専門演習 ゼミナール

市町村職員受験モデル

1 年	2 年	3 年	4 年
公共政策論 公共政策基礎演習 法学 I 政治学 I・II 経済学 I・II 現代行政論 I・II 憲法 A・B	行政学 I・II 地方自治論 I・II 政策過程論 公共経営論 社会情報システム論 都市政策 地域政策 社会保障論 I・II 行政法 I 地方自治法 I・II 専門演習	社会政策論 I・II 人材マネジメント論 I・II 行政管理論 行政組織論 政策評価論 政策法務論 ガバナンス論 ソーシャル・キャピタル論 公会計論 環境政策 観光政策 行政法 II 政策研究 行政実務演習 専門演習 ゼミナール	行政広報論 地方財政論 I・II 経済政策論 経済行政法 I・II 政策研究 専門演習 ゼミナール

このモデルは市役所レベルの試験を想定しているが、各地方自治体によって試験の内容は異なるので、受験希望の自治体に問い合わせる必要がある。

V・Ⅵ・Ⅶ群 公共政策学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【福祉・社会政策コース】

区分		授 業 科 目	単位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1年	2年	3年	4年	
V群 (専門基幹科目)	I類	行政学Ⅰ	2	○				I類より、選択必修4単位を含め、計8単位以上修得しなければならない。
		行政学Ⅱ	2	○				
		経営学Ⅰ	2	○				
		経営学Ⅱ	2	○				
		政治学Ⅰ	2	●				
		政治学Ⅱ	2	●				
		経済学Ⅰ	2	●				
		経済学Ⅱ	2	●				
		法学Ⅰ	2	●				
	II類	公共政策論	2	◎				II類より、必修4単位、選択必修8単位を含め、計18単位以上修得しなければならない。
		公共政策基礎演習	2	◎				
		地方自治論Ⅰ	2		●			
		地方自治論Ⅱ	2		●			
		社会保障論Ⅰ	2	○				
		社会保障論Ⅱ	2	○				
		社会政策論Ⅰ	2	○				
		社会政策論Ⅱ	2	○				
		現代行政論Ⅰ	2		●			
		現代行政論Ⅱ	2		●			
		会計学Ⅰ	2		●			
		会計学Ⅱ	2		●			
		人材マネジメント論Ⅰ	2		●			
		人材マネジメント論Ⅱ	2		●			
		経営情報システム論Ⅰ	2		○			
		経営情報システム論Ⅱ	2		○			
		行政管理論	2		●			
		行政組織論	2		●			
		行政広報論	2		●			
		政策過程論	2		●			
		政策評価論	2		●			
		政策法務論	2		●			
		比較行政論	2		●			
		公務員制度論	2		●			
ガバナンス論	2		○					
ソーシャル・キャピタル論	2		○					
男女共同参画論	2		○					
福祉契約論	2		○					
社会保障行政論	2		○					
公共経営論	2		○					
経営管理論	2		○					
経営組織論	2		○					
社会情報システム論	2		○					
労働事情	2		○					
金融マネジメント論	2		●					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	I 類	福祉政策	2		○			I 類より、10単位以上修得しなければならない。
		教育政策	2		○			
		都市政策	2		○			
		地域政策	2		○			
		環境政策	2		○			
		農業政策	2		○			
		労働政策	2		○			
		外交政策	2		○			
		警察政策	2		○			
		情報通信政策	2		○			
		経済・産業政策	2		○			
		運輸政策	2		○			
		観光政策	2		○			
		防衛政策	2		○			
		消防政策	2		○			
	II 類	行政管理研究	2		●			II 類より、選択必修4単位を含め、計10単位以上修得しなければならない。
		行政組織研究	2		●			
		行政広報研究	2		●			
		経営管理研究	2		○			
		経営組織研究	2		○			
		社会情報システム研究	2		○			
		財務管理論	2		○			
		経営分析論	2		○			
		公会計論	2		○			
		金融マネジメント研究	2		●			
		犯罪心理学	2		●			
		政策研究A	2		●			
		政策研究B	2		●			
		専門研究A	2		●			
		専門研究B	2		●			
	公共政策特殊講義A	2		●				
	公共政策特殊講義B	2		●				
	III 類	政治学原論	2		○			III 類より、10単位以上修得しなければならない。
		現代政治理論	2		○			
		政治哲学	2			○		
		日本政治思想史 I	2		○			
		日本政治思想史 II	2		○			
		西欧政治思想史 I	2		○			
		西欧政治思想史 II	2		○			
		日本政治史 I	2		○			
		日本政治史 II	2		○			
		西洋政治史 I	2		○			
		西洋政治史 II	2		○			
		政治制度論	2		○			
		政治過程論	2		○			
日本政治過程論		2			○			
国際政治学 I		2		○				
国際政治学 II	2		○					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	III 類	国際関係論 I	2		○			IV類より、必修4単位を含め10単位以上修得しなければならない。
		国際関係論 II	2		○			
		国際関係史 I	2			○		
		国際関係史 II	2			○		
		国際機構論	2		○			
		国際文化論	2		○			
		国際公務員論	2		○			
		ミクロ経済学 I	2		○			
		マクロ経済学 I	2		○			
		経済思想史 I	2		○			
		経済思想史 II	2		○			
		経済史	2		○			
		財政学 I	2		○			
		財政学 II	2		○			
		公共経済学 I	2			○		
		公共経済学 II	2			○		
		地方財政論 I	2			○		
		地方財政論 II	2			○		
		国際経済論 I	2		○			
		国際経済論 II	2		○			
		国際金融論 I	2			○		
		国際金融論 II	2			○		
		経済政策論	2		○			
	IV 類	憲法 A (人権)	2	◎				
		憲法 B (統治機構)	2	◎				
		行政法 I	4		○			
		行政法 II	4			○		
		地方自治法 I	2		○			
		地方自治法 II	2		○			
		刑法 I	4		○			
		刑法 II	4		○			
		刑事政策 I	2		○			
		刑事政策 II	2		○			
		少年法 I	2		○			
		少年法 II	2		○			
		民法 I (民法総則)	4	○				
		民法 II (物権法)	4		○			
		民法 III (担保物権法)	4			○		
		民法 IV (債権法総論)	4		○			
		民法 V (債権法各論)	4		○			
		民法 VI (親族法)	2		○			
		民法 VII (相続法)	2			○		
		商法 I (会社法)	4		○			
商法 II (商取引法)	2			○				
商法 III (支払システム法)	4			○				
商法 IV (保険法)	4			○				
商法 V (運送法)	2			○				
国際関係法〔公法系〕A I	2		○					

区分		授 業 科 目	単 位	履修開始年次				履 修 方 法
群	類			1 年	2 年	3 年	4 年	
VI 群 (専門展開科目)	IV 類	国際関係法〔公法系〕A II	2		○			
		税法 I (基礎理論 I)	2		○			
		税法 I (基礎理論 II)	2		○			
		経済行政法 I	2		○			
		経済行政法 II	2		○			
		経済法 I	2		○			
		経済法 II	2		○			
		知的財産法 A (特許・実用新案) I	2		○			
		知的財産法 A (特許・実用新案) II	2		○			
		知的財産法 B (意匠)	2		○			
		知的財産法 C (商標・不正競争)	2		○			
		社会保障法 I	2			○		
		社会保障法 II	2			○		
		法医学 I	2		○			
		法医学 II	2		○			
		労働法 I	2		○			
労働法 II	2		○					
VII 群 (専門演習関連科目)	—	行政実務演習	2			○		VII 群より、8 単位以上修得しなければならない。 ※ゼミナールは、2 年間継続して履修し、論文を提出しなければならない。
		専門演習 A	2		○			
		専門演習 B	2		○			
		専門演習 C	2		○			
		専門演習 D	2			○		
		専門演習 E	2			○		
		専門演習 F	2			○		
		ゼミナール	8			○		

(3) 福祉・社会政策コースの選択指針

福祉・社会政策コースは、人々の労働・生活・福祉・教育の分野に特に注目し、社会問題として発生する諸事情について分析、研究するとともに、人々の全体としての福祉の向上に寄与することを目的としています。したがってこの分野の関連諸科目を履修できるようにカリキュラム上の配慮がなされています。本コースは、福祉など社会貢献を行う分野を担う将来の指導層が輩出されることを期待して、設立されているのです。

福祉・社会政策コースの履修者は、国家公務員、地方公務員の社会サービスを担当する部署において、その能力を遺憾なく発揮することが期待されます。また同時に刑務官や更生・矯正施設職員、さらに就労支援機関、団体などの、公務を遂行する、いわゆる司法福祉スタッフとして活躍することも期待されています。もちろん医療、社会福祉法人の経営者やそのスタッフとして、また医療福祉NPOやその他の非営利団体のリーダーとしての活躍が期待できます。

そのほかにも履修によって得られた医療、年金、福祉等の専門的知識と技法を基礎にして生命保険、個人年金、ならびに民間医療保険等を取り扱う金融・保険業のスタッフとしての活躍が期待できるなど、対人社会サービスの知識が生かせる範囲は広いのです。本コースはできるだけ少人数で、コースに集う仲間同士が連帯し、緊密な関係のもとで互いを高めながら学業を遂行できるように設定されているほか、特に福祉・社会政策に関連した科目を履修できるように配慮されています。まず第一に、法学部学生として基本的に求められる法律の知識を習得する必要があります。すなわちⅥ群Ⅳ類として第1年次に憲法、民法を履修します。2年次以降は、法学部として提供する専門的かつ幅広い各法律科目の履修が求められます。特に本コースにおいては社会保障法、法医学および労働法等の履修が望まれます。

次にⅤ群Ⅱ類において、本コースの基本的認識と専門性を深めるために、第1年次に社会保障論Ⅰ・Ⅱ、社会政策論Ⅰ・Ⅱのうちから1科目を選択必修することとしています。公務員を希望する学生の皆さんにとって、社会保障、社会政策は社会福祉主事任用資格を得るための指定科目です。さらに2年次以降では、「新しい公共」をマスターし、この分野で指導的役割を果たすための経営・管理手法を身につけるため、ガバナンス論をはじめソーシャル・キャピタル論、その他経営に関する専門的科目など11科目の中から5科目以上を選択必修として履修することとしています。

Ⅵ群Ⅰ類では福祉政策をはじめ都市政策、労働政策、環境政策、教育政策など公共政策学科として独自に用意された専門的政策関連の科目15科目から、5科目以上の履修が求められています。

Ⅵ群Ⅲ類は、政治および経済の専門科目で、これも法学部ならではの専門的かつ豊富な科目が周到に用意されています。この中から10単位以上を履修する必要があります。

Ⅶ群には行政実務演習、専門演習、ゼミナールがありますが、本コースでは公共政策総合コースに比べて履修要件が8単位以上と、やや多く設定されています。そのため、1年次に公共政策基礎演習をあらかじめ履修しなければなりません。また本コースの専門性をさらに高めるためにも、ゼミナールに入室して薫陶を受けることはもちろん、インターンシップやその他の演習にも果敢に挑戦して、自らの能力を鍛えていただきたいと思えます。

このほか、公共政策学科各コース共通の特徴として簿記資格などの計数能力、情報リテラシーなどコンピュータ資格関連の技法を取得するための科目への配慮もなされています。また、法学部全体の特徴ではありますが、福祉・社会政策コースとしても、社会保険労務士など、社会保障や労働法制の各制度の専門的知識が要求される国家資格の取得に力を注いでいます。福祉・社会政策コースは、学生皆さんの勉学に対する努力と、得られた成果によって将来の希望が叶うよう、応援しています。

社会保険労務士受験モデル（3年次より受験可能）

1 年	2 年	3 年	4 年
憲法A・B 民法Ⅰ 社会政策Ⅰ・Ⅱ 経営学Ⅰ・Ⅱ 現代行政論Ⅰ・Ⅱ 地方自治論Ⅰ・Ⅱ 行政学Ⅰ・Ⅱ 公共政策基礎演習	社会保障論Ⅰ・Ⅱ 労働法Ⅰ・Ⅱ 税法Ⅰ 社会保障法Ⅰ・Ⅱ ガバナンス論 ソーシャル・キャピタル論 経営情報システム論Ⅰ・Ⅱ 公共政策特殊講義 専門演習	福祉政策 労働事情 労働政策 経営管理論 都市政策 法医学Ⅰ・Ⅱ 専門演習 ゼミナール	ゼミナール 経営分析論 公会計論 財務管理論

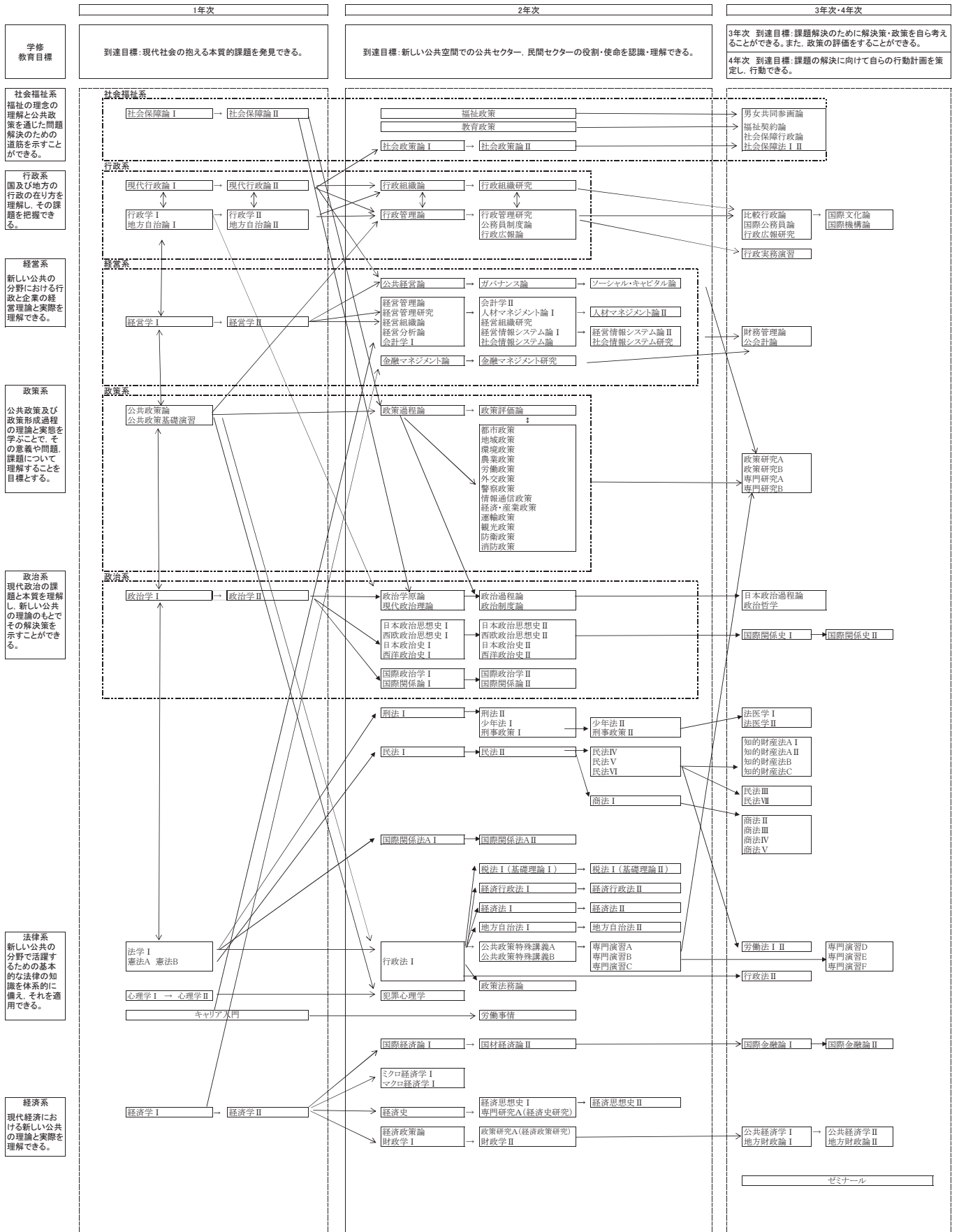
公共政策学科 教育課程の編成及び実施に関する方針

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	〔DP-1〕 社会人として必要な教養と社会科学の知識を修得し、法令遵守の精神と高い倫理観に基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	〔CP-1〕 ・現代社会における、公的セクター、私的セクターの役割を理解し説明することができる。 ・公共空間で活躍できる教養と総合的な社会科学の知識を有し、自らの役割を果たすために活用できる。 ・日本大学の学則に従って学生生活を過ごすことができる。 ・他者を理解し、適切な言葉遣い、態度、行動をとることができる。 ・他者の人格を尊重し、常に敬意を払って接することができる。
日本及び世界の社会システムを理解し説明する力	〔DP-2〕 日本及び世界の法、政治、行政、経済及びジャーナリズムの仕組みと、それが直面している問題を理解し、説明することができる。	〔CP-2〕 ・日本及び世界の法、政治、経済、行政、の仕組みと、それらが直面している問題の表面的なことだけでなく、本質面を理解し、説明することができる。
論理的・批判的思考力	〔DP-3〕 社会科学の基礎的知識を基に、論理的、科学的、合理的かつ批判的な考察を通じて、新たな「知」の創造に寄与することができる。	〔CP-3〕 ・公共政策に関する基礎的知識を基に、論理的、合理的かつ多面的な考察を通じて新たな知見を構築することができる。 ・政策形成に必要な基礎的知識を身につけ、論理的かつ批判的にそれらのプロセスを評価することができる。 ・公共政策に関する基礎的知識を身につけ、社会と人々のために新たな知見を提供することができる。
問題発見・解決力	〔DP-4〕 社会・共同体のさまざまな営みに自ら積極的にかかわる中で、事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	〔CP-4〕 ・現代社会を深く観察し、問題を発見し、解決策を示すことができる。 ・公共領域に関する体系的知識を修得し、問題を構造化することができる。 ・現代行政に関する情報を収集・分析し、得られた情報をもとに問題点を抽出することができる。 ・公共政策の視点からみた現代社会の問題点に共通する事象を抽出・発見し、列挙することができる。
挑戦力	〔DP-5〕 法規範をはじめとする社会システムに関する専門的知識を基に、あきらめない気持ちをもって、より良い社会・共同体の創造に果敢に挑戦することができる。	〔CP-5〕 ・社会システムに関する専門的知識を基に、社会変動に応じたより良い公共の創造と社会システムの構築に寄与することに挑戦することができる。
コミュニケーション力	〔DP-6〕 多様な伝統・文化・環境に育まれた他者の気質、感性及び価値観を理解・尊重し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。	〔CP-6〕 ・他者や社会の多様な価値観とその変化を理解し、社会・共同体の中で積極的にコミュニケーションを実践し、自らの考えを伝えることができる。 ・現代社会の問題を理解し解決するために、国内外においてコミュニケーションがとれる語学力と交渉力を身につけることができる。
リーダーシップ・協働力	〔DP-7〕 社会・共同体のさまざまな活動において、より良い成果を上げるために、お互いを尊重し、自らすすんで協働するとともに、リーダーとして協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	〔CP-7〕 ・公共領域の課題の解決のために、解決策ごとに様々なアクターと協働して問題の解決に向けて行動計画を作成し、行動することができる。 ・公共領域における公私協働を実践するために、協働の相手との信頼関係を構築することができる。 ・新しい公共領域に貢献する者として、幅広い教養と豊かな感性を身につけることができる。
省察力	〔DP-8〕 他者からの評価を謙虚に受け止め、自己の活動がより良い社会・共同体の創造に貢献することができることを振り返ることにより、生涯にわたり、社会人としての自己を高めることができる。	〔CP-8〕 ・多面的な意見を客観的に受け入れ、自己の活動がより良い社会、コミュニティの創造に貢献したかを振り返ることにより、社会人として自己研鑽することができる。 ・生涯にわたって自己の能力の向上を図り、社会での役割を説明することができる。

〔C P〕 カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成及び実施に関する方針

〔D P〕 ディプロマ・ポリシー：卒業の認定に関する方針

公共政策学科 履修系統図



ゼミナール

- 1 本学部では、専門分野の専任教員のすべてがゼミナールを担当しています。指導教員の専攻領域と関連して、3・4年次生を対象に2年間、徹底した個人指導がなされています。所属学生も1学年15名前後と比較的少人数に限定され、その指導教育を通じて形成される人間関係は、学問的共同体と呼ぶにふさわしいものです。大学教育の中で、このゼミナールの存在は貴重だといえましょう。
- 2 ゼミナールは原則として、学科やコースなどに関係なく応募することができます。たとえば法律学科の学生が政治経済学系のゼミナールや新聞学系のゼミナールに参加することも可能です。
- 3 ゼミナールは3年次から開講され、4年次にかけて、2年間継続して履修し、ゼミナール論文の審査に合格し、はじめて8単位が与えられます。
- 4 ゼミナール生の募集要領は、次の通りです。
 - ① 原則として2年次の11月（予定）にゼミナール入室試験を行います。
なお、2つ以上のゼミナールに同時に応募することはできません。
 - ② ゼミナール入室試験の詳細は、教務課ゼミナール掲示板及び法学部ポータルシステムで告知します。
 - ③ ゼミナールに入室を許可された者は、3年次より開講時限にゼミナールの授業を受講することになります。
 - ④ ゼミナールの実施方法は、ゼミナールごとの特徴があって一定ではありません。開講時限における指導教員の直接指導のほか、サブゼミナールや大学のセミナーハウスにおけるゼミナール合宿なども実施されています。
 - ⑤ ゼミナール論文の提出に際して、その提出期限、場所等についての掲示に留意しなければなりません。提出期限に遅れると受理されません。せっかくの2年間の研究成果が無効になるので注意が必要です。

ゼミナール開講数（平成29年度現在）

【第一部】

専攻	ゼミナール数
法律学系	41
政治学系	17
経済学系	6
新聞学系	12

【第二部】

専攻	ゼミナール数
法律学系	22
政治学系	1
経済学系	0

教職課程の履修について

教職課程の履修にあたって

教職課程とは、『教育職員免許法』に基づく免許状を取得して、教育職員（教諭）となる資格を得るための課程です。

教育職員免許状を取得するためには、『教育職員免許法』および同法関係法に基づく「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」等について、それぞれ所定の科目の単位を修得しなければなりません。よって、卒業要件の修得単位数を超える単位数を修得しなければならないので、卒業に支障のないように熟慮のうえ綿密な計画を立ててください。

また、基礎資格として「学士の学位を有すること」が必要となります。従って、教職課程の所定の単位を修得しても、大学を卒業しなければ免許状の取得はできません。

1. 取得できる免許状

法学部において取得できる免許状の種類は以下の表(1)のとおりです。

(平成31年度現在)

免許状の種類	教科
中学校教諭一種免許状	社会
高等学校教諭一種免許状	※ 地理歴史
高等学校教諭一種免許状	公民

近年の教育界の動向を考慮して、上記三種の免許状すべてを取得することを勧めます。

※平成31年度入学者より、経営法学科の学生は高校（地理歴史）は取得できません。

2. 単位の修得及び履修方法について

教育職員免許状取得に必要な単位数は以下の表(2)のとおりです。

表(2)単位修得要件

区分	免許法施行規則に規定された科目	中一種 (社会)	高一種 (地歴)	高一種 (公民)	履修科目
① 免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	2単位			表(3)を参照
	体育	2単位			
	外国語コミュニケーション	2単位			
	情報機器の操作	2単位			
② 教育の基礎的理解に関する 科目等	・教育の基礎的理解に関する科目等	28単位	24単位	24単位	表(4)を参照
③ 教科及び教科の指導法に関 する科目	・教科に関する専門的事項	※ 36～48単位	32単位	32単位	表(5)を参照
	・各教科の指導法	8単位	4単位	4単位	表(7)を参照
修得すべき単位数		※ 80～92単位	68単位	68単位	

※学科により、修得すべき単位数が異なります。表(5)を参照してください。

上記の表(2)は、区分ごとに必要な単位数を記載しています。開講されている科目については、次の①～③に従って履修をしてください。

① 66条の6に定められた科目（共通科目・体育実技科目・外国語科目・専門展開科目 など）

『学部要覧』に定める履修方法により、表(3)の科目の単位を修得しなければなりません。修得した単位は卒業所要単位としても認められます。表(3)の科目の中には、学科により履修開始年次が異なったり、他学科の学生の履修を認めない科目もあるので注意してください。

表(3)

法令に規定された科目	区分（群名）	法学部での開設科目名	単位数	履修方法
日本国憲法	共通科目	日本国憲法	2	2単位必修
体育	体育実技科目	体育実技ⅠA	1	2単位選択必修
		体育実技ⅠB	1	
		体育実技ⅠC	2	
外国語 コミュニケーション	外国語科目	Listening & SpeakingⅠA	1	同一種類の外国語 2単位選択必修
		Listening & SpeakingⅠB	1	
		Listening & SpeakingⅡA	1	
		Listening & SpeakingⅡB	1	
		Listening & SpeakingⅢA	1	
		Listening & SpeakingⅢB	1	
		Listening & SpeakingⅣA	1	
		Listening & SpeakingⅣB	1	
		スピーキング・リスニング（独）ⅠA	1	
		スピーキング・リスニング（独）ⅠB	1	
		スピーキング・リスニング（独）ⅡA	1	
		スピーキング・リスニング（独）ⅡB	1	
		スピーキング・リスニング（独）ⅢA	1	
		スピーキング・リスニング（独）ⅢB	1	
		スピーキング・リスニング（仏）ⅠA	1	
		スピーキング・リスニング（仏）ⅠB	1	
		スピーキング・リスニング（仏）ⅡA	1	
		スピーキング・リスニング（仏）ⅡB	1	
		スピーキング・リスニング（仏）ⅢA	1	
		スピーキング・リスニング（仏）ⅢB	1	
		スピーキング・リスニング（中）ⅠA	1	
		スピーキング・リスニング（中）ⅠB	1	
スピーキング・リスニング（中）ⅡA	1			
スピーキング・リスニング（中）ⅡB	1			
スピーキング・リスニング（中）ⅢA	1			
スピーキング・リスニング（中）ⅢB	1			
情報機器の操作	共通科目	コンピュータ・リテラシーA	2	2単位選択必修
		コンピュータ・リテラシーB	2	
		社会情報システム論	2	
		経営情報システム論Ⅰ	2	
	専門展開科目	情報システム論Ⅰ	2	
		情報システム論Ⅱ	2	
		コミュニケーション演習Ⅰ	2	
		コミュニケーション演習Ⅱ	2	

② 教育の基礎的理解に関する科目等

以下の表(4)に従い履修し修得しなければなりません。

なお、表(4)のうち、一部の科目については、10単位を限度に、卒業に必要な単位に算入することができます。

表(4) [○=必修科目 ●=選択科目]

免許法に規定された科目区分等	法学部での開設科目名	単位数	学年 配当	中一種	高一種	中一種 及び 高一種	履修上限 単位数	卒業単位へ の参入
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	1	○	○	○	含まない	10単位を限度に、「I群からVII群までの中から選択する科目」に算入することができます。
・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	現代教職論	2	1	○	○	○		
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	1	○	○	○		
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習	2	2	○	○	○		
・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	1	○	○	○		
・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2	○	○	○		
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	2	○	○	○		
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	2	○	○	○		
・道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2	1	○	●	○		
・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	3	○	○	○		
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法・技術論	2	1	○	○	○	算入不可	
・教育実習	※1 教育実習事前・事後指導	1	3・4	○	○	○		
	教育実習Ⅰ（3週間以上）	4	4	○	—	○		
	教育実習Ⅱ（2週間）	2	4	—	○	—		
・教職実践演習	※2 教職実践演習（中・高）	2	4	○	○	○		
教育の基礎的理解に関する科目等で修得すべき単位数				28	24	28		

※1 「教育実習事前・事後指導」は、3年次の事前指導（「教育実習特別講座・指導」数回実施）と4年次の事後指導とで特別授業として行われ、1単位が認定されます。

開講に関しては、別途教務課掲示板及びポータルシステムにて指示するので留意してください。

※2 「教職実践演習（中・高）」は、教員として必要な知識や技能等を修得したことを確認するための科目であり、4年次の後期に履修し修得しなければなりません。また、この科目を履修するにあたっては、「履修カルテ」の作成が必要となります。

③-1 教科及び教科の指導法に関する科目【教科に関する専門的事項】（学科別科目一覧）

取得する免許状の種類・教科別に、各学科次頁の表(5)により教科必修科目、教科選択必修科目を履修し修得しなければなりません。

また、免許状を取得するための科目は、卒業要件の必修科目とは異なる場合もあるので、『学部要覧』を熟読し、卒業要件を充足するための必修科目等と併せながら、無駄のないように履修してください。

なお、教職課程に関する科目の履修について、時間割に組まれた必修科目と履修時間が重複した場合には、卒業所要科目である必修科目の履修を優先してください。

表(5) 法律学科 [◎=必修科目 ○=選択必修科目 ●=選択科目]

【注意】 ガイダンス時やポータル等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		科目名	単位数	中学校		高校	
中学校	高校			社会	理数	公民	公民
日本史・外国史	日本史	日本法制史Ⅰ	2	●	○	-	
		日本法制史Ⅱ	2	●	○	-	
		日本史概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		日本史概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
	外国史	東洋法制史Ⅰ	2	●	○	-	
		東洋法制史Ⅱ	2	●	○	-	
		西洋法制史Ⅰ	2	●	○	-	
		西洋法制史Ⅱ	2	●	○	-	
		法思想史Ⅰ	2	●	○	-	
		法思想史Ⅱ	2	●	○	-	
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
		西洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		西洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
地理学(地誌を含む。)	人文地理学・自然地理学	人文地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		人文地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
	自然地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
	自然地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	-		
地誌	地誌学概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
	地誌学概論Ⅱ	2	◎	◎	-		
「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	憲法Ⅰ	4	◎	-	◎	
		憲法Ⅱ	4	●	-	●	
		民法Ⅰ	4	◎	-	◎	
		民法Ⅱ	4	●	-	●	
		民法Ⅲ	4	●	-	●	
		民法Ⅳ	4	●	-	●	
		民法Ⅴ	4	●	-	●	
		刑法Ⅰ	4	◎	-	◎	
		刑法Ⅱ	4	●	-	●	
		商法Ⅰ	4	●	-	●	
		商法Ⅲ	4	●	-	●	
		商法Ⅳ	4	●	-	●	
		民事訴訟法	4	●	-	●	
		刑事訴訟法Ⅰ	4	●	-	●	
		民事執行・保全法	4	●	-	●	
		刑事訴訟法Ⅱ	4	●	-	●	
		法哲学Ⅰ	2	●	-	●	
		法哲学Ⅱ	2	●	-	●	
		ローマ法Ⅰ	2	●	-	●	
		ローマ法Ⅱ	2	●	-	●	
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)	2	●	-	●	
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)	2	●	-	●	
		税法ⅡA(所得税法)	2	●	-	●	
		税法ⅡB(法人税法)	2	●	-	●	
		税法ⅢA(資産税法)	2	●	-	●	
		税法ⅢB(消費・諸税法)	2	●	-	●	
		労働法Ⅰ	2	●	-	●	
		労働法Ⅱ	2	●	-	●	
		国際関係法(公法系)AⅠ	2	●	-	◎	
		国際関係法(公法系)AⅡ	2	●	-	◎	
		国際関係法(公法系)BⅠ	2	●	-	●	
		国際関係法(公法系)BⅡ	2	●	-	●	
		比較憲法Ⅰ	2	●	-	●	
		比較憲法Ⅱ	2	●	-	●	
		地方自治法Ⅰ	2	●	-	●	
		地方自治法Ⅱ	2	●	-	●	
		国際関係法(私法系)AⅠ	2	●	-	●	
		国際関係法(私法系)AⅡ	2	●	-	●	
		国際関係法(私法系)BⅠ	2	●	-	●	
		国際関係法(私法系)BⅡ	2	●	-	●	
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	●	-	●	
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	●	-	●	
		知的財産法B(意匠)	2	●	-	●	
		知的財産法C(商標・不正競争)	2	●	-	●	
		知的財産法D(著作権)Ⅰ	2	●	-	●	
		知的財産法D(著作権)Ⅱ	2	●	-	●	
知的財産法E(関連条約)Ⅰ	2	●	-	●			
知的財産法E(関連条約)Ⅱ	2	●	-	●			
「社会学, 経済学」	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	経済法Ⅰ	2	●	-	●	
		経済法Ⅱ	2	●	-	●	
		民法Ⅵ	2	●	-	●	
		民法Ⅶ	2	●	-	●	
		商法Ⅱ	2	◎	-	◎	
		商法Ⅴ	2	◎	-	◎	
		倒産法Ⅰ	2	●	-	●	
		倒産法Ⅱ	2	●	-	●	
		刑事政策Ⅰ	2	●	-	●	
		刑事政策Ⅱ	2	●	-	●	
		経済刑法Ⅰ	2	●	-	●	
		経済刑法Ⅱ	2	●	-	●	
		経済行政法Ⅰ	2	●	-	●	
		経済行政法Ⅱ	2	●	-	●	
		少年法Ⅰ	2	●	-	●	
		少年法Ⅱ	2	●	-	●	
		外国法A(英米)Ⅰ	2	●	-	●	
		外国法A(英米)Ⅱ	2	●	-	●	
		外国法A(独)Ⅰ	2	●	-	●	
		外国法A(独)Ⅱ	2	●	-	●	
		外国法A(仏)Ⅰ	2	●	-	●	
		外国法A(仏)Ⅱ	2	●	-	●	
		外国法A(EU)Ⅰ	2	●	-	●	
		外国法A(EU)Ⅱ	2	●	-	●	
		外国法A(アジア)Ⅰ	2	●	-	●	
		外国法A(アジア)Ⅱ	2	●	-	●	
外国法B(英米)Ⅰ	2	●	-	●			
外国法B(英米)Ⅱ	2	●	-	●			
外国法B(独)Ⅰ	2	●	-	●			
外国法B(独)Ⅱ	2	●	-	●			
外国法B(仏)Ⅰ	2	●	-	●			
外国法B(仏)Ⅱ	2	●	-	●			
外国法B(EU)Ⅰ	2	●	-	●			
外国法B(EU)Ⅱ	2	●	-	●			
外国法B(アジア)Ⅰ	2	●	-	●			
外国法B(アジア)Ⅱ	2	●	-	●			
金融商品取引法Ⅰ	2	●	-	●			
金融商品取引法Ⅱ	2	●	-	●			
政治学原論	2	●	-	●			
現代政治理論	2	●	-	●			
行政学Ⅰ	2	●	-	●			
行政学Ⅱ	2	●	-	●			
社会保障法Ⅰ	2	●	-	●			
社会保障法Ⅱ	2	●	-	●			
メディア法Ⅰ	2	●	-	●			
メディア法Ⅱ	2	●	-	●			
情報法Ⅰ	2	●	-	●			
情報法Ⅱ	2	●	-	●			
ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	-	◎			
マクロ経済学Ⅰ	2	◎	-	◎			
経営学Ⅰ	2	●	-	●			
経営学Ⅱ	2	●	-	●			
会計学Ⅰ	2	●	-	●			
会計学Ⅱ	2	●	-	●			
簿記原理Ⅰ	2	●	-	●			
簿記原理Ⅱ	2	●	-	●			
財政学Ⅰ	2	●	-	●			
財政学Ⅱ	2	●	-	●			
社会保障論Ⅰ	2	●	-	●			
社会保障論Ⅱ	2	●	-	●			
国際経済論Ⅰ	2	●	-	◎			
国際経済論Ⅱ	2	●	-	◎			
「哲学, 倫理学, 宗教学」	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲学概論Ⅰ	2	○	-	○	
		哲学概論Ⅱ	2	○	-	○	
		倫理学概論Ⅰ	2	○	-	○	
		倫理学概論Ⅱ	2	○	-	○	
修得すべき単位数				48	32	32	

表(5) 政治経済学科 [◎=必修科目 ○=選択必修科目 ●=選択科目]

【注意】ガイダンス時やポータル等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		科目名	単位数	中学校		高校	
中学校	高校			社会	地理歴史	公民	
日本史・外国史	日本史	日本政治思想史Ⅰ	2	●	○	-	
		日本政治思想史Ⅱ	2	●	○	-	
		日本政治史Ⅰ	2	●	○	-	
		日本政治史Ⅱ	2	●	○	-	
		日本史概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		日本史概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
	外国史	西欧政治思想史Ⅰ	2	●	○	-	
		西欧政治思想史Ⅱ	2	●	○	-	
		西洋政治史Ⅰ	2	●	○	-	
		西洋政治史Ⅱ	2	●	○	-	
		国際関係史Ⅰ	2	●	○	-	
		国際関係史Ⅱ	2	●	○	-	
		経済史	2	●	○	-	
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
地理学(地誌を含む。)	人文地理学・自然地理学	人文地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		人文地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
		自然地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		自然地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
	地誌	地誌学概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		地誌学概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
	[法学, 政治学]	アメリカ政治論	2	●	-	○	
		公共選択論	2	●	-	○	
		選挙制度論	2	●	-	○	
		ヨーロッパ政治論Ⅰ	2	●	-	○	
		ヨーロッパ政治論Ⅱ	2	●	-	○	
		東アジア政治論Ⅰ	2	●	-	○	
		東アジア政治論Ⅱ	2	●	-	○	
		政治学原論	2	◎	-	◎	
現代政治理論		2	◎	-	◎		
政治哲学		2	●	-	○		
政治制度論		2	●	-	○		
行政学Ⅰ		2	●	-	○		
行政学Ⅱ		2	●	-	○		
地方自治論Ⅰ		2	●	-	○		
地方自治論Ⅱ		2	●	-	○		
比較政治学		2	●	-	○		
国際政治学Ⅰ		2	●	-	◎		
国際政治学Ⅱ		2	●	-	◎		
日本政治論Ⅰ		2	●	-	○		
日本政治論Ⅱ		2	●	-	○		
憲法A(人権)		2	●	-	○		
憲法B(統治機構)		2	●	-	○		

法令上の区分		科目名	単位数	中学校		高校	
中学校	高校			社会	地理歴史	公民	
[法学, 政治学]	[法学, 政治学]	刑法Ⅰ	2	●	-	○	
		刑法Ⅱ	2	●	-	○	
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2	●	-	○	
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2	●	-	○	
		民法総則	2	●	-	○	
		物権・担保物権法	2	●	-	○	
		債権法総論	2	●	-	○	
		債権法各論	2	●	-	○	
		民法Ⅵ	2	●	-	○	
		民法Ⅶ	2	●	-	○	
		商法Ⅰ	4	●	-	○	
		立法過程論	2	●	-	○	
		国会論	2	●	-	○	
		地方自治法Ⅰ	2	●	-	○	
[社会学, 経済学]	[社会学, 経済学]	アメリカ経済論	2	●	-	○	
		ヨーロッパ経済論	2	●	-	○	
		東アジア経済論	2	●	-	○	
		地域開発論	2	●	-	○	
		産業立地論	2	●	-	○	
		ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	-	◎	
		マクロ経済学Ⅰ	2	◎	-	◎	
		ミクロ経済学Ⅱ	2	●	-	○	
		マクロ経済学Ⅱ	2	●	-	○	
		経済思想史Ⅰ	2	●	-	○	
		経済思想史Ⅱ	2	●	-	○	
		日本経済論Ⅰ	2	●	-	○	
		日本経済論Ⅱ	2	●	-	○	
		財政学Ⅰ	2	●	-	○	
財政学Ⅱ	2	●	-	○			
公共経済学Ⅰ	2	●	-	○			
公共経済学Ⅱ	2	●	-	○			
国際経済論Ⅰ	2	●	-	◎			
国際経済論Ⅱ	2	●	-	◎			
国際金融論Ⅰ	2	●	-	○			
国際金融論Ⅱ	2	●	-	○			
地方財政論Ⅰ	2	●	-	○			
地方財政論Ⅱ	2	●	-	○			
経済政策論	2	●	-	○			
[哲学, 倫理学, 宗教学]	[哲学, 倫理学, 宗教学]	哲学概論Ⅰ	2	○	-	○	◎
		哲学概論Ⅱ					
		倫理学概論Ⅰ					
		倫理学概論Ⅱ					
修得すべき単位数			36	32	32		

表(5) 新聞学科 [◎=必修科目 ○=選択必修科目 ●=選択科目]

【注意】 ガイダンス時やポータル等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		科目名	単位数	中学校		高校		
中学校	高校			社会	地理歴史	公民		
日本史・外国史	日本史	日本ジャーナリズム史Ⅰ	2	●	○	-		
		日本ジャーナリズム史Ⅱ	2	●	○	-		
		日本政治史Ⅰ	2	●	○	-		
		日本政治史Ⅱ	2	●	○	-		
		日本史概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
		日本史概論Ⅱ	2	◎	◎	-		
	外国史	外国ジャーナリズム史B	2	●	○	-		
		メディア史	2	●	○	-		
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	-		
		西洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
		西洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	-		
地理学(地誌を含む。)	人文地理学・自然地理学	人文地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
		人文地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	-		
		自然地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
		自然地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	-		
	地誌	地誌学概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
		地誌学概論Ⅱ	2	◎	◎	-		
「法学(国際法を含む。), 政治学(国際法を含む。), 政治学(国際法を含む。)」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際法を含む。), 政治学(国際法を含む。)」	商法Ⅰ	4	●	-	○		
		刑事訴訟法Ⅰ	4	●	-	○		
		民事訴訟法	4	●	-	○		
		ジャーナリズム倫理Ⅰ	2	●	-	○		
		ジャーナリズム倫理Ⅱ	2	●	-	○		
		憲法A(人権)	2	●	-	○		
		憲法B(統治機構)	2	●	-	○		
		民法Ⅵ	2	●	-	○		
		民法Ⅶ	2	●	-	○		
		民法総則	2	●	-	○		
		物権・担保物権法	2	●	-	○		
		債権法総論	2	●	-	○		
		債権法各論	2	●	-	○		
		刑事法Ⅰ	2	●	-	○		
		刑事法Ⅱ	2	●	-	○		
		比較憲法Ⅰ	2	●	-	○		
		比較憲法Ⅱ	2	●	-	○		
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	●	-	○		
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	●	-	○		
		知的財産法B(意匠)	2	●	-	○		
		知的財産法C(商標・不正競争)	2	●	-	○		
		知的財産法D(著作権)Ⅰ	2	●	-	○		
		知的財産法D(著作権)Ⅱ	2	●	-	○		
		知的財産法E(関連条約)Ⅰ	2	●	-	○		
		知的財産法E(関連条約)Ⅱ	2	●	-	○		
		国際関係法[公法系]AⅠ	2	●	-	○		
		国際関係法[公法系]AⅡ	2	●	-	○		
		日本政治論Ⅰ	2	●	-	○		
		日本政治論Ⅱ	2	●	-	○		
		政治学原論	2	◎	-	◎		
		現代政治理論	2	◎	-	◎		
		国際政治学Ⅰ	2	●	-	◎		
	「社会学, 経済学(国際法を含む。)」	「社会学, 経済学(国際法を含む。)」	国際政治学Ⅱ	2	●	-	◎	
			地方自治論Ⅰ	2	●	-	○	
			地方自治論Ⅱ	2	●	-	○	
			行政学Ⅰ	2	●	-	○	
			行政学Ⅱ	2	●	-	○	
			比較政治学	2	●	-	○	
			政治制度論	2	●	-	○	
			立法過程論	2	●	-	○	
			国会論	2	●	-	○	
			メディア法Ⅰ	2	●	-	○	
メディア法Ⅱ			2	●	-	○		
情報法Ⅰ			2	●	-	○		
情報法Ⅱ			2	●	-	○		
公共政策論			2	●	-	-		
情報通信政策			2	●	-	-		
メディア理論			2	●	-	○		
比較ジャーナリズム史			2	●	-	○		
異文化メディア			2	●	-	○		
グローバル・コミュニケーションⅠ			2	●	-	○		
グローバル・コミュニケーションⅡ			2	●	-	○		
メディア・コミュニケーションの科学A			2	●	-	○		
メディア・コミュニケーションの科学B			2	●	-	○		
コミュニケーションの科学A			2	●	-	○		
コミュニケーションの科学B			2	●	-	○		
ローカル/コミュニティ・メディアⅠ			2	●	-	○		
ローカル/コミュニティ・メディアⅡ			2	●	-	○		
メディア・ビジネス			2	●	-	○		
フォト・ジャーナリズム			2	●	-	○		
調査ジャーナリズム	2	●	-	○				
映像/デジタル・ジャーナリズムⅠ	2	●	-	○				
映像/デジタル・ジャーナリズムⅡ	2	●	-	○				
地域コミュニケーションA	2	●	-	○				
ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	-	◎				
マクロ経済学Ⅰ	2	◎	-	◎				
国際経済論Ⅰ	2	●	-	◎				
国際経済論Ⅱ	2	●	-	◎				
メディア/情報産業Ⅰ	2	●	-	○				
メディア/情報産業Ⅱ	2	●	-	○				
経営学Ⅰ	2	●	-	○				
経営学Ⅱ	2	●	-	○				
マーケティング論Ⅰ	2	●	-	○				
マーケティング論Ⅱ	2	●	-	○				
マーケティング戦略論Ⅰ	2	●	-	○				
マーケティング戦略論Ⅱ	2	●	-	○				
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲学概論Ⅰ	2	○	-	○		
		哲学概論Ⅱ						
		倫理学概論Ⅰ						
		倫理学概論Ⅱ						
修得するべき単位数				36	32	32		

表(5) 経営法学科〔◎=必修科目 ○=選択必修科目 ●=選択科目〕

【注意】ガイダンス時やポータル等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		科目名	単位数	中学校	高校	法令上の区分		科目名	単位数	中学校	高校
中学校	高校			社会	公民	中学校	高校			社会	公民
日本史・外国史		日本史概論Ⅰ	2	◎	-	「法学、政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	国際契約法Ⅰ	2	●	●
		日本史概論Ⅱ	2	◎	-			国際契約法Ⅱ	2	●	●
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	-			国際民事紛争処理法Ⅰ	2	●	●
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	-			国際民事紛争処理法Ⅱ	2	●	●
		西洋史概論Ⅰ	2	◎	-			外国法A(英米)Ⅰ	2	●	●
		西洋史概論Ⅱ	2	◎	-			外国法A(英米)Ⅱ	2	●	●
地理学(地誌を含む。)		人文地理学概論Ⅰ	2	◎	-			外国法A(独)Ⅰ	2	●	●
		人文地理学概論Ⅱ	2	◎	-			外国法A(独)Ⅱ	2	●	●
		自然地理学概論Ⅰ	2	◎	-			外国法A(仏)Ⅰ	2	●	●
		自然地理学概論Ⅱ	2	◎	-			外国法A(仏)Ⅱ	2	●	●
		地誌学概論Ⅰ	2	◎	-			外国法A(EU)Ⅰ	2	●	●
		地誌学概論Ⅱ	2	◎	-			外国法A(EU)Ⅱ	2	●	●
「法学、政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	民法Ⅰ	4	◎	◎			外国法A(アジア)Ⅰ	2	●	●
		民法Ⅱ	4	●	●			外国法A(アジア)Ⅱ	2	●	●
		民法Ⅲ	4	●	●			外国法B(英米)Ⅰ	2	●	●
		商法Ⅰ	4	●	●			外国法B(英米)Ⅱ	2	●	●
		商法Ⅲ	4	●	●			外国法B(独)Ⅰ	2	●	●
		民事訴訟法	4	●	●			外国法B(独)Ⅱ	2	●	●
		民事執行・保本法	4	●	●			外国法B(仏)Ⅰ	2	●	●
		憲法A(人権)	2	◎	◎			外国法B(仏)Ⅱ	2	●	●
		憲法B(統治機構)	2	◎	◎			外国法B(EU)Ⅰ	2	●	●
		民法Ⅳ	4	●	●			外国法B(EU)Ⅱ	2	●	●
		民法Ⅴ	4	●	●			外国法B(アジア)Ⅰ	2	●	●
		民法Ⅵ	2	●	●			外国法B(アジア)Ⅱ	2	●	●
		民法Ⅶ	2	●	●	外国法C(仏)Ⅰ	2	●	●		
		倒産法Ⅰ	2	●	●	外国法C(仏)Ⅱ	2	●	●		
		倒産法Ⅱ	2	●	●	メディア法Ⅰ	2	●	●		
		商法Ⅱ	2	◎	◎	メディア法Ⅱ	2	●	●		
		商法Ⅴ	2	◎	◎	情報法Ⅰ	2	●	●		
		商法Ⅳ	4	●	●	情報法Ⅱ	2	●	●		
		刑事法Ⅰ	2	◎	◎	国際経営論Ⅰ	2	●	●		
		刑事法Ⅱ	2	◎	◎	国際経営論Ⅱ	2	●	●		
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)	2	●	●	会計学Ⅰ	2	●	●		
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)	2	●	●	会計学Ⅱ	2	●	●		
		税法ⅡA(所得税法)	2	●	●	簿記原理Ⅰ	2	●	●		
		税法ⅡB(法人税法)	2	●	●	簿記原理Ⅱ	2	●	●		
		税法ⅢA(資産税法)	2	●	●	上級簿記論Ⅰ	2	●	●		
		税法ⅢB(消費・諸税法)	2	●	●	上級簿記論Ⅱ	2	●	●		
		企業会計法Ⅰ	2	●	●	経営学Ⅰ	2	●	●		
		企業会計法Ⅱ	2	●	●	経営学Ⅱ	2	●	●		
		企業法務Ⅰ	2	●	●	財務諸表論Ⅰ	2	●	●		
		企業法務Ⅱ	2	●	●	財務諸表論Ⅱ	2	●	●		
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	●	●	原価計算論Ⅰ	2	●	●		
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	●	●	原価計算論Ⅱ	2	●	●		
		知的財産法B(意匠)	2	●	●	監査論Ⅰ	2	●	●		
		知的財産法C(商標・不正競争)	2	●	●	監査論Ⅱ	2	●	●		
		知的財産法D(著作権)Ⅰ	2	●	●	マーケティング戦略論Ⅰ	2	●	●		
		知的財産法D(著作権)Ⅱ	2	●	●	マーケティング戦略論Ⅱ	2	●	●		
		知的財産法E(関連条約)Ⅰ	2	●	●	マーケティング論Ⅰ	2	●	●		
		知的財産法E(関連条約)Ⅱ	2	●	●	マーケティング論Ⅱ	2	●	●		
		知的財産政策	2	●	●	管理会計論Ⅰ	2	●	●		
		産学連携と知的財産Ⅰ	2	●	●	管理会計論Ⅱ	2	●	●		
		産学連携と知的財産Ⅱ	2	●	●	ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	◎		
		イノベーションと知的財産Ⅰ	2	●	●	マクロ経済学Ⅰ	2	◎	◎		
		イノベーションと知的財産Ⅱ	2	●	●	国際経済論Ⅰ	2	●	◎		
		労働法Ⅰ	2	●	●	国際経済論Ⅱ	2	●	◎		
		労働法Ⅱ	2	●	●	国際金融論Ⅰ	2	●	●		
		経済行政法Ⅰ	2	●	●	国際金融論Ⅱ	2	●	●		
		経済行政法Ⅱ	2	●	●	社会政策論Ⅰ	2	●	●		
		経済法Ⅰ	2	●	●	社会政策論Ⅱ	2	●	●		
		経済法Ⅱ	2	●	●	資本市場論Ⅰ	2	●	●		
		金融商品取引法Ⅰ	2	●	●	資本市場論Ⅱ	2	●	●		
		金融商品取引法Ⅱ	2	●	●	コミュニケーションの科学A	2	●	●		
		経済刑法Ⅰ	2	●	●	コミュニケーションの科学B	2	●	●		
経済刑法Ⅱ	2	●	●	経営組織論	2	●	●				
経営訴訟法Ⅰ	2	●	●	財務管理論	2	●	●				
経営訴訟法Ⅱ	2	●	●	経営分析論	2	●	●				
国際関係法(公法系)AⅠ	2	●	◎	哲学概論Ⅰ	哲学概論Ⅰ、Ⅱまたは倫理学概論Ⅰ、Ⅱいずれかの組み合わせ2科目4単位選択必修	2	○	○			
国際関係法(公法系)AⅡ	2	●	◎	哲学概論Ⅱ		2	○	○			
国際経済法Ⅰ	2	●	●	倫理学概論Ⅰ		2	○	○			
国際経済法Ⅱ	2	●	●	倫理学概論Ⅱ		2	○	○			
国際関係法(私法系)AⅠ	2	●	●								
国際関係法(私法系)AⅡ	2	●	●								
修得するべき単位数										48	32

表(5) 公共政策学科 [◎=必修科目 ○=選択必修科目 ●=選択科目]

【注意】 ガイダンス時やポータル等による通知の指示に従って履修してください。

法令上の区分		科目名	単位数	中学校		高校	
中学校	高校			社会	理数	公民	公民
日本史・外国史	日本史	日本史概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		日本史概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
		日本政治史Ⅰ	2	●	○	-	
		日本政治史Ⅱ	2	●	○	-	
		日本政治思想史Ⅰ	2	◎	○	-	
		日本政治思想史Ⅱ	2	●	○	-	
	外国史	経済史	2	●	○	-	
		西洋政治史Ⅰ	2	●	○	-	
		西洋政治史Ⅱ	2	●	○	-	
		西欧政治思想史Ⅰ	2	●	○	-	
		西欧政治思想史Ⅱ	2	●	○	-	
		国際関係史Ⅰ	2	◎	○	-	
		国際関係史Ⅱ	2	●	○	-	
		東洋史概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		東洋史概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
地理学(地誌を含む。)	人文地理学・自然地理学	人文地理学概論Ⅰ	2	◎	◎	-	
		人文地理学概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
自然地理学概論Ⅰ		2	◎	◎	-		
自然地理学概論Ⅱ		2	◎	◎	-		
地誌	地誌学概論Ⅰ	2	◎	◎	-		
		地誌学概論Ⅱ	2	◎	◎	-	
「法学, 政治学」	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	行政組織論	2	●	-	○	
		行政管理論	2	●	-	○	
		政策過程論	2	●	-	○	
		行政広報論	2	●	-	○	
		比較行政論	2	●	-	○	
		福祉政策	2	●	-	○	
		教育政策	2	●	-	○	
		都市政策	2	●	-	○	
		地域政策	2	●	-	○	
		農業政策	2	●	-	○	
		労働政策	2	●	-	○	
		警察政策	2	●	-	○	
		情報通信政策	2	●	-	○	
		運輸政策	2	●	-	○	
		観光政策	2	●	-	○	
		防衛政策	2	●	-	○	
		民法Ⅰ	4	●	-	○	
		民法Ⅱ	4	●	-	○	
		民法Ⅲ	4	●	-	○	
		民法Ⅳ	4	●	-	○	
		民法Ⅴ	4	●	-	○	
		商法Ⅰ	4	●	-	○	
		商法Ⅲ	4	●	-	○	
		商法Ⅳ	4	●	-	○	
		刑法Ⅰ	4	●	-	○	
		刑法Ⅱ	4	●	-	○	
		憲法A(人権)	2	●	-	○	
		憲法B(統治機構)	2	●	-	○	
		国際関係法〔公法系〕AⅠ	2	●	-	○	
		国際関係法〔公法系〕AⅡ	2	●	-	○	
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ)	2	●	-	○	
		税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ)	2	●	-	○	
		経済行政法Ⅰ	2	●	-	○	
		経済行政法Ⅱ	2	●	-	○	
		経済法Ⅰ	2	●	-	○	
		経済法Ⅱ	2	●	-	○	
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅰ	2	●	-	○	
		知的財産法A(特許・実用新案)Ⅱ	2	●	-	○	
		知的財産法B(意匠)	2	●	-	○	
		知的財産法C(商標・不正競争)	2	●	-	○	
「社会学, 経済学」	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	政治学原論	2	◎	-	◎	
		現代政治理論	2	◎	-	◎	
		行政学Ⅰ	2	●	-	○	
		行政学Ⅱ	2	●	-	○	
		公共政策論	2	●	-	○	
		地方自治論Ⅰ	2	●	-	○	
		地方自治論Ⅱ	2	●	-	○	
		現代行政論Ⅰ	2	●	-	○	
		現代行政論Ⅱ	2	●	-	○	
		国際政治学Ⅰ	2	●	-	◎	
		国際政治学Ⅱ	2	●	-	◎	
		政治哲学	2	●	-	○	
		政治制度論	2	●	-	○	
		地方自治法Ⅰ	2	●	-	○	
		地方自治法Ⅱ	2	●	-	○	
		民法Ⅵ	2	●	-	○	
		民法Ⅶ	2	●	-	○	
		商法Ⅱ	2	●	-	○	
		商法Ⅴ	2	●	-	○	
		刑事政策Ⅰ	2	●	-	○	
		刑事政策Ⅱ	2	●	-	○	
		少年法Ⅰ	2	●	-	○	
		少年法Ⅱ	2	●	-	○	
		社会保障法Ⅰ	2	●	-	○	
		社会保障法Ⅱ	2	●	-	○	
		労働法Ⅰ	2	●	-	○	
		労働法Ⅱ	2	●	-	○	
		男女共同参画論	2	●	-	○	
消防政策	2	●	-	○			
「社会学, 経済学」	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	経営管理論	2	●	-	○	
		経営組織論	2	●	-	○	
		財務管理論	2	●	-	○	
		経営分析論	2	●	-	○	
		ソーシャル・キャピタル論	2	●	-	○	
		ミクロ経済学Ⅰ	2	◎	-	◎	
		マクロ経済学Ⅰ	2	◎	-	◎	
		経済思想史Ⅰ	2	●	-	○	
		経済思想史Ⅱ	2	●	-	○	
		財政学Ⅰ	2	●	-	○	
		財政学Ⅱ	2	●	-	○	
		地方財政論Ⅰ	2	●	-	○	
地方財政論Ⅱ	2	●	-	○			
国際経済論Ⅰ	2	●	-	◎			
国際経済論Ⅱ	2	●	-	◎			
経済政策論	2	●	-	○			
社会保障論Ⅰ	2	●	-	○			
社会保障論Ⅱ	2	●	-	○			
経営学Ⅰ	2	●	-	○			
経営学Ⅱ	2	●	-	○			
会計学Ⅰ	2	●	-	○			
会計学Ⅱ	2	●	-	○			
公共経済学Ⅰ	2	●	-	○			
公共経済学Ⅱ	2	●	-	○			
社会政策論Ⅰ	2	●	-	○			
社会政策論Ⅱ	2	●	-	○			
国際金融論Ⅰ	2	●	-	○			
国際金融論Ⅱ	2	●	-	○			
「哲学, 倫理学, 宗教学」	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲学概論Ⅰ	2	○	-	○	
		哲学概論Ⅱ	2	○	-	○	
		倫理学概論Ⅰ	2	○	-	○	
		倫理学概論Ⅱ	2	○	-	○	
修得すべき単位数				36	32	32	

③-2 教科及び教科の指導法に関する科目【教科に関する専門的事項】(概論系科目)

前出表(5)に掲げる科目のうち教職課程独自の専門科目(概論系科目)は、以下の表(6)のとおりです。

表(6)

学 科 目 名	単位数	学年配当	履修上限単位数	卒業単位への算入
日 本 史 概 論 I	2	2	含まない	「I群からVII群までの中から選択する科目」もしくは「II群 総合科目」として認められる
日 本 史 概 論 II	2	2		
東 洋 史 概 論 I	2	2		
東 洋 史 概 論 II	2	2		
西 洋 史 概 論 I	2	2		
西 洋 史 概 論 II	2	2		
人 文 地 理 学 概 論 I	2	2		
人 文 地 理 学 概 論 II	2	2		
自 然 地 理 学 概 論 I	2	2		
自 然 地 理 学 概 論 II	2	2		
地 誌 学 概 論 I	2	2		
地 誌 学 概 論 II	2	2		
哲 学 概 論 I	2	2		
哲 学 概 論 II	2	2		
倫 理 学 概 論 I	2	2		
倫 理 学 概 論 II	2	2		

- これらの科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」とであるとともに、「II群総合科目」や「I群からVII群までの中から選択する科目」としても認められ、卒業所要単位に算入することができます。
- これらの科目は、取得しようとする免許によって修得するべき科目が異なるので、前出表(5)を参照し、よく確認して、間違いのないように履修してください。

③-3 教科及び教科の指導法に関する科目【各教科の指導法】

各教科の指導法は、以下の表(7)のとおりです。免許状の種類・教科別に「社会科・地理歴史科教育法 I」「社会科・地理歴史科教育法 II」「社会科・公民科教育法 I」「社会科・公民科教育法 II」(各2単位)の科目に区分され開講されます。これらの科目は、卒業所要単位には算入されません。

表(7)

免許状の種類・教科	2年次		3年次		必要修得単位数	履修上限単位数	卒業単位への算入
	社会科・地理歴史科教育法 I (2単位)	社会科・地理歴史科教育法 II (2単位)	社会科・公民科教育法 I (2単位)	社会科・公民科教育法 II (2単位)			
中学校(社会)	◎	◎	◎	◎	8	含まない	算入不可
高校(地歴)	◎	◎	-	-	4		
高校(公民)	-	-	◎	◎	4		

3. 履修カルテについて

「履修カルテ」は、教職課程科目履修1年目から教育職員免許状取得まで継続して作成するものであり、「教職実践演習（中・高）」を履修するにあたり、それまでの教職課程の履修状況を把握し、教員として必要な基礎的資質の取得状況を確認・自己評価するために役立つものです。履修カルテの作成については、教職課程ガイドランスにて詳しく説明するので、必ず出席してください。

4. 教育実習について

「教育実習」は、4年次生で教育実習参加の要件を充足した者について、毎年5月中旬から11月下旬までの間に中学校・高等学校において実施されます。教育実習の単位は、中学校の免許状を取得する場合、または中学校と高等学校の両方の免許状を取得する場合、実習校において3週間以上（前出表(4)の「教育実習Ⅰ」を履修したことになる）、高等学校のみの免許状を取得する場合、2週間以上（前出表(4)の「教育実習Ⅱ」を履修したことになる）教員としての実務（授業その他の教育活動）に就き、所定の成績評価を得た場合、修得できます。

近年の教育界の動向を考えると、3週間以上の「教育実習Ⅰ」を履修することを勧めます。

なお、教育実習期間中、大学の授業は欠席を余儀なくされ、また、就職活動の妨げとなったり、公務員採用試験等が受験できなくなる可能性があるため、各自留意してください。

① 教育実習参加の要件

教育実習に参加するには、以下(1)～(3)すべての要件を充足するとともに、意欲的に教職課程の履修に取り組んでいる学生のみ、実習資格が認められます。

- (1) 3年次終了時点で、卒業に必要とされる共通科目、総合科目、外国語科目、体育実技科目、および専門基幹科目の単位を修得済みの学生。
- (2) 3・4年次に開講される「教育実習事前・事後指導」のうち3年次の「教育実習事前指導」を全て受講した学生。
- (3) 3年次終了時点で、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「現代教職論」を含めて5科目以上の単位を修得済みの学生。

5. 教育実習までの諸手続

教育実習を実施するまでには、実習希望者、大学、実習校、教育委員会等の間で綿密な打ち合わせ、事務手続等が要求されます。実習希望者は、自己の立場をよく理解し、教務課掲示板及びポータルシステムに留意し、期日の厳守、報告等を怠らないようにしてください。また、教育実習ガイドランス（事務手続の説明を含む）が随時行われます。開催日等については、別途教務課掲示板及びポータルシステムにて指示するので留意してください。

① 教育実習参加予備調査（2年次生、12月）

2年次生を対象に、翌々年度の教育実習参加希望の予備調査を行います。これは、教育実習実施について教育委員会等に届け出を行うための重要な調査ですので、期日を厳守して必ず予備調査書を提出してください。予備調査書の提出を怠った場合、教育実習参加の申込みができないので、注意してください。

なお、実習校から内諾書が提出された後に、学生個人の都合による教育実習辞退は認められません。

② 教育実習参加申込み（3年次生、10月）

3年次生を対象に、10月中旬に予備調査の手続完了者による正式な教育実習参加の申込みを受け付けます。手続きについては、必要書類の提出の他に、教育実習費が必要となります。

〈教育実習費〉

「教育実習Ⅰ」履修者は、25,000円（うち5,000円は事務手数料）、「教育実習Ⅱ」履修者は、15,000円（うち5,000円は事務手数料）を徴収します。実習校によっては、実習費が指定される場合があります。

※実習費を返金する場合、事務手数料を除いた金額を返金します。

6. 介護等体験について

中学校教諭の免許状を取得する要件として、「介護等体験」が義務付けられています。「介護等体験」を行うにあたってのガイダンス開催日、受入れ施設の種類及び手続の方法等詳細については、別途教務課掲示板及びポータルシステムにて指示するので留意してください。

- ① 「介護等体験」とは、18歳に達した後、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）と社会福祉施設等で行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助の他、話し相手、散歩等の付添などの交流、あるいは掃除・洗濯等の業務の補助など様々な内容（分野）を実体験することを言います。
- ② 介護等体験の期間は、7日間とします（特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間の体験。ただし、7日間を超えても差し支えない）。
なお、3年次生で介護等体験を終了してください。
- ③ 卒業単位修得状況によっては、「介護等体験」を行わせない可能性があります。

7. 教育職員免許状の申請

教職課程科目の単位を充足し、卒業と同時に教育職員免許状取得を希望する学生は、学部で一括して東京都教育委員会に授与申請を行うので、遅滞なく手続きをしてください（4年次生にて6月に事前登録手続、11月に本申請手続を行います）。

本申請手続時には、免許状申請料として、1教科につき3,600円を徴収します。

なお、期間内に手続きをしない学生は個人申請となり、卒業後本人の居住する都道府県各教育委員会で授与申請をすることになります。

8. 教育職員採用試験

現在、教育職員採用は、各都道府県および政令指定都市の教育委員会、私立学校協会等において、各々独自の方式により行われています。詳細は、各自で教育委員会等に問い合わせてください。

9. 教職課程ガイダンスの出席について

教職課程の科目は、1年次生から履修することができます。しかし、教育職員免許状を取得するためには、卒業要件の修得単位数を越える単位数を修得しなければなりません。したがって、この「学部要覧」を熟読して、しっかりと自分の意志を固めてから履修してください。そのために、毎年度4月に開催される教職課程ガイダンス（教職課程履修のための全般的な注意等）を必ず受講し、卒業時に教育職員免許状を取得できるよう計画をたてることが重要です。

また、教職課程ガイダンスについては、「介護等体験に関するガイダンス」や、「教育実習に関するガイダンス」など多くのものが開催されるので、常に教務課掲示板及びポータルシステムに注意してください。

1. 学生証

学生証は、日本大学法学部学生の身分を証明するものです。また、図書館の入館証も兼ねています。学生証は、各課の窓口で、諸手続を行う時や定期試験を受験する時、その他、さまざまな機会で見せられることがあるので、常に携帯しなければなりません。学生証は、極めて大切なものなので、紛失・破損のないように注意してください（スマートフォンケースのマグネット部分など、磁気の強いものへは近づけないようにしてください）。

- ① 学生証は、入学時に交付したものを在学期間中継続して使用します。ただし、裏面のシールは毎年度、貼り替えます。
- ② 学生証を他人に貸したり、使用させてはいけません。
- ③ 学生証を不正な目的で使用してはなりません。
- ④ 学生証を紛失・破損した場合は、学生課にて拾得物の確認後、速やかに教務課に届け出て、再交付の手続きを行ってください。
- ⑤ 記入事項（現住所）の変更があった場合は、学生課に届け出て裏面シールの訂正をしてください。
- ⑥ 卒業時、退学時等には、学生証を必ず返還しなければなりません。

2. 学籍

入学手続時に登録した学籍内容は、学生の身分に関する事項を含む重要な内容なので、在学中はもちろんのこと、卒業後も大学に保管されます。

したがって、在学中に現住所・氏名・保証人（父母）に関する事項などに異動があった時は、速やかに事務局に変更の届出をしなければなりません。

(13. 各種届（願）出一覧)

3. 学生番号

学生番号は、入学時に決定されます（学生証に記載された番号）。

- ① 学生番号は、転部科等の異動がない限り卒業まで変わりません。
- ② 在学中の学内における諸手続は、学科・学年・氏名に加え、必ず学生番号を明記しなければなりません。
- ③ 学生番号は7桁で構成されています。

(例) 法律学科 1910999番の場合

<u>19</u>	<u>1</u>	0	<u>999</u>
↑	↑		↑
入学年	学科		個人番号

学科番号

[第一部 法律学科… 1	政治経済学科… 2	新聞学科… 3
	経営法学科… 4	公共政策学科… 5	
第二部 法律学科… 6			

4. 伝達事項

- (1) 学生の皆さんに対する連絡事項等は原則として掲示によって行いますので、登・下校の際必ず掲示板を見て確認してください。掲示板は各課毎に分かれていますので見落としのないよう注意してください。

- (2) 日本大学法学部ポータルシステム
「日本大学法学部ホームページ」
トップページより、「在学生の方へ」→「ポータルサイト」をクリック
「休講」「補講」「講堂変更」「レポート」など、学外からでもパソコンやスマートフォンなどから様々な情報を得ることが可能です。
科目を担当する教員や事務局からのお知らせ・呼び出しなど、重要な事項を配信しますので、必ず利用してください。

5. 学費の納入

- (1) 授業料等学費の納入期限
学部第一部・学部第二部の前学期授業料等学費の納入期限は4月30日、後学期学費の納入期限は9月30日です。
※納入期限が銀行休業日の場合は前営業日となります。
- (2) 授業料等学費の納入方法
学費の振込は、前学期は4月上旬、後学期は9月上旬に学費支弁者宛に郵送する振込用紙を使用して、納入期限内に金融機関より振込みしてください。
- (3) 納入が困難な場合は、必ず期限前に会計課に申し出てください。

6. 休 学

病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態の者は、願い出により許可を得て、休学することができます。

- ① 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、「休学願」（教務課備付けの本学部所定用紙）に保証人連署の上、教務課に提出し、許可を得なければなりません。
- ② 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年数の半数を超えることができません。許可される休学期間は当該学期末もしくは年度末（3月31日）までです。
- ③ 原則として、入学年度は休学することができません。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由がある場合に限り休学を認めることがあります。
- ④ 休学期間は、修業年数には算入されません。
- ⑤ 休学期間中の授業料等学費は、減免されます。減免額についてはその願い出た日により異なります。
- ⑥ 休学期間が満了する時は、「復学願」を提出しなければなりません。更に休学する場合は、「復学願」を提出の後、再度「休学願」を提出し、許可を得なければなりません。
- ⑦ 休学者は、学期の始めでなければ復学することができません。

※休学中の学費については、以下のとおりです。

【通年休学の場合】

休学願の提出日		4/1～5/31	6/1～11/30
前学期分学費	在籍料	納 入	—
	授業料	—	納 入
	施設設備資金	—	納 入
	後援会費	納 入	納 入
	校友会費（準会員）	—	—
後学期分学費	在籍料	納 入	納 入
	授業料	—	—
	施設設備資金	—	—
	後援会費	納 入	納 入

【前学期半期休学の場合】

	休学願の提出日	4/1～5/31
前学期分学費	在籍料	納 入
	授業料	—
	施設設備資金	—
	後援会費	納 入
	校友会費（準会員）	—

【後学期半期休学の場合】

	休学願の提出日	10/1～11/30
後学期分学費	在籍料	納 入
	授業料	—
	施設設備資金	—
	後援会費	納 入

1. 在籍料は半期6万円です。
2. 通年休学の場合、前学期納入済過納学費は、後学期に振替えて充当します。
半期休学の場合の、当該学期納入済過納学費については返還します。
3. 退学等により、学籍を失った場合の過納学費は返還しません。
4. 後援会費については、第一部のみ必要で、第二部は不要です。

7. 復 学

休学期間が満了する時に、再び修学する場合は、「復学願」を提出し、許可を得なければなりません。

- ① 休学期間が満了する前に、教務課より復学に関する手続要項とともに、「復学願」を送付します。復学する場合は、「復学願」を保証人連署の上、所定の期間内に教務課に提出し、許可を得なければなりません。
- ② 復学が許可された場合は、翌学期の1日付の復学となります。
- ③ 所定の期間内に「復学願」を提出しない場合、修学の意思がないものとみなし、除籍となることがあるので注意してください。

8. 退 学

病気その他やむをえない事由のため、退学しようとする者は、「退学願」（教務課備付け）に保証人連署の上、学生証を添えて、教務課に提出し、許可を得なければなりません。

9. 除 籍

所定の期間内に学費を納入しない者（学則第30条）、故なくして欠席が長期にわたる者（学則第31条）、在籍年数が8年を超える者（学則第21条）は除籍となり、本学学生の身分を失います。

10. 再 入 学

正当な理由で退学した者が、再び学業を続けようとする時は、定められた期間内に所定の手続をし、選考を受けて再入学することができます。再入学を希望する場合は、出願資格等が定められているので法学部入学センターへ問い合わせてください。

11. 転科・転部（第一部・二部間）

転科とは、本学部第一部内での学科の学籍異動をいいます。

転部（第一部・二部間）とは、本学部の第一部より第二部、又は第二部より第一部への学籍異動をいいます。

- ① 転科又は転部（第一部・二部間）希望者の選考は、1年次から2年次及び2年次から3年次になる時に行われます。

- ② 選考時の後学期末試験までの成績（累積）が、選考に重要な条件となるので、日常の勉学に励むようにしてください。
- ③ 転科・転部（第一部・二部間）を希望する場合は、出願資格等が毎年定められるので、法学部ホームページにて確認してください。問い合わせ先は入学センターです。

12. 懲 戒

学生の本分にもとる行為があった場合は、退学その他の処分が行われます。定期試験における不正行為（カンニング等）も処分の対象です。

（日本大学学則より抜粋）

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

13. 各種手続き

各種届（願）出一覧

種 別	担当課	本人・保証人 署名捺印	備 考
休 学 願	教務課	要	休学せざるをえない事実を証明する書類の提出を求める場合がある
復 学 願		要	
退 学 願		要	
氏 名 変 更 届		不要	氏名を確認できる記載事項証明を添付すること
父母氏名変更届		不要	氏名を確認できる記載事項証明を添付すること
学生証再交付願		要（本人のみ）	
本人住所変更届	学生課	不要	法学部ポータルシステムにて申請
父母住所変更届		不要	法学部ポータルシステムにて申請

※各種届（願）の用紙は、担当課に備え付けてあります。

なお、この他の各種届については「各種手続・配布物一覧表」を参照してください。

注意事項

※学生への連絡は「掲示」と「ポータルシステム」によって行いますので、常に確認するように心掛けてください。

※特に、履修登録、受験届、レポート、ゼミナール論文、学籍に関する諸届の掲示については、注意深く確認して提出期限を厳守するようにしてください。

※個別の連絡、急を要する連絡を電話で行うことがあります。学校の電話番号を登録し、学校からの電話には必ず出るようにしてください。

窓口事務取扱時間

窓口の事務取扱時間は、特別の場合（夏季休業期間等）を除き次のとおりです。
なお、変更する場合は事前に掲示やポータルシステムにより周知します。

	教務課・学生課	教務課・学生課 (時間外総合受付)	会計課	就職指導課
月～金曜日	9：00～18：00	18：00～20：00	9：00～18：00	9：00～19：00
土曜日	9：00～13：00	13：00～18：00	9：00～13：00	9：00～13：00

14. 証明書自動発行機

在学証明書・成績証明書・卒業見込証明書・学割証・健康診断証明書については、本館1階事務局に設置されている証明書自動発行機にて発行が可能です。

なお、卒業見込証明書を発行するには、発行時期により以下のとおり必要単位数が定められていますので注意してください。

発行時期	必要単位数
4年次前学期	3年次終了時点で最低88単位
4年次後学期	4年次前学期終了時点で最低102単位

証明書自動発行機を使用する際は、学生証・手数料・パスワードがそれぞれ必要です。手数料については、巻末の証明書発行等手数料一覧を参照してください。また、パスワードの初期値は生年月日の下4桁に設定されており、必ず、初回操作時に任意の数字4桁に変更するようにしてください（誕生日が平成10年4月10日の人のパスワードは『0410』に設定されています。）

15. 通学定期券

(1) 購入方法

通学定期を購入する場合は、学生証裏面シールに「学生番号」・「氏名」・「現住所」及び「通学区間」（乗り換え駅は必ず経路欄に記入）を記入し、合わせて学生課に備え付けの「通学定期乗車券発行控」に必要事項を記入の上学生課へ持参し、『経路確認印』を受けることで、JR・私鉄各線の通学定期券を購入することができます。

（経路確認印のないものは無効です）

また、以後、同一年度内に継続して同じ経路を購入する場合は学生証裏面シールのみで購入することができます。（年度内の経路変更は、住所変更の場合を除き認めていません。効率的な経路を年度の初めに設定し「通学定期乗車券発行控」を届け出てください）。なお、都営線・新幹線・バス等を利用する場合は、別途、学生課にて「通学証明書」を発行しています。

さらに教育実習などのために大学最寄駅以外の区間の「実習用通学定期券」が必要な場合、実習開始の3週間前までに学生課で手続きをする必要があります。

(2) 通学区間

通学が認められる区間及び経路は、大学へ届け出ている現住所（1人につき1箇所のみ）の最寄駅から大学最寄駅（原則として、水道橋・後樂園・神保町・九段下）までの区間で、最短営業距離・最安運賃・最短時間のいずれかに該当する場合のみに限られます。なお、アルバイト及び課外活動（クラブ活動）等、卒業（修了）に必要な単位修得以外の目的で通学定期券を購入することはできません。

(3) 通学定期が無効となる場合

適正でない区間の通学定期券を購入・使用した場合や以下に挙げる事象が発生したとき、鉄道会社の定める旅客営業規則（運送約款）に基づき、旅客運賃・増

運賃を請求されるとともに、当該学生は通学定期券の発行停止及び学則により処分の対象となります。

- ① 事実を偽って購入したとき。
- ② 定期券の表面に表示された事項を消去、または改変して使用したとき。
- ③ 使用資格が消失したとき。(学籍を消失したとき)
- ④ 学生証を携帯していないとき。
- ⑤ 区間の連続していない2枚以上の定期券を使用しその各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき(キセル乗車)、または片方が普通乗車券、または回数券の場合も無効となります。
- ⑥ その他、不正乗車の手段として使用したとき。

(4) 平成31年度の通学定期購入について

以下の要件を満たす場合、3月中に4月からの通学定期を購入することが出来ます。

- ① 平成30年度の学年が1年～3年生であること。
- ② 学生証裏面の内容(住所及び通学経路)に変更がないこと。

学生証及び手元にある通学定期券を持参して、係員のいる駅窓口で購入してください。これにより4月の駅窓口混雑時を避けることができますので、在学学生はこの制度を利用して下さい。(一部鉄道会社を除く)

16. 通学手段についての注意

法学部神田三崎町キャンパスは市街地にあり、自動車・自動二輪車等での通学は、車両事故、騒音公害、道路混雑の原因となり、他の学生、地域住民への迷惑となるので禁止しています。また、自転車通学についても同様に車両事故の危険が高く、駐輪施設もないことから禁止しています。

法学部大宮キャンパスも自動車・自動二輪者及び自転車による通学(体育実技等)を原則として禁止しています。

17. 学生旅客運賃割引証

通常「学割」と称されている割引証は、旅客鉄道会社等が指定した学校の学生が、実習または帰省等で利用区間(鉄道と航路を含む)の片道が、101キロ以上ある場合、運賃が2割引(特急料金は対象外)となります。なお、学割は自動発行機により発行されます。

- ① 発行枚数は原則として年度内10枚以内です。
- ② 発行は一度に2枚以内とし、1週間を経過しないと次回の発行を受けることができません。
- ③ 有効期間は発行の日から3か月間です。
- ④ 「学割」を年度内10枚使用していない場合でも、残余枚数を翌年度に加算することはできません。
- ⑤ 就職試験に利用するとき限り、年度内10枚の枠を超えて特別に「学割」の発行を受けることができます。ただし、その証明となる書類(企業・官庁等からの本人あての呼出状、あるいは受験票)を添えて学生課へ申し込んでください。
- ⑥ 「学割」は、申請者のみ使用することができ、他人への譲渡は認められません。万一、不正使用した場合、使用者は割増運賃を科せられ、大学に対しては、割引制度の取消し並びに大学保管の「学割」回収等の処分がなされます。大学及び学友に多大な迷惑を掛けることになるため、不正利用は絶対にしないようにしてください。

18. 保健室

本館2階の124講堂の隣にあります。

看護師が常駐し、学内でのけがや急病に対して応急的な処置を行います。

毎週火曜日と金曜日は、学校医による健康相談を行っています。

内服薬は用意していないので、必要な薬は各自で所持するか、薬局で購入してください。

開室時間

平日 9:00～18:00

土曜日 9:00～13:00

※学校医の在室時間と保健室開室時間の変更等は保健室前に掲示にてお知らせします。

19. 学生支援室

皆さんが学生生活を送るにあたり直面する学業問題、経済問題、人生問題、就職問題、家庭問題、アパート問題などの広い領域にわたって担当教職員とカウンセラーが相談に応じます。場所は本館2階正面入り口横（保健室内）に設置されています。開室時間は保険室前に提示するので確認してください。

20. 定期健康診断

全学生を対象とした定期健康診断の実施は、学校保健安全法で定められています。毎年必ず全員受診しなければなりません。定期健康診断を受診できなかった場合は、自己負担にて医療機関で健康診断を受診することになります。

- ① 定期健康診断は4月1週目の授業開始前に実施します。詳細な日程は、掲示・ポータルサイトでお知らせします。
- ② 定期健康診断の結果が「異常なし」の場合は、5月上旬より自動発行機で健康診断証明書の発行ができるようになります。何らかの理由で発行できない場合は、保健室で相談してください（医療機関の受診が必要等の理由で、健康診断証明書発行に時間がかかる場合があります）。
- ③ 定期健康診断の結果が「要精密検査」等の場合は、学校医による診察や、医療機関の紹介等を行い、健康増進のためのお手伝いをします。
- ④ 定期健康診断の結果は、6月中旬頃に学生本人宛てに郵送予定です。

21. 傷害事故

正課中や課外教育中あるいは課外活動中の傷害事故等について、学生が次に掲げる事故により負傷した場合、治療費の全額又は一部が支給されます（ただし、その原因が故意または重過失による場合を除く）。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院・学部を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科・ゼミナール等が、あらかじめ所定の手続きにより届出をして行った課外教育中に発生した事故
- ④ 正式に団体届をした団体が、あらかじめ所定の手続きにより届出をして行った課外活動中の事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

そうした事故に遭った場合は、事故の状況等について速やかに学生課へ報告してください。

なお、詳細については、学生課へ問い合わせてください。

22. 学生教育研究災害傷害保険について

法学部では、大学院を含む全学生について、日本大学法学部並びに法学部後援会の補助により、公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に

一括加入しています。この保険は、以下の場合に発生した事故により、学生が死亡、または怪我をした場合に適用される補償制度です。

- ① 正課中
- ② 学校行事に参加している間
- ③ 上記以外で学校施設内にいる間
- ④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間
- ⑤ 通学中
- ⑥ 学校施設等相互間の移動中

そうした事故に遭った者は、事故の状況等について速やかに学生課へ報告してください。また、事故発生日から30日以内に事故通知ハガキにより、保険会社へ通知する必要があるので留意してください。

なお、詳細については、学生課へ問い合わせてください。

23. 健康保険

普段健康で身体に自信があっても、いつ病気にかかるか分からないため、保険証を用意しておいてください。親元から離れて生活している皆さんは、「保険証」またはこれに代わる証明書（遠隔地被保険者証）を常に所持するようにしてください。「遠隔地被保険者証」は在学証明書（自動発行機で発行可）を添えて市区町村役場・事業所などに申し込むと交付されます。

保険の種類	必要書類	提出先
国民健康保険	①在学証明書 ②居住証明書	被保険者（父母）の住む市区町村役場（印鑑持参）
健康保険等（会社、学校、官庁等）	① } 同 じ ② }	被保険者（父母）の勤務先

24. 厚生施設・セミナーハウス

大学本部及び各学部が管理・運営する厚生施設及びセミナーハウスは、所定の申込手続きを経て使用できる施設です。法学部学生がこれらの施設の使用を希望する場合は学生課まで申し出てください。

〔使用手続き〕

(1) 予約

使用申込者は、使用したい施設名称を申し出て、「厚生施設予約申込書」を受領し、その場で必要事項（使用期間・男女別人数等）を記入のうえ提出し、予約を行います。なお、空室状況だけの問い合わせには応じられません。

(2) 予約の内定

予約の内定ができた段階で、学生課から申込者に連絡を行います。

(3) 使用申請

申込者は、「厚生施設使用申請書」を受領し、必要事項を記入（引率教職員連署）のうえ、使用期日の10日前までに、使用者全員の名簿及び使用料金を添えて学生課へ申し込むようにしてください。

なお、教職員が引率しない場合は、学生の中から1名の責任者を選出し、その者の署名をもって申し込んでください。ただし、本部以外の各学部が管理する施設は、引率教職員がいなければ使用できません。

他施設等詳細は、「日本大学厚生施設案内」（入学時に配布）を参照してください。なお、申請時期により抽選となる場合がありますので、注意してください。

25. サークル活動

本学部には公認・準公認サークルが合わせて100団体以上あり、団体ごとに活動内容・活動場所を決めて活動を行っています。毎年11月に開催する法学部祭「法桜祭」では、サークル参加団体が模擬店等の出店や出し物の披露などを行っています。

学内だけでなく学外でも交友関係を広げ、豊かな人間関係の形成を図ることもできるものであり、大学生活がより一層有意義なものになるものと思います。各サークルについての詳細はキャンパスガイドをご覧ください。

26. キャンパス内における政治・宗教活動の禁止について

キャンパス内において、特定の政治活動や、あらゆる宗教団体の伝道・布教活動は禁止されています。もしも、大学構内にて勧誘された場合は速やかに学生課まで報告・相談してください。

27. 住まいの紹介

一人暮らしを希望する学生に対して、法学部ホームページにて情報提供しています。日本大学事業部が管理運営する日本大学学生寮を始め、株式会社共立メンテナンスが展開する学生会館を紹介しています。また、日本大学指定不動産業者として日大生専用窓口を設けて対応している株式会社レオパレス21の検索サイトに進むバナーがあります。

<https://www.law.nihon-u.ac.jp/life/dormitory.html>

28. アルバイトの紹介

アルバイトをする際は、学業や健康面を十分考慮してください。

学生課では、本館東口側事務局入口横の掲示板にてアルバイトを紹介しています。例年12月には日本大学が実施している入学試験の補助学生アルバイト（受験生誘導等）を募集しています。

また、明らかに怪しいアルバイトを紹介された場合等は、トラブルに巻き込まれる前に直ちに学生課まで相談してください。

学校には相談しにくいような、労働条件・給料等の悩みや相談がある人は、最寄りの【労働基準監督署】や【労働条件・相談ホットライン0120-811-610】という相談先もあります。

29. 遺失物・拾得物

大学構内で物品・金銭を拾得した場合は、直ちに学生課へ届け出るようにしてください。届け出られた物品・金銭は、学生課で拾得日より原則3か月間保管しています。また、拾得物の有無の確認は電話ではなく直接窓口にお問い合わせください。

30. 分煙について

タバコは「完全分煙」を実施しています（電子タバコを含め）。受動喫煙防止のため、喫煙者は非喫煙者の立場で考えて、ルールを遵守してください。

また、千代田区は生活環境条例により路上喫煙禁止区域です（2000円の過料処分です）。近隣住民に迷惑をかけることの無いよう、以下の学内喫煙場所を利用してください。

学内喫煙場所以外は、全て禁煙です。

法学部神田三崎町キャンパス	2号館：1階北側屋外広場 2階，4階，6階リフレッシュコーナー 6号館：1階喫煙コーナー 10号館：2階学生ホール喫煙コーナー 9階屋上テラス
法学部大宮キャンパス	屋外の指定喫煙場所

31. 振り込め詐欺・悪徳商法等に注意

電話等で相手を騙し金銭を要求する【振り込め詐欺】、近年は『時給のいいアルバイトがある』、『〇〇駅に行って荷物を受け取るだけで〇万円もらえます』と言われ、気が付かないうちに【受け取り役】になっていたという例もあります。気が付かなくても犯罪です。また、楽をして稼げるアルバイトはありません！

『楽しいサークルがあるから来てみない』といって電話で呼び出す【アポイントセールス商法】、『アンケートに答えてほしい』といって路上で声をかけ、事業所などに同行させる【キャッチセールス商法】、サークル内・アルバイト先などの知り合いを利用した【マルチ商法】、携帯電話に突然Eメールが届く【架空・不当請求】等の被害やトラブルが急増しているので十分に注意するようにしてください。

対策としては、直ぐに自分の連絡先等の個人情報を教えないことです。また、家族との連絡を日頃から密にしてください。

何か不審なことがあれば、学生課や学生支援室に連絡・相談してください。

なお、加入・契約等をして困った時に、入会後や契約後でも違約金を支払わずに解約できる方法として【クーリング・オフ】という制度があります。制度については、地方公共団体が設置している【消費生活センター】や【消費生活相談窓口】が受け付けています。また、【消費者ホットライン188】も利用できます。

32. SNSの利用に注意

Twitter、Instagram等のSNSの利用において、不適切な表現で特定個人・団体等に対して予想外の誤解を与え、その軽率な言動の結果として、自分自身に不利益を招くケースが発生しています。

それは、あなた自身の思いやりの無さ、口の軽さ、表現力の乏しさ、想像力の貧しさ、危機管理能力の低さを全世界に発信しています。

他人事とは思わず、日本大学の学生として、責任を持って行動してください。

33. 設備、備品類の保全

大学の建物、設備、机、椅子、その他の備品類は、全学生が利用するものです。大切に利用し、保全を心掛けてください。これらを破損、汚損したときは、直ちに事務窓口申し出てください。なお、故意による破損等の場合は、その補修費の弁償を求めることがあります。

34. 携帯電話等の使用

携帯電話・スマートフォン・タブレット等を使用する場合は、他人の迷惑にならないように注意してください。特に授業中は、講義の妨げになるので電源を切る等の対応をしてください。また、校舎内のコンセントから無断で充電することは電気窃盗（盗電）と呼ばれ、禁止されています。

35. パソコンの利用

図書館2階メディア教育センターには、法学部生・大学院生などが利用できるパソコンがあります。利用を希望する者は、各場所の受付係員に利用方法を確認のうえ、利用してください。なお、大学の行事等により、利用時間の短縮または利用できない場合もあるので掲示等で確認してください。

法学部情報ネットワーク (COLNet) について

COLNetとは

法学部には、COLNet (College Of Law Network) という情報ネットワークがあります。COLNetは、単にパソコンを利用した授業に対応するためだけのものではなく、法学部におけるすべての学生と教職員の教育・研究活動を支援促進するために設けられたコンピュータ・ネットワークを通じたコミュニケーション・ツールです。これを通じて、学部内外で、パソコンやインターネット・電子メール等の利用ができます。詳しくは、学部内サイト上に掲載されている『COLNet利用規定』及び入学ガイダンスの際に配布される資料を熟読してください。

「日本大学法学部情報ネットワーク利用内規」

COLNetの利用に際しては、刑罰法令に触れる行為やネット上のエチケット(「ネチケット」)に反する行為をしてはいけません。それが、ネットワーク全体に迷惑を及ぼすことがあることを肝に銘じた上で、各自の目的に応じて積極的に活用してください。また、このことは、LINEやTwitterなどのインターネット上の交流サイトであるSNS (Social Networking Service) を利用する場合も同様です。法学部では、法令違反やネチケットに反する行為の予防と、ネットワークの適正な管理、運営及び利用の確保のために、「日本大学法学部情報ネットワーク利用内規」(以下、「利用内規」)を定め、COLNet設置の趣旨目的に反する行為を行った利用者に対して利用停止の措置をとるなどの厳しい態度でのぞんでいます。この「利用内規」とネチケット等の情報倫理については、学部内サイト上に掲載の『COLNet利用規定』を参照してください。

利用できるサービス

COLNet上で利用できるサービスは、以下のようにさまざまです。

COLNetの利用

コンピュータを利用するにはユーザIDが必要です。「利用内規」を遵守するという利用誓約書の提出により使用が可能となります(一定期間内に初期パスワードの変更が必要です)。「利用内規」においてユーザIDの貸借を禁止しているので厳守してください。

電子メールの利用

メールシステムはWebメールを採用しているので、学部内外を問わずインターネットが利用可能な環境であればどこからでも、メールを送受信できます。課題の送受信や就職活動などにぜひ利用してください。

ネットワークドライブの利用

COLNet上のサーバを利用の際には、次の2つの領域の利用が可能です。

1. 個人専用フォルダ (Z: 個人用のデータを保管するための場所・個人割当容量500MB)
2. 学生教員共有フォルダ (Y: 学生と教員との課題提示・提出用の場所)

無線LANの利用

学部内の教室やホール、食堂等で無線LANによるインターネットの閲覧やメールの送受信が可能です。利用を希望する人は、学部内サイト上に掲載の、無線LAN設定を参照してください。

COLNetリモートアクセスの利用

COLNetリモートアクセスとは、Webブラウザとサーバ間の通信を暗号化し、安全に学部内のサーバに接続できる仕組みです。このサービスは、自宅やイン

ターネットカフェ等の学部外からでも利用でき、個人専用フォルダや学生教員共有フォルダなどにデータをアップロードやダウンロードをすることが可能になります。レポート課題の提出等に利用できます。

印刷枚数

本学部内のプリンタによる印刷については枚数制限があります。枚数を減らすよう工夫しながら印刷してください。また、1台のプリンタを複数のパソコンで共有しているので、大量の印刷、同一資料の複数印刷など、他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。

利用できる場所

パソコンを利用できる場所

パソコンは、2号館、10号館、図書館にあります。これらは原則として授業用に使用されます。このうち、学生が自習等で自由に利用できるパソコンは、図書館（2階メディア教育センター／3階～6階の個人ブース／7階ラーニング・コモンズ）にあります。

奨学金制度

1. 日本大学特待生制度

特待生制度とは、学業成績が優秀で、品行方正な学生（1年次生を除く）を選考して特待生として奨学金を授与するものです。

- ① 特待生の選考については、1次選考として学業成績の優秀な者を選考し、2次選考として面接を行い、その人物を選考しています。選考対象となるためには、最低、以下の単位数を修得する必要があります。また、特待生選考対象者は毎年4月に、本館1階教務課掲示板及びポータルシステム（対象者のみ）にて発表します。

学年	2年次生	3年次生	4年次生
修得単位数	34単位	68単位	102単位

- ② 特待生は甲種と乙種の2種類があり、甲種は授業料1年分相当額の半額及び図書費、乙種は授業料1年分相当額の半額の奨学金が授与されます。
- ③ 特待生の選考に合格した者の発表は、毎年6月頃の予定です。

2. 法学部奨学金

【第1種】 学業成績が特に優秀で（特待生に準ずる成績の者）、人物が優れている者に対し選考のうえ、授業料1年分相当額の40%が給付されます。公募制ではありません。（平成30年度採用人数 学部生12名、大学院生4名）

【第2種】 優良な資質を持っており、経済的理由により学費の支弁が困難な者に対し選考のうえ、第一部生：年額30万円、第二部生：年額15万円が給付されます。例年、前学期中に公募します。（平成30年度採用人数 第一部生25名、第二部生5名）

【第3種】 学業成績が優秀で、人物が優れており、海外学術交流協定校等に正規の留学生として留学を許可され、専門的研究を志す者に対し選考のうえ、往復航空運賃（エコノミークラス）及び留学先授業料1年分相当額を上限として給付されます。交換留学決定時等に受け付けます。（平成30年度採用人数 1名）

3. 法学部永田奨学金

第5代総長、故永田菊四郎博士からの寄付金を基金とし運用されている奨学金で、昭和34年度に設置されたものです。この奨学金は、国家試験（司法試験・国家公務員採用総合職試験等）の受験を志し、学業成績が優秀で、人物が優れている者に対し選考のうえ、年額12万円が給付されます。例年、前学期中に公募します。（平成30年度採用人数 10名）

4. 法学部山岡奨学金

第3代総長、故山岡萬之助博士のご遺族からの寄付金を基金とし、また、山岡記念文化財団からの寄付金により運用されている奨学金で、昭和62年度に設置されたものです。この奨学金は、国家試験（司法試験・国家公務員採用総合職試験等）の受験を志し、学業成績が優秀で、人物が優れている者に対し選考のうえ、年額12万円が給付されます。例年、前学期中に公募します。（平成30年度採用人数 10名）

5. 法学部杉林奨学金

元法学部教授、故杉林信義博士のご遺族からの寄付金を基金とし運用されている奨学金で、平成27年度に設置されたものです。この奨学金は、弁理士試験の受験を志し、学業成績が優秀で、人物が優れている者に対し選考のうえ、年額12万円が給付されます。例年、前学期中に公募します。（平成30年度採用人数 学部生2名、大学院生3名）

6. 日本大学小澤奨学金

元本部常任監事、故小澤三男氏のご遺族からの寄付金を基金とし運用されている奨学金で、昭和60年度に設置されたものです。この奨学金は、国家試験（公認会計士試験・税理士試験等）の受験を志し、学業成績が優秀で、人物が優れている者に対し選考のうえ、年額12万円が給付されます。公募制ではありません。（平成30年度採用人数 3名）

7. 法学部校友会奨学金

法学部校友会からの寄付金により運用されている奨学金です。日本大学校友会年会費（準会員）を納入している者が対象となります。

【第1種】 優良な資質を持っており、経済的理由により学費の支弁が困難な者に対し選考のうえ、第一部生：年額30万円、第二部生：年額15万円が給付されます。例年、前学期中に公募します。（平成30年度採用人数 第一部生5名、第二部生2名）

【第2種】 日本大学法科大学院に入学を許可され、次年度に入学する者。また、卒業後も校友会活動に貢献できる者に対し、年額24万円が給付されます。例年、後学期中に申請受け付けします。（採用人数 対象者全員）（平成30年度採用人数 10名）

8. 法学部後援会奨学金

法学部後援会からの寄付金により運用されている奨学金です。法学部後援会費を納入している者が対象となります。

【第1種】 学業成績が優秀で、人物が優れており、経済的理由により学費の支弁が困難な者に対し選考のうえ、授業料1年分相当額の半額が給付されます。例年、前学期中に公募します。（平成30年度採用人数 12名）

9. 日本大学事業部奨学金

株式会社日本大学事業部からの寄付金により運用されている奨学金です。学業成績が優秀で、人物が優れており、経済的理由により学費の支弁が困難な者に対し選考のうえ、年額24万円が給付されます。例年、前学期中に公募します。（平成30年度採用人数 7名）

10. 日本大学創立130周年記念奨学金

意欲と能力のある学生が、経済的理由により修学を断念することなく、安心して学べるよう家計困窮者の支援を目的とした奨学金です。

【第1種】 一般入学試験出願前に申請し、審査の結果採用となった者に対し、年額30万円が給付されます（授業料に充当されます）。毎年、継続審査（単位修得状況等）がありますが、審査通過者は最短修業年限給付されます。（平成30年度採用人数 16名）

【第2種】 修学意欲が堅固で優良な資質を持っており、経済的理由により学費の支弁が困難な者に対し選考のうえ、年額30万円が給付されます（後学期の授業料に充当されます）。例年、前学期中に公募します。（平成30年度採用人数 136名）

11. 日本大学創立100周年記念外国人留学生奨学金

私費外国人留学生を対象とした制度で、学業成績が優秀で人物が優れており、特待生その他の本学の奨学金を受けていない者、また、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生でない者に対し選考のうえ、授業料1年分相当額が給付されます。公募制ではありません。（平成30年度採用人数 1名）

12. 日本大学私費外国人留学生授業料減免

私費外国人留学生を対象とした制度で、授業料を一部減額することにより、経済的負担を軽減し、学業が継続され、留学の実を上げることを目的とした制度です。学業成績及び経済状況等の基準があり、審査を通過した者に対し授業料1年分相当

額の20%が減額されます（後学期の授業料に充当されます）。例年、前学期中に申請受け付けします。（採用人数 審査通過者全員）（平成30年度採用人数 学部生60名、大学院生30名）

13. 日本学生支援機構奨学金 （学外機関・貸与）

日本学生支援機構では、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行っています。奨学金は卒業後、定められた期間内に割賦の方法で返還しなければなりません。

(1) 奨学金の種類

第一種奨学金

無利子の奨学金が貸与されます。

第二種奨学金

有利子（年利3%を上限）の奨学金が貸与されます。

※経済的状況等により、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。（併用貸与）

(2) 募集の時期

第一種奨学金、第二種奨学金とも毎年4月に申込みに関する説明会を行います。なお、奨学金の申込みは原則年に1回のみなので、掲示等ご注意ください。（家計の急変等があった場合は、臨時採用を行いますので、学生課に相談してください。）

(3) 予約採用者

高校で大学奨学生採用候補者として決定通知を受け取っている者（進学届・確認書の提出）は大学の指定期日までに「採用候補者決定通知」等の必要書類一式を学生課に提出してください。期日までに手続きされない場合は、採用取り消しになるのでご注意ください。

詳細については、ホームページを参照してください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

14. その他の奨学金（学外奨学金）

地方公共団体や民間団体が、独自の方針に基づいて実施している奨学金で、各団体の選考によって奨学金が貸与または給付されますが、ほとんどの奨学金が学費の支弁が困難な者を経済的に支援することを目的としています。その他、留学生を対象とする奨学金もあります。これらの奨学金制度については、出身都道府県、市区町村の教育委員会等、または当該奨学金取扱機関に照会してください。本学部へ募集のある奨学金については、掲示で案内します。なお、奨学金によっては、他の奨学金との併給を認めない場合があるのでご注意ください。

15. 国の教育ローン （日本政策金融公庫）

奨学金ではありませんが、日本学生支援機構奨学金と同じく、国が運営する機関です。ローンですので返済しなければなりません。日本学生支援機構奨学金との併用も可能です。学校を経由した手続きではありませんので、詳しくは、教育ローンコールセンター【0570-008656】まで問い合わせてください。

※奨学金制度については、学生課へ問い合わせてください。

1. はじめに

海外留学が一部の限られた人を対象としたものであった時代は昔のことであり、現在では多くの若者が海外の大学へ留学しています。若い時期に海外留学で得た貴重な経験は、決してお金で買うことのできない、将来にわたっての貴重な財産となります。学部時代の海外留学をきっかけとして、海外の大学院へ進学して国際機関などで活躍し、あるいは企業へ就職して海外勤務に就いている卒業生も多数存在しています。

日本大学（本部）及び法学部では、多数の留学希望者の要望に応えるべく、様々な形で海外留学や外国語の習得をサポートする制度を用意しています。本学は世界の各地域に協定校を有しており、各自の希望に応じた留学先の選定が可能となっています。大学間の協定に基づいた交換留学では、受け入れ大学による手厚いサポートが用意されており、留学先で修得した単位の卒業単位認定制度も設けられています。

歴史、文化そして風習などの異なる海外での留学経験は、日本を見直す良いきっかけとなり、留学で得られた語学力や国際的なセンスは、自分の将来の選択肢を幅広いものとしてくれます。特に語学力は、若ければ若いほど上達も早いといわれており、若き日のパスポートは、皆さんの可能性を無限大のものとする可能性を秘めていると言えるでしょう。

就職活動の開始時期が早まり、それに乗り遅れることをおそれて留学をためらう人もいることと思います。しかし、早期の就職活動開始は企業への就職確定を必ずしも約束するものではなく、現在のような厳しい就職状況の中では、他の人が持っていない優れた点に企業は着目して採用を決定するでしょう。就職戦線を勝ち抜く上で、外国語能力、海外での経験をもとにしたものの考え方やセンスは、確実に強力な武器になることは間違いありません。

外国語を話せるようになりたいという希望を持つ人は多いのですが、言葉はあくまでもコミュニケーションのツール（道具）であって、そのツールを利用して何をしたいのが大事です。単なる挨拶だけではなく、外国語を使って専門的な話題をディスカッションできるようになるには、文法を含んだ基礎的な学習の継続が不可欠といえます。

大学とは関係なく自分で留学先を選定して留学する場合のみならず、大学が用意している交換留学制度による留学であっても、相当の語学力が要求されます。例えば、アメリカ留学であればTOEFL（Test of English as a Foreign Language）、イギリス留学であればIELTS（International English Language Testing System）において、一定の成績を取めることが条件とされています。本学では、TOEFL学習などのための正規授業を設けており、将来留学を希望する皆さんは、このコースを選択して学修すると共に、各国の留学に際して必要とされる語学試験に関する情報を早めに収集し、練習のつもりでこれらの試験を受けてみることもよいでしょう。

若き日は二度とやって来ませんし、大学卒業後に留学のチャンスに恵まれることはあまりありません。自分の可能性を信じて語学の習得に努めて欲しいと思います。皆さんの夢を実現するために、そして皆さんが持つ可能性を無限大のものとするために、本学は支援を惜しみません。Where there is a will, there is a way.（意志あるところに道は拓ける）。

2. 海外学術交流

日本大学及び法学部では、現在、以下の海外の主要な大学と学術交流協定等を結び、様々な形で交流を展開しています。また以下に掲載されている以外にも、日本大学本部では法学部以外の16学部が個別的に締結する多数の大学との交流協定を所管しています。

(1) 日本大学海外学術交流協定校数（2018年1月現在）

国名	協定校数	国名	協定校数
アメリカ	10校	アイルランド	1校
カナダ	1校	フィンランド	1校
ブラジル	1校	スウェーデン	1校
ガーナ	1校	デンマーク	1校
中国	12校	イギリス	1校
台湾	2校	ドイツ	2校
韓国	3校	オーストリア	1校
ロシア	2校	スイス	1校
オーストラリア	2校	フランス	1校
		スペイン	2校

(2) 法学部海外学術交流提携校数（2018年1月現在）

国名	提携校数
韓国	1校
中国	1校
台湾	1校
フランス	1校
ドイツ	1校
アイルランド	1校
オーストリア	1校

3. 海外留学制度

(1) 日本大学派遣交換留学・派遣留学制度

日本大学では、学術交流協定に基づき、以下の大学と留学生を交換及び派遣しています。

	プログラム区分	国名	派遣先大学名	留学期間	問合せ先	
(1)	英語圏	中国（香港）	香港教育大学	9月から約1年間	日本大学 学務部 国際交流課	
(2)		シンガポール	ナンヤン理工科大学	9月から約1年間		
(3)		アメリカ	ワシントン州立大学	8月から約1年間		
(4)			エリザベスタウン・カレッジ	8月から約1年間		
(5)			ウェスタンミシガン大学	8月から約1年間		
(6)			アラバマ大学バーミングハム	8月から約1年間		
(7)			ハワイ大学マノア校	8月から約1年間		
(8)			ケント州立大学	8月から約1年間		
(9)			ウェスト・アラバマ大学	8月から約1年間		
(10)			カナダ	トロント大学		9月から約1年間
(11)		アイスランド	ビフロスト大学	9月から約1年間		
(12)		アイルランド	メイヌース大学	9月から約1年間		
(13)		オーストリア	クレムス応用科学大学	9月から約1年間		
(14)		スイス	北西スイス応用科学・芸術大学	9月から約1年間		
(15)		スウェーデン	ストックホルム大学	8月から約1年間		
(16)		デンマーク	オーフス大学	8月から約1年間		
(17)		フィンランド	ラッペンランタ大学	8月から約1年間		
(18)		ドイツ	ドイツ	ヨハネス・グーテンベルク大学		10月から約1年間
(19)				ベルリン自由大学		10月から約1年間

	プログラム区分	国名	派遣先大学名	留学期間	問合せ先
(20)	フランス	フランス	アヴィニオン大学	9月から約1年間	日本大学 学務部 国際交流課
(21)	中国語圏	中国	北京大学	8月から約1年間	
(22)			鄭州大学	8月から約1年間	
(23)			山東大学	9月から約1年間	
(24)			台湾	国立台湾大学	
(25)	国立中興大学	9月から約1年間			
(26)	国立政治大学	9月から約1年間			
(27)	韓国	韓国	慶熙大学校	2月から約1年間	
(28)			延世大学校	2月から約1年間	
(29)			高麗大学校	2月から約1年間	

以上の大学については、平成30年度募集のものです。最新の情報等募集の詳細については、日本大学本部学務部国際交流課まで問い合わせてください。

(2) 日本大学法学部派遣交換留学制度

日本大学法学部では、学術交流協定に基づき、以下の大学に交換留学生を派遣しています。

	国名	学校名	留学期間	問合せ先
(1)	ドイツ	ヨハネス・グーテンベルク大学	10月から約1年間	日本大学 法学部教務課
(2)	フランス	アヴィニオン大学	9月から約1年間	
(3)	韓国	新羅大学校	3月から約1年間	

以上の大学については、平成30年度募集のものです。最新の情報等募集の詳細については、教務課まで問い合わせてください。

(3) 認定校留学制度

認定校留学とは、「日本大学派遣交換留学制度及び日本大学法学部派遣交換留学制度によらず、学生個人が留学先の大学を選定し出願して、入学許可を取得した上で、本学に留学を願い出て、公式な許可を受けて留学する」ことを言います。

認定校留学制度は、学籍や履修科目等について派遣留学制度に準じた取り扱いを提供することによって、本学学生の海外留学を支援することを目的としています。留学を志す多くの学生の皆さんが積極的に利用してくれることを願っています。

(4) 国費・私費留学制度

多くの国家が日本を初めとする諸外国から国費による留学生を募集しています。たとえば、アメリカにはフルブライト奨学金、イギリスにはブリティッシュ・カウンシル奨学金、ドイツにはドイツ学術交流会（DAAD）奨学金による留学制度があります。このような国費による留学は希望者が多く、一般的に相当高度な語学力を求められます。

私費留学であっても、とくに留学先が先進諸国の大学である場合には、大学が独自の奨学金制度をもっていたり、その国の国内の民間の奨学団体もあるので、それらを利用することも可能です。

国費または私費による留学については、図書館や市販の留学関係の書籍などを利用して調べることができます。また、留学希望先の国の在日大使館や所管の在日の機関に問い合わせることもよいでしょう。

4. 海外語学研修制度

日本大学では、イギリス・ケンブリッジ大学の中の名門校の1つであるペンブルックカレッジ及びアメリカのエリザベスタウン・カレッジにおいて、サマースクールを実施しています。法学部では独自に、ダブリンシティ大学（英語）、ウィーン大学（ドイツ語）、アヴィニオン大学（フランス語）、中国科技大学（中国語）、新羅大学校（韓国語）において語学研修を実施しています。

	国名	研修名	研修期間	問合せ先
(1)	イギリス	ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ サマースクール	夏期約4週間	本部学務部 国際交流課
(2)	アメリカ	エリザベスタウン・カレッジ サマースクール	夏期約3週間	
(3)	オーストラリア	オーストラリア短期海外研修	春期約5週間	
(4)	アイルランド	ダブリンシティ大学語学研修	夏期約4週間	法学部教務課
(5)	オーストリア	ウィーン大学語学研修	夏期約4週間	
(6)	フランス	アヴィニオン大学語学研修	春期約4週間	
(7)	台湾	中国科技大学語学研修	春期約4週間	
(8)	韓国	新羅大学校語学研修	夏期約3週間	

以上については、平成30年度実施予定のものです。詳細については、各問い合わせ先に確認してください。

5. 外国人留学生

日本大学には全体で約1,200名の外国人留学生が在籍しており、法学部には71名（平成29年度）の留学生が在籍しています。留学生と学部生との交流を積極的に進め、学生時代から国際交流に関する豊富な知識と経験を得ることを期待しています。

図書館の利用と概要

1. 法学部図書館とは

※ 公式名称は日本大学図書館法学部分館

図書館は法学部の神田三崎町キャンパスにおいてランドマークとしてのシンボル性を持った建物です。外観のランダムなストライプは、書籍が積み重なっている様子をイメージしています。

図書館は「大学の心臓である」「頭脳である」とも言われています。それは、大学における教育や研究活動を支える重要な機関であるからです。図書館では、学習に必要な資料（図書・雑誌・データベース等）を体系的に収集、保管し、利用者へ提供しています。現在、法学部5学科の専門分野の学術書を中心に約50万冊を所蔵しています。

2. 利用者支援

図書館利用ガイダンスやデータベース講習会等を開催し、よりよい図書館利用のために様々な支援をしています。

レファレンスサービスは、図書館の利用方法や学習、研究上のさまざまな問題の相談に応じます。資料の探し方・図書館の利用の仕方・あるテーマについてどんな文献があるのか知りたい等、わからないことがあれば、カウンターへお越しくください。

3. ラーニング・コモンズ

図書館の7階には、図書館資料や個人のPCを持ち込んで個人学習・グループ学習など行えるラーニング・コモンズが設置されています。

ラーニング・コモンズは、本学学生が自主学習・グループ学習などを行える場所として、また、授業・ゼミナールなどのために活用できる場所として、利用することを目的としています。互いにコミュニケーションを図りながら、自主的に学修するための空間として活用してください。

4. 利用上の注意

図書館への入・退館は、学生証のバーコード部分を入・退館ゲートの読み取り機にかざしてください。

貸出など各種図書館サービスを受ける時には学生証が必要です。利用の詳細については、「図書館利用案内」を通読してください。

5. 開館日時

開館時間

平日 8:30~22:00

土曜日 8:30~21:00

日曜日 10:00~17:00 (特定日)

※休館日は、日曜日(特定日)、祝日(授業実施日を除く)、創立記念日、休業中の一定期間です。なお、行事等により臨時に休館や開館時間を短縮する場合があります。

6. 図書館情報

図書館の開館日程や講習会などは、カウンター上のプラズマモニターや館内の掲示、また、年5回発行している「ライブラリーニュース」でもお知らせしています。「ライブラリーニュース」は、図書館内や校舎入口に設置しているラックに置いてあります。

図書館に関する情報は、法学部図書館ホームページやポータルサイトにも掲載しますので、確認してください。

法学部図書館ホームページ▶

(URL: <http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/>)



就職（進路）について

皆さんが法学部を卒業した後の進路には、就職、進学、留学、自営、起業などさまざまなものがあります。その中で多くの学生は、就職先を決定して大学を卒業していきます。これは、卒業後に自活し、さらに実りある豊かな生活を営んでいくためには、しっかりした経済的基盤が必要なためです。こうした生活基盤の確保のために最も有効な手段の一つが就職なのです。就職は皆さんのこれからの生活に大きな影響を与えるものであるということが出来ます。

どのような仕事をしながら、どのような生活を営んでいくかは、卒業後の長い社会生活にとって重要な要素となります。したがってどのような職業を選択するのか、本当に自分に向けた仕事は何か、そうした仕事に就くためには、どのような知識や技能や資格などが求められているのかといったことを理解することが大切になります。それゆえ皆さんには、今日から「就職」を意識して、自分のキャリア・プランを作成し、将来に向かって進んで行ってください。

1. 学生生活と進路決定

皆さんが法学部への入学を決めた時から、自分の将来について何かしら考えてきたことと思います。その将来の夢をどのようにして実現するかは、すべて皆さん自身で決めていかなければなりません。皆さんの就職に向けた活動の最初のことが時間割の決定です。大学でどのようなことを学んでいって将来につなげるかは、皆さん自身で決めていくこととなります。法学部では、各学科の特性を考えた科目を配置するとともに、人格の陶冶に向けた幅広い総合科目の選択や、学科横断的な履修もできるようになっています。自分に適した時間割を作成してください。なお、中学校や高等学校などの教員資格獲得に向けた教職課程も配置してあります。

法学部では、知識や資格が皆さんの進路決定に大きな影響を与えることが多いことに鑑みて、多くの学生研究室や課外講座を配置し、講義（授業）以外での知識習得、研究や学習、資格獲得、自己啓発の機会などを提供しています。皆さんも自分の将来に向けてこうした機会を大いに活用してください。

法学部では、皆さんに高い人気のある法曹や司法書士、行政書士、弁理士、経営などに関連する公認会計士、税理士、社会保険労務士などのほか、様々な資格獲得のための支援を行っています。留学や就職などに役立つものとしてTOEICやTOEFLをはじめとする語学検定のための講座も開設しています。幅広い知識が求められる公務員の職種に応じた指導体制として、学生研究室や課外講座を整えています。大いに活用してください。

各種資格や語学などの高スコアの獲得のためには、正規の講義（授業）で基礎学力や能力を身に付け、そのうえで各種試験などに向けた勉強に集中していく必要があります。法学部の学生の合格率を見れば、必ずしも難しいものでないことは理解できると思います。強い意志と意欲で希望をかなえるための努力をしてください。

就職先では多くの活躍の場が待っています。職種や役割には多様なものがあり、それに対応できる能力や知識を雇用先は求めています。国際競争がより激しくなっていくことが考えられることから、よりそうした要求が高まっていくことは必然です。皆さんにはそうした要請にこたえられるような能力や資格に加えて、主体性や創造性あるいは柔軟性なども求められています。

そうしたものは講義だけで身につくものではありません。ゼミナールでの共同研究やプレゼンテーション（授業）あるいはディベートなども大いに役立つはずで

す。またサークル活動を中心とした課外活動も皆さんを鍛えてくれるはずです。様々な交友や社会での他の人たちとの接触などを通じて自分自身を鍛え、個性と人間性の豊かな自己を確立して行ってください。

大学は皆さんが社会へ飛び出す最後の準備段階です。そこでは知識や技能のみならず、豊かな個性や人間性を身につけることが必要です。法学部では多様な方法で皆さんの就職活動の支援を行っています。多くの機会を活用することで、実りある人生に向けた準備をしてください。法学部では全組織を通じて皆さんの支援をしています。頑張ってください。

2. 社会で要求される資質

社会において要求される資質はおおむね次のようなものが挙げられます。

- ① 主体性や目的意識：自らの進路を決定する上で、自分はなぜそうしたいのかについての明確な目的を有していることが要求されます。
- ② 行動力・実行力：目的を実現するためにはどのようにすればよいかを熟考し、それを実際に行動に移すことのできる積極性が不可欠です。
- ③ 自己表現力・コミュニケーション能力：社会は多様な人びとで構成されています。自分の目的を達成するためには、他者との協力が不可欠です。自らの考えを明確に相手に伝える表現力、相手の意見をよく聴き、周囲の人々とのコミュニケーションを通じて、協調していくことが大切です。
- ④ 柔軟性・協調性：自分の信念を持つということは大切なことです。しかし、日々変化する今日の経済社会において固定観念にとらわれることは危険です。周囲の状況を見て、その場において何が最善の策かを見出すためにも、常に様々な変化に対して臨機応変に対応できる能力が必要です。

以上の4点は個人差もありますが、必ずしも先天的なものだけで養われるわけではありません。大学生活における交友関係、ゼミナール、サークル活動、その他様々な教職員との交流によって身に付けることも十分可能です。ゼミナールやサークルへの加入は強制ではありませんが、協調し共感できる感受性を持ち、役割分担を学び、自主性や協調性を養うためにも、是非、加入することをお勧めします。

3. 就職その他進路決定の支援体制

2019年3月卒業予定者の就職内定率は高水準を維持しており、いわゆる「売り手市場」が継続していることをうかがわせる結果となっています。就職活動期間は早期化・短期化が顕著となっており、早期に内定を得る学生が多くいる一方、準備不足から乗り遅れてしまう学生が出ていることも事実です。2020年3月卒業予定者に対しても企業の採用意欲は旺盛だといえますが、厳選採用の姿勢が崩れることはありません。志望企業から内定を得るためにはもちろんのこと、入社後のミスマッチを防ぐためにも就職活動にむけての準備が大変重要となります。社会に出るにあたっては、今後一層進んでゆくグローバル化に対応した語学力、環境適応力が大変重要であり、内向き志向であってはなりません。つまり企業が採用するにあたって要求するのは、できるだけ即戦力になりうる能力を有しているか、近未来、大きく開花・飛躍するだろうと期待させる潜在能力を身につけているか、言い換えればその企業に利益をもたらすか否かということです。それだけに皆さんにはより高い能力が要求されており、漫然と学生生活を送っていたのでは、就職する際に思わぬ困難に直面することになりかねません。

このことは、公務員になる場合にも当てはまります。法学部では、就職（進路）指導委員会と就職指導課の協力のもと、皆さんの就職その他進路決定についての相談に応じています。特に就職においては学生生活をどのように送ったかを一層重視

するようになっており、皆さんは入学と同時に自己の将来の進路について真剣に考え始めなければなりません。そのためにも授業科目の履修方法も慎重に考慮する必要があります。

就職（進路）指導委員会と就職指導課では、就職その他進路決定のために様々な行事を企画しており、皆さんがより多くの情報やテクニックを取得できるよう万全の体制を整えています。各種ガイダンス・適性試験の実施、資料閲覧コーナーの充実、パソコン（インターネット使用環境）及びいつでも相談できる「就職相談コーナー」の設置などがそれです。ただし、自己の進路を決定するのはあくまでも皆さん自身です。就職指導課などで収集した情報やテクニックを基に自己の適性、進路、将来の展望を自分自身で発見する、いわゆる自己啓発・自己実現に努めてもらいたいと思います。また、就職・進路で疑問や迷いが生じたら、「就職相談コーナー」を積極的に活用してください。

〔就職（進路）関係資料〕

- ① 進路ガイド（1年次生・4月配布）
- ② 就職活動ガイドブック（3年次生・9月配布）

〔就職（進路）関連行事〕

- ① 通年で就職活動のサポートとなる行事を開催しています
- ② 法学部校友会との共催で以下のような行事を開催しています
 - 1) マスコミ・メディア就活セミナー
 - 2) 法学部就活セミナー（OB・OG就職相談会）
 - 3) 資格・検定・公務員試験合格者褒賞授与式

各種課外講座について

法学部では、学生の皆さんの進路選択の幅を広げ、将来の多様な進路計画（キャリア・デザイン）に対応すべく、課外講座として各種資格試験講座や就職対策講座を開講しています。この課外講座は、全学科の学生が低廉な受講料と教材費で受講可能です。資格には大別して「国家資格」「公的資格」「民間資格」の3種があります。本学部では社会的に評価が高い資格を中心として法律分野4講座「司法書士」「社会保険労務士」「行政書士」「宅地建物取引士」、会計分野2講座「簿記（日商簿記検定2級）」「ファイナンシャル・プランニング技能士（2級）」、就職対策2講座「SPI3対策講座」「秘書技能検定（準1級・2級）講座」を設置しています。また、公務員試験対策として公務員講座（3コース）を、教員試験対策として教員講座を開講しています。

各課外講座の開講情報や内容については、就職指導課で配布している「資格・検定・公務員試験サポートガイド」・「課外講座案内」を参照し、講座ごとに実施する説明会に参加してください（注：上記は2019年度開講予定講座です）。

〔課外講座案内資料〕

- ① 資格・検定・公務員試験サポートガイド
- ② 課外講座案内

上記、課外講座とは別に、海外留学や外国語の習得を望む学生の増加に応えて、次頁のとおり課外講座を実施しています。詳細については、教務課掲示にて確認してください。

	講 座 名	開講期間
(1)	英検/IELTS集中課外講座	6・7・10・11月
(2)	TOEIC集中課外講座	6・11月
(3)	TOEFL課外講座	5～7月, 10～12月
(4)	ライティング課外講座	5～7月, 10～12月
(5)	やさしい英語ディスカッション講座	5～7月, 10～12月
(6)	留学・海外研修のためのドイツ語講座	5～7月
(7)	ドイツ語検定試験対策講座	10～12月
(8)	留学・海外研修のためのフランス語講座	10～12月
(9)	留学・海外研修のための中国語講座	10～12月
(10)	ドイツ語短期集中課外講座	3月

学生研究室について

法学部には資格取得・公務員試験対策のため、以下の学生研究室が設置されています。入室を希望する場合は5号館2階で配布している「学生研究室案内」を参考の上、研究室ごとに実施する説明会に参加してください。

法学研究所学生研究室部門

- ① 司法科研究室（法科大学院進学・司法試験予備試験・司法試験対策）
- ② 司法書士科研究室（司法書士試験対策）
- ③ 税理士科研究室（税理士試験対策）

政経研究所学生研究室部門

- ① 行政科研究室（国家公務員採用試験〔総合職〕・国家公務員採用試験〔一般職〕・地方公務員採用上級試験対策）
- ② 公認会計士科研究室（公認会計士試験対策）

国際知的財産研究所研究室部門

- ① 弁理士科研究室（弁理士試験対策）

大学院法学研究科の概要

大学院法学研究科は、社会科学を主な研究対象とし、現代における多様な社会現象を、高度な学理をもって法学・政治学的に究明すると同時に、幅広い教養を身につけた専門性豊かな研究者の養成、社会の要請に応えた高度専門職業人の養成をなし、社会人の再教育によるキャリア・アップを目指すための高度な教育を提示しています。専攻は公法学・私法学・政治学の3専攻があり、博士前期課程（2年）と博士後期課程（3年）の2つの課程に分かれています。

博士前期課程は専攻科目を主として30単位以上を修得し、学位論文を提出して最終試験に合格した者に対し、それぞれの専攻により修士（法学）、修士（政治学）の学位が授与されます。博士後期課程は博士前期課程を修了した者が選考により入学を許可され、専攻科目につき所定の研究指導を受け、独創的研究に基づく学位論文を提出して最終試験に合格した者に対し、専攻により博士（法学）、博士（政治学）の学位が授与されます。また、学位論文が法学または政治学の分野に関連する学際的研究である場合には、博士（学術）の学位が授与されます。

一般入学試験は、9月（博士前期課程）と2月（博士前期課程）に2回実施されます。また、本学部卒業見込者で一定の推薦基準を充足している者については、一般入学試験と同時期に2回実施される推薦入学試験（博士前期課程）を受験することができます。選考内容は、一般入学試験が書類審査と筆記試験（外国語・論文）、推薦入学試験が書類審査と口述試験によって行われます。博士後期課程の入学試験は、2月に実施され、書類審査及び修士論文等の審査並びに筆記試験（外国語・論文）、口述試験によって行われます。

また、博士前期課程には社会人特別入学試験があります。この入学試験で入学すると、社会人等の生活・勤務形態に応じた履修が可能となっています。この社会人特別入学試験は、第1期：11月・第2期：2月・第3期：3月の3回実施され、選考内容は筆記試験（論文）と口述試験です。さらに、社会人特別入学試験には、政治学専攻公共政策コースとして、標準コースと1年コースがあり、後者は出願資格に該当したものは1年間で修了が可能です。両コースの選考は、書類審査と口述試験のみで行われます。

さらに、本研究科に進学を希望する学部4年次生で一定基準を充足した者を対象として、入学前の4年次在学中に大学院博士前期課程科目の履修を行うことができる大学院科目早期履修生制度があります。

なお、本大学を卒業した方は、入学金が免除となります。

この他大学院についての詳細は、教務課まで問い合わせてください。

専攻別入学定員

研究科名	専攻別	前期課程定員	後期課程定員
法学研究科	公法学専攻	30名	4名
	私法学専攻	30名	4名
	政治学専攻	15名	4名

※上記入学定員は、本研究科で行われる全ての入学試験の合計定員です。

大学院法務研究科の概要

1. 法曹養成制度の中核としての法科大学院

本研究科は、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院（法科大学院）です。法曹（裁判官・検察官・弁護士）となるには司法試験に合格することが必要ですが、司法試験の受験資格は、原則として法科大学院の課程を修了した者に与えられます（司法試験法4条1項1号）。

修了には、原則3年間の在籍が必要です（未修者コース）。ただし、法学の基礎を学んだと認定された者は、2年間で修了することができます（既修者コース）。

既修者コース	未修者コース
2年間	3年間

司法試験は修了後5年間受験することができます。司法試験合格後、1年間の司法修習を終えると、晴れて法曹として活躍することができます。

2. 法務研究科での教育

本研究科では、研究者と実務家からなる教員により、双方向の少人数教育を実施しています。すなわち、本研究科は入学定員を60名と絞った上、法律基本科目（講義科目）では1クラス20～30名程度、法律基本科目（演習科目）や法律実務基礎科目や演習科目では、15名程度の規模で徹底した少人数授業による、個別指導を含めたきめ細かい教育に努めています。

法律基本科目を十分に修得すれば、他の関連科目に十分対応できるとの認識の下、司法試験に合格し実務法律家になるために必要とされる法律基本科目に重点を置いたカリキュラムを編成しています。

なお、本研究科は夜間開講もしており、働きながら法曹を目指すことが可能です。

3. 充実の支援体制

本研究科では、専用図書室や、朝7時から夜12時まで利用可能な自習室を設置しており、学習環境の充実に努めています。弁護士である助教による学習相談も行っており、入学前の研修や、修了後の学修環境の継続（研修生制度）と併せ、継続的に学ぶ環境が整っています。

また、経済的支援（独自の給付奨学金等）も充実させており、学部時代にきちんと法律の基礎を身に着けた方が集中して学べる環境を提供しています（本学出身者は入学金が免除となります）。

出身法曹による校友組織（日本大学法曹会）にも、就職支援を含めた各種支援を行って頂いています。

4. 進学に当たって

本研究科では、法学部と法曹養成に向けた緊密な連携を取りつつも、独自の方針に基づき入学試験を実施しています。従って、法学部を卒業しただけでは、自動的に既修者となるものではない点につき留意してください。

なお、本学法学部には、大学院進学者を対象とした早期卒業制度があります。「学部3年+法科大学院2年」の5年間で司法試験受験資格を得ることも可能ですので、積極的にチャレンジしましょう。

法曹養成の仕組みや本研究科について詳しく知りたい方は、進学説明会・相談会に参加されるか、大学院事務課までお問い合わせください。

最後に、一人でも多くの方が本研究科で学び、法曹として広く社会で活躍されることを希望しています。

大学院新聞学研究科の概要

1. 本研究科の目的

本研究科は「高度に情報化された民主的社会におけるジャーナリズムおよびメディアの公共的な重要性に鑑み、新聞学のより専門的な知識及び実践能力の涵養に努め、もって民主主義および民主的社会の発展に資する」という理念に基づき開設された日本で唯一の「新聞学」との名称を冠した研究科です。新聞学専攻博士前期課程（平成22年4月開設）と新聞学専攻博士後期課程（平成25年4月開設）によって構成されています。ここでいう新聞学とは、ジャーナリズムの訳語であり、その基盤は本学法学部新聞学科にあります。

本研究科の研究対象は、ジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域であり、学際的・融合的な体系及び学理を構成する領域も、文学、社会学、政治学、社会心理学、文化人類学などとても多岐にわたっています。このように現代新聞学の射程は大きな広がりを持っています。

近年、デジタル化を原動力とするメディア技術の急速な発展、それがもたらすジャーナリズムやメディア環境の変化は、関連する政策、法制、諸制度のパラダイムを転換させ、公共性の再考と新たな倫理構築という課題を研究者や研究機関などに突きつけています。それゆえ、ジャーナリズムやメディアの研究・実践に関わる者にとって、さまざまな課題に対する批判的思考力に基づく洞察力、分析能力及び解決能力の涵養が求められているのです。そうした能力を礎にして、新たな公共性原理を構想し、現実に実現可能なパラダイムへと変換し、新たな倫理観を構築することは、高度な専門知や実践知の発現であり、それはジャーナリズム及びメディアの質の改善・向上に寄与することになります。

2. 博士前期課程

① 養成する人材

博士前期課程においては①「新聞学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者、教員を養成すること」②「新聞学に基づく高度な専門知識・実践能力を持つ高度専門職業人を養成すること」を目的としています。後者はマス・メディアなどで活躍するジャーナリストを意図していますが、そこにはすでにマス・メディアなどで働いている方たちに対するリカレント教育なども含んでいます。

② 教育課程

教育課程について、博士前期課程においては①研究者養成②ジャーナリスト（職業人）養成の2つの履修モデルのもとで、理論的研究、制度的研究、歴史的研究という3つの研究・教育スキームに依拠しています。こうして、研究・教育を基礎から応用へと段階的に進められるようにⅠ類 基幹研究科目、Ⅱ類 展開科目、Ⅲ類 文献研究、Ⅳ類 演習科目、Ⅴ類 研究指導の5つの類が設定され、これら講義を修得した上で、教員の専門的な指導によって修士論文を作成していきます。

③ 定員と学位

博士前期課程（2年間）は入学定員10名（収容定員20名）。専門科目などを中心に30単位以上の学科目を修得し、予備審査を通過した後に学位論文を提出して本審査に合格した者に対して、修士（新聞学）の学位が授与されます。

④ 入学試験

入学試験については、博士前期課程は一般入学試験第1期（11月下旬）と第2期（2月中旬予定）の2回実施されています。同時期に社会人特別入学試験と留学生試験も実施されます。また、推薦入学試験は9月下旬に加え、一般入学試験と同時

期の3回実施されます。一般入学試験の選考方法は書類選考と筆記試験（母国語を除く外国語・新聞学に関する論文）及び口述試験です。

社会人特別入学試験選考方法は書類選考と小論文及び口述試験です。

留学生試験の選考方法は書類選考と筆記試験（日本語・新聞学に関する論文）及び口述試験を行います。

推薦入学試験の選考方法は書類選考と口述試験です。

3. 博士後期課程

① 養成する人材

博士後期課程では前期課程で養成する人材に加えて教育・研究機関のみならず、企業、行政及び国際機関などの中核的ポジションへの奉職を目指し、「新聞学に基づく高度な専門知識の開発と蓄積によって培われた洞察力、分析力及び問題解決能力を有した人材」を養成することを目的としています。

② 教育課程

博士後期課程では博士前期課程と同様に理論系科目、制度系科目、歴史系科目という3つの研究・教育スキームが設定され、ジャーナリズムについてそれぞれ「理論」「制度」、「歴史」の「特殊研究」「特殊演習」を展開、これに「合同演習」を加え、3年間の「研究指導」を通じて博士論文を作成します。

③ 定員と学位

博士後期課程（3年間）は入学定員3名（収容定員9名）、上述の講義12単位以上を修得し、レフェリー制のある学術雑誌への関連論文の掲載など論文提出に必要な条件を満たしたうえで提出された学位論文の学位論文審査に合格した者に、博士（新聞学）の学位を授与します。

④ 入学試験

博士後期課程入学試験の選考方法は、①書類審査 ②修士論文もしくは研究レポート ③筆記試験（外国語（留学生は日本語）・論文）の審査 ④口述試験です。博士後期課程の入学試験は、博士前期課程第2期一般入学試験（2月中旬予定）と同時期に実施される予定です。

4. 受験生へのメッセージ

本研究科は、ジャーナリスト志望の学生に対して、現場で働くジャーナリストを講師に招いて、理論などの学術的な研究と共に実践的な事柄についても学べる教育を行っています。また、日本という地域特性を踏まえて、ジャーナリズム教育の伝統と歴史のある西欧諸国に限定することなく、広くアジア諸国などの留学生に対しても門戸を開いています。

また都心部にあるという地理的利便性、夜間にも講義を開講している点などから、ジャーナリズム・メディア関連の実務経験者や在職者のスキルアップ、これらに興味のある社会人の方々の入学も歓迎致します。

各種手続・配布物一覧表

※各種手続の際には学生証を呈示してください。

また、*印については手数料が必要となるので次頁一覧を参照してください。

項 目	受付及び手続場所	備 考
履修登録（含、相互履修）	教 務 課 (Live Campusを含む)	履修登録の手引き及び時間割表をガイダンス時に配布
時間割表		〃
試験欠席届（追試験受験届）		印鑑持参（詳細は掲示を確認すること）
*再試験受験届		
成績表交付		
休学願		
復学願		
退学願		
卒業手続		
留年手続		
学生証発行（*再発行を含む）		
*在学証明書の発行		証明書自動発行機で発行可
*成績証明書の発行		証明書自動発行機で発行可
*卒業（見込）証明書の発行		卒業見込証明書の発行 前学期発行：88単位以上修得済の4年次生のみ 後学期発行：102単位以上修得済の4年次生のみ
*人物考査書発行（教員志願用）		
氏名の変更		氏名の変更には証明書持参
保証人変更届		
語学分野課外講座		
学割証発行		学 生 課
通学証明書発行		
*健康診断証明書発行	証明書自動発行機で発行可	
現住所変更	ポータルシステムにて変更	
奨学金制度に関する事		
海外渡航に関する事		
拾得物・遺失物		
アルバイト等紹介・アパート等紹介		
大学の施設使用手続・大学の物品使用手続		
厚生施設の利用（学生）		
学費の納入	会 計 課	
学費支弁者住所変更		ポータルシステムにて変更
厚生施設利用料等の納入		
推薦書発行（就職試験用）	就 職 指 導 課	
履歴書配布（就職試験用）		
NU就職ナビ（進路予備調査カード）		
卒業・修了後の進路届		
就職に関する事		
課外講座に関する事項		
資格・検定・公務員試験合格者褒賞制度に関する事項		
司法科研究室に関する事項	研 究 事 務 課	
司法書士科研究室に関する事項		
弁理士科研究室に関する事項		
税理士科研究室に関する事項		
行政科研究室に関する事項		
公認会計士科研究室に関する事項		
図書館の利用に関する事	図 書 館	
転科・転部（第一部・二部間）に関する事	入 学 セ ン タ ー	
COLNetに関する事	情 報 セ ン タ ー	

証明書発行手数料等一覧

種 類	摘 要	金 額	手 続 先	作成に要する日数	備 考
在学証明書	1 通につき	100円	教 務 課	即日	証明書自動発行機で発行可
成績証明書	〃	200円		即日	〃
卒業見込証明書	〃	100円		即日	4 年次生のみ 証明書自動発行機で発行可
英文証明書（オリジナル）	〃	600円		7 日	申込 1 回につき 1 通目をオリジナル
英文証明書（コピー）	〃	200円		7 日	申込 1 回につき 2 通目以降をコピー
教育職員免許状取得見込証明書	〃	100円		3 日	
学力に関する証明書（社会・地歴・公民 各）	〃	200円		3 日	
人物考査書（教員志願用）	〃	100円		面接後 3 日	
学生証再発行	—	1,000円		2 日	
健康診断証明書	1 通につき	100円	学 生 課	即日 ※発行は5月上旬～ 3月中旬まで	証明書自動発行機で発行可